

博士（経済学）学位請求論文

森林管理における財産区制度の可能性

2016 年

一橋大学大学院経済学研究科

浅井 美香



## 目次

序章 課題と分析視角 .....	1
序.1 本稿の課題 .....	1
序.2 自然資源管理主体に関する理論—北米コモンズ論を中心に— .....	2
序.3 日本の現状に合わせた分析枠組みの必要性 .....	4
序.4 なぜ日本の森林・林業か .....	5
序.5 なぜ山林財産区か .....	5
序.6 本稿の構成 .....	8
参考文献 .....	11
第 I 部 史的展開 .....	15
第 1 章 戦後民有林林業 .....	15
1.1 課題 .....	15
1.2 戦後復興期 .....	16
1.3 高度成長期 .....	16
1.4 中成長期前半（1970 年代） .....	20
1.5 中成長期後半（1980 年代） .....	22
1.6 低成長期（1990 年代） .....	23
1.7 生産拡大期（2000 年代） .....	25
1.8 公有林政策 .....	26
1.9 小括 .....	27
参考文献 .....	36
第 2 章 財産区制度 .....	39
2.1 課題 .....	39
2.2 前史—村持財産を管理・利用する入会集団— .....	39
2.3 官民有区分—入会地の官有と民有への分離— .....	40
2.4 町村制—村持財産の公有化政策— .....	40
2.5 旧財産区の創設 .....	41
2.6 部落有林野統一事業—部落有財産の市町村への取り込み— .....	42
2.7 昭和の大合併と新財産区の設置 .....	43
2.8 小括 .....	44
参考文献 .....	46
第 II 部 統計分析 .....	47
第 3 章 林業センサスからみた森林経営の動向—1960 年から 2010 年まで— .....	47
3.1 課題 .....	47
3.2 方法 .....	47
3.3 結果 .....	49
3.4 考察 .....	53

3.5 小括 .....	54
参考文献 .....	62
第4章 財産区による森林経営の諸類型とその変化—1974年度から2010年度まで— .....	63
4.1 課題 .....	63
4.2 方法 .....	63
4.3 結果 .....	70
4.4 考察 .....	80
4.5 小括 .....	81
参考文献 .....	100
第III部 事例研究.....	103
第5章 森林経営からの撤退—神奈川県相模原市青根財産区—.....	103
5.1 課題 .....	103
5.2 方法 .....	103
5.3 調査地の概要.....	103
5.4 森林経営の変遷.....	105
5.5 小括 .....	110
参考文献 .....	119
第6章 森林経営の再活性化—長野県佐久市大沢財産区—.....	121
6.1 課題 .....	121
6.2 方法 .....	121
6.3 調査地の概要.....	121
6.4 森林経営の変遷.....	123
6.5 小括 .....	149
参考文献 .....	171
補章 予備調査.....	175
補.1 概要 .....	175
補.2 電話調査を通じて明らかにされた財産収入型と支援活用型の特徴.....	175
終章 総括.....	177
終.1 統計分析からみた森林経営の動向.....	177
終.2 事例からみた森林経営の動向.....	178
終.3 協治論 (collaborative governance) .....	182
終.4 残された課題.....	183
参考文献 .....	186
謝辞 .....	187

## 序章 課題と分析視角

### 序.1 本稿の課題

日本では、農林水産業の縮小に伴い自然資源管理を担う主体が減少し、管理水準が低下し、様々な外部性<sup>1</sup>問題が生じている。すなわち、1990年代より、原生自然だけではなく、人間の手によって管理された自然である二次的自然の重要性が一般に認識されるようになった<sup>2</sup>。これら自然資源の恵みは、所有者だけではなく不特定多数にもたらされる。管理水準が低下し、外部不経済が生じる時、社会は管理を担う主体を維持しようとするし、何らかの形で関与しようとする。自然資源管理をめぐって日本が直面している課題とは、①どのように管理の担い手を持続可能な形で形成していけばよいのか、②どのように他の組織や個人が関与するのか、である。これらは低経済成長期を迎えた国で共通する課題であり、経済成長を続ける国でも将来、類似の課題を持つと予想される。

1968年に生態学者 Hardin によって Science 誌に「コモンズの悲劇」が公表されると、コモンズが環境科学において重要概念となった。Dietz et al. (2002=2012: 18) は、コモンズを「共同所有もしくは共同利用の側面を持つ、資源や設備、あるいは所有制度」と定義している。1980年代半ば以降、地域共同体が自然資源を持続可能な形で共同利用してきた事例が共有されるようになり、コモンズの現代的意義が指摘されるようになった。

北米コモンズ研究の主な命題は、資源を過剰利用せず、持続可能に利用するような制度をいかに構築するかであった<sup>3</sup>。発展途上国の開発援助の文脈のなかで議論がされてきたので、日本が直面しているような、低経済成長下で生じる課題は議論の中心にはならなかった。

Stern et al. (2002=2012) は、1985年から2000年までのコモンズ研究を総括し、今後、充実すべき課題として、①社会的・歴史的な文脈の影響の理解、②資源管理制度をめぐる動態の理解、③制度を跨るリンケージの役割の理解、④他のコモン・プール資源 (Common-Pool Resources) への研究対象の拡張、をあげている。日本が直面している課題は①、②、③と関連する。日本は低経済成長期に入り自然資源管理をめぐる問題の構造が変化した。①の社会的・歴史的な文脈の影響を理解することなしには、日本における自然資源管理制度の持続可能性条件を検討することはできない。自然資源の管理や利用が以前ほど利潤をもたらさなくなり、所有者が自然資源の管理水準を維持できなくなると、管理をめぐる制度を柔軟に変化させなければならないし、第三者 (政府、企業、NPO 法人、個人など) の何らかの関与が必要となる。②の資源管理制度をめぐる動態や③の制度を跨るリンケージの理解は日本の現状に鑑みると重要な論点となる。したがって、日本の低経済成長期における自然資源管理を素材にすることで、北米コモンズ研究の枠組みでは十分に議論されてこなかった課題を議論することができるといえる。

<sup>1</sup> 本稿では外部性を次の意味で用いている。「ある消費者や生産者の経済活動が他の消費者や生産者に影響を与えること」(金森他編 2002)。

<sup>2</sup> 飯國 (2009)。

<sup>3</sup> 三俣他 (2008)。

本稿の研究アプローチは経営指標を用いた類型化と事例研究の統合である。第4章では、コモンズの特徴を持つ財産区（後述）を対象にして、自然資源の管理や利用の観点から類型化し、各類型の動向を考察する。この作業によって、財産区の動向を他の自然資源管理主体と比較したり、個別事例の代表性について論じたりすることができるようになる。類型化の際、指標として用いる経営指標は、高度に発展した市場経済の下では、①資源の管理レベル、②組織の持続可能性、③第三者の関与のあり方、に影響を与えるので、自然資源管理を議論する上で欠くことのできない指標である。なお、経営指標の詳しい説明は第4章で述べる。

ただし、経営指標を基にした類型化は上記で述べた課題に答えるのに必要ではあるが十分ではない。なぜなら、経営指標では貨幣評価できる限られた変数しか把握できないからである。私企業が経済の目的を利潤最大化に置くのに対し、共同体はその目的を構成員の福祉の最大化や共同体の持続可能性に置く。また、共同体については、非商品化経済部門も考察対象となる<sup>4</sup>。したがって、共同体を研究対象とする時、貨幣評価された変数のみに注目すると、共同体に影響を与える他の変数を見落とす可能性がある。事例研究は、貨幣評価できない変数や、研究者が想定していなかった変数を見つけるという意味で、有用なのである。また、地域の社会的・歴史的な文脈においてそれらの変数が当事者にどのように受け止められ、行動につながったのかも検証できる。

本稿では、①経営指標に基づく類型化と②成功条件を検証するための事例研究を組み合わせることで、低経済成長期を迎えた国における、自然資源管理の持続可能性条件を考察する。

## 序.2 自然資源管理主体に関する理論—北米コモンズ論を中心に—

上述の通り、Hardin が1968年に公表した「コモンズの悲劇」に関する論文によってコモンズへの科学的関心は始まった<sup>5</sup>。Hardin はすべての人が使用できる牧草地を例にあげてコモンズの悲劇を説明している。牧夫は牛を1頭増やすことで1頭分の便益を得るのに対し、追加の1頭がもたらす費用はすべての牧夫が負担する。合理的な牧夫は次々に牛を増やし、他のすべての牧夫も同様に行動するので、最後には牧草地は増えた牛によって食べ尽くされ、1頭も養えなくなる。Hardin は「共有地における自由は、すべての者に破滅をもたらす」<sup>6</sup>とまとめ、共有地の悲劇を回避するためには私有あるいは政府所有といった「単一主体による所有」が重要であると主張した。

この主張は、Harold Demsetz などが主張した命題、すなわち私有制により費用と便益を内

<sup>4</sup> 多辺田 (2014)。

<sup>5</sup> Hardin (1968) が発表される前に、「コモンズ (commons)」、「共有資源 (common property resources)」もしくは「共有財産 (common property)」をタイトルに含む英語による学術論文はわずか17例しかない (Dietz et al. 2002=2012: 10)。

<sup>6</sup> Hardin (1968) p. 1244。

部化すると、自然資源の効率的配分がもたらされるという新古典派的命題に合致するものであった<sup>7</sup>。あるいは、Karl Marx や Herbert Spencer などが想定した経済発展論、すなわち経済が発展するとともに、共同体が解体され、他の組織形態によって置換されるという枠組み、にも矛盾しないものであった<sup>8</sup>。その結果、1980年代半ばまで自然資源を保全するためには市場と国家が制度的手段として最適であるという考えが主流を占めたのである<sup>9</sup>。

1980年代後半以降、「共有資源の取り決めとコモン・プール資源に関する研究の爆発的な隆盛」<sup>10</sup>があり、市場や政府の失敗が広く認知されるとともに、共同体がコモン・プール資源の持続可能な利用を実現してきたという多くの事例が共有されるようになった<sup>11</sup>。また、概念整理が進み、資源の特徴と所有権制度を区別する意義が指摘された<sup>12</sup>。

「コモン・プール資源」の特徴は、①資源が利用されれば、その分なくなるという「控除性 (subtractability)」<sup>13</sup>と、②潜在的な受益者を資源由来の恩恵から排除することが困難となる「非排除性」である。コモン・プール資源は、①控除性という特徴から過剰利用、②非排除性という特徴からフリーライダー問題を招きやすい。

所有権制度は、大きくみると、オープンアクセス、私有、共有、公有の4つに分類できる。

Feeny et al. (1990) は、コモンズの悲劇に関する総説論文において、上記の概念整理をもとに、次の3点を主張した。第1に、Hardin はコモン・プール資源のうち、オープンアクセスの状態にある資源を対象にしていたにもかかわらず、あたかもすべてのコモン・プール資源にあてはまるかのように議論したため、共有地について誤解をもたらした。第2に、生態系の持続可能性を評価軸とすると、どの所有権制度が優れているとはいえず、より様々な要因の相関関係に注意すべきである。第3に、コモン・プール資源であっても、制度設計により、潜在的な受益者を排除することや、利用や利用者にルールを設けることが可能である。

1990年には、Elinor Ostrom によって *Governing the Commons* が公刊された。本書は、共有資源とは歴史的な興味の対象でしかないという考え方に終焉をもたらした記念碑となった

<sup>7</sup> 宇沢 (2015) p. 51。

<sup>8</sup> Agrawal & Gibson (1999) pp.630-631。

<sup>9</sup> Agrawal (2002) p. 58。

<sup>10</sup> Agrawal (2002) p. 58。

<sup>11</sup> Berkes, et al. (1989) p. 91。

<sup>12</sup> Dietz et al. (2012 [2002]) p. 25。例えば、市場や政府の失敗について次のように指摘されている。Kapp (1950) は、①無統制の競争状態のもとにおいて私的企業がしばしば社会的費用を生じせしめること、②これらの社会的費用は企業家の支出の中には算入せられず、第3者または社会全体に転嫁され且つそれらによって負担されること、を論じた。宮本 (2007) は、公害史を念頭に、政府の欠陥について次の3点を指摘した。①社会主義国が資本主義国と同じように公害問題を経験していること、②民間企業と同じように公企業や公共事業が環境問題を引き起こすこと、③政府の規制や予防の欠陥が公害・環境政策の遅滞あるいは失敗をもたらすこと、である。

<sup>13</sup> 「控除性」は、消費の共同性、消費の競合性など多くの別称がある (Dietz et al. 2002=2012:27)。Berkes et al. (1989)、Feeny et al. (1990)、Dietz et al. (2002=2012) では控除性 (subtractability) と表現していたので、本稿では彼らの用語の使い方にしたがった。

14. 2009年、Ostromはノーベル経済学賞を受賞することになった。Ostromの経済学への最大の貢献は「共有資源に利害関係をもつ当事者が自主的に適切なルールを取り決めて保全管理をするというセルフガバナンス（自主統治）」<sup>15</sup>の可能性を示したことにある。以上のように、1990年代には、政府による規制や私有以外の第3の道であるコモンズに注目が集まるようになったといえる。

### 序.3 日本の現状に合わせた分析枠組みの必要性

ただし、北米コモンズ研究の焦点は持続可能な自然資源の管理を実現する制度の設計原理だったので、社会的・歴史的な文脈や制度を跨るリンケージについての研究は限られてきた<sup>16</sup>。Agrawal (2002: 2012=80)は、共有資源に関する総説論文において、市場や技術、国家、人口圧といった外部の要因について、コモンズ研究者がほとんど焦点をあててこなかったと指摘した。

先に述べたように、北米コモンズ研究は、Hardinの「コモンズの悲劇」論文を出発点とし、発展途上国の開発援助の文脈で発展してきたので、資源の過剰利用を避けることができる制度の構築を主に目指していた。しかしながら、発展途上国と低経済成長を迎える日本とは問題構造が異なる。

発展途上国では、財とサービスの外部市場との統合度が低く、先進国に比べて資源の近代的な所有権が確定していない。人口が増大し、高い経済成長が続き、資源の過剰利用が問題となっている。他方、日本は1876年の地租改正により近代的土地所有権がほぼ確立し、市場が高度に発展し、コモンズが管理・利用してきた資源の一部も市場との統合が進んできた。1973年以降、経済成長率は低くなり、2000年代後半頃から人口減少時代に入った。産業構造の変化により、農林水産業が衰退するとともに、農林水産業に依拠してきた地域が過疎となり、自然資源の過剰利用が問題となっている<sup>17</sup>。以上のように、北米コモンズ研究が暗黙裡に想定していた世界とは異なる状況に日本は置かれており、日本の課題に合わせた分析枠組みが必要となっているのである。

日本のように低経済成長期にある国においては2つの大きな課題がある。第1に、農林水産業が縮小する中で、コモンズを管理する人的資源をどのように持続可能な形で形成していくのか。第2は、政府や市民社会がどのようにコモンズの資源管理に関与するのかという、制度を跨るリンケージに関する課題である。Ostrom (1990)の設計原理では、政府は、利用者の自主的管理を阻害しないという消極的役割を果たすことが主に期待されていた<sup>18</sup>。

<sup>14</sup> Agrawal (2002) p. 64. Agrawalは *Governing the Commons* に加えて、*Village republics* (Wade, R. (1989). Cambridge University Press.) も、共有資源をめぐる論調の変化に貢献したと評価している。

<sup>15</sup> 岡田 (2009)。

<sup>16</sup> Agrawal (2002)、Berkes et al. (1989)、Berkes (2002)、Young (2002)。

<sup>17</sup> 自然資源の過剰利用を論じた文献として、例えば飯國 (2012) や河田 (2009) がある。

<sup>18</sup> 「コモンズ長期存立のための8条件」 (Ostrom 1990: 90) では外部との関係性について2つ



他方で日本では産業の担い手だけで自然資源を管理することができないので、管理水準の低下による外部不経済を避けるためには、政府あるいは市民社会が関与せざるを得ない状況にある。したがって、日本では「協治 (collaborative governance) 」<sup>19</sup>、すなわち「地域住民を中心とする多様な利害関係者の連帯・協働による環境や資源の管理の仕組み」について検討することが必要となる。

#### 序.4 なぜ日本の森林・林業か

日本の森林・林業が直面してきた課題とは、高度に発展した市場経済の下で、低経済成長期を迎えた国における、自然資源管理問題の典型例である。

なぜなら、林業の収益率の悪化等により人工林の手入れが不十分となり、森林の水源涵養機能等が健全に発揮されない状況が観察されているからである。1980年代に下刈りや除伐の保育作業、および間伐や枝打ちなどの施業の遅れが顕在化し、1990年代に入り主伐期に達した林分の皆伐とその後の再造林放棄が問題視されるようになった。人工林の施業放棄は、木材資源の減少をもたらすと同時に森林の水源涵養機能等を悪化させ、土砂災害や水害のリスクを高める。人工林施業放棄は現代の焦眉の課題となっている。

#### 序.5 なぜ山林財産区か

本稿では森林の管理主体として、コモンズの特徴を有する財産区に注目したい。財産区は主に市町村合併の際に、旧村の財産の帰属問題が市町村合併を妨げるのを防ぐために、旧村単位で財産を管理できるように設置された法人である。徳川時代、村民が、農業生産や生活に不可欠な林野やため池などを共同で管理、利用していたため、旧村の財産を引き継ぐ財産区も管理している財産に自然資源が多い。

「農山村地域調査」(属地統計)『2015年農林業センサス』によると、日本の森林の所有形態は、国有と民有に大別され、民有はさらに独立行政法人等、公有、私有に分けられる(図序-1)。財産区は特別地方公共団体なので公有に分類される。

2000年までの「林業事業体調査」(属人統計)『世界農林業センサス』では、「慣行共有」という分類があり、この分類は名義区分ではなく、実態を基に区分される。すなわち、慣行共有とは、林家以外の林業事業体の内、会社、社寺、共同、各種団体・組合、財産区、ムラ・旧市区町村について、次の3条件のいずれかに該当するものである<sup>20</sup>。

---

の条件をあげている。第1に、外部当局者に侵害されることなく資源利用者 (appropriator) が独自に自らの制度を編み出すことができる権利がある、第2に、資源利用 (appropriation)、供給 (provision)、監視、強制、問題解決、統治活動に対して重層的な「入れ子状の組織 (Nested Enterprises)」を組織することである。Ostrom (1990) では、外部の政府の干渉がなければ、資源利用者たちは持続可能な管理を行いやすいと想定されてきた。そのため、コモンズ研究では外部との関係性に関する研究が不十分となっている。

<sup>19</sup> 井上 (2004)。

<sup>20</sup> 『2000年世界農林業センサス 林業事業体調査』p. 6。

- ア 山林からの収入や林産物を、「ムラ」の費用や公共の事業に使うことがある。
- イ その山林は、昔からのしきたりで持っている、または利用しているあるいは利用させている。
- ウ 山林の権利者になる資格に、特定の「ムラ」に住んでいるものに限るという制限がある。

これらの条件から、慣行共有とは、コモンズと称していないものの、コモンズ的性格を持つ事業体を表す分類であるといえる<sup>21</sup>。慣行共有の名義区分の中では、財産区は、唯一、公有に分類される。森林管理のあり方を「公」、「共」、「私」に区分するならば、財産区は「公」に近い「共」と位置付けられる。

慣行共有に分類される財産区は、1,749 事業体（林業事業体のうち 0.1%）を数え、山林は 27,970ha（すべての林業事業体が保有する山林面積の 2.3%）を保有する。慣行共有に分類されない財産区は、639 事業体（0.1%）を数え、山林 89,497ha（0.7%）を保有する。

量的には僅かではあるが、次の 4 つの理由から財産区に注目することとした。①財産区はコモンズという他の林業事業体とは異なる性格を持っており、別の政策対応が必要である、②財産区の森林管理を議論することで、コモンズによる自然資源管理に何らかの示唆が得られる可能性がある、③②と関連し、コモンズの自然資源管理に一つのモデルを提示するという意味では、全国に占める財産区有林の多寡は大きな問題とはならない、④特別地方公共団体であることから統計資料が豊富である、からである。

財産区が「公」に近い「共」という位置づけから、財産区は、次の 4 つの意義や可能性を有する。第 1 に、財産区という法人格をとりつつ、住民を主体とする自律的な地域資源管理システムを維持しているという実態である<sup>22</sup>。これはコモンズに共通する意義や可能性である。第 2 に、財産区制度独自の意義や可能性として「入会が地域住民の中でも閉じられた権利者だけのものとされるとともに、外部者の利用や関与に対してどちらかといえば消極的な態度を示しがちであるのに対して、財産区が一定地域の住民すべてを構成員とし、公共的な利用・管理という原理を有していること」<sup>23</sup>である。第 3 に、原則として得られる収益を個人配当できず、財産区の管理・運営および当該地区において公益性の高いものに還元している。第 4 に、固定資産税や法人税などが免除される<sup>24</sup>。以上のように、財産区は、コモンズと地方公共団体としての性格を併せ持ち、そこに独自の意義や可能性が見出されてきたのである。

ただし、歴史的には、地方自治行政や林野行政のどちらの側からも、財産区制度は積極的な位置づけはなされてこなかった。なぜなら、地方自治行政からすると、基礎自治体の下部

<sup>21</sup> 慣行共有林の他に、生産森林組合も事実上のコモンズである。また、国有林、市町村有林等における共有の性質を有しないコモンズも存在する（三井 2010 : 82）。

<sup>22</sup> 代表文献として室田・三俣（2004）がある。

<sup>23</sup> 鈴木（2014）p. 211。泉他（2011）p. 84 でも同様の指摘をしている。

<sup>24</sup> 室田・三俣（2004）p. 95。

組織である財産区に権能を与えると、基礎自治体の統一が阻害されると解釈されたからである<sup>25</sup>。また、林野行政では、生産力の発展に資するような担い手として、集落は指定されていなかったからである<sup>26</sup>。そのため、歴史的に形成され、財産区制度の下、維持されてきた地域住民による自律的な地域資源管理システムは、変容を迫られてきた。本稿ではこれ以上、立ち入らないが、財産区制度の意義や可能性が認められつつも、現行の制度設計には限界があるということだけは指摘したい。

現行の制度設計で、地域住民による自律的な地域資源管理システムを活かす方向ではなく、暗黙裡に市町村有林への譲与が一つの政策目標となってきた理由は、財産区制度が大きな論点となり、行政の財産区への対応を確立したのが、明治と昭和の市町村合併の時であったからである。それは近代や高度経済成長期の入り口であり、現代のように共同体も含めた中間団体の役割が再評価されたり、低経済成長期特有の自然資源管理問題に直面したりしていない時代であった。そのため、当時の財産区制度への指針が残滓として、市町村の担当者を縛り、財産区への硬直的な対応をもたらしてきた<sup>27</sup>。改めて低経済成長期に焦点をあてて、財産区が森林管理にどのような役割を果たしたのかを振り返ることは意義があるといえる。

財産区に関する先行研究をみると統計データに基づいた分析はほとんど見当たらない。財産区の研究史を繙くと、1970年代まではムラの財産が公有あるいは私有のどちらに帰属するかが主な争点であり、財産区の法的位置づけを明確にするための法制史研究および法社会学的研究が中心であった<sup>28</sup>。当時、共同体は否定されるべき制度であり、ムラの財産をムラの財産のまま維持するという選択肢は想定されていなかった<sup>29</sup>。1970年代以降、共同体の社会的意義が見直されるとともに<sup>30</sup>、共同体による地域資源の管理・利用を再評価する制度研究や事例研究が進められた<sup>31</sup>。2004年には室田・三俣が『入会林野とコモンズ』を公開し、コモンズ論の中に財産区を位置づける動きが出てきた。泉他（2011）は、全数調査によ

<sup>25</sup> 田井（1967：112-114）は財産区に対する政府の評価を次のように表現した。

財産区は市町村合併を促進するという大目標の前に止むを得ず認められた制度的妥協の産物であり、今後市町村を基礎的地方公共団体として、地方自治をますます育成強化してゆこうとする立場からみれば、率直に言って、これは決して好ましい存在ではないのである。…財産区はいずれ姿を変えなければならないものである。そして、その変る方向は極めて自然な形で市町村の中にとけ入ることである。

<sup>26</sup> 佐藤（2014：47）によると「森林・林業政策においては、…これまで制度設計として集落を位置づけた林業施策はみられない」。

<sup>27</sup> 例えば、齋藤・三俣（2010）。

<sup>28</sup> 川島・潮見・渡辺（1968）、渡辺（1974）など。

<sup>29</sup> 社会主義、欧米的市民社会の実現を目指すリベラル派、あるいは近代国家の形成を目指す体制側においても、共同体は解体すべきもの、乗り越えなければならないものであった（内山 2010：15-18）。

<sup>30</sup> 内山（2010）pp. 18-22。

<sup>31</sup> 加藤（1973）、塩谷（1997）、牧野（1998）など。

り、平成の大合併が財産区にもたらした影響や、財産や機関形式（議会、管理会など）からみた財産区の現況について明らかにした。このように制度研究や事例研究をもとに財産区制度の意義と課題が指摘され、全数調査をもとに財産区の現況が明らかになってきた。しかしながら、森林経営<sup>32</sup>が自然資源の管理水準を決めるという意味で重要な要素であるにもかかわらず、森林経営の観点からみた財産区の総合的把握は進んでいないし、その動態についての検討は不十分である。また、外生条件の変化に対応して、財産区がどのように人的資源を維持してきたのか、政府や市民社会という異なる組織とどうかかわってきたのかという研究は限られている。

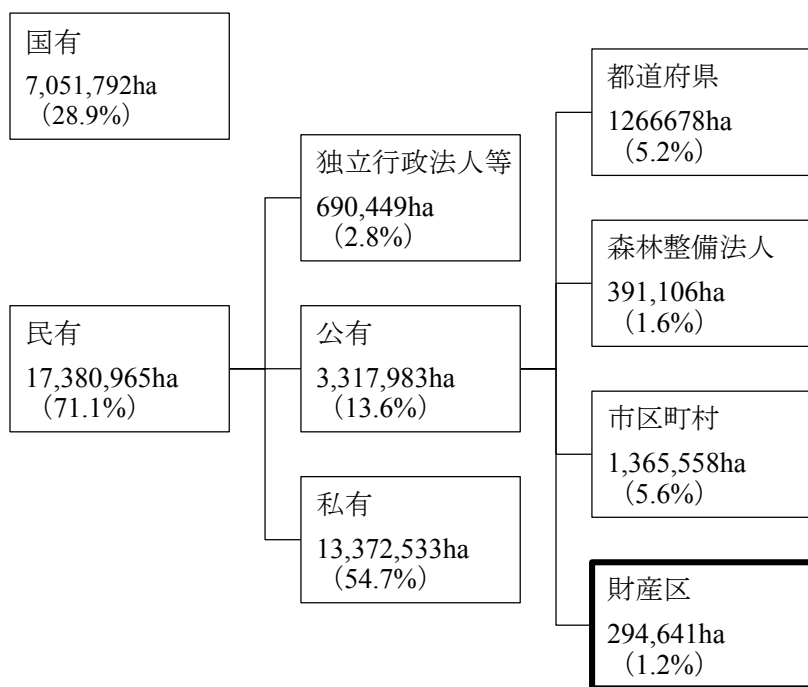
## 序.6 本稿の構成

そこで、本稿では以下の構成により、低経済成長期において、財産区がどのように自然資源管理を維持してきたかを検討したい。第Ⅰ部の史的展開では、資源管理のレベルを決定してきた外生要因（市場・政府）の動向を整理する。第Ⅰ部は第Ⅱ部や第Ⅲ部の分析を深めるための序論である。第Ⅱ部の統計分析では、林業事業者（財産区含む）と財産区の森林経営の動向を明らかにすることで、財産区による森林経営の特徴を示す。第Ⅱ部第4章では財産区を森林経営の観点から類型化しており、第Ⅲ部で考察する個別事例の位置づけを示すための準備作業となる。第Ⅲ部では、どのような特徴を持つ財産区が、持続可能であるか否か、人的資源形成や制度を跨るリンケージの観点から歴史的事実分析する。以上より、現代日本の森林管理においてどのような条件を満たす財産区が積極的な役割を果たせるのか検討することができる。

---

<sup>32</sup> 本稿では、森林経営を森林管理の中に含まれる概念として扱っている。志賀・成田（2000：10）は森林管理に2つの側面があると指摘している。①木材生産を基軸にした林家等の家産的「経営」論理に基づく施業経営管理側面と、②新たな森林の多面的な機能の発揮を目指す公共的管理側面である。本稿では、森林管理のうち①の施業経営管理側面を森林経営と呼ぶ。

森林経営と林業経営の違いは、「森林経営」は経済目的以外の様々な森林施業が含まれるのに対し、「林業経営」は経済目的を主とする経営活動となる。



出所：『2015年農林業センサス』より作成。

図 序-1 所有形態別森林面積

表 序-1 林業事業体別に見る数と保有山林面積

(単位：事業体、ha、%)

	実数			比率		
	事業体数 (1ha 以上)	保有山林 面積 (1ha 以上)	保有山林 面積 (10ha 以上)	事業体数 (1ha 以上)	保有山林 面積 (1ha 以上)	保有山林 面積 (10ha 以上)
林業事業体	1,171,788	18,596,867	12,084,639	100.0	100.0	100.0
林家	1,018,752	12,156,138	6,042,317	86.9	65.4	50.0
林家以外の林業事業体	153,036	6,440,729	6,042,322	13.1	34.6	50.0
会社	19,960	1,528,892	1,476,969	1.7	8.2	12.2
社寺	13,296	122,078	84,788	1.1	0.7	0.7
共同	74,442	543,322	337,152	6.4	2.9	2.8
各種団体・組合	8,393	382,660	363,384	0.7	2.1	3.0
慣行共有	34,029	1,054,688	972,815	2.9	5.7	8.1
会社	70	n/a	3,492	0.0	n/a	0.0
社寺	3,552	n/a	23,531	0.3	n/a	0.2
共同	10,271	n/a	115,696	0.9	n/a	1.0
各種団体・組合	4,038	n/a	233,498	0.3	n/a	1.9
財産区	1,749	n/a	276,970	0.1	n/a	2.3
ムラ・旧市区町村	14,349	n/a	319,628	1.2	n/a	2.6
財産区	639	90,197	89,497	0.1	0.5	0.7
市区町村	2,123	1,120,868	1,119,899	0.2	6.0	9.3
地方公共団体の組合	107	19,968	19,762	0.0	0.1	0.2
都道府県	47	1,578,056	1,578,056	0.0	8.5	13.1

注：1) (1ha 以上) とは、保有山林面積が 1ha 以上の林業事業体を対象とした調査結果を意味する。

2) 「共同」とは、2 人以上の個人、会社、その他の者が山林を共同保有（山林の収穫物を配分する目的で持っているもの）しているものをいう。

3) 「各種団体・組合」とは、森林組合、農協、林産組合、造林組合、生産組合などの組合のほか、講、青年団、消防団、婦人会、営林会、財団法人などのように、一定の目的で集まった集団が山林を持っているものをいう。なお、私立学校が山林を持っている場合についてはここに含めた。共同との違いは、共同は、山林の収穫物を分配する目的で山林を持っているもので、団体は、その団体が山林を持っているものをいう。

4) 「慣行共有」とは、林家以外の林業事業体のうち、社寺、共同、各種団体・組合、財産区、ムラ・旧市区町村について次の 3 条件のいずれかに該当するものをいう。

ア 山林からの収入や林産物を、「ムラ」の費用や公共の事業に使うことがある。

イ その山林は、昔からのしきたりで持っている、または利用しているあるいは利用させている。

ウ 山林の権利者になる資格に、特定の「ムラ」に住んでいるものに限るという制限がある。

5) 「n/a」とは、公表資料からは把握できない値である。

6) 2005 年以降、慣行共有という区分は消えたので、2000 年の値が現在、入手できる最新の値となる。

出所：『2000 年世界農林業センサス』、志賀（2002）p. 146、p. 149 より作成。

## 参考文献

〈邦文献〉

- 飯國芳明 (2009) 「中山間地域における二次的自然の荒廃と保全策」 「コモンズの類型と現代的課題」 浅野耕太編『自然資本の保全と評価』 ミネルヴァ書房, pp. 89-107.
- 泉留維・齋藤暖生・浅井美香・山下詠子 (2011) 『コモンズと地方自治』 日本林業調査会.
- 井上真 (2004) 『コモンズを求めて—カリマンタンの森で考える—』 岩波書店.
- 内山節 (2010) 『共同体の基礎理論』 農山漁村文化協会.
- 宇沢弘文 (2015) 『宇沢弘文の経済学—社会的共通資本の論理—』 日本経済新聞出版社.
- 岡田章 (2009) 「エリノア・オストロム教授のノーベル経済学賞受賞の意義」 『岡田章ゼミ』  
<http://www.econ.hit-u.ac.jp/~aokada/kakengame>
- 加藤富子 (1973) 「財産区とコミュニティ対策」 『自治研究』 49 (11) , pp. 25-46.
- 金森久雄・荒憲治郎・森口親司編 (2002) 『有斐閣経済辞典 (第4版)』 有斐閣.
- 川島武宣・潮見俊隆・渡辺洋三編 (1968) 『入会権の解体Ⅲ』 岩波書店.
- 河田幸視 (2009) 「自然資本の過少利用問題」 浅野耕太編『自然資本の保全と評価』 ミネルヴァ書房, pp. 11-28.
- 齋藤暖生・三俣学 (2010) 「地方行政の広域化と財産区—愛知県稲武地区の事例—」 三俣学・菅豊・井上真編『ローカル・コモンズの可能性—自治と環境の新たな関係—』 ミネルヴァ書房.
- 佐藤宣子 (2014) 「地域再生のための『自伐林業』論」 佐藤宣子・興梠克久・家中茂著『林業新時代』 農山漁村文化協会, pp. 11-84.
- 塩谷弘康 (1997) 「地域活性化と財産区—三島街西方地区調査から—」 『行政社会論集』 10, pp. 85-133.
- 志賀和人 (2002) 「山林保有と森林経営—林業事業者調査の分析—」 餅田治之編『日本林業の構造的変化と再編過程—2000年林業センサス分析—』 農林統計協会, pp. 82-155.
- 志賀和人・成田雅美編 (2000) 『現代日本の森林管理問題』 全国森林組合連合会.
- 鈴木龍也 (2014) 「伝統的コモンズと法制度の構築—裁判例にみる財産区制度の可能性と限界—」 三俣学編『エコロジーとコモンズ—環境ガバナンスと地域自立の思想—』 晃陽書房, pp. 209-232.
- 田井順之 (1967) 「財産区」 『自治研究』 43 (2) , pp. 112-114.
- 多辺田政弘 (2014) 「『コモンズ論の源流を探る』—『日付』のある考察—」 三俣学編『エコロジーとコモンズ—環境ガバナンスと地域自立の思想—』 晃陽書房, pp. 25-46.
- 牧野厚史 (1998) 「都市コミュニティにおける財産区の意味—資源管理主体としてのコミュニティのありよう—」 『関西学院大学社会学部紀要』 80, pp. 103-117.
- 宮本憲一 (2007) 『環境経済学 新版』 岩波書店.
- 三井昭二 (2010) 『森林社会学への道』 日本林業調査会.

- 三俣学・森元早苗・室田武（2008）「コモンズの再生・創造に向けて」三俣学・森元早苗・室田武編『コモンズ研究のフロンティア—山野海川の共的世界—』東京大学出版会。
- 室田武・三俣学（2004）『入会林野とコモンズ』日本評論社。
- 渡辺洋三編（1974）『入会と財産区』勁草書房。

## 〈欧文献〉

- Agrawal, A. & Gibson, C. (1999) Enchantment and disenchantment: the role of community in natural resource conservation. *World development*, 27 (4) , 629-649.
- Agrawal, A. (2002) Common Resources and Institutional Sustainability. In National Research Council (Ed.) , *The Drama of the Commons* (pp. 41-86) . Washington, DC: National Academy of Sciences Press. (アグロワル, A. (2012) 田村典江訳「共有資源と制度の持続可能性」全米研究評議会編, 茂木愛一郎・三俣学・泉留維監訳『コモンズのドラマ : 持続可能な資源管理論の15年』知泉書館, pp. 55-109) .
- Berkes, F., Feeny, D., McCay, B. J., & Acheson, J. M. (1989) . The benefits of the commons. *Nature*, 340 (6229) , 91-93.
- Berkes, F. (2002) . Cross-Scale Institutional Linkages: Perspectives from the Bottom Up. In National Research Council (Ed.) , *The Drama of the Commons* (pp. 293-321) . Washington, DC: National Academy of Sciences Press. (ベルケス, F. (2012) 大野智彦訳「クロス・スケールな制度的リンケージ: ボトムアップからの展望」全米研究評議会編, 茂木愛一郎・三俣学・泉留維監訳『コモンズのドラマ : 持続可能な資源管理論の15年』知泉書館, pp. 387-428) .
- Dietz, T., Dolsak, N., Ostrom, E., & Stern P. C. (2002) . The Drama of the Commons. In National Research Council (Ed.) , *The Drama of the Commons* (pp. 3-35) . Washington, DC: National Academy of Sciences Press. (ディーツ, T.・ドルジャーク, N.・オストロム, E.・スターン, P. C. (2012) 齋藤暖夫訳「コモンズのドラマ」全米研究評議会編, 茂木愛一郎・三俣学・泉留維監訳『コモンズのドラマ : 持続可能な資源管理論の15年』知泉書館, pp. 5-53) .
- Feeny, D., Berkes, F., Mccay, B. J., & Acheson, J. M. (1990) . The Tragedy of the Commons: Twenty-two years later. *Human Ecology*, 18 (1) , 1-19.
- Hardin, G. (1968) . The Tragedy of the Commons. *Science*, 162 (3859) , 1243-1248.
- Kapp, K. W. (1950) . Social Costs of Private Enterprise. Harvard University Press. (カッパ, K. W. (1959) 篠原泰三訳『私的企業と社会的費用』岩波書店) .
- Ostrom, E. (1990) . *Governing the Commons*, Cambridge University Press.
- Stern, C. P., Dietz, T., Dolsak, N., Ostrom, E., & Stonich, S. (2002) . Knowledge and Questions After 15 Years of Research. In National Research Council (Ed.) , *The Drama of the Commons* (pp. 445-497) . Washington, DC: National Academy of Sciences Press. (スターン, C. P.・ディーツ, T.・ドルジャーク, N.・オストロム, E.・ストニック, S. (2012) 茂木愛一郎訳「15年間の研究を経て得られた知見と残された課題」全米研究評議会編, 茂木愛一郎・三俣学・



泉留維監訳『コモンズのドラマ：持続可能な資源管理論の15年』知泉書館, pp. 591-653) .

Young, R. O. (2002) . Institutional Interplay: The Environmental Consequences of Cross-Scale Interactions. In National Research Council (Ed.) , *The Drama of the Commons* (pp. 263-291) . Washington, DC: National Academy of Sciences Press. (ヤング, O. (2012) 嶋田大作訳「制度的相互作用：環境面におけるクロス・スケールな相互作用の重要性」全米研究評議会編, 茂木愛一郎・三俣学・泉留維監訳『コモンズのドラマ：持続可能な資源管理論の15年』知泉書館, pp. 349-386) .



## 第I部 史的展開

### 第1章 戦後民有林林業

#### 1.1 課題

財産区制度が森林管理に与えた影響を評価するためには、①財産区制度以外で森林管理に影響を与える外生要因を把握したり、②財産区の森林経営の動向を他の個人や団体による森林経営の動向と比較したりする必要がある。そこで、本章では、その準備作業として、市場や政策の影響によってどのように民有林林業が展開されてきたかを明らかにする。なお、序章で述べたように、森林の所有形態は、国有と民有に大別されており、それぞれ異なる政策体系を持つ。財産区は民有に属しているため、本章では民有林林業に焦点をあてた。財産区有林は民有林の内、公有林として扱われており、公有林については独自の政策が展開されてきたことから、「1.8 公有林政策」の節を設けた。

赤井（1999a）は、戦後の林業の変遷の大筋を追った論文において、林業の変遷は経済全体の発展・変貌とほぼ対応していることを指摘し、経済全体の動向を基準として林業の変遷を次の4つの期間に区分した。

…戦後復興期（1955年まで）、高度成長期（1955～70年）、中成長期（1970～91年）、低成長期（1991年以降）である。第1の期間は敗戦後の森林の荒廃とその復旧の時期であり、第2の期間は高度成長のもとで林業生産が活況を呈し、戦後の民有林政策の方向付けがなされた時期である。第3の期間は高度成長が破綻し林業生産が後退するとともに、環境問題が重視されるようになった時期であり、第4の期間は成長力を失った経済が大きな変革を求められるなかで、苦悩する林業の現状である<sup>1</sup>。

本章では、この時期区分を参考にする。ただし、本稿では中成長期以降を分析対象としているので、戦後復興期と高度成長期については簡単な記述にとどめるとともに、中成長期（1970～91年）については前半と後半に分けて詳述する。なぜなら、中成長期は林業生産の後退という共通の特徴を有しつつも、前半にあたる1970年代において政策担当者や林業経営者は材価が再度高騰するであろうと期待し、資源造成を目的に拡大造林政策を継続したが、後半の1980年代になると、その期待は急速に減退し、政策基調は資源造成から森林整備へと転回したからである。本稿では、先に述べたように財産区による森林経営の変遷を検討する準備として民有林林業の展開過程を描くので、林業経営者の経営上の意識が変化し政策基調が変わった1970年代と1980年代を区別して扱うこととする。加えて、赤井（1999a,b）の分析は1990年代までであるが、本稿では、2010年頃までのデータに基づき分

<sup>1</sup> 赤井（1999a）p. 9。

析しているため、2000年代の特徴にも言及する。したがって、本章では、①戦後復興期、②高度成長期、③中成長期前半（1970年代）、④中成長期後半（1980年代）、⑤低成長期（1990年代）、⑥生産拡大期（2000年代）と時期区分に従い民有林林業を振り返った後に、戦後の公有林政策について要点を整理する。

## 1.2 戦後復興期

戦後復興期は、敗戦により旧植民地の豊富な森林資源を失い、戦中に濫伐され荒廃した国内資源が存在するのみという状態の中、戦後の復興需要に対応した時期である<sup>2</sup>。森林政策の重点は、復旧造林と森林の伐採に置かれた<sup>3</sup>。

第2次世界大戦の末期、鉱物資源が乏しいなかで総力戦を続けることが求められ、造艦船用材や飛行機用材の増産を目的として森林が濫伐された<sup>4</sup>。伐採が拡大したにもかかわらず、国家非常事態による人手不足のために植林は停滞した<sup>5</sup>。戦後になると、森林所有者が国による未墾地買収<sup>6</sup>や山林開放を懸念し伐採跡地を放置する傾向を示したので、森林の荒廃は進んだ<sup>7</sup>。1948年度末、緊急に造林を必要とする面積は、国有林30万町歩、官行造林地4万町歩、民有林116万町歩、計150万町歩に達していた<sup>8</sup>。河川工事や砂防工事が不十分であったこととあいまって、まとまった雨が降れば各地で自然災害が引き起こされた<sup>9</sup>。

1950年に勃発した朝鮮戦争による特需景気と軍需用材需要は木材需給をひっ迫させ、材価が高騰し、ようやく造林活動が活発となった<sup>10</sup>。1956年には戦中戦後の造林未済地が解消し、造林面積はさらに拡大していった<sup>11</sup>。

## 1.3 高度成長期

高度成長期は、木材需要が急増したことにより立木価格が上昇し、伐採量および造林量が高い水準を示した時期である。この時期の基本的政策課題は、天然林を伐採した跡地や原野などに人工造林を行う拡大造林によって資源整備を行い、将来における木材供給力を増大させることにあった<sup>12</sup>。

<sup>2</sup> 秋山（2007）p. 258、井口（2004）p. 120を参照。

<sup>3</sup> 井口（2004）p. 120。

<sup>4</sup> 三井（2010）p. 208。

<sup>5</sup> 林野庁（2012b）p. 18。

<sup>6</sup> 1945年、政府は緊急課題である食糧の確保と失業救済のため「緊急開拓事業実施要領」を閣議決定した。1947年度から1949年度までに政府は未墾地買収を大規模に実施した。買収した未墾地のなかには農用林、造林地、水源涵養林なども含まれており、林業の側から多くの問題や批判が提起されることになった（竹中1981：470）。

<sup>7</sup> 竹中（1981）pp. 470-474。

<sup>8</sup> 赤井（1999a）p. 9。ただし、原資料は、林野庁監修（1966）『林政20年史』日本林業協会、p. 44。

<sup>9</sup> 赤井（1999a）p. 10。

<sup>10</sup> 井口（2004）p. 121。

<sup>11</sup> 福島（2000）p. 150。

<sup>12</sup> 井口（2004）p. 121。

## 1.3.1 外材輸入の拡大による価格構造の変化

外材輸入はほとんど自由化されていたものの、1960年頃までは特殊な材を除いて採算が合わなかったため、輸入量は限られていた<sup>13</sup>。石炭産業の坑木・紙パルプ原木・建築材などの需要がすべて国内資源に向かい、需要と供給の間に不均衡が生じた結果、材価が高騰し、林業・木材産業は未曾有の好景気を続けた<sup>14</sup>。1961年、過去10年間に一般物価がほとんど変わらない中で、木材および同製品の価格は2倍となった<sup>15</sup>。材価の高騰が物価上昇を主導するものとして、国有林増伐や外材輸入などの木材価格安定緊急対策が取られた<sup>16</sup>。

1961年、材価の上昇により輸入の採算性が改善し、外材の輸入が本格化した<sup>17</sup>。加えて、1960年度に策定された所得倍増計画の一環として、1963年に中小企業近代化促進法が制定され、林業関係では製材<sup>18</sup>業とチップ工業、フローリングが指定業種となり、工業団地の造成や港湾外材製材工場の建設が進んだ<sup>19</sup>。

前述したように木材需給がひっ迫していたため、1960年頃までは製材業にとって発展の最大の阻害要因になるほど丸太確保が難しかった<sup>20</sup>。外材丸太は国産材丸太と比較し安定供給力という点で優れており、外材輸入が本格化すると多くの製材業者が外材に依存するようになった<sup>21</sup>。

材価の上昇、社会資本整備および外材の安定供給力により、外材は1960年代半ばには日本の木材市場に定着することとなる<sup>22</sup>。図1-1では国産、外材別の用材需給量および用材自給率の推移を示した。1950年代後半において用材自給率は9割であったが、1965年度には7割に低下した。

外材の輸入拡大は、国産材の価格構造に変化を迫った。それまでは小丸太優位の価格構造であったが、ヒノキ優位の価格構造となった<sup>23</sup>。1960年代まで末口径が9cm以下の小丸太の価格は末口径が13センチ以上ある柱材や中目材<sup>24</sup>よりはるかに高かった(表1-1)。なぜなら、売り手市場の中、仕入れた丸太の材積より、販売する製材品<sup>25</sup>の材積の方が多くなる

<sup>13</sup> 赤井(1999a) p. 11。

<sup>14</sup> 萩(2009) p. 13、福島(2000) p. 143。

<sup>15</sup> 林野庁(1964) p. 69。

<sup>16</sup> 福島(2000) p. 143。

<sup>17</sup> 赤井(1999a) p. 12-13。

<sup>18</sup> 製材とは、挽き材とも称し、丸太もしくはそれに近い形状の木材から製材機械によって所定の寸法、種類の製品を木取りすること、あるいは木取りした製材品そのものをいう。

<sup>19</sup> 福島(2000) p. 153。

<sup>20</sup> 萩(2009) p. 107。

<sup>21</sup> 萩(2009) p. 107。

<sup>22</sup> 萩(2009) p. 36。

<sup>23</sup> 萩(2009)。

<sup>24</sup> 小丸太、柱材、中目材は、梢側の切り口である末口の直径、すなわち末口径を基準にして区別される。具体的な規格については表1-1を参照のこと。

<sup>25</sup> 製材品とは、丸太やそれに類する半製品から鋸断機械により挽き材加工して生産された製品のことで、製材ともいう。

「空気売り」が横行していたからである<sup>26</sup>。他方で、外材は末口径が 30cm 以上におよぶ大径級の丸太で輸入されるので、製材品に丸身を付け空気を売ることができない<sup>27</sup>。外材が国産の小丸太に取って替わることとなった。

ただし、当時の外材は、寸法が区々であり、挽き方も粗雑で、国産材役物と競合するものではなかった<sup>28</sup>。役物とは、和室のなかで目に見える部位に用いられる等級の高い製材品である<sup>29</sup>。1965 年以降、住宅取得者の所得水準の高まりを反映して、国産材役物需要は拡大し、材価は再び高騰した<sup>30</sup>。以上のように、木材需要の増加や価格の上昇のなかで、高度成長期の林業生産は活況を呈したといえる<sup>31</sup>。

### 1.3.2 用材林業への転換

第2次世界大戦前までの日本の林業の多くは、薪炭林業として営まれてきた<sup>32</sup>。なぜなら、一部の先進林業地を除くと木材の市場性がまだ低く、造林が投資として成り立たなかったからである<sup>33</sup>。1922 年から 1944 年までの伐採量は用材より薪炭材が多く、1945 年から 1947 年までは両者がほぼ拮抗していた<sup>34</sup>。ところが、1950 年代後半から 1960 年代前半に、日本は主なエネルギー源を石炭、薪炭から石油やガスに転換した。木炭生産量は 1957 年の 217 万 t をピークとして急減し、1963 年には 100 万 t を、1973 年には 10 万 t を割った<sup>35</sup>。その結果、薪炭林は経済的価値を急速に失うことになった<sup>36</sup>。他方で、都市化の進展や個人所得増加により住宅建設は増加し、製材用材需要は急増した<sup>37</sup>。薪炭材需要の減少と製材用材需要の増大に対応して、山林所有者は天然林や薪炭林を伐採し、その跡地にスギやヒノキを植林した。図 1-2 で示したように、植林は 1955 年から 70 年まで高水準が続き、この 16 年間に植林された面積の合計は 603 万 ha となった。これは 1970 年の人工林面積の約 7 割に相

<sup>26</sup> 荻（2009：25）は空気売りを次のように説明する。

…例えば末口径が 6cm とか 7cm という細い丸太から、8cm 角や 9cm 角、10cm 角と称する製材品を造る。…仕入れた丸太の材積より販売する製材品の材積の方が多くなる。つまり「空気売り」というのは、細い丸太を使って丸身だらけの製材品を造って儲けるやり方である。ここから小丸太の価格がずば抜けて高くなるという特異な現象が生じた。

<sup>27</sup> 荻（2009）p. 31。

<sup>28</sup> 荻（2009）p. 33。

<sup>29</sup> 荻（2009）p. 54。

<sup>30</sup> 荻（2009）p. 51。

<sup>31</sup> 赤井（1999a）p. 13。

<sup>32</sup> 荻（2009）p. 193。

<sup>33</sup> 半田（1990）p. 79。

<sup>34</sup> 農林省林野局（1948）p. 105。

<sup>35</sup> 福島（2000）p. 150。

<sup>36</sup> 福島（2000）p. 150。

<sup>37</sup> 福島（2000）p. 150。

当する<sup>38</sup>。主に天然林の伐採跡地や原野に植林したので、2000年時点で、半分以上の人工林は、20世紀後半に植えられた初代の植林地といえる<sup>39</sup>。

戦後、薪炭林業から用材林業に変わることにより、林業は次のような特徴を有することとなる。植栽樹種が極端にスギ・ヒノキに偏り、かつ植栽本数から作業方法までほぼ全国一律のモノカルチャ（単相・単純）で、育林経費多投型<sup>40</sup>の林業である<sup>41</sup>。1970年代以降、役物需要に対応し高齢級良材の生産を志向する林業経営体が増え、このような事業体では育林期間が長期化し育林経費がさらにかさんだ<sup>42</sup>。

### 1.3.3 造林補助事業の拡充

戦後、民有林に対する政策は統制と指導と助成によって構成された<sup>43</sup>。ここでは森林経営のあり方に強い影響を与えてきた、造林への助成について概説する<sup>44</sup>。

造林への助成は、1907年、軍需資材及び輸出用工芸樹種の確保のために導入された特用樹種奨励に始まる<sup>45</sup>。1929年には、公有、私有の別や水源涵養林か否か等に限らない全面的な国庫補助制度が実現した<sup>46</sup>。1946年、復員や外地からの引揚げで過剰化した労働力に雇用機会を与えるため公共事業が開始され、そのなかに造林、林道、治山の事業が指定された<sup>47</sup>。林野公共事業の主な目的は戦中、戦後の濫伐により低下した治山治水機能の修復であった。1950年の朝鮮戦争を機に木材価格の上昇期に入り、造林事業は資源培養を目的として展開されるようになる<sup>48</sup>。

1946年度に開始された造林補助事業の概要は次の通りである。国は個人が行う新植事業にたいし半額に相当する国庫補助金を支給した。経費負担割合は国が10分の4、都道府県が10分の1である<sup>49</sup>。

1954年度、政府は財政難のため各種補助事業の補助率を一律に一割引き下げ、造林補助

<sup>38</sup> 林野庁（1972）。

<sup>39</sup> 岡・久保山（2012）p. 44。

<sup>40</sup> Totman（1989=1998：149）は人工造林の費用について次のようにまとめている。「人工林の造成には費用がかかる。最初の植え付けで相当量の労力を投下しなければならないし、その後も数十年間にわたって林分維持のための定期的な支出を必要とする」。その上、「最初の植栽から半世紀後の最終的な木材の販売までのあいだに、自然界の気まぐれで折角の森林がいつどこで破壊されるか分からない。病虫害が林分を駄目にすることもあるだろう」。

<sup>41</sup> 荻（2009）p.194。

<sup>42</sup> 赤井（1999b）は、1970年以降の木材価格の基調変化のなかで、森林所有者が長伐期志向を強めたことを指摘している。

<sup>43</sup> 福島（2000）p. 151。

<sup>44</sup> 石崎（2012：275）は、「造林にかかわって国や地方自治体から給付される補助金は、わが国の林業経営のあり方に強い影響を与えてきた。」と指摘している。

<sup>45</sup> 井口（2004）p. 118。

<sup>46</sup> 石崎（2004）pp. 223-224。

<sup>47</sup> 半田（1990）p. 80。

<sup>48</sup> 秋山（2007）p. 260。

<sup>49</sup> 能勢（2007）p. 249。

事業の補助率も10分の5から10分の4へと下がった。この時、林野庁は補助率と査定係数の積を実質補助率とする査定係数制度を採用し、拡大造林へ高い査定係数を設定することで拡大造林に対する優遇措置を導入した。なぜなら、人工林の成長率は天然林の成長率の3倍といわれており、木材需給の長期的な安定と国産材の自給度の向上を帰するためには、生産性の高い人工林を天然林と置き換える拡大造林政策の推進が不可欠であると目されていたからである<sup>50</sup>。林野庁は再造林に低く、拡大造林に高い査定係数を設定することで、予算制約がある中で、拡大造林の実質補助率を維持し、拡大造林を推進した。査定係数制度は造林補助事業にのみ認められた独自の制度であり、1957年度に正規の制度となり、2012年度現在まで続いている<sup>51</sup>。施策別にみた人工造林面積の実績は、図1-3の通りである。本図から補助造林が過半を占めてきたことが分かる。

#### 1.4 中成長期前半（1970年代）

1970年代に林業をめぐる情勢は大きな変化をみた。第1次石油危機を契機として日本経済は高度成長から中成長へと移行し、木材需要の基調は増加から減少へと転換した。外材が木材供給量の過半を越し、外材主導の市場の下、材価上昇が止まる一方で、労賃上昇が続いたため、材価と生産諸経費等の差である実質山元立木価格<sup>52</sup>の低迷が決定的となった（図1-4）<sup>53</sup>。

高度成長期に植栽したスギやヒノキの人工林は、1970年代では資源が成熟しておらず主伐することはできなかった。収入には結び付きにくい保育段階に相当する30年生以下の人工林面積は人工林のうち83%を占めていた（図1-5）。戦後早くに造林が開始された地域においては、保育の一貫で除間伐<sup>54</sup>を実施し、除間伐材を売却しその収入によって保育費用を賄っていたものもあった。しかし、除間伐によって生産される小丸太の市場はすでに外材にとってかわられており、価格低迷が著しかった。他方で、戦中戦後の10数年の間に天然林はすでに相当な伐採が行われたとともに、自然保護運動の高まりから天然林の更なる伐採

<sup>50</sup> 林野弘済会（1966）p.13 および農林統計協会（1967）p.14。

<sup>51</sup> 秋山（2007）p.260。

<sup>52</sup> 「山元立木価格」の定義は以下の通りである（日本不動産研究所2013：1-2）。

「山元立木価格」とは杉・桧・松・薪炭材（椎茸原木・チップ用材を含む）別利用材積（末口径20～22cm、長さ3.65～4mの並丸太程度を標準とした材積をいう）1m<sup>3</sup>当たり価格。山元立木価格は、次によって求めた価格を目安として査定する。

山元立木価格＝最寄木材市場渡し素材価格－生産諸経費等

注：1）最寄木材市場渡し素材価格及び諸経費等は、実際に取引される価格及び諸経費等の中値をいう。

2）生産諸経費等は、伐木費・造材費・運搬費・金利・その他素材価格に要した経費・伐木利潤の合計額をいう。

<sup>53</sup> 福島（2000）pp.170-171。

<sup>54</sup> 「除間伐」とは除伐と間伐を意味する（農林統計協会編1993）。除伐と間伐の定義については、資料1-1を参考のこと。



が難しくなり、天然林からの出材量は減少した<sup>55</sup>。1970年代、人工林は若齢林が大部分を占め、天然林は資源量が減少した結果、国内の森林資源は「資源的な端境期」<sup>56</sup>を迎えていたのである。この端境期は1990年代半ばまで続いた。同時期において森林所有者は主伐や間伐によって収入を得ることが難しい一方、人工林を保育する費用を必要とした。

木材需要が減少し、立木価格が実質的に下落したとはいえ、1970年代は、林業の採算性それ自体に対する不安感はなかった<sup>57</sup>。立木価格はなおかなりの水準を維持していたこと、2度の石油危機もあって天然資源の価格は将来上昇するという理解が一般的であり、木材需給は再び逼迫するという期待があったこと、および次に述べるように助成の強化があったからである<sup>58</sup>。

当面の林業の収益性の悪化をカバーする方策として、政府は助成を大幅に強化した<sup>59</sup>。民有林に対する財政支出額に最も強い影響を与えてきたのが、政府の公共投資政策である<sup>60</sup>。1976年度、政府は景気対策を目的とし国債の大量発行によって公共事業を拡大した<sup>61</sup>。また、日本は第1次石油危機から他国にないすばやい立ち直りを見せ輸出を拡大し、貿易黒字による対外摩擦が悪化した。1978年のボン・サミットでは日本政府は対外摩擦を緩和するため内需拡大を約束し、内需拡大の手段として公共投資を増加することとなった<sup>62</sup>。

この時期、林野庁内の共通認識として次のようなものがあった。

…拡大造林の進展により新植面積の減少傾向が見られ、今後の拡大造林はより条件の厳しい箇所で行われるようになること、これまで主として自家労働力に依存してきた成林までの育林作業が、現状では農山村の過疎化により実行が困難になってきていること、人工林の成熟化が進み風害、雪害など大災害の発生が懸念されることであった<sup>63</sup>。

1970年代半ばには林野庁は造林補助を抜本的に改正し、補助対象として新植に加えて下刈りを含めることとなった<sup>64</sup>。1979年度には、林業収益性の更なる悪化に対応して、林野庁は森林総合整備事業を開始し、一定の要件を満たす地域に対して植栽から下刈り、除間伐等

<sup>55</sup> 熊崎（1982）p. 197。

<sup>56</sup> 熊崎（1982）p. 197。

<sup>57</sup> 林業経済学会（2006）p. 59。

<sup>58</sup> 赤井（1999b）p. 26。

<sup>59</sup> 赤井（1999b）p. 27。

<sup>60</sup> 石崎（2012）p. 277。

<sup>61</sup> 金澤（2002）p. 34。

<sup>62</sup> 金澤（2002）p. 38。

<sup>63</sup> 能勢（2007）p. 250。船越（1987：5）は1970年代、若齢人工林の増加や人工林境の拡張が自然災害やマツクイムシ被害の多発に結びついたと指摘した。

<sup>64</sup> 能勢（2007）p. 250。

も助成対象とし、実質補助率を引き上げることとした<sup>65</sup>。造林補助事業の拡充により事業費は増加していった（図 1-6）。1976年度の279億円から、1981年度には438億円となり1.6倍となった<sup>66</sup>。実質化すると1.2倍である。

岡田（1993）は、岩手県住田町町有林の経営展開を例にあげ、経営内容が1980年を境に大きく変化したことを指摘している<sup>67</sup>。1980年以前においては、事業収入の9割までが立木販売代金と借入金（起債）で賄われた。1980年以後には、立木販売代金と借入金は各々約1割、2割に低下し、収入の7割までが補助金となった。1970年代末の助成の強化により、1980年以降、森林所有者はじめ林業関係者は行政への依存を強めたといえる。

### 1.5 中成長期後半（1980年代）

1980年代、木材需要は1970年代よりさらに一段低い水準に落ち込む低迷期に突入し、製材業界は戦後初めて真の不況に見舞われた<sup>68</sup>。木材需要の顕著な減少によって立木価格は著しく下落した<sup>69</sup>。この間、林業労働賃金は上昇を続けたから、この立木価格の下落によって林業の採算は悪化することになった<sup>70</sup>。

「林家経済調査報告」（農林水産省）によると1975年以降漸増をたどってきた林業粗収益は1981年以降減少に転じ、中でも立木販売は低下した<sup>71</sup>。森林所有者が伐採を手控えるようになり、伐採可能な資源量の増加と生産の減少とが並行して進む状況となった<sup>72</sup>。

1980年代後半、バブル経済により木材需要量は増加に転じたものの、円高と市場開放が外材の供給量の増加をもたらし、国産材の供給量は増加しなかった。1985年9月、プラザ合意が公表され、円は1ドル240円台から翌年2月には150円台となり、円高が急激に進んだ。円高は林業に二つの影響をもたらした<sup>73</sup>。一つは円高が代替材の価格を下落させ、代

<sup>65</sup> 佐々木（1979）pp.30-33。

<sup>66</sup> 自治省財政局指導課『都道府県決算状況調』各年度版。都道府県による市町村を除く諸団体への補助金を参考にした。国の造林補助事業は都道府県を通じて実施されているので、『都道府県決算状況調』を参照することで、国の動向も併せて把握できる。

<sup>67</sup> 岡田（1993）p.203。

<sup>68</sup> 荻（2009）p.105。

<sup>69</sup> 赤井（1999b）p.23。

<sup>70</sup> 赤井（1999b）p.23。

<sup>71</sup> 船越（1987）p.7。

<sup>72</sup> 赤井（1999b）p.23。赤井（1999b：24）は、立木価格と森林所有者による伐採時期の選択の関係について次のように説明している。

…林業の場合価格の上昇・下落が供給の増減に強い影響を与えやすい。もともと森林の伐期は固定されていない。加えて森林の成熟には超長期間を要するから、多くの森林所有者は森林育成のコストを一般の産業のように明確にはとらえていない。このため価格とコストの関係よりも価格が上昇したか下落したかということが、伐採時期の選択に影響を与えることになりやすい。

<sup>73</sup> 円高の影響については、赤井（1999b：23）を参照。

替材の競争力を強めたことである。もう一つは、円高が輸出国のドル建て輸出価格を高騰させ、それだけ対日本材供給力を高める効果を持ったことである。

1985年、日米政府間の林産物を含む4分野の市場分野別個別協議(MOSS)の場で、アメリカは日本に対し市場開放を求めた。林産物については、日本は1986年から合板や小角材の輸入関税を引き下げるとともに、木材製品に関する非関税障壁<sup>74</sup>の除去に努力することになった<sup>75</sup>。1980年代後半、国産材供給量は7%減少した一方で、外材供給量は30%増加した(図1-1)。用材自給率は、34%から26%に減少した。

1980年代以降、問題は人工林の量的拡大よりも質的な面での整備となった<sup>76</sup>。山村人口の減少と基幹労働力の高齢化、兼業化や不在村森林所有者の増加は保育や間伐に遅れをもたらした<sup>77</sup>。1981年3月末時点では、要間伐面積のうち実行されたのは6割に過ぎなかった<sup>78</sup>。

1980年代、国の財政状況の悪化や新自由主義を背景とした民活重視により公共事業費は抑制され、造林補助事業費は一時的な増減を含みつつも一定であった<sup>79</sup>。事業費を抑制しつつ、人工林での質的な面での整備を推進するため、1987年、林野庁は造林補助の体系を大幅に改訂した。新たな造林補助体系の重点は①伐採跡地における再造林の着実な実施、②植栽と保育を一貫した助成の実施、③複層林・育成天然林の適切な推進であった<sup>80</sup>。問題が量から質へと移行するのに伴い、1954年度以来続いた拡大造林への優遇措置は改められたのである。

## 1.6 低成長期(1990年代)

林業不況、木材不況については、1990年代に入ってからさらに状況は深刻化した<sup>81</sup>。1980年代末に役物時代の終焉と集成材<sup>82</sup>時代の到来により国産材価格は下落し、スギ、ヒノキの山元立木価格はさらに下落した<sup>83</sup>。役物は和室の見える部分に使う見え掛かり材であり、和室がなければ使われない。和室がマイナーな存在になるにしたがい、和室に使用される役物

<sup>74</sup> アメリカは、林産物の非関税障壁として次の4点を指摘した(半田1990:24)。①ツー・バイ・フォー工法に関する日本の建築基準が4×8パネルの使用の増大を制約している問題や、②製品規格の原案を作成する過程で外国人を締め出している点、③構造用パネル新製品(OSB、ウェハーボードなど)の製品規格が未整備な点、さらに④アメリカ産木材製品の認証手続き問題などである。

<sup>75</sup> 半田(1990)p.93。

<sup>76</sup> 半田(1990)p.37。

<sup>77</sup> 半田(1990)p.37。

<sup>78</sup> 船越(1987)p.10。

<sup>79</sup> 自治省財政局指導課『都道府県決算状況調』(各年度版)。

<sup>80</sup> 半田(1990)pp.106-107。

<sup>81</sup> 林業経済学会(2006)p.89。

<sup>82</sup> 集成材とは、挽き板または小角材を、その繊維方向を互いにほぼ平行にして、厚さ、幅および長さ方向に集成接着した一般材のことである(林2001:409)。

<sup>83</sup> 荻(2009)。

の需要は少なくなった<sup>84</sup>。一方、1985年以來の円高は欧州材の輸入を拡大させ<sup>85</sup>、欧州材や米材を原料とする集成材が製材品シェアを蚕食するようになった。プレカット<sup>86</sup>工法の一般化は、集成材の普及を後押しした。プレカット工法にとって、品質や形状、寸法精度の安定した集成材のほうが望ましかったからである<sup>87</sup>。以上のように、役物需要の減少および集成材との競合は、国産材価格の下落をもたらしたのである。

1950年代の拡大造林初期に造成された人工林が成熟し、1990年から2000年にかけて主伐可能な41年生以上の人工林面積は増加した<sup>88</sup>。しかし、国産材価格の下落により、森林所有者は伐り控え、国産材供給量は大幅に縮小した<sup>89</sup>。「林業経営の採算が悪化し、通常な形での林業投資活動が一般的には困難」<sup>90</sup>となっており、「森林所有者の森林管理放棄が深刻な問題」<sup>91</sup>になった。森林管理が放棄された結果、1990年代後半には山林の伐採跡地の再造林放棄や境界の不明確化が各地で目立つようになった<sup>92</sup>。

造林補助事業は、1980年代の事業費抑制段階を経て、1993年度以降の大幅な増額となった。1985年のプラザ合意によってもたらされた急激な円高によっても日本の経常収支の黒字は解消されなかった。アメリカ政府は日本型社会経済システムを改革することによって問題を解決しようとして、1990年に日米構造協議を開催した<sup>93</sup>。日米構造協議では日本の経常収支の黒字解消を目的として公共投資の拡大が合意された。「公共投資基本計画」が閣議了解され、本計画により2000年度までに公共投資を430兆円の水準にすることが目指された。これは一般政府ベース<sup>94</sup>で公共投資額を毎年6.3%のテンポで上昇させることを意味する。公共事業の一つである造林補助事業は1993年度に前年度の480億円から600億円に増加し、1995年度には700億円弱となった。以降、造林補助事業は600億円前後を推移するようになる。事業額を増加させるとともに、林野庁は補助対象を拡充していった。例えば、1990年度には補助対象とする林齢を20年生までから25年生にまで延長した。1996年度には補助対象を30年生までとした<sup>95</sup>。

<sup>84</sup> 荻（2009）p. 121。

<sup>85</sup> 赤井（1999b）p. 23。

<sup>86</sup> プレカットとは、木造建築に用いる製材品や集成材の継手、仕口をあらかじめ機械により加工することをいう。

<sup>87</sup> 荻（2009）p. 121。

<sup>88</sup> 興梠（2001）p. 35。

<sup>89</sup> 興梠（2001）p. 35。

<sup>90</sup> 林業経済学会（2006）p. 60。

<sup>91</sup> 林業経済学会（2006）p. 89。

<sup>92</sup> 志賀（2002）p. 82。

<sup>93</sup> 日米構造協議をきっかけとした公共投資額の増加の経緯については、金澤（2002：48）を参考にした。

<sup>94</sup> 一般政府は、中央政府、地方政府、社会保障基金から構成される。

<sup>95</sup> 林野庁（2012b）p. 34。

## 1.7 生産拡大期（2000年代）

1996年から2010年にかけて、景気低迷が長引き、人口が緩やかに増加する中で、木材需要量は減少傾向を辿った<sup>96</sup>。供給サイドをみると、中国が輸入大国として外材市場に台頭し、日本が「ほしい材をほしだけ」入手できるという外材の安定供給神話は過去のものとなった<sup>97</sup>。製材メーカーに加え、集成材メーカー、合板メーカーなどが原材料を国産材に転換し始め、2005年以降、国産材自給率が改善した<sup>98</sup>。ヒノキ素材生産量は低迷している一方で、スギ素材生産量およびカラマツ素材生産量は、2002年頃を底にして増加に転じた（図1-7）<sup>99</sup>。2014年のスギ素材生産量は2002年の1.6倍、カラマツ素材生産量は1.5倍となった。

山元立木価格については1990年代に引き続いて下落傾向を示した。先に述べたように集成材の普及や和風建築の減少により、高付加価値商品であったヒノキの丸太価格が下落したからである<sup>100</sup>。

餅田（2004）は「今日、さまざまなデータが示しているように、わが国においては人工林を造成し立木を販売するというタイプの経営はもはや経済的には成り立ち得なくなっている」と指摘する。大塚（2013）は『2010年世界農林業センサス』にもとづき組織林業経営体による素材生産を考察した論文において、保有山林<sup>101</sup>において素材生産をおこなった経営体のうち7割近くに収入がなかったと報告している<sup>102</sup>。中規模および大規模の家族林業経営体を対象に標本調査した『林業経営統計調査報告』によると、2008年度における家族林業経営体の平均林業所得は10万円に過ぎなかった<sup>103</sup>。駒木（2004、2008）は北海道の1つの森林組合、関東地方の3つの森林組合を事例として育林収支を試算し、補助金がある場合でも育林収支は赤字であること、総収入に占める補助金の割合は72から94%であることを指摘した。

林業の苦境は明らかではあるものの、政府が林業経営体を救済するために補助事業を増額することは困難となった。なぜなら、財政状況の悪化により公共事業の縮減が求められたからである。バブル経済の崩壊によって税収が減少したにもかかわらず景気対策のために公共事業の高水準が保たれた結果、1995年、政府は「これまで予算編成過程で財源対策として講じてきたさまざまな工夫も限界に突き当たりつつあ」として、いわゆる「財政危機宣言」を表明した<sup>104</sup>。1997年に提示された「財政構造改革五原則」では、公共事業について

<sup>96</sup> 立花（2013）pp. 62-64。

<sup>97</sup> 荻（2009）pp. 143-147。

<sup>98</sup> 荻（2009）pp. 143-147。

<sup>99</sup> 素材生産とは、立木を伐採し、素材（丸太）にして、木材加工業の原料（原木）にするまでの技術行程のこと（餅田2001）。

<sup>100</sup> 立花（2013）p. 71。

<sup>101</sup> 保有山林は「保有山林＝所有山林－貸付山林＋借入山林」と定義される（農林水産省「林業関連用語」）。

<sup>102</sup> 大塚（2013）p. 151。

<sup>103</sup> 農林水産省大臣官房統計部（2011）。

<sup>104</sup> 公共事業の動向については、金澤（2002：51）を参照した。

も「あらゆる長期計画（公共投資基本計画等）について、その大幅な削減を行う」と表明した。林野公共事業の総額が減少する中で、造林補助事業は予算を重点配分され、一時的な増減を含みつつ、1996年度から2002年度までは600億円前後を推移していた。これにつづく2003年度以降は減少傾向を辿り2006年度には470億円となった。

2007年度以降は、温暖化対策やリーマンショックによる景気後退への対応としての財政支出の拡大があった。造林補助事業は、2007年度の533億円から2010年度には573億円に増加した。

## 1.8 公有林政策<sup>105</sup>

本節では、公有林の内、都道府県と森林整備法人を除いた、市町村と財産区が所有する公有林を対象とした戦後の公有林政策に焦点をあてる。公有林政策の特徴は、①基本財産の造成、②森林資源整備の立ち遅れの挽回、③権利関係の調整である。

### 1.8.1 基本財産の造成

1947年の地方自治法の制定により、地方自治体は基本財産の造成ではなく税から財源調達することが基本となり、法制面からは、基本財産である公有林の重要度は低くなった。実態面では、戦後復興期において、公有林による財産収入は一定の役割を果たした。

1953年前後は、度重なる災害や戦後改革により地方財政の危機が深刻化した時期である<sup>106</sup>。この頃は、木材価格の上昇期であるとともに、後に述べる公有林野官行造林の主伐期にかかっていた。1960年代まで、公有林を所有する町村の場合、公有林の処分をもって経費に充て、公有林による財産収入は町村財政に寄与したのである<sup>107</sup>。

ただし、1950年度当時、市町村や財産区の用材林の蓄積は、公有林野官公造林地を除いて、他の所有形態に比べて豊かではなかった。一町歩当たりの用材林の平均蓄積を所有形態別に比較してみると、国有林473石、県有林480石、市町村有林196石、財産区有林139石、私有林316石であった<sup>108</sup>。地方財政の困難化等により、市町村有林や財産区有林は、他の所有形態より資源整備が立ち遅れていたのである。

1970年代になると、公有林などによる財産収入は、その意義を低下させた。なぜなら、①町村は、土木費を中心にして財政規模を拡大させるとともに、地方交付税交付金や地方債による収入を増加させ、歳入に占める財産収入の割合が低下したこと、②公有林は、伐採により蓄積を枯渇させていた上に、材価の低迷と労賃上昇により収支を悪化させていた、からである。

<sup>105</sup> 本節は、断りが無い限り、坂本（1984）を参考にした。

<sup>106</sup> 宮本（2005）pp. 129-131。

<sup>107</sup> 福島（1984）p. 225。

<sup>108</sup> 坂本（1984）p. 98。

### 1.8.2 官行造林

戦中戦後を通じて主要な公有林政策は公有林野官行造林事業であった。1920年、造林活動が全般的に鈍化し、更なる資源の造成が求められる中で、とりわけ公有林野が荒廃していると認識され、公有林野官行造林法が制定された。官行造林とは、国と土地所有者が分収造林契約をし、国が造林するものである。その目的は、町村の基本財産の造成、森林資源の培養および国土保全であった。戦争中は、官行造林事業による新植面積は減少したものの、戦後、1947年頃より本格的に事業が実施されるようになり、1961年度には当初計画面積である33万haを突破した。なお、1956年に公有林野官行造林法は改正され、公有林野以外の私有林野に事業対象を拡大し、主目的を森林資源の培養から水源林造成にシフトした。1961年には、公有林野官行造林法は廃止され、1956年に設立された森林開発公団が官行造林事業を引き継ぎ、官行造林と同様の分収方式で奥地水源林の拡大造林を進めていった。

### 1.8.3 権利関係の調整

1951年に制定された新森林法では、公有林は、民有林として総括され、森林法の中から公有林の言葉が消えた。

1966年には「入会林野等に係る権利関係の助長に関する法律」が制定された。その狙いは、前近代的な権利である入会権と旧慣使用権を消滅させ、近代的な権利である所有権や地上権に置き換えることで、林家の経営規模を拡大することにあつた<sup>109</sup>。なぜなら、1964年の林業基本法を議論する過程で、小規模経営の構造政策として経営規模の拡大が必要であるという認識が共有されたからである。

1966年時点で、200万ha以上の入会林野が残存していたと言われており、2005年時点では、その内の57万haに入会林野整備が実施された<sup>110</sup>。また、財産区名義を有する旧慣使用林野も「入会林野等に係る権利関係の助長に関する法律」の対象となった。ただし、どれくらいの財産区名義の旧慣使用林野が入会林野等整備事業の対象となったかは不明である<sup>111</sup>。

戦後の公有林政策を振り返ると、第1に、法制上は、基本財産としての公有林の意義は低くなったものの、1960年代まで市町村財政にとって公有林経営による財産収入の意義は大きかった。第2に、荒廃地が復旧すると、分収方式で、奥地水源林の拡大造林が実施されるようになった。第3に、1966年以降、旧慣使用林野については、個別私権化が図られるようになった。

## 1.9 小括

以上、戦後における民有林林業の変貌を確認した。高度成長期には林業生産は活況を呈し、森林所有者は拡大造林の担い手となり、広大な人工林を造成した。1973年、第1次石油危

<sup>109</sup> 三井 (2010) p. 82。

<sup>110</sup> 三井 (2010) p. 45、山下 (2011) p. 17。

<sup>111</sup> 2012年7月の林野庁林政部経営課への聞き取りによる。

機を画期として日本経済は中成長期へ移行し、戦後一貫して増大していた木材需要量は減少へと転じた。1970年代から1990年代まで、森林経営は悪化あるいは停滞の一途を辿った。赤井（1999b）は、1970年代以降の林業にとって、何よりも問題であったのは立木価格の下落であったと指摘する<sup>112</sup>。1973年から2010年まで、実質立木価格は、バブル経済期に一時的な上昇があったとはいえ、傾向的に下落した（図1-4）。2010年、スギ実質立木価格は1973年の約10分の1となり、ヒノキ実質立木価格は1973年の約5分の1となったのである。立木価格の低下と軌を一にし、林業経営の採算性は悪化していった。

林業経営の採算性を表す一つの指標として「造林投資の利回り相当率」がある。林野庁は、『平成13年度森林及び林業の動向に関する年次報告』において、1965年から2000年の間における造林投資の利回り相当率を試算したものを公表した（図1-8）。造林投資の利回り相当率は、1965年から2000年まで一貫して減少した。スギを例にとると、高度経済成長期にあたる1965年では利回り相当率は6.3%だったが、その後は下落し、低成長期にあたる1995年には0.0%を記録した。1995年以降も下落し続け、1990年代後半はマイナスの利回り相当率が続いた。2001年度以降、林野庁は造林投資の利回り相当率を公表していないものの、マイナスの値は続いていると思われる。『平成23年度森林及び林業の動向』は、「現状では、間伐・主伐ともに収支は赤字で」<sup>113</sup>あると述べている。

ただし、素材生産量に着目すると、2002年を底にして拡大基調となり、一部の林業経営体において、森林経営を活発化させている。

日本政府は、アメリカ政府からの内需拡大要請に応えるため、あるいは景気の回復を目的として、政府の公共投資額を増大させてきた。公共投資額を増大と林業採算性の悪化に対応して、林野庁は造林補助事業の事業額および補助対象を拡大させてきた。1980年代以降、林業経営体は造林補助への依存を強めてきたのである。

補助を受け取ったとしても、林業の採算性は決して楽観できるものではない。図1-8で示したように、補助を受給し、スギを育林する林業経営体の場合、「造林投資の利回り相当率」は1992年には2.2%だったが、2000年には0.3%となり0に近くなっている。先に紹介した『平成23年度森林及び林業の動向』は「補助金込みでも造林から主伐までのトータルで赤字になっており、このままの状態では推移すると、林業経営を継続することは困難になる」<sup>114</sup>と指摘した。この結果、造林補助金を受給し林業経営を継続するものがある一方で、森林管理を放棄する主体が出てきている。

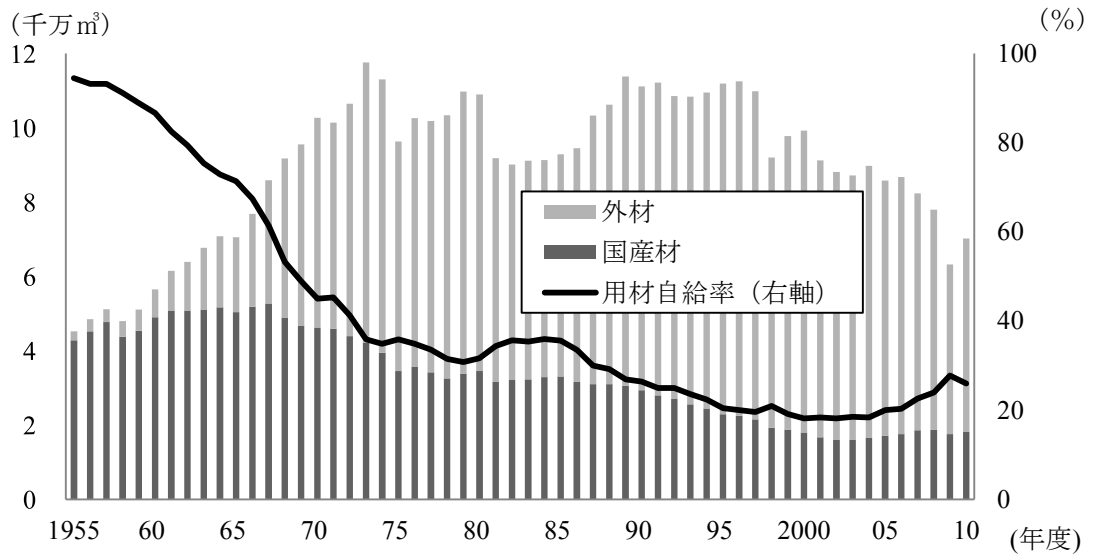
本章では、各時代の林業の変貌を整理したものの、先行研究による叙述あるいは限られた事例を用いて検討した。第3章では、財産区による林業経営の動向と比較する参照軸を示すために、『世界農林業センサス』から林業経営体の動向に接近していくこととする。

<sup>112</sup> 赤井（1999b）p. 22。

<sup>113</sup> 林野庁（2012a）p. 122。

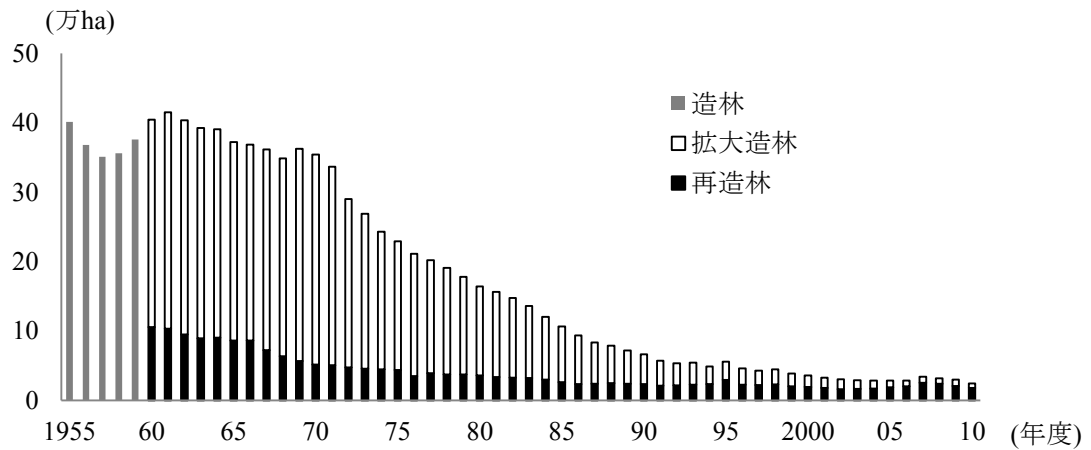
<sup>114</sup> 林野庁（2012a）p. 122。





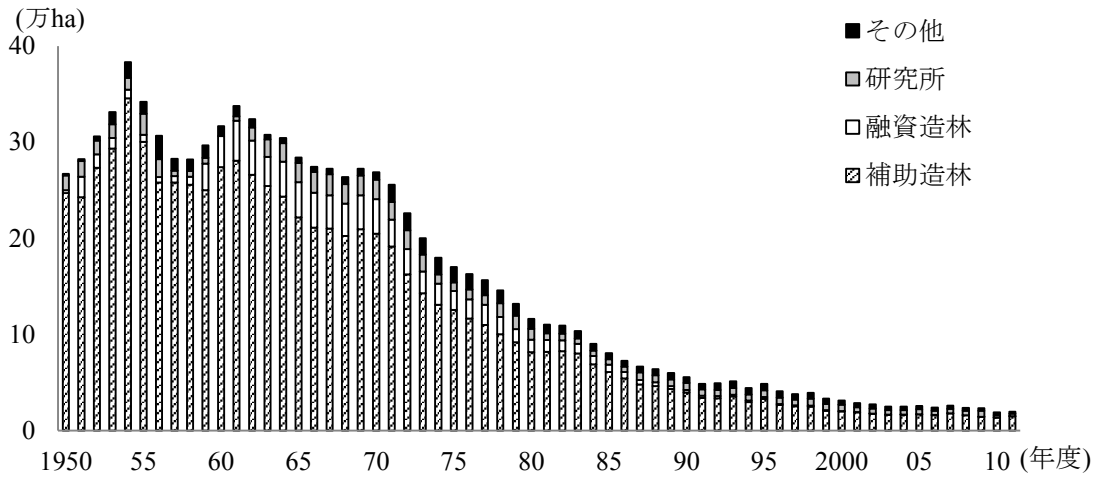
出所：林野庁「木材需給表」より作成。

図 1-1 用材需給の推移



出所：林野庁『森林・林業統計要覧』（各年版）より作成。

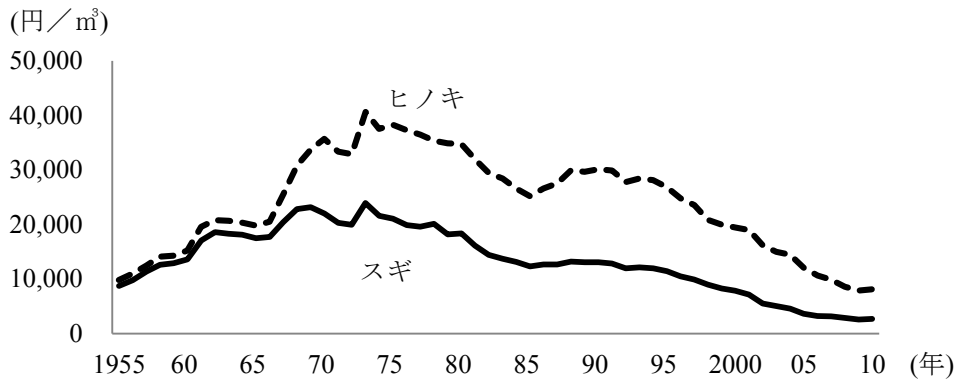
図 1-2 人工造林面積の推移



- 注：1) 林野庁所管以外の国有林は含まない。  
 2) 研究所は独立行政法人森林総合研究所の行う造林である。  
 3) その他は治山事業、県単独事業、自力等により行う造林である。

出所：林野庁『森林・林業統計要覧』（各年版）より作成。

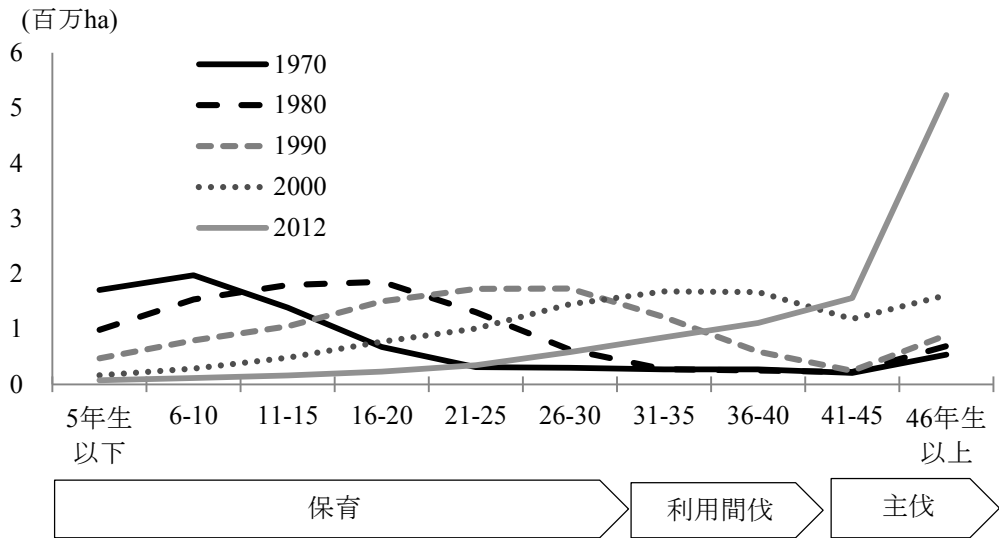
図 1-3 施策別人工造林面積



- 注：実質価格は、名目価格を2010年基準の企業物価指数で除して算出した。2010年基準の企業物価指数は、1934～1936年を基準時として換算された「戦前基準企業物価指数」の各年平均指数を2010年平均指数で除して求めた。

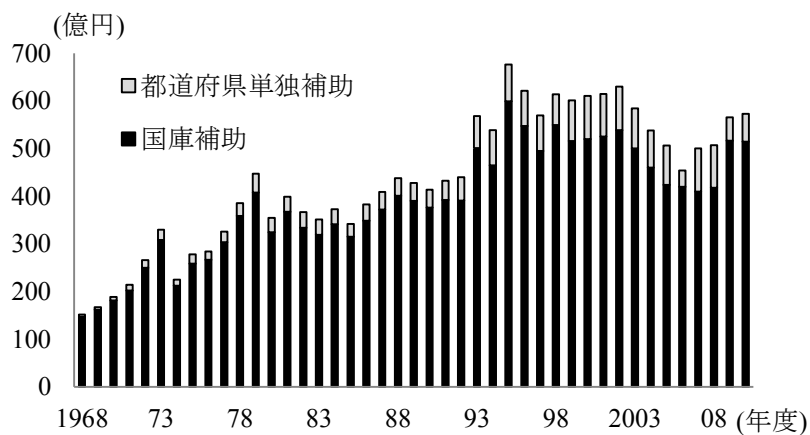
出所：日本不動産研究所（2013）より作成。

図 1-4 実質山元立木価格の推移



出所：農林水産省大臣官房統計部『世界農林業センサス』、林野庁『森林資源の現況（平成24年3月31日現在）』より作成。

図 1-5 人工林の齢級別面積の推移

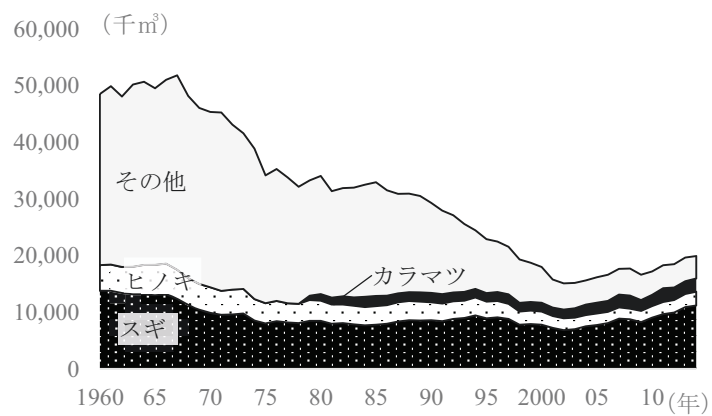


注：1) 実質値は、名目値を2010年基準の企業物価指数で除して算出した。2010年基準の企業物価指数は、1934~1936年を基準時として換算された「戦前基準企業物価指数」の各年平均指数を2010年平均指数で除して求めた。

2) 1967年度以前は、報告単位が農林水産業となり、農林水産業の内、造林を区別して把握することができない。

出所：『都道府県決算状況調』（各年）より作成。

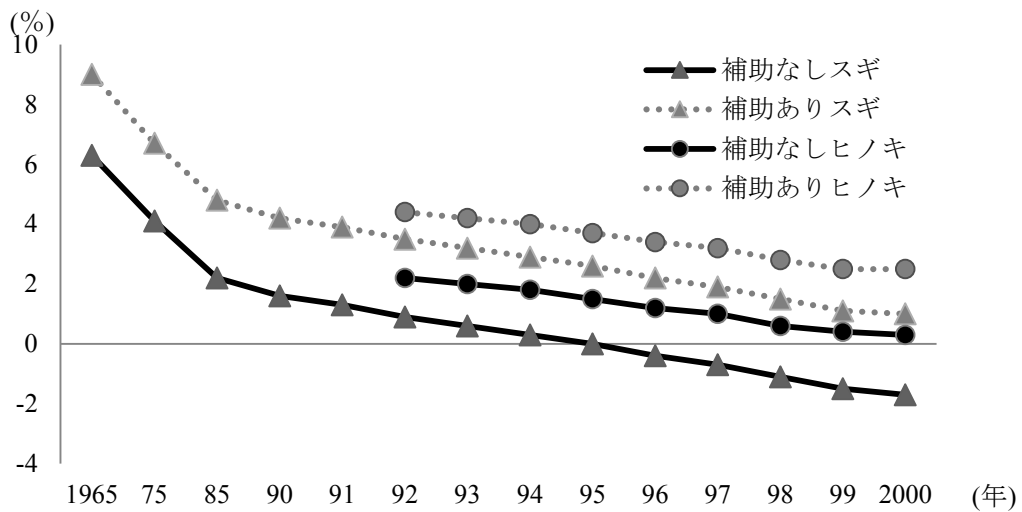
図 1-6 実質造林補助金の推移



注：積み上げ式グラフである。1978年以前のカラマツの値はその他に含まれる。

出所：林野庁『木材需給報告書』より作成。

図 1-7 素材生産量の推移



注：1) 原資料は、林野庁業務資料。  
2) 計算は、次式によって行った。

$$R = \sum_{i=1}^n Ci(1+P)^{n-i}$$

ここで、R：立木販売収入、Ci：i年目の造林費、n：伐採林齢、P：造林投資の利回り相当率

- 3) 造林費は25年生までのものである（保護管理費は含まない）。
- 4) 立木価格は、(財)日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格調」の山元立木価格を用いた。
- 5) 主伐収入は、スギ、ヒノキ人工林（静岡県天城地方収穫表地位（中）、伐期スギ50年、ヒノキ60年）のha当たり立木蓄積（利用材積：スギ300m<sup>3</sup>、ヒノキ290m<sup>3</sup>）に、立木価格を乗じて求めた。
- 6) 造林費の労賃単価、苗木代は各年度の補助事業の実施単価を使用した。
- 7) 造林の施業基準は、新植（植栽本数3,300本/ha、67人日/ha）、補植（2人日/ha）、下刈7回（10人日/ha(1回当たり)）、つる切（10人日/ha）、除間伐2回（15人日/ha(1回当たり)）、枝打ち2回（20人日/ha(1回当たり)）とした。
- 8) 「補助あり」の場合の補助率は、地方公共団体を併せて68%とした。

出所：林野庁（2002）より転載。

図 1-8 造林投資の利回り相当率の推移

表 1-1 1960 年における径級別丸太価格

スギ小丸太	スギ柱用丸太	スギ中目丸太
4m・3～9cm	3m・13～16cm	4m・20～28cm
21,700 円/m <sup>3</sup>	12,400 円/m <sup>3</sup>	11,500 円/m <sup>3</sup>
ヒノキ小丸太	ヒノキ柱用丸太	ヒノキ中目丸太
4m・3～9cm	3m・13～16cm	4m・20～28cm
22,300 円/m <sup>3</sup>	15,500 円/m <sup>3</sup>	12,600 円/m <sup>3</sup>

注：1) 原資料は松坂木材株式会社（1983）『松坂木材 30 年史』、  
p. 235。

2) この価格は月毎の価格を平均したものである。

3) 例えば、スギ小丸太の規格、4m・3～9cm とは、丸太の長さが 4m、末口径が 3～9cm を指す。末口径とは、丸太の太さのうち、木の上側である梢に近い方の太さをいう。

4) 萩（2009：27）は当時の価格構造を示す一例として、松坂木材株式会社の資料をあげている。小丸太価格について公的統計データが存在しない。

出所：萩（2009）p. 27 より転載。

資料 1-1 造林事業の作業工程



① 地ごしらえ

苗木を植える箇所の雑草やかん木などを刈払ったり、散らばっている木の枝などを整理したりして、苗木を植える準備をする。

植栽前、1年以内程度に行う。



② 植栽

林地に穴を掘って苗木を植える。

1年目に新植し、2～3年目に必要に応じて補植を行う。



③ 下刈り

植栽した苗木は小さく、放っておくと成長の早い雑草やかん木に負けて枯れてしまうので、これらの雑草木を刈り払う。

植栽後、7年程度にかけて毎年行う。



④ つる切り

樹木にからんだクズやフジなどのつるをとり除く。

下刈完了後、20年程度にかけて数回行う。



⑤ 除伐

育成の対象となる樹木の生育を妨げる雑木等を切り払う。

7～8年程度から20年程度にかけて数回行う。



⑥ 枝打ち

樹木の生育の調整、病虫害等の防除、林内照度確保等により森林の機能の向上を図るため、一部の枝を切り払う。

10年程度から30年程度にかけて数回行う。



⑦ 間伐

樹木が大きくなると過密状態となり、お互いに成長をじゃまするようになるため、過密状態になる前に樹木を間引いて本数の密度を調節する。

除伐後、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に行う。一般に、間伐は16年程度から35年程度にかけて、3回実施する。



⑧ 主伐

伐期に達した成熟樹木を伐る。

出所：神奈川県 p. III-4、興梠（2001：64）、林野庁造林保全課監修（1994：4-5）より作成。

参考文献

〈邦文献〉

- 赤井英夫（1999a）「林業問題の形成過程（1）」『林業経済』52（4）, pp. 9-17.
- 赤井英夫（1999b）「林業問題の形成過程（2）」『林業経済』52（5）, pp. 19-29.
- 秋山智英（2007）「戦後復旧造林時代の民有林造林政策の動き」大日本山林会編『昭和林業逸史』大日本山林会, pp. 258-269.
- 井口隆史（2004）「民有林造林政策」堺正紘編『森林政策学』日本林業調査会, pp. 117-130.
- 石崎涼子（2004）「森林政策の財政支出」堺正紘編『森林政策学』日本林業調査会, pp. 63-78.
- 石崎涼子（2012）「森林・林業政策にかかわる財政の動向」森林総合研究所編『改訂 森林・林業・木材産業の将来予測』日本林業調査会, pp. 271-284.
- 大塚生美（2013）「法人における林業経営」興梠克久編『日本林業の構造変化と林業経営体—2010年林業センサス分析—』農林統計協会, pp. 135-156.
- 岡田秀二（1993）「町有林管理の展開と現状」船越昭治編『転換期の東北林業・山村』農林統計協会, pp. 196-211.
- 岡裕泰・久保山裕史（2012）「森林資源の動向と将来予測」森林総合研究所編『改訂 森林・林業・木材産業の将来予測』日本林業調査会, pp. 41-72.
- 荻大陸（2009）『国産材はなぜ売れなかったのか』日本林業調査会, 2009年.
- 神奈川県『神奈川県地域森林計画書 第1回変更（神奈川県森林計画区） 計画期間（自平成15年4月1日 至平成25年3月31日）』.
- 金澤史男（2002）「財政危機下における公共投資偏重型財政システム」金澤史男編『現代の公共事業』日本経済評論社, pp. 25-70.
- 熊崎実（1982）「林業生産の歩み」森巖夫編『日本林業の構造—1980年世界農林業センサス分析—』農林統計協会, pp. 191-201.
- 興梠克久（2001）「林家」全国農林統計協会連合会編『2000年林業センサスにみる日本林業の構造と森林管理』全国農林統計協会連合会, pp.27-64.
- 坂本一敏（1984）「戦後における公有林野政策の展開過程」筒井迪夫編『公有林野の現状と課題』公有林野全国協議会, pp. 77-112.
- 佐々木行夫（1979）「森林総合整備事業の概要」『農林水産省広報』10（9）, pp. 30-33.
- 志賀和人（2002）「山林保有と森林経営—林業事業体調査の分析—」餅田治之編『日本林業の構造的変化と再編過程—2000年林業センサス分析—』農林統計協会, pp. 82-155.
- 総務省（各年）『都道府県決算状況調』全国知事会.
- 竹中譲（1981）「戦後民有林行政の発足」「農林水産省百年史」編纂委員会編『農林水産省百年史 下巻』「農林水産省百年史」刊行会, pp. 465-483.
- 立花敏（2013）「2000年代における木材流通・加工の構造変化と方向性—「木材需給報告



- 書」などを用いた分析—」興梠克久編『日本林業の構造変化と林業経営体—2010年林業センサス分析—』農林統計協会, pp. 59-80.
- 日本不動産研究所 (2013) 『山林素地及び山元立木価格調—平成25年(2013)年3月末現在—』日本不動産研究所.
- 日本林業技術協会編 (2001) 『森林・林業百科事典』丸善株式会社.
- 農林省林野局編 (1948) 『林業統計要覧 昭和23年11月』林友會.
- 農林水産省「林業関連用語」[http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2000/dictionary\\_r.html](http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2000/dictionary_r.html) (2016/2/20 アクセス) .
- 農林水産省大臣官房統計部『世界農林業センサス』(各年版) .
- 農林水産省大臣官房統計部 (2011) 『平成20年度 林業経営統計調査報告』農林水産省大臣官房統計部.
- 農林統計協会編 (1967) 『図説 林業年次報告 (昭和41年度版)』農林統計協会.
- 農林統計協会編 (1993) 『改訂 農林水産統計用語事典』農林統計協会.
- 能勢誠夫 (2007) 「植える林業から育てる林業へ—1976年度の造林補助抜本改正を中心に—」大日本山林会編『昭和林業逸史』大日本山林会, pp. 248-257.
- 林知行 (2001) 「集成材」日本林業技術協会編 (2001) 『森林・林業百科事典』丸善株式会社, pp. 409-410.
- 半田良一編 (1990) 『林政学』文永堂出版.
- 福島康記 (1984) 「公有林野と地域経済」筒井迪夫編『公有林野の現状と課題』公有林野全国協議会, pp. 219-243.
- 福島康記 (2000) 「構造行政」大日本山林会編『戦後林政史』大日本山林会, pp. 141-216.
- 船越昭治 (1987) 「日本資本主義と林政の体系」船越昭治編『地方林政と林業財政』農林統計協会, pp. 3-22.
- 三井昭二 (2010) 『森林社会学への道』日本林業調査会.
- 宮本憲一 (2005) 『日本の地方自治—その歴史と未来—』自治体研究社.
- 餅田治之 (2001) 「素材生産」日本林業技術協会編 (2001) 『森林・林業百科事典』丸善株式会社, p. 612.
- 山下詠子 (2011) 『入会林野の変容と現代的意義』東京大学出版会.
- 林業経済学会編 (2006) 『林業経済研究の論点—50年の歩みから—』日本林業調査会.
- 林野弘済会編 (1966) 『昭和40年度図説林業年次報告』農林統計協会.
- 林野庁監修 (1964) 『林業統計要覧 累年版』林野共済会.
- 林野庁監修 (1972) 『林業統計要覧 1972』林野弘済会.
- 林野庁編 (2002) 『平成13年度 森林及び林業の動向に関する年次報告 (森林・林業白書)』日本林業協会.
- 林野庁 (2012a) 『平成23年度 森林及び林業の動向 平成24年度 森林及び林業施策 第180回国会 (常会提出)』.

林野庁編 (2012b) 『民有林森林整備施策のあらまし (平成 23 年度版)』 日本造林協会.

林野庁 (各年) 『森林・林業統計要覧』.

林野庁『森林資源の現況 (平成 24 年 3 月 31 日現在)』.

(<http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/genkyou/h24/index.html>) (2014/2/7 アクセス).

林野庁「木材需給表」〈[http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/mokuzai\\_zyukyu/](http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/mokuzai_zyukyu/)〉 (2014/1/16  
アクセス).

林野庁造林保全課監修 (1994) 『民有林造林事業の概要 (平成 6 年度版)』 日本造林協会.

〈欧文献〉

Totman, C. (1989) *The Green Archipelago, Forestry in Preindustrial Japan*, University of California Press. (タットマン, C. (1998) 熊崎実訳『日本人はどのように森をつくってきたのか』 築地書館).

## 第2章 財産区制度

### 2.1 課題

財産区制度の史的展開を概説することで、財産区の森林経営を規定する制度の特徴を示す<sup>1</sup>。

財産区は、1889年に市制・町村制が施行されて以来、主として市町村の一部で財産を有しまたは公の施設を設けているものをさす。さらに後に、市町村および特別区の「廃置分合（市町村の合体、編入、分割、分立の総称）」もしくは境界変更の際に、財産処分に関する協議に基づき市町村および特別区の一部が財産を有しまたは公の施設を設けるものも含まれるようになる。前者は「旧財産区」、後者は「新財産区」とよばれている。

財産区は、市町村の一部に当該財産に対する独立した権利主体たる地位を認めたものであり、地方自治法上、市町村と別個の法人格をもつ特別地方公共団体として扱われている（図2-1）<sup>2</sup>。特別地方公共団体は、一般に政策的な見地から、行政手段として作り出されたものである。なお、財産区は、「当該財産ないし公の施設の所有主体であるが、一般公共団体のように広範な権利能力をもつわけではなく、当該財産ないし公の施設を管理し処分するという目的を果すに必要な限度での権利能力をもつにすぎない」<sup>3</sup>と解釈されている。

地方自治行政では、市町村より下位の大字、部落に独立の法人格を与えないのが建前であったのだが、上記のように財産区制度は、市町村の一部に対してその権利主体性を承認しており、建前とは矛盾したものとなっている。このような矛盾した制度が存在する理由を検討するには、成立の経緯を知ることが肝要である。そこで、本章では、徳川時代の「むら」の財産がどのように財産区の財産として認識され、制度化がなされたかを、順を追って説明していくことにする。なお、明治期からの財産区をめぐる動向の概略を表2-1にまとめた。

### 2.2 前史—村持財産を管理・利用する入会集団—

徳川時代、現在の大字や集落など当時の「むら」を単位として、そこに住む住民が、林野、溜池・水路等の水利施設、墓地、宅地など、多様な財産を共同で管理していた。村持山は、農業には緑肥用刈敷や牛馬飼料用<sup>まぐさ</sup> 稜などを、また生活には家作用材や燃料材などを供給し、農民個人（各「家」）の農業（林業・牧畜を含む）経営および消費生活の維持や再生産のために必要不可欠な存在であった。住民である入会権者は、入会集団を組織すると同時に、資源の乱用を防ぎ、その再生産を維持するために、①利用時期の制限、②使用道具の制限、③採取量の制限、などの独自の規約を設けていた。川島他（1968：610）では、村持山がもともと、個人の私的生産および私的生活をもっぱら支えるための、純粋に私的利益に奉仕するための財産であったという歴史的事実に基づき、その意味で入会財産はも

<sup>1</sup> 本章は、泉・齋藤・浅井・山下（2011）の浅井担当部分をもとに、加筆修正したものである。

<sup>2</sup> 地方自治法第1条の3。

<sup>3</sup> 川島・潮見・渡辺（1968）p. 643。

とも人民の私有財産一但し単独のものではなく、共同の財産一であったと評価している。

### 2.3 官民有区分—入会地の官有と民有への分離—

「むら」の財産は、明治維新後の制度改革によって、この私有財産性を否認され、国有化・公有化の道を歩むことになる。明治の制度改革のうち、「入会」に決定的な影響を及ぼしたのは、「近代的所有権」の導入である。土地に関する所有権は、まず1872年地所永代売買解禁・地券交付にはじまる地租改正事業により導入された。地租改正は、地価を算定し、一定率の適用によって金納制を採用するというものであり、地価を算定する前提として、土地所有権の確認作業を必要とした。1874年の太政官布告「地所名称区別改正」による官民有区分事業では、無税となる官有地（国有地）と地租徴収の対象となり地券が交付される民有地に分けられた。民有地として認定される基準は厳しく、基本的に、「天然草木を利用するだけで積極的に培養しなかった土地」や「所有権がはっきりしない土地」は、官有地に編入するという方針がとられた<sup>4</sup>。とりわけ林野は、刈藪・秣などの原料や薪炭材の採取といった自給の利用が主であったことや、行政庁からみると所有関係が不明瞭であったことから、官有地に編入されたものが多かった。

地租改正で官有地編入をまぬがれ、民有地となった入会地については、政府の方針が必ずしも一貫していなかったが、政府はこれを公有財産とはみなさず、人民共有の私有財産とする傾向が強かった。そのため、入会集団が使用収益はもとより管理处分についても、自主的に行なう利用形態が続いた<sup>5</sup>。

### 2.4 町村制—村持財産の公有化政策—

こうした政府の方針は、1889年に町村制が施行される少し前から若干の変更をともなった。政府は、村持の入会財産をも私有財産ではなく公共財産として扱うに至り、公有財産としての部落有財産という観念が創出されるに至ったのである<sup>6</sup>。その経緯は、次の通りである。

川島他（1968：610）によると、入会地が地租改正をうけてどのような名義で地券を取得したかは、それぞれの地域内部の歴史的事情によって規定されていた。その所有名義は、大別して二つに分けることができる。その一つは個人有、記名共有の場合のように、個人が名を連ねる場合であり、他の一つは、旧村有、大字有、組有など要するに個人の名があらわれず、徳川時代の「むら」を中心とする団体が団体としての名義で地券をうける場合である。そのどちらを選択するかは、さまざまな便宜ないし形式の問題であり、入会地およびそこにおける慣習上の権利関係の実態とはその時点においては関係のないものであった。ところが、その名義の如何は、後年の法的な取り扱いに大きな差異をもたらすことになる。

<sup>4</sup> 林業発達史調査会（1960）pp.152-153。

<sup>5</sup> 川島他（1968）p.294、渡辺（1974）p.11。

<sup>6</sup> 渡辺（1974）p.12。

それは、市制・町村制の施行を契機に、「むら」の概念が変質したことに起因する。渡辺（1974：29-30）によると、徳川時代の「むら」は、私法集団と公法集団との統一体であった（私法と公法の未分化）。それは一方において、農民共同の私有財産（林野・用水等）を支配管理し、農民の私的生産、私的生活を可能ならしめる物質的諸条件を供給するための組織であったと共に、領主権力の政治的支配を支える末端の行政組織であった。明治以降の近代法制度の展開に伴って、「むら」のこのような二重組織性は消滅し、私法集団すなわち農民の生産・生活のために必要な共同経済組織としての「ムラ」と、公法集団すなわち地方自治行政の組織単位ないし地方公共団体としての「村」とに分化せざるをえないことになった（私法と公法の分離）。

現代の法理論では、通常、近代的な法律・町村制のもと、入会集団として総有していた入会財産は、旧村が行政村となったのを契機に分離独立して純粋な入会集団の私有財産になったと解釈されている<sup>7</sup>。他方で、当時の行政庁はこのような解釈をとらず、合併後の旧村の財産はすべて、町村制第114条の「町村の一部」の財産となったという解釈をとった。そのため、団体名義で地券を受けたものは、町村ないし部落の公有財産であると把握され、従来、暗黙のうちに想定されていた私有財産性が政府当局によって否認されるようになった<sup>8</sup>。

## 2.5 旧財産区の創設

しかしながら、入会財産を公有財産たる部落有財産としてとらえて、これを市町村会のコントロールに置くという政府の方針は、広範な農民の不安と抵抗をよび起こした<sup>9</sup>。

政府は、行政上の目的（教育、徴税、土木、救済、戸籍の事務処理）に合った規模と自治体としての町村の単位（「村」）との隔たりをなくし、市町村の財政基盤を強化するために町村合併を促進したかったが、村持財産の帰属問題により、合併が円滑に進まないことを憂慮した。このため、農民の反対をやわらげ、不安を減らすことを意図して、町村制に次の2つの規定を設けた。

その一つは、公有地上の入会慣行を保障するような「旧慣使用权」の規定（町村制第83条）である。ただし、行政当局は、この権利を「民法上の権利」（第82条、84条、86条）と区別された「条例の権利」としてとらえ、それを「市町村住民タル資格ニ随伴スル使用权」（理由書）とし、市町村の必要により使用を制限し、または取り上げうるものとした<sup>10</sup>。部落有林野における入会慣行の権利についての法律上の地位については、地方自治法—旧町村制を引き継ぐ旧慣使用权—と、民法—入会権の規定—の公・私法律があり、しかも両者が矛盾しているため、現在でも、部落有財産の法的性質を理解する際の問題とな

<sup>7</sup> 川島他（1968）p. 614。

<sup>8</sup> 川島他（1968）p. 610。

<sup>9</sup> 渡辺（1974）p. 13。

<sup>10</sup> 川島他（1968）p. 612。

っている<sup>11</sup>。

農民に対する妥協策としてとられたもう一つの規定は、財産区の設定であった。町村制第114条および第115条により、部落有林野や溜池などに、固有の議決機関として区会または区総会を設けることを認めた<sup>12</sup>。このように設置された財産区は、現在、「旧財産区」と呼ばれている。区会または区総会は部落有財産の管理および処分に関し、町村議会に代って議決することができる。ただし、政府当局は、区会または区総会の設置について、やむをえない例外的措置であるとみていただけでなく、設置するかしないかを府県の自由裁量に任せていた<sup>13</sup>。そのため、区会条例を制定して区会または区総会を設置した例は多くない<sup>14</sup>。

区会または区総会を設置したものは、一応財産区として扱われたが、これらを設置しない部落有財産については、それが「市町村の一部」としての財産つまり財産区有財産なのか、それとも部落住民共同の入会財産なのかが、問題となる。前者ならば、その管理処分について町村議会が議決権を持つことになり、後者ならば、町村議会の議決を必要としないことになり、取扱いに差異が生じてくる<sup>15</sup>。法条に明確性を欠いていることや、裁判所（判例）と行政庁の見解が異なることなどから、現在でも、部落有財産が財産区有財産か否かの判別が難しい状況となっている<sup>16</sup>。

なお、1889年に始まる大規模な市町村合併の沿革を表2-2にまとめた。

## 2.6 部落有林野統一事業—部落有財産の市町村への取り込み—

部落有財産のうち林野は、1910年からはじまる部落有林野統一事業によって、市町村有林野への統合が図られた。部落有林野は、町村制の実施後しばらくは、実質上従来と同様に旧村（＝部落）の私的財産と同じ様に扱われていた<sup>17</sup>。1909年の山林局による調査によると、公有林野2,970,433町歩のうち町村有として認められるのは649,445町歩（22%）だったのに対し、部落有として認められるのは2,284,493町歩（77%）にも上った<sup>18</sup>。

1910年、農商・内務両次官の依命通牒「公有林野整理開発二関スル件」（林第4792号）が各府県知事宛に指令され、いわゆる部落有林野統一事業は始まった。当時の内務省は、

<sup>11</sup> 武井・熊谷・黒木・中尾（1989）p. 64。

<sup>12</sup> ただし、財産区という名称は戦後の地方自治法（1947（昭和22）年4月17日法律67号）によってはじめて法規上正式に使用された。それまでは、区会または区総会を設けている町村の一部について、通称として「財産区」と呼ばれることがあった（川島他1968：299）。講釈学上で「財産区」という用語が使われ始め、大正初期には定着していたと推察されている（小林1972：76-78）。

<sup>13</sup> 「区会設置上ノ注意通牒（1891（明治24）年4月25日）」参照。

<sup>14</sup> 武井・熊谷・神谷・山中（1965）p. 124。

<sup>15</sup> 川島他（1968）pp. 299-300。

<sup>16</sup> 渡辺（1974）pp. 40-51、武井他（1989）pp. 64-65。

<sup>17</sup> 武井他（1965）p. 124。

<sup>18</sup> 林業発達史調査会（1960）p. 698。原資料は大日本山林会（1931）『明治林業逸史』大日本山林会。

部落の存在を制度上認めていなかった<sup>19</sup>、部落有林野を市町村へ編入し、日露戦争後弱体化していた市町村の財政を立て直すことを目指していた<sup>20</sup>。また、農林省山林局は、部落有林野の整理統合後に管理区分を行ない、市町村による人工造林を奨励することを計画していた。

ところが、部落有林野の地盤・毛上の林木等すべてを無償・無条件で新市町村に編入するという統一政策は政府が意図したようには進まなかった。1912年になっても、管理処分が決まった公有林野は306,747町歩（森林として管理するもの176,088町歩、森林として管理しないもの130,659町歩）で、施業方法がきまったものは、809,913町歩（森林地678,796町歩、森林として管理すべきもの131,659町歩）で、これらは全公有林野の15%にすぎなかった<sup>21</sup>。このような部落有林野統一の停滞を脱するために、1919年に政府は、従来の無条件統一政策を緩和し、条件付統一も認めるようになった。政府の認めた条件とは、部落に、①適度の分割を認める、②産物を採取させる、造林収益を分与する、③地上権ないし分収林<sup>22</sup>の方法により造林させる、などであった。部落有林野統一政策は、条件付統一へと緩和されてから一時促進したものの、その後停滞し、1939年には終結した。

統一政策の結果、旧部落有地は、無条件統一地、条件付統一地、未統一地の3つの類型に区別されるに至った。統一面積は、1,996,886町歩であり、このうち条件付統一面積は、1,400,592町歩（約70%）となっている。また、未統一地、すなわち部落有林野のまま残されたものが、約700,000町歩あるといわれる<sup>23</sup>。こうして、部落有林野統一政策は、条件付統一地として形式市町村有・実質部落有たる形態を広範に出現させたのである。この3類型のうち、どの道をたどったかによって、次に説明する新財産区の性格が大きく異なることになる。

## 2.7 昭和の大合併と新財産区の設置

第2次世界大戦後、市制・町村制に代わり新たに地方自治法（1947（昭和22）年4月17日法律第67号）が施行されたが、公有地入会については、基本的には戦前の市制・町村制の規定が引き継がれた<sup>24</sup>。

戦後、市町村の事務には新制中学校の設置管理などの新しい事務が加えられ、これらの行政事務の効率的処理を目的として、中央政府の視点において市町村は規模拡大という合理化が必要とみなされた。これを受けて、1953年には町村合併促進法（1953（昭和28）年

<sup>19</sup> 1889年の町村制により旧村は部落となり行政区画としての機能を喪失し、単なる慣行上の存在にすぎなくなった。部落は法制上も法人格を与えられず、財産権および負債等の主体としての法的地位を持ちえなかった（林業発達史調査会1960：179）。

<sup>20</sup> 「部落有林統一事業」の動機については三井（2001）を参照。

<sup>21</sup> 川島他（1968）p. 311。

<sup>22</sup> ある森林において、その土地所有者以外の者が費用負担をして造林・育林し、収穫の際に所有者と収益を分け合う方法をいう。

<sup>23</sup> 川島他（1968）pp. 317-319。

<sup>24</sup> 川島他（1968）p. 401。

9年1日法律第258号)が施行され、約8,000人以上の住民を標準規模とする町村を目指して、町村合併が図られた。いわゆる「昭和の大合併」である。

とりわけ林野の帰属問題に関して町村間ないし町村の住民間で利害が対立し、町村合併が進展しない懸念があった。そのため、合併促進法では、町村合併にさいし、「新財産区」を設定しうる道を開いた(町村合併促進法第23条第4項)。すなわち、合併関係町村の協議によって、合併関係町村に属していた区域を単位とする財産区の設定を認めた。

この結果、現在の財産区は、部落を単位とし、入会財産としての実質を残す旧財産区(実質入会・形式旧財産区)、旧町村を単位とするが部落の入会慣行の存続している条件付財産区(実質入会・形式新財産区)、さらに無条件統一地を引き継ぐ、もしくは、財産区設置後の入会権解体により、旧町村の実質的支配がおよんでいる純粹財産区と、3つのタイプの財産区が設置されるに至った<sup>25</sup>。

1954年の地方自治法の改正では、財産区の機関として新たに財産区管理会の制度を設けると同時に、さらに財産区に対する知事の監督権限を強める等、財産区の規定を整備し現在に至っている<sup>26</sup>。

## 2.8 小括

財産区制度の設立は1889年に施行された町村制に端を発する。町村制の施行に先立ち大規模な町村合併が行われ、町村数は約7万1千から1万6千へと減少した。旧村の多くは新町村の一部である大字または部落となった。政府は旧村が所有する林野を新町村に帰属することを希望したものの、旧村財産の帰属問題が町村合併の実施に支障をもたらすことが予想されたため、旧村の単位で林野を管理・利用できる制度を設けた。これが現在に続く財産区となった。政府にとって、財産区制度は市町村合併を促進するための妥協の産物であり、いずれ消え行くべき存在であったといえる。

旧村の財産は財産区有財産になることにより、法的性質を一変させることとなった。大石(1990:33)は「町村制の主要な意義は、旧村の村落において一体化されていた公共的団体としての側面と、私的生活共同体としての側面とを分離したことにある」と指摘する。財産区となったむらの財産は町村長の管理下に入り、従来の私有財産たる性格を失って公有財産として把握されることとなった<sup>27</sup>。その結果、財産区に関する諸規定は、入会林

<sup>25</sup> 渡辺(1974) pp. 19-20。

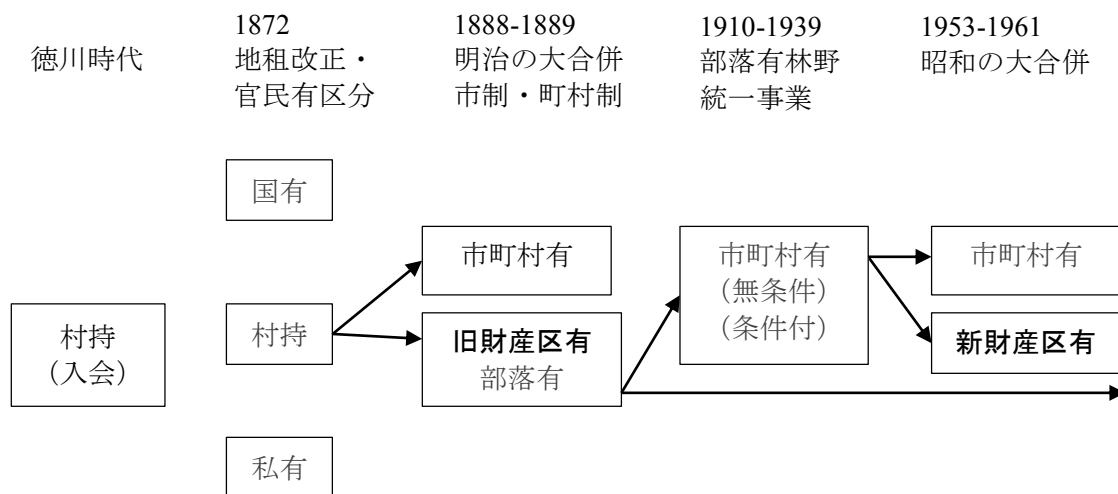
<sup>26</sup> 渡辺(1974) p. 18。

<sup>27</sup> 渡辺(1974:100)は財産区制度を次のように評価した

財産区制度は、もともと私権の主体であった入会集団を、公法上の公共団体として公法秩序の中に包摂しようと企図し、しかも私権の要素を全く否定することもできなかったために、法的性質の相反する公・私の両要素を完全に整除しえないまま結合させてできた制度である。

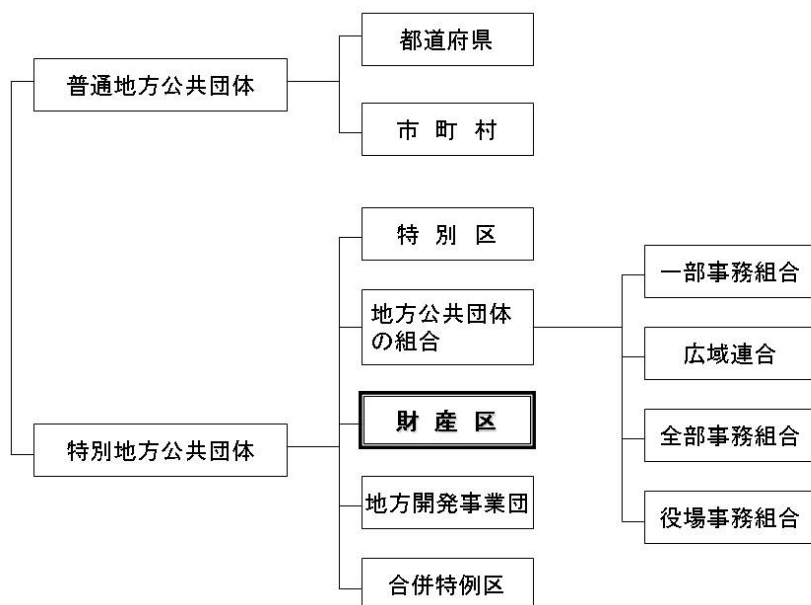


野の慣習を引き継ぐ運営様式とのズレを生み出していくのである<sup>28</sup>。



出所：泉他（2011）p. 31 を参考にして作成。

図 2-1 財産区成立の沿革



出所：泉他（2011）p.24 より転載。

図 2-2 地方公共団体の種類

<sup>28</sup> 泉他（2011）。

表 2-1 財産区略年表

年	財産区に関する法律等	備考
1872 (明治 5)	地所永代売買禁制の解除	近代的土地所有権の形成
1873 (明治 6)	地租改正法 交付	
1874 (明治 7)	地所名称区別改正 布告	官有民有に区分
1888 (明治 21)	合併標準に関する訓令	明治の大合併
1889 (明治 22)	市制町村制 施行	旧財産区、旧慣使用権を規定
1898 (明治 31)	民法 施行	入会権を規定
1899 (明治 32)	国有林野法 施行	国有林野の縁故払下による財産取得が可能になる
1910 (明治 43)	部落有林野統一事業 開始	
1919 (大正 8)	部落有林野統一事業 条件付統一も認定	
1939 (昭和 14)	部落有林野統一事業 終了	形式市町村有・実質部落有たる形態が広範に出現
1947 (昭和 22)	地方自治法 一部施行	
1953 (昭和 28)	町村合併促進法 施行	新財産区の規定、昭和の大合併
1954 (昭和 29)	地方自治法 一部改正	財産区管理会の新設
1999 (平成 11)	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律 一部施行	平成の大合併

出所：泉他（2011）p.25 を一部加筆。

表 2-2 市町村合併の沿革

時代	合併状況	推進する法令	目的	背景
1888-1889 明治の大合併	71,314 自然村 →15,859 市町村	市制町村制 (1889)	組合町村の解消 都市化の推進 戦争の遂行	近代国家としての統治機構整備
1953-1961 昭和の大合併	9,868 市町村 →3,472 市町村	町村合併促進法 (1953) 新市町村建設促進法 (1956)	小規模町村の解消	戦後復興、民主化政策、 地方財政の逼迫、シャープ勧告
2000-2010 平成の大合併	3,232 市町村 →1,727 市町村	市町村の合併の特例に 関する法律改正 (1995) 市町村の合併の特例等に 関する法律 (2005)	地方分権の改革 地方行政改革の推進	公的部門の財政危機

出所：泉他（2011）p. 29 を一部修正。

## 参考文献

- 泉留維・齋藤暖生・浅井美香・山下詠子（2011）『コモンズと地方自治』日本林業調査会。  
 大石嘉一郎（1990）『近代日本の地方自治』東京大学出版会。  
 川島武宣・潮見俊隆・渡辺洋三編（1968）『入会権の解体Ⅲ』岩波書店。  
 小林三衛（1972）「財産区概念」『青山法学論集』14（3）, pp. 75-97。  
 島田錦蔵（1941）『森林組合論』岩波書店。  
 武井正臣・熊谷開作・神谷力・山中栄之佑（1965）『日本近代法と「村」の解体』法律文化社。  
 武井正臣・熊谷開作・黒木三郎・中尾英俊編（1989）『林野入会権：その整備と課題』一粒社。  
 三井昭二（2001）「部落有林」日本林業技術協会編『森林・林業百科事典』丸善株式会社、p. 883。  
 林業発達史調査会編（1960）『日本林業発達史 上巻』林野庁。  
 渡辺洋三編（1974）『入会と財産区』勁草書房。

## 第II部 統計分析

### 第3章 林業センサスからみた森林経営の動向—1960年から2010年まで—

#### 3.1 課題

第I部では、戦後民有林林業が政策や市場に対応していかに展開してきたかについて検討した。本章では、林業事業体や林業経営体による林業生産活動を統計的に跡付けることにより、森林経営の動向を明らかにする。

農林水産省が林業生産活動を把握するために調査する項目として林業センサスの「山林作業」や「林産物販売」がある。興梠（2001、2009）と志賀（2002）は林業センサスを用いて2時点あるいは3時点の林家の山林作業実施状況を比較し、地域別と規模別の特徴を指摘した。しかしながら、より長期にわたる時系列変化や林家以外の林業事業体を対象にした先行研究はほとんどない。そこで、本章では1974年以降の財産区の森林経営の動向と比較するという目的に照らし合わせて、対象期間を1960年から2010年に延長し、すべての林業事業体および林業経営体を対象とし、各時点の変化に注目して考察する。

#### 3.2 方法

##### 3.2.1 資料と対象

利用する資料は、林業センサスのうち1960年から2000年までは林業事業体調査、2005年と2010年は農林業経営体調査である。2005年以降、資料名が変わったのは林業センサス体系の再編による<sup>1</sup>。なお、林業事業体調査の調査周期は10年に1度、農林業経営体調査の調査周期は5年に1度である。

林業センサスを利用する際、調査客体の定義や実査対象が年次によって以下に述べるように変更されたことには注意する必要がある。

1960年から2000年まではある面積以上の山林を保有する主体というのが林業事業体の定義である。保有山林面積の下限は年次を経るに連れて10アールから3ha以上へと段階的に増えていった<sup>2</sup>。

2005年の林業センサスの再編により、林業事業体に林業サービス事業体等を加えた「林業経営体」が調査客体となった。林業経営体とは次のいずれかに該当する者である。

- 1) 3ha以上の山林保有主体のうち森林施業計画を樹立している者、または過去5年間に林業作業を実施した者
- 2) 育林や素材生産（年間200m<sup>3</sup>）を受託または立木買取生産（年間200m<sup>3</sup>以上）する者

<sup>1</sup> 林業センサス体系の再編の詳細については餅田（2009：8-9）を参照のこと。

<sup>2</sup> 1960年から2000年までの、より詳細な定義の変遷については、農林水産省Webサイト「これまでの農林業センサス」を参照のこと。

2005年の林業経営体の定義や実査対象の変更により、「2005年センサスで補足された林業経営体数は2000年センサスで補足された林業経営体数のわずかに4割、同じく面積では5割強で、捕捉率は大幅に低下」<sup>3</sup>した。2000年センサスと2005年センサスは、「全く別の統計」<sup>4</sup>であると言われており、2000年センサスと2005年センサスを接続することは困難である。以上の点に留意しつつ、1960年から2010年までの長期系列を取り扱っていく。

### 3.2.2 2000年までの指標

利用する調査項目は、山林作業実施状況、人工林齢級構成<sup>5</sup>、林産物販売である。林業では人工林の齢級により必要となる作業が異なる（資料1-1）。山林作業実施状況では作業の有無は分かるが、作業すべきなのに作業していないのか、作業の必要がないから作業していないのかは分からない。興梠（2001、2009）と志賀（2002）は人工林齢級別の経営体数と山林作業の実施状況を用いて、管理水準や利用度を評価している。この方法に従い、以下の3つの指標を設定した。

#### 3.2.2.1 保有山林の管理水準

下刈りなどの初期保育作業を実施しているかどうかは成林に直接影響し、粗放的な経営でも省略できない。「下刈りなどの対象林分を保有する林業経営体（または保有面積）に対する実施経営体数（または実施面積）の割合がどう変化しているか」を、「保有山林の管理水準」を測る指標とする<sup>6</sup>。

#### 3.2.2.2 育林経営の集約度

間伐を実施しなくても林木は成長を続けるため間伐作業は粗放的な経営ほど省略されがちである。「間伐対象林分を保有する林業経営体（または保有面積）に対する実施経営体数（または実施面積）の割合がどう変化しているか」を「育林経営の集約度」を測る指標とする。

なお、ここでは「粗放」の対となる語として「集約」を用いている。農業経営で一般に集約度というのは、土地面積当たりに投げられる労働および資本の多少をいい、その多い

<sup>3</sup> 餅田（2009）p. 12。

<sup>4</sup> 餅田（2009）p. 12。

<sup>5</sup> 齢級とは、林齢を一定の幅でくくったものである。日本では5年を1齢級とするのが一般的である（白石2001）。

<sup>6</sup> 林家の保有山林の管理水準については、表3-1と表3-3を基に、表3-4を作表した。林家以外の林業事業体の保有山林の管理水準については、表3-7と表3-9を基に、表3-10を作表した。

ものを集約的、少ないものを粗放的という<sup>7</sup>。集約林業とは単位面積当たりの資本・労働力の投下量が大きく高度な技術を駆使して、高収入、高収益の良質高級材生産を行う林業あるいは林業経営である<sup>8</sup>。

### 3.2.2.3 保有山林の利用度

植林実施率、主伐実施率、林産物販売率は「保有山林の利用度」を測る指標とする。

### 3.2.3 2005年以降の指標

農林水産省は2010年センサスの農林業経営体調査以後、人工林の齢級別面積を調査対象からは外した<sup>9</sup>。したがって、2010年における保有山林の管理水準や育林経営の集約度を測ることはできない。

前述したように林業経営体の定義は2005年から変更され、「過去5年間に林業作業を行う、森林施業計画を樹立する、あるいは素材生産を行うもの」となった。そのため林業経営体数の変化を「経営の活動状況」を測る指標とする。加えて植林実施経営体数（または実施面積）や林産物販売経営体数を「保有山林の利用度」の指標として利用する。

## 3.3 結果

### 3.3.1 1960年から1970年までの変化

本項では、林家に絞って分析する。なぜなら、林家以外の林業事業体は、その実査対象を1970年に「保有山林面積が1反以上」から「保有山林面積が1ha以上」に変更し、2時点と比較することができないからである。植林した林家は355,692戸から315,731戸に減少したものの、植林面積は173,537haから208,696haに増加した（表3-1）。林産物を販売した林家は304,747戸から207,346戸に減少した（表3-5）。したがって、1970年は、1960年と比較して、植林したり、林産物を販売したりした林家が減少した一方で、一部の林家は植林面積が拡大しており、林家の造林意欲は未だ衰えていなかったといえる。

### 3.3.2 1970年から1980年までの変化

植林や林産物販売が半減し、林業生産活動が急速に縮小した。1980年に植林を実施した林家は、1970年と比較し、60.8%減少し、林家による植林面積は63.9%減少した（表3-2）。用材を販売した林家は、113,621戸から59,427戸となり、42.7%減少した（表3-5、表3-6）。1980年時点で、過去1年間に林産物を販売した林家は6.9%、林産物の内、用材を販売した林家は、5.3%に過ぎない。林家以外の林業事業体も同様の状況であり、植林は、林業事業体の数で60.8%、面積で68.9%減少した（表3-8）。林産物を販売した事業体数は、45.3%

<sup>7</sup> 磯辺（1984）p. 85。

<sup>8</sup> 岡田（2001）。

<sup>9</sup> 土屋（2013）p. 7。

減少した。林家以外の林業事業体の内、林産物を販売したものは、5.3%であった。なお、用材を販売した、林家以外の林業事業体の数は不明である。植林や林産物販売の状況を見る限り、1980年は、1970年と比較し、林業事業体の林業生産活動は、半減した。

### 3.3.3 1980年から1990年までの変化

1990年の特徴は、①植林の減少や管理水準の低下、②育林経営の集約性の維持、③林産物販売の減少速度の鈍化である。

①について、1990年に植林を実施した事業体数や面積は、1980年に引き続き半減した（表3-1、表3-2、表3-7、表3-8）。保有山林の管理水準は、植林ほどは急速な変化ではなかったものの、低下したことは明らかである。

前述したように、保有山林の管理水準は、下刈りなどの対象林分を保有する林業事業体（または保有面積）に対する実施事業体数（または実施面積）で測る。林家については、資料の制約から該当数値は算出できない。林家以外の林業事業体に議論を絞ると、10年生以下の人工林を保有する事業体の内、下刈りなどを実施した事業体の割合は、1980年の106.0%から1990年の104.4%へ、1.6ポイント減少した（表3-10）<sup>10</sup>。面積についても、18.6%から11.2%になり、7.4ポイント減少した。保有山林の管理水準が低下したことにより、植林はしたものの、下刈りが不十分で人工林として成林しない森林が拡大したことが分かる。このことから、林家以外の林業事業体の一部は、林業経営から撤退していったといえる。

他方で、②の育林経営の集約度は、林家以外の林業事業体の間伐状況から判断する限り、維持された。林家による間伐実施面積は、1980年の174,485haから1990年の180,674haへと3.5%増加し、林家以外の林業事業体による間伐実施面積は、1980年の86,104haから1990年の100,507haへと16.7%増加した。このように間伐実施面積が増加したのは、間伐対象林齢の人工林面積が増加したことによる（表3-3、表3-9）。間伐対象林分に対する間伐実施面積で測る、育林経営の集約度は、林家以外の林業事業体については、1980年の5.1%から1990年の4.9%となり、1980年は、0.2ポイントの減少にとどまった。間伐対象面積の増加に伴い、間伐実施面積は増加し、育林経営の集約度は、ほぼ維持されたと言える（表3-10）。

③の林産物販売は、引き続き減少したものの、林産物を販売した林業事業体が半減した前回と比べると、緩やかな減少となった。林産物を販売した林家は、54,367戸であり、前回に比べ28.8%減少した（表3-5、表3-6）。林家に占める林産物販売林家の割合は、1980年の6.9%から1990年の5.1%へと1.8ポイント減少した。林家以外の林業林産物を販売した事業体数は、7,760事業体から6,332事業体となり、18.4%減少した（表3-11、表3-12）。林家以外の林業事業体に占める林産物を販売した林家以外の林業事業体の割合は、5.3%か

<sup>10</sup> 100%以上の値になるのは、「下刈りなど」には、下刈りに加えて、除伐、つる切り、枝打ち、雪起こしが含まれており、これらの作業は11年生以上の人工林も対象になるからである。

ら4.2%となり、1.1ポイントの減少であった。

以上より、1990年は、第1に、植林が引き続き減少するとともに、保有山林の管理水準が低下した。第2に、育林経営の集約度は、1980年と同じ水準であった。なお、ここでは、前回からの変化分を議論しただけであり、この時期の育林経営の集約度が適切であったかどうかまでは明らかにしていない。第3に、林産物販売は引き続き減少したものの、その減少速度は鈍化した。

### 3.3.4 1990年から2000年までの変化

2000年の特徴は、①林家の主伐面積が増加したこと、②林家の保有山林の管理水準や育林経営の集約度が高まったこと、③林産物を販売する林業事業体が半減したこと、である。

2000年、主伐を実施した林家が9.4%減少した一方で、林家による主伐面積は12.0%増加した(表3-1)。ただし、41年生以下の人工林を保有する林家が主伐した割合を見ると、1980年の8.0%から2.5ポイント減少し、5.5%となった(表3-4)。また、41年生以上の人工林面積の内、林家が主伐した面積は、1990年の2.5%から0.8ポイント減少し、1.7%となった。したがって、全体としては伐り控えの状況下において、一部の林家では、主伐期を迎えた人工林の面積が増加して、主伐面積を拡大したといえる。

事業量が減少する一方で、林家の保有山林の管理水準や育林経営の集約度は改善した。下刈りなどを実施した林家の数は、1990年と比較し、13.9%減少し、133,934戸となった(表3-1、表3-2)。また、下刈りなどを実施した面積は、24.3%減少し、181,785haとなった。事業量が減少したのは、下刈りなどが対象となる林齢の人工林を保有する林家や林業事業体が減ったからである(表3-3)。下刈りなどが対象となる人工林に対する下刈り実施率は改善した。10年生以下人工林を保有する林家の内、下刈りなどを実施した林家は、1990年の89.5%から、33.8ポイント増加し、123.3%となった(表3-4)。林家が保有する30年生以下人工林の内、下刈りなどが実施された面積は、1990年の12.4%から3.4ポイント増加し、15.8%となった。以上より、林家については、下刈りなどの事業量は減少したものの、保有山林の管理水準は改善したといえる。林家の間伐についても同様のことが指摘できる。林家は、間伐の事業量を減少させる一方で、育林経営の集約度を高めた。

林家以外の林業事業体については、山林作業のどの事業についても事業量を減少させ、林家のように主伐面積を増加させることはなかった(表3-8)。

他方、林産物を販売した林業事業体の数は、2000年において、大きく減少した。林家は46.3%、林家以外の林業事業体は56.9%の減少率であった(表3-6、表3-12)。これは、1970年と1980年の間と同程度の減少率であり、1980年と1990年の間より減少速度が増した。

2000年、林家は、主伐面積を拡大し、保有山林の管理水準や育林経営の集約度を改善した一方で、林産物を販売する林家の数は、ほぼ半減した。

### 3.3.5 2005年から2010年までの変化

2010年の特徴は、①実査対象となる林業経営体の数が減少したこと、②組織林業経営体の植林面積が増加したこと、③林産物を販売する林業経営体の数が増加したこと、である。

前述したように、2005年から林業経営体の定義が変わり、林業経営体は、「過去5年間に林業作業を行う、森林施業計画を樹立する、あるいは素材生産を行うもの」となった。そのため、林業経営体の数の変化は林業経営体の活動状況を探る手がかりとなる。2010年の家族林業経営体の数は、2005年と比較し、29.4%減少し、125,592経営体となった(表3-1)。2010年の組織林業経営体の数は、2005年と比較し、34.9%減少し、14,594経営体となった。両者ともその数を減少させており、経営体数で見ると、活動状況を縮小させたといえる。

組織林業経営体の植林面積は、34.2%増加した(表3-8)。組織林業経営体の内、地方公共団体や森林組合による植林が活発になったことによる<sup>11</sup>。ただし、林業経営体全体で見ると、植林面積は、2005年と比較し、4%減少した。後述するように、組織林業経営体は、家族林業経営体に比較して、林産物を販売したものの数の増加分が大きい。この時期、組織林業経営体は、主伐し、その跡地に植林するという経営が軌道に乗り始めたといえる。

この時期の特筆すべき特徴は、林産物を販売する林業経営体の数が増加したことである。家族林業経営体の内、林産物を販売した林業経営体は、2005年の13,083経営体から、1.7%増加し、13,307経営体となった(表3-5)。組織林業経営体の内、林産物を販売した林業経営体は、2,501経営体から7.0%増加し、2,676経営体となった。林産物の内、用材を販売した経営体は、2005年の13,342経営体から7.9%増加し、14,396経営体となった(表3-13)。なお、興梠(2013a: 38-39)は、この用材販売経営体数が山林保有主体の視点から見た素材生産の全容が分かる唯一のデータであると指摘する。1960年以来、林産物を販売した事業体(経営体)の数は、減少傾向が続いていたが、2010年になってようやく増加に転じたのである。

### 3.3.6 資料の制約

表3-1から表3-12まで見て明らかのように、農林業センサスは、調査対象の定義や調査事項が変わっているため、年次間の比較が困難な年次が多い。

2時点の比較はできても、長期に分析する場合は、注意が必要である。例えば、①1980年と1990年はともに保有山林面積が1ha以上の林家以外の林業事業体を対象としているので、1980年と1990年の比較は可能である。②1990年と2000年はともに保有山林面積が3ha以上の林家を対象としているので、1990年と2000年の比較は可能である。しかし、①と②の比較は、調査対象が変わっていることに留意すべきである。

<sup>11</sup> 大塚(2013) pp. 147-148。



### 3.4 考察

1960年から2010年までの山林保有主体の森林経営の動向をまとめると、以下のようになる。1960年代は、植林を実施した林家の数、林産物を販売した林家の数が減少した一方で、植林面積が増加し、林家の造林意欲が高かった。1970年代から1990年代まで、植林を実施する林業事業体の数や面積、林産物を販売する林業事業体の数は、減少し続けた。

1980年代の林家以外の林業事業体については、森林経営から撤退したものがいる一方で、間伐面積を増大し、育林経営の集約度を維持したものがいる。1980年代は、①バブル経済の影響で用材供給量の減少速度が緩やかになり、②集約林業によって生産される役物への需要が大きかったためである。

1990年代は、林産物を販売した林家が半減する中、林家の保有山林の管理水準や育林経営の集約度は改善し、主伐面積が拡大した。林家の保有山林の管理水準の改善の理由としては、①1970年代から1980年代に林家の撤退、再編が進み、1990年代を迎えてから撤退するものが多くみられなかったこと、②、①と関連して、2000年に下刈り対象人工林を保有するような林家は経営意欲があること、③林家は林家以外の林業事業体とは生産目的や損益計算の方法が異なるため、不況期における対応が異なること<sup>12</sup>、④下刈りなどの対象人工林面積が急速に減少したのに対して、下刈りなどの事業量の減少速度が遅かったこと、が考えられる。林家の育林経営の集約度の改善の理由として、下刈りなどと同様に、対象林分の急速な減少や林家の性格に加えて、造林補助事業の拡充が林家の間伐を促したことが考えられる。林家の主伐については、対象となる面積が増大し、主伐面積が拡大したといえる。41年生以上の人工林がある林家について、主伐を実施した林家の数や実施面積の割合は減少したので、伐り控えも同時に進行したことがうかがえる。

2000年代後半、用材を販売する林業経営体数は増加した。遠藤（2015：35）は、2000年代のスギの素材生産量の増加について、次のように説明している。

…第1に、スギを中心とした大手国産材専門工場の顕著な規模拡大である（協和木材、トーセン、木脇産業など）。第2は、外材製材業大手の外材から国産材への原料転換であり（中

<sup>12</sup> 磯部（1984：45）は、家族経営の本来的性格を、「農民家族を単位として、経営主およびその家族の労働力、自有の生産手段を根幹として生産を営み、それによって家族生活の維持拡充を図る個別経済」とする。この性格ゆえに次のような事象が観察されるという（磯部1984：49-50）。

資本家的企業は利潤が皆無となれば、存続の理由を失うが、家族経営は所得によって生活が可能である限り、依然として存続しうる。たとえば、戦前わが国の紡績業が不況に直面して、操業短縮さらに工場の整理が行われ、全体として従業者数、生産高が減少したのに、農業では幾度かの不況に直面して農家戸数、従業者数、総生産高が全体として減少を示さなかった。これは家族経営の強靱性として説かれたが、それが可能なのは、経営と家計が結合する構造のため、経営の不利を家計に転換すること、すなわち生活程度の切り下げと家族労働の強化とが可能であったからである。

国木材、銘建工業、サイプレス・スナダヤ、ウッドリンクなど）、第3に、合板メーカー各社の外材（特に北洋カラマツ）から国産材への樹種転換である。

以上より、林業経営体の中に、1980年代に管理放棄をしたグループ、1990年代に造林補助金の拡充に敏感に反応し、保有山林の管理水準や育林経営の集約度を改善させたグループ、2000年代後半に販売活動を拡大させたグループが存在すると考えられる。

先行研究では、保有山林の管理水準や育林経営の集約性について、2時点間の比較はあるが、長期間を対象としたものはない。本章では、山林作業の実施状況や林産物販売の変遷を統計的に跡づけることにより1960年から2010年までの森林経営の動向の一端を示すことができた。

ただし、資料の性格から3つの限界がある。第1に、林業経営体の定義や調査項目の変更があり、時系列分析をするには困難な年次が存在する。第2に、公表資料からは財産区の保有山林の管理水準や育林経営の集約度などの時系列変化を追うことはできない。第3に、調査事項が林業生産活動に関連した内容に限定されている。これらの資料の制約を克服するため、次章以降、別の指標を設定し、森林経営の動向を観察していくこととする。

### 3.5 小括

本章は、林業センサスを用いて、1960年代から2000年代までの、林業事業体（2005年以降は林業経営体）の森林経営の動向を分析した。1970年代から1990年代まで、林業事業体による植林や林産物の販売は減少した。2000年代後半になると、林業の川中（加工・流通業）の事業再編、国際経済や海外の資源状況の変化、国内人工林の成熟により、素材生産量が増加し、林産物を販売する林業経営体の数は増加した。

表 3-1 林家と家族林業経営体の山林作業の実施状況

(単位：戸、経営体、ha)

	林家 1ha 以上				林家 3ha 以上		家族林業経営体	
	1960年	1970年	1980年	1990年	1990年	2000年	2005年	2010年
林家数・経営体数	1,132,878	1,144,462	1,112,571	1,056,350	469,094	421,191	177,812	125,592
植林	355,692	315,731	123,682	49,900	31,819	22,971	15,052	11,052
下刈り	…	691,646	…	…	…	…	…	…
下刈りなど	…	…	502,474	287,899	155,586	133,934	79,633	49,734
間伐	…	…	…	141,201	87,339	74,627	72,480	47,599
(切捨)	…	…	124,167	…	…	…	…	41,194
(利用)	…	…	27,114	…	…	…	…	11,303
主伐	…	…	…	11,089	8,506	7,708	4,331	3,517
保有山林面積	5,788,731	6,161,273	6,220,058	6,191,324	…	4,715,815	2,333,658	1,770,958
植林	173,537	208,696	75,425	33,188	27,309	22,188	14,502	10,761
下刈り	…	875,975	…	…	…	…	…	…
下刈りなど	…	…	583,131	309,751	240,040	181,785	114,185	59,814
間伐	…	…	174,485	180,674	152,162	124,859	142,456	77,088
(切捨)	…	…	134,703	…	…	…	…	59,198
(利用)	…	…	39,782	…	…	…	…	17,890
主伐	…	…	…	9,514	8,727	9,775	6,483	5,613

注：1) 「下刈りなど」には、下刈りに加えて、除伐、つる切り、枝打ち、雪起こしが含まれる（以下同じ）。

2) 「主伐」には、立木売りが含まれない（以下同じ）。

3) 「…」は、公表資料からは把握できない値（以下同じ）。

4) 農林水産省は、1960年以來、『世界農林業センサス』を10年毎に実施している。2000年代からは次の『世界農林業センサス』までの中間年に『農林業センサス』を実施することとなった。本章では、『世界農林業センサス』と『農林業センサス』を総称して『農林業センサス』と呼ぶ。

出所：『農林業センサス』より作成。

表 3-2 林家と家族林業経営体の山林作業の前回比

(単位：%)

	林家 1ha 以上			林家 3ha 以上	家族林業経営体
	1970 年	1980 年	1990 年	2000 年	2010 年
林家数・経営体数	1.0	△ 2.8	△ 5.1	△ 10.2	△ 29.4
植林	△ 11.2	△ 60.8	△ 59.7	△ 27.8	△ 26.6
下刈りなど	…	…	△ 42.7	△ 13.9	△ 37.5
間伐	…	…	…	△ 14.6	△ 34.3
主伐	…	…	…	△ 9.4	△ 18.8
保有山林面積	6.4	1.0	△ 0.5	…	△ 24.1
植林	20.3	△ 63.9	△ 56.0	△ 18.8	△ 25.8
下刈りなど	…	…	△ 46.9	△ 24.3	△ 47.6
間伐	…	…	3.5	△ 17.9	△ 45.9
主伐	…	…	…	12.0	△ 13.4

注：前回比 =  $\frac{I_{今回} - I_{前回}}{I_{前回}} \times 100$  と算出する（以下、同じ）

出所：『農林業センサス』より作成。

表 3-3 林家と家族林業経営体の人工林の齢級構成

(単位：戸、経営体、ha)

	林家 1ha 以上				林家 3ha 以上		家族林業経営体		
	1960 年	1970 年	1980 年	1990 年	1990 年	2000 年	2005 年	2010 年	
林家数・経営体数	人工林がある	…	931,550	…	832,842	400,173	336,372	168,159	…
	10 年生以下	…	778,398	…	313,834	173,931	108,662	51,726	…
	11～30 年生	…	637,498	…	653,794	328,362	235,607	108,794	…
	31～40 年生	…	…	…	298,923	175,578	190,619	109,384	…
	31 年生以上	…	217,902	…	…	…	…	…	…
	41 年生以上	…	…	…	167,094	106,545	139,964	88,151	…
面積	人工林がある	2,015,959	2,785,099	…	3,365,312	2,884,212	2,481,912	1,497,249	…
	伐採跡地	123,496	…	…	…	…	…	…	…
	10 年生以下	966,585	1,320,830	…	499,158	422,006	230,452	121,366	…
	11～30 年生	685,384	1,119,664	…	1,794,561	1,509,422	919,087	414,555	…
	31～40 年生	144,902	…	…	687,621	604,223	748,480	497,612	…
	31 年生以上	240,494	344,605	…	1,071,593	…	…	…	…
	41 年生以上	95,592	…	…	383,972	348,560	583,892	463,717	…

出所：『農林業センサス』より作成。

表 3-4 林家と家族林業経営体の山林作業の実施水準

(単位：%)

			林家 1ha 以上				林家 3ha 以上		家族林業経営体	
			1960年	1970年	1980年	1990年	1990年	2000年	2005年	2010年
植林	保有山林あり	実施林家率	31.4	27.6	11.1	4.7	6.8	5.5	8.5	8.8
		実施面積率	3.0	3.4	1.2	0.5	…	0.5	0.6	0.6
下刈りなど	10年生以下人工林あり*	実施林家率	…	…	…	91.7	89.5	123.3	154.0	…
	30年生以下人工林あり	実施面積率	…	…	…	13.5	12.4	15.8	21.3	…
間伐	11～30年生の人工林あり**	実施林家率	…	…	…	7.9	5.8	8.1	17.5	…
	11～40年生の人工林あり	実施面積率	…	…	…	7.3	7.2	7.5	15.6	…
主伐	41年生以上人工林あり	実施林家率	…	…	…	6.6	8.0	5.5	4.9	…
		実施面積率	…	…	…	2.5	2.5	1.7	1.4	…

注：1) 「10年生以下人工林あり\*」について、本来ならば、30年生以下の人工林を保有する林家数のうちいくつかの林家が下刈りなどを実施したか算出すべきである。しかし、30年生以下の人工林を保有する林家数は公表資料から算出することができない。なぜなら、「10年生以下の人工林あり」の林家と「11～30年生の人工林あり」の林家の和は、10年生以下と11～30年生の人工林を両方持っている林家をダブルカウントしてしまうからである。そこで、30年生以下の人工林を保有する林家数の代わりに、10年生以下の人工林を保有する林家数を用いて計算した。\*\*についても同様の理由から、11～30年生の人工林を保有する林家数を用いた。

2) 「実施林家率」は、2005年以降、「実施経営体率」となる（以下、同じ）。

出所：『農林業センサス』より作成。

表 3-5 林家と家族林業経営体による林産物販売

(単位：戸、経営体、%)

	林家 1ha 以上				林家 3ha 以上		家族林業経営体	
	1960年	1970年	1980年	1990年	1990年	2000年	2005年	2010年
販売あり	304,747	207,346	76,331	54,367	40,814	21,984	13,083	13,307
うち用材販売あり	...	113,621	59,427	45,266	35,088	18,854	11,073	...
販売あり／林家数	26.9	18.1	6.9	5.1	8.7	5.2	7.4	10.6
用材販売あり／林家数	...	9.9	5.3	4.3	7.5	4.5	6.2	...

注：林家数は、2005年以降、経営体数となる。

出所：『農林業センサス』より作成。

表 3-6 林家と家族林業経営体による林産物販売の前回比

(単位：%)

	林家 1ha 以上			林家 3ha 以上	家族林業経営体
	1970年	1980年	1990年	2000年	2010年
販売あり	△ 32.0	△ 63.2	△ 28.8	△ 46.1	1.7
うち用材販売あり	...	△ 47.7	△ 23.8	△ 46.3	...

出所：『農林業センサス』より作成。

表 3-7 林家以外の林業事業体と組織林業経営体による山林作業の実施状況

(単位：事業体、経営体、ha)

	保有山林 1ha 以上			保有山林 10ha 以上		組織林業経営体	
	1970年	1980年	1990年	1990年	2000年	2005年	2010年
林業事業体数	146,927	145,098	151,788	40,400	32,908	22,412	14,594
植林	22,276	8,738	4,420	2,772	1,547	1,518	1,203
下刈り	60,662	...	...	...	...	...	...
下刈りなど	...	42,715	26,714	11,938	7,886	7,426	4,887
間伐	...	...	15,022	7,671	5,780	7,638	5,204
(切捨)	...	12,002	...	...	...	...	4,430
(利用)	...	2,754	...	...	...	...	1,558
主伐	...	...	1,312	885	669	771	688
保有山林面積	5,633,048	6,222,804	6,610,220	6,247,530	6,042,317	3,122,010	3,112,705
植林	131,568	40,932	18,433	16,771	7,675	8,130	10,914
下刈り	706,048	...	...	...	...	...	...
下刈りなど	...	403,176	218,527	197,349	108,863	103,241	71,958
間伐	...	86,104	100,507	88,977	61,621	90,407	86,944
(切捨)	...	67,547	...	...	...	...	59,355
(利用)	...	18,557	...	...	...	...	27,589
主伐	...	...	11,824	11,406	5,270	7,875	7,350

注：1) 林業事業体数は、2000年以降、組織林業経営体数となる（以下同じ）。

2) 1960年の公表値は、保有山林面積が1反以上となる林家以外の林業事業体を対象としており、他の年との比較ができない。そこで、本表では1960年の値は割愛した（以下同じ）。

出所：『農林業センサス』より作成。

表 3-8 林家以外の林業事業体と組織林業経営体による山林作業の実施状況の前回比

(単位：%)

	保有山林 1ha 以上		保有山林 10ha 以上	組織林業経営体
	1980年	1990年	2000年	2010年
林業事業体数	△ 1.2	4.6	△ 18.5	△ 34.9
植林	△ 60.8	△ 49.4	△ 44.2	△ 20.8
下刈りなど	...	△ 37.5	△ 33.9	△ 34.2
間伐	...	...	△ 24.7	△ 31.9
主伐	...	...	△ 24.4	△ 10.8
保有山林面積	10.5	6.2	△ 3.3	△ 0.3
植林	△ 68.9	△ 55.0	△ 54.2	34.2
下刈りなど	...	△ 45.8	△ 44.8	△ 30.3
間伐	...	16.7	△ 30.7	△ 3.8
主伐	...	...	△ 53.8	△ 6.7

出所：『農林業センサス』より作成。

表 3-9 林家以外の林業事業者・林業経営体の年齢別構成

(単位：事業者、経営体、ha)

	保有山林 1ha 以上			保有山林 10ha 以上	
	1970年	1980年	1990年	2000年	
事業者数・経営体数	人工林がある	101,736	102,041	99,175	22,871
	伐採跡地	7,722	...	...	...
	10年生以下	66,541	40,310	25,834	6,154
	11~30年生	63,096	80,724	70,432	14,587
	31~40年生	...	21,477	36,699	13,782
	31年生以上	19,314	...	...	...
	41年生以上	...	13,268	20,125	11,778
面積	人工林がある	1,675,011	2,508,306	2,700,033	2,304,851
	伐採跡地	49,629	...	...	...
	10年生以下	948,425	674,129	404,577	162,231
	11~30年生	737,797	1,490,563	1,542,375	895,848
	31~40年生	...	191,680	520,018	706,813
	31年生以上	232,160	...	...	...
	41年生以上	...	151,934	233,064	539,959

注：2005年と2010年の値は調査されていない。

出所：『農林業センサス』より作成。

表 3-10 林家以外の林業事業者の山林作業の実施水準

(単位：事業者、経営体、ha)

	保有山林 1ha 以上			保有山林 10ha 以上	組織林業経営体			
	1970年	1980年	1990年	1990年	2000年	2005年	2010年	
植林 保有山林あり	実施事業者率	15.2	6.0	2.9	6.9	4.7	6.8	8.2
	実施面積率	2.3	0.7	0.3	0.3	0.1	0.3	0.4
下刈りなど	10年生以下人工林あり 実施事業者率	...	106.0	103.4	...	128.1	...	...
	30年生以下人工林あり 実施面積率	...	18.6	11.2	...	10.3	...	...
間伐	11~30年生の人工林あり 実施事業者率	...	...	21.3	...	39.6	...	...
	11~40年生の人工林あり 実施面積率	...	5.1	4.9	...	3.8	...	...
主伐	41年生以上人工林あり 実施事業者率	...	...	6.5	...	5.7	...	...
	実施面積率	...	...	5.1	...	1.0	...	...

出所：『農林業センサス』より作成。



表 3-11 林家以外の林業事業体、組織経営体による林産物販売

(単位：事業体、経営体、%)

	事業体 1ha 以上			事業体 10ha 以上		組織林業経営体	
	1970年	1980年	1990年	1990年	2000年	2005年	2010年
販売あり	14,198	7,760	6,332	4,468	1,926	2,501	2,676
販売あり／事業体数*	9.7	5.3	4.2	9.3	5.9	11.2	18.3

出所：『農林業センサス』より作成。

表 3-12 林家以外の林業事業体、組織経営体による林産物販売の前回比

(単位：%)

	事業体 1ha 以上		事業体 10ha 以上	組織林業経営体
	1980年	1990年	2000年	2010年
販売あり	△ 45.3	△ 18.4	△ 56.9	7.0

出所：『農林業センサス』より作成

表 3-13 過去1年間に林産物の販売を行った林業経営体

(単位：経営体、%)

	実数		前回比	割合	
	2005年	2010年	2005年→2010年	2005年	2010年
経営体	200,224	140,186	△ 30.0	100	100
販売なし	184,640	124,203	△ 32.7	92.2	88.6
販売あり	15,584	15,983	2.6	7.8	11.4
用材	13,342	14,396	7.9	6.7	10.3
立木	3,870	5,087	31.4	1.9	3.6
素材	9,472	9,309	△ 1.7	4.7	6.6
ほだ木用原木	1,642	1,592	△ 3.0	0.8	1.1
特用林産物	2,255	2,037	△ 9.7	1.1	1.5

注：「林産物販売とは、保有山林から産出される林産物の販売状況を示している。受託して素材を生産した場合や立木買いによる素材生産は対象外である。したがって、ここでの用材販売は、『立木での販売』と、直営伐採によるものと伐出委託によるものを合わせたもの＝『素材での販売』からなり、山林保有主体の視点から見た素材生産の全容が分かる唯一のデータである（興梠 2013a：38-39）。」

出所：『農林業センサス』より作成。

## 参考文献

- 磯部秀俊（1984）『改訂版 農業経営学』養賢堂.
- 遠藤日雄（2015）「近代化と日本の森林・林業・木材産業構造」餅田治之・遠藤日雄編『林業構造問題研究』日本林業調査会, pp. 11-53.
- 大塚生美（2009）「組織形態別林業経営の現状」餅田治之・志賀和人編『日本林業の構造変化とセンサス体系の再編—2005年林業センサス分析—』農林統計協会, pp. 121-138.
- 大塚生美（2013）「法人における林業経営」餅田治之・志賀和人編『日本林業の構造変化とセンサス体系の再編—2005年林業センサス分析—』農林統計協会, pp. 135-156.
- 岡田秀二（2001）「集約林業」日本林業技術協会編（2001）『森林・林業百科事典』丸善株式会社.
- 志賀和人（2002）「山林保有と森林経営—林業事業体調査の分析—」餅田治之『日本林業の構造的変化と再編過程—2000年林業センサス分析—』農林統計協会, pp. 82-155.
- 志賀和人（2009）「2005年センサス体系の再編と林業経営体把握の枠組み」餅田治之・志賀和人編『日本林業の構造変化とセンサス体系の再編—2005年林業センサス分析—』農林統計協会, pp. 15-34.
- 興梠克久（2001）「林家」全国農林統計協会連合会編『2000年林業センサスにみる日本林業の構造と森林管理』全国農林統計協会連合, pp. 27-64.
- 興梠克久（2009）「家族林業経営体の経営基盤と生産活動」餅田治之・志賀和人編『日本林業の構造変化とセンサス体系の再編—2005年林業センサス分析—』農林統計協会, pp. 60-100.
- 興梠克久（2013a）「林業経営体の概要とセンサス分析の可能性」興梠克久編『日本林業の構造変化と林業経営体—2010年林業センサス分析—』農林統計協会, pp. 19-40.
- 興梠克久（2013b）「家族林業経営体の地域別・階層別分析」興梠克久編『日本林業の構造変化と林業経営体—2010年林業センサス分析—』農林統計協会, pp. 81-108.
- 白石則彦（2001）「林齢」日本林業技術協会編（2001）『森林・林業百科事典』丸善株式会社.
- 土屋俊幸（2013）「林業センサスを巡る状況の変化」興梠克久編（2013）『日本林業の構造変化と林業経営体—2010年林業センサス分析—』農林統計協会, pp. 1-11.
- 農林水産省「これまでの農林業センサス」  
<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/past/index.html>（2015/11/9 アクセス）.
- 農林水産省大臣官房統計部『世界農林業センサス』.
- 餅田治之（2009）「山林保有体調査から林業経営体調査へ」餅田治之・志賀和人編『日本林業の構造変化とセンサス体系の再編—2005年林業センサス分析—』農林統計協会, pp. 1-14.

## 第4章 財産区による森林経営の諸類型とその変化—1974年度から2010年度まで—

### 4.1 課題

本章では、統計資料を用いて、財産区の森林経営の状況別に市町村を類型化し、1974-2010年度間における財産区による森林経営の動向の全体像をあとづけることとする。起点を1974年度としたのは、この頃から、日本が低経済成長期に入るに伴い、木材需要拡大時代に終止符が打たれ、スギ、ヒノキの実質山元立木価格が下落しはじめるなど、林業の基調がはっきりと転換したからである<sup>1</sup>。また、後述するように、「財産区の決算状況」の電子データが1974年度以降、総務省で保管されているからである。

本章では以下「4.2 方法」でなぜ「財産区の決算状況」を素材として選択したかについて説明するとともに、「財産区の決算状況」を用いてどのように市町村を類型化するかについて述べる。「4.3 結果」では、各類型にあてはまる市町村数の変遷、ある類型がどの類型に遷移したかを示す状態遷移、市町村別にみた類型の推移について議論する。「4.4 考察」では、以上の議論をもとに財産区による森林経営の動向を考察する。

### 4.2 方法

#### 4.2.1 財産区センサス

財産区を対象とした周期統計には3種類あり、本稿ではそのうち「財産区の決算状況」を主に用いる。以下、その理由について述べる。

財産区を対象とした統計には周期統計と単年度統計がある。ここでは長期の森林経営の動向を観察するという目的に照らし合わせ、周期統計を中心に紹介する<sup>2</sup>。財産区を対象とした周期統計としては総務省が実施する「財産区の決算状況」、「財産区に関する調」および農林水産省が実施する『世界農林業センサス』が存在する(表4-1)。これら3つの周期統計について、調査目的と周期、対象、調査項目という点から特徴を整理すると次の通りである。

「財産区の決算状況」は、個々の財産区の会計決算に係る主要な数値を市町村別に集約することを目的とし、毎年、実施されている。調査対象はすべての財産区である。報告単位、集計区分ともに市町村である。

「財産区に関する調」は、財産区の数、その機関や財産の種類<sup>3</sup>の把握を目的とし、およ

<sup>1</sup> 萩(2009) p. 105。

<sup>2</sup> 管見の限り、次の単年度統計がある。財産区全体を対象としたものは、泉他(2011)、自治省財政局調査課(1963)、泉他(2011)。山林を保有する財産区に限定したのものとして、農林省農林経済局統計調査部(1957)、林野庁計画課(1978)、林野庁(1989)(時系列順)。

<sup>3</sup> 財産の種類は、山林、原野、宅地、用水地・沼地、墓地などである。

そ4年に一度、実施されている。調査対象はすべての財産区である<sup>4</sup>。報告単位、集計区分ともに、都道府県であり、3つの周期統計のなかで最も集計単位が大きい。

農林水産省が実施する『世界農林業センサス』はわが国の林業構造と森林経営の現状を明らかにすることを目的とし、10年に1度、実施されている。調査対象は「一定規模」以上の山林を保有する林業事業体に限定している。調査項目は保有山林面積とその内訳、林業労働、林業作業の委託、林産物の販売、その他である。調査単位は各事業体であり、集計単位は旧市区町村<sup>5</sup>である。『世界農林業センサス』は、林業の構造変化を掴む上で、調査項目が多く調査単位が事業体となっており、優れた資料である。しかしながら、調査対象の定義を度々変更していることから、長期の森林経営の動向を把握するためには困難を伴う<sup>6</sup>。

『世界農林業センサス』を用いて森林経営を分析した先行研究は多数にのぼる<sup>7</sup>。他方で、「財産区の決算状況」や「財産区に関する調」は、先行研究はおろかその存在さえほとんど知られていなかった。林野庁（各年）や森林総合研究所（2012）は、森林・林業の統計

<sup>4</sup> 各調査の財産区の定義は次の通りである。

財産区に関する調：地方自治法第294条の規定に基く財産区（総務省自治行政局行政課2003）

財産区決算状況：「財産区」とは次に掲げるものである。

ア 市町村の一部で財産を有し、又は公の施設を設けているもの

イ 市町村の廃置分合又は境界変更の場合における地方自治法又はこれに基づく政令の定める財産処分に関する協議に基づき市町村の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けているもの

（注）具体的事例について、財産区であるか否か明らかでないものについては、当該事例の歴史的沿革、登記の状況、会計経理の状況、所有財産に対する固定資産税の課税状況、所有財産から生ずる収益に対する市町村民税の課税状況等により判断すること。なお、市町村の廃置分合又は境界変更の結果、財産区の区域が2以上の市町村の区域にわたることとなった場合において、市町村の廃置分合又は境界変更に伴う財産処分の一環として財産区の所有し、又は設置する財産又は公の施設の分割が行われていない財産区については、関係市町村の協議によって、そのいずれかの市町村において本調査表を作成すること。（総務省自治財政局財務調査課2007）

世界農林業センサス：地方自治法第294条に規定する財産区をいい、市区町村合併の際、集落や旧市区町村の所有していた森林について財産区を作り、地元民が使用収益している森林をいう。

<sup>5</sup> 1950年2月1日時点の市区町村。

<sup>6</sup> 『世界農林業センサス』では、調査対象を「一定規模」以上の山林を保有する林業事業体に限定している。1980年、2000年に、この保有山林規模の下限は引き上げられた。また、慣行共有の条件を満たす財産区と満たさない財産区を区別して集計している。慣行共有の条件を満たす財産区については、1970年以降、慣行共有として一括して集計されたものが公表されるようになり、他の名義を有するものと区別して把握することが難しくなっている。このように定義や実査対象、集計単位を変更してきたため、財産区について連続的な長期系列として把握することが困難となっている。

<sup>7</sup> 書籍として公刊されたものとしては、森・熊崎（1982）、赤羽（1992）、森・熊崎（1992）、餅田・志賀・全国農林統計協会連合会（2001）、餅田（2002）、餅田・志賀（2009）、興梠（2013）（公刊順）などがある。

一覧を掲載しているけれども、「財産区の決算状況」や「財産区に関する調」は取り上げていない。これらが注目されてこなかった理由として、主管が林野庁ではなく総務省であること、「財産区の決算状況」については紙媒体として公表されていないことが考えられる。筆者は総務省情報公開閲覧室を訪れ財産区に関する資料について照会したときに、「財産区の決算状況」について紹介を受け、初めてその存在を知った。開示請求手続きを経て、ようやく現物を眼にすることができたのである。

本稿では前述した3つの統計のうち「財産区の決算状況」に注目する。なぜなら、①「財産区の決算状況」は調査周期が毎年度であり、②連続的な長期系列が把握でき、③これまで検討されてこなかった財産区の森林経営に関連した収支が観察できるからである。

#### 4.2.2 資料の概要

「財産区の決算状況」の概要は以下の通りである。毎年度、総務省自治財政局財務調査課は地方公共団体を対象として「地方財政状況調」を実施している<sup>8</sup>。この「地方財政状況調」の一部に「財産区の決算状況」が含まれる。市町村が回答する調査票は表4-3の通りである。市町村は、会計方法別の財産区数と財産区の経常収支の内訳を報告する。調査票は市町村単位で回答されているため、財産区個別の経常収支の内訳は観察できない。国立国会図書館、国立公文書館、総務省図書館、全国の大学図書館で検索した限り、最初に財産区決算状況が確認できるのは1963年度である。1963年度から1973年度までは市町村の個票は確認できず、都道府県ごとに集計された資料が残存するのみである。1974年度以降、総務省は市町村の調査票の電子データを保存している（表4-4）。

#### 4.2.3 指標として採用した項目

「財産区の決算状況」の項目のうち森林経営に係る項目は、収入では「都道府県支出金」、「繰入金（市町村からのもの）」、「財産売払収入」、「分収交付金」、支出では「財産費（山林）」である。これらのうち、財産区の森林経営の状況を示す指標として「都道府県支出金」、「財産売払収入」、「財産費（山林）」を用いる<sup>9</sup>。

<sup>8</sup> 担当課の変遷は次の通りである。1963年度から1965年度までは自治省財政局調査課、1966年度から2000年度までは同局指導課、2001年度から2012年度時点までは総務省自治財政局財務調査課が担当する。

<sup>9</sup> 「繰入金（市町村からのもの）」と「分収交付金」を指標として用いない理由は以下の通りである。「繰入金（市町村からのもの）」については、財産区が実施する事業に対して市町村が助成する、あるいは市町村が財産区に事業を委託する場合が考えられる。これらの事業については造林事業に限らないことや市町村別に事情が異なることから、煩雑な議論を避けるために、本稿では取り上げない。「分収交付金」収入は、他の造林者が財産区と分収林契約を結び、他の造林者が森林整備した結果、生じる収入である。ここでは、財産区は土地所有者としての役割を演じているに過ぎない。したがって、本稿では財産区の森林経営の分析指標として用いない。

「財産収入」には、「財産運用収入」と「財産運用収入」がある。「財産運用収入」は「基金から生ずる収益、借地料、株式配当金、公社債利子等」と定義されており、森林経営とは関連しない項目なので、指標としては採用しない。

各指標について順を追って説明する。

収入科目の「財産売払収入」は、立木竹の売却の指標となる。財産売払収入は次のように定義される。「普通財産として売却処分された財産に係るもの（土地及びその従物、建物及びその従物、立木竹、船舶、地上権等の売却処分に係るもの）、不用物品の売払収入、旅館等における土産物の売払収入、生産物の売払収入等」（下線引用者）である。

「都道府県支出金」は、国あるいは都道府県による森林整備への財政支援の指標となる。都道府県支出金は①国庫支出金を経費の全部または一部として都道府県が交付する支出金（間接補助金であり実態は国による補助金）と、②都道府県が自らの施策として単独で交付する支出金に分けられる。都道府県支出金がどのような目的で財産区に交付されたかは「財産区の決算状況」からは分からない。しかし、分析対象を山林を保有する財産区を設置する市町村に限定していることから、都道府県支出金は、林野庁が森林所有者等に交付する「造林補助金」が大部分を占めると推測される<sup>10</sup>。そこで、本稿では「都道府県支出金」を森林整備に対する国や都道府県による財政支援の指標として用いる。

ところで、『世界農林業センサス』では財政支援の実態を観察できる調査項目はない。個別の林業事業体の森林経営と財政支援の相関関係が観察できるという意味で、「財産区の決算状況」は独自の意義を有するといえる。

直接に森林経営の状況を示す項目は、財産費（山林）である。なぜなら、他の指標では、森林経営とは関係ない収支が科目に合算されるからである。財産費（山林）は、「造林又は林道用地の目的で山林を取得した経費並びに植林費、林道の開設、改良等の経費、立木伐採費、火災保険料、借地料、分収交付金、木材引取税等の山林の管理等に要した経費」と定義される<sup>11</sup>。

ところで、『世界農林業センサス』では、「植林」、「下刈りなど」、「間伐」、「主伐」などの山林作業の実施の有無が報告される。森林管理という点からはこのような森林整備に加え森林の境界確認など包括的な管理が必要となる<sup>12</sup>。「財産区の決算状況」では、収支を伴う活動のみが把握できるという制約はあるものの、財産費（山林）を参考にして『世界農林業センサス』では明らかにし得なかった包括的な森林管理の状況を観察できる。

以上の検討を踏まえて、本稿では森林経営に対する費用の指標として財産費（山林）、立木売払収入の指標として財産売払収入、国や都道府県による森林整備への財政支援の指標として都道府県支出金を用いることとする。

<sup>10</sup> 民有林補助の詳細については、財政調査会編『補助金総覧』を参照した。なお、造林とは狭義では樹木の植栽を指すが、広義では植林から下刈り、除伐、間伐などを通じた育林も含められ、造林の助成といった場合の「造林」は通常、広義で用いられる（石崎 2012 : 24）。

<sup>11</sup> 総務省自治財政局財務調査課（2007）。『地方財政状況調査』の「財産区の決算状況」に関する作成要領の詳細は、資料 4-1 を参照のこと。

<sup>12</sup> 「森林管理」の内容については、志賀・成田（2000 : 10）を参考にした。

#### 4.2.4 対象とする市町村

財産区はムラがかつて管理していた多様な財産を所有しており、山林を所有するのはその約6割である<sup>13</sup>。「財産区の決算状況」はすべての財産区が調査対象となっているので、次の方法により山林を保有する財産区を設置する市町村を抽出した。市町村において、1974年度から2010年度のいずれかの年度で少なくとも1つの財産区が財産費（山林）を支出した場合、山林財産区を有する市町村とした。本資料によると山林財産区を有する市町村の数は458となる。ただし、対象年度のいずれかの年度で合併した場合の扱いについては後に述べる。

全体の市町村に対する山林財産区を有する市町村の割合を示すために、1975年度から2010年度までの市町村数や財産区数の推移について表4-2で示した<sup>14</sup>。1975年度から2000年度までは市町村は3,200強を数え、平成の大合併により2010年度には1,727へと減少した。山林財産区を有する市町村数は、市町村全体の2割前後で推移した。山林財産区を有する市町村は約3,000の財産区を設置し、これらの内、約2,100の財産区が市町村に決算状況を報告した。本章では、山林財産区を有し、約2,100の財産区が決算状況を報告した458市町村を対象とする。

#### 4.2.5 データの加工方法

市町村別に財産区の森林経営の動向を観察するには「財産区の決算状況」のデータを加工する必要がある。市町村別としたのは、市町村が本資料での観察最小単位であり、市町村の値は各財産区の森林経営の動向を反映しているからである。

先に述べたように、毎年度、各市町村は「財産区の決算状況」の個票の書式にしたがい、調査に回答している。総務省は、各市町村の個票をもとに毎年度、一枚の表を作成している（表4-4）。表側には市町村などの団体名が、表頭に決算方法別にみた財産区の数および決算の項目が並ぶ。各市町村の連続的な長期系列を観察するには、市町村ごとに各年度のデータを接続しなければならない。そこで、次のようにデータを加工した。

「財産区の決算状況」では、市区町村と一部事務組合の回答が混在している<sup>15</sup>。まず「財産区の決算状況」の団体区分<sup>16</sup>の項目にしたがい市町村のみを抽出した<sup>17</sup>。次に財産区が財

<sup>13</sup> 泉他（2011）p. 66。

<sup>14</sup> 「財産区の決算状況」には明らかな誤記がみられたので、訂正してある。詳しくは表4-2の注を参照。

<sup>15</sup> 財産区の事務を共同管理する一部事務組合についてもこの調査の対象となる（総務省自治財政局財務調査課2003）。一部事務組合とは、複数の普通地方公共団体や特別区が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織で、地方自治法284条2項により設置される。一部事務組合の中には森林経営に携わるものも存在するものの、本稿では考察対象としていない。

<sup>16</sup> 団体区分の項目では地方公共団体の種類（指定都市、中核市、特例市、その他の市、町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、地方開発事業団）によって番号が割り当てられている。

<sup>17</sup> 2007年3月31日時点で、特別区が財産区を設置していないのは泉他（2011）より明らかである。

産費（山林）を支出した市町村を抽出した。この作業を1974年度から2010年度の各年度について行った。毎年度の「財産区の決算状況」から抽出された市町村の地方公共団体コードを一列に並べ、そこから重複する地方公共団体コードを削除した。以上により、1974年度から2010年度間に一度でも財産区が財産費（山林）を支出した市町村の地方公共団体コード一覧が完成する（手順1の表4-5-1）。

毎年度の「財産区の決算状況」より、表4-5-1に含まれる地方公共団体の財産区の決算状況を抽出した（手順2）。ただし、市町村には新設や廃止があるので、各年度の地方公共団体の数は異なる。そこで各年度の地方公共団体コードが同じになるように、先に作成した表4-5-1の地方公共団体コード一覧を参考として、各年度の地方公共団体コード一覧に地方公共団体コードを適宜加えた（手順3）。その上で、地方公共団体コードが昇順となるように各年度の配列を並べ直した。これで、すべての年度において同じ配列の地方公共団体コードとそのコードに紐づけられた財産区の決算状況が得られることになる。

次に、各年度のデータを接続した（手順4）。

地方公共団体コードの改廃を考慮してデータを修正した（手順5）。総務省は、次の事由により地方公共団体コードを改廃する。①市制の施行および政令指定都市への移行、②市町村合併による市町村の廃止、③市町村が所属する郡の変更、である<sup>18</sup>。①市制の施行および政令指定都市へ移行したり、③市町村が所属する郡の変更をしたりした場合、地方公共団体コードが変更されても、同一の市町村として扱った<sup>19</sup>。②市町村合併により消滅した団体の決算額は、新設または編入した団体の決算額に合算した<sup>20</sup>。以上により、市町村別に山林財産区の決算状況の推移を観察することができるようになる。

ところで、森林経営の場合、生産期間が長期にわたるため、森林経営を継続していても、連年、伐採収入や財産費（山林）支出があるとは限らない。そのため、指標となる科目の5か年平均値を求めた（手順6）。標準的なスギやヒノキの短伐期施業の場合、ほぼ5か年に1度、保育及び間伐が必要となるからである。

#### 4.2.6 類型化の方法

本節では財産区の森林経営指標となる科目の5か年平均値が0か、0でないかにより、対象市町村を財産収入型、支援活用型、支援依存型、他の財源型、財産費（山林）なし型、

<sup>18</sup> 地方公共団体コード改廃に関する情報は総務省統計局「市区町村名コード」から得られる。

<sup>19</sup> 例えば、岐阜県可児町の場合、1982年に市制を施行し、可児町から可児市となり地方公共団体コードを変更した。先に作成した地方公共団体コード一覧では、地方公共団体コードが異なるため、可児町と可児市は異なる市町村として扱われている。しかし、実態は同じ団体なので、実態に合わせて1981年度までの可児町のデータと1982年度からの可児市のデータを接続した。

<sup>20</sup> 例えば、2005年4月1日青森県青森市と浪岡町は合併し、青森市を新設した。地方公共団体コード一覧では、青森市と浪岡町は異なる市町村として扱われている。1974年度から2004年度までは、青森市と浪岡町の決算額を合算し、青森市の決算額とし、2005年度以降の青森市の決算額のデータと接続した。



財産区なし型の6つに分類する(表4-6)。財産収入型から他の財源型までは、財産費(山林)を支出していることは共通する一方で、財源構成は異なる。

「補章 予備調査」で述べるように、2014年7月に、現地調査先を決める目的で36市町村に電話調査を実施した。36市町村の内、2008年度の財産区決算状況が財産収入型は20市町村、支援活用型は16市町であった。本調査を通じて、財産収入型と支援活用型の特徴の一端が分かったので、以下、本調査の成果も盛り込みつつ、各類型の説明をしていく。

財産収入型は、財産売払収入があり財産費(山林)を支出する。先に述べたように財産売払収入には林産物販売収入などが含まれる。20市町村への電話調査によると、財産収入型は都道府県支出金収入がない理由別に、3つに分けられる。第1に、森林整備を委託し、委託先が補助を受給する「委託型」、第2に、財産区が財産費(山林)を支出した事業が草刈り等の、補助が交付されない事業である「補助対象外型」、第3に、他に十分な収入があり、補助を必要としない「収入充実型」である。何れの小分類に当てはまるかについては、「財産区の決算状況」からは明らかにすることはできない。電話調査では、20市町村の内、委託型が7市町村、補助対象外型が6市町、収入充実型が2市町であった。

支援活用型は、財産売払に加えて都道府県支出金を収入とし財産費(山林)を負担する。財産売払収入を林業生産に再投資する点では財産収入型と同じだが、都道府県支出金という依存財源を活用する点では異なる。都道府県支出金のうち造林補助金に着目すると、基本的に国は費用の10分の3を負担し、都道府県が10分の1を負担し、残りを森林所有者が負担しなければならない。このことから、造林補助金を受け取る森林所有者は、自己負担分を拠出し、森林整備を実施する意欲あるものといえることができる。

支援依存型は、財産売払収入はないものの、都道府県支出金を収入とし、財産費(山林)を支出する。資金調達という点からは公的資金に依存している。森林経営という点からは、支援活用型と同様に積極的なものが多いと考えられる。

他の財源型は、財産費(山林)を支出するものの、財産売払や都道府県支出金のような森林経営に関連した収入はない。財源に注目すると、過去の主伐による収入や不動産賃貸料などが財源となっていると推察される。過去の主伐収入が財源となっている場合、将来、主伐できないと経営資金は目減りする。都道府県支出金収入がない理由に注目すると、財産収入型と同様に委託型、補助対象外型、収入充実型に分類できる。

財産費(山林)なし型は、財産費(山林)を支出しない。この型は理由別に2つに分けられる。

放棄型：客観的には整備すべき林分を保有しているにもかかわらず、森林整備をしない。

不要型：そもそも当該期間においては必要がないから森林整備をしない。

5か年平均値を用いていることから、放棄型に該当する財産区がほとんどであると思われる。

財産区なし型は、1974年度から2010年度までの何れかの年で山林財産区が存在してい

たが、当該年度では「財産区なし」と回答した市町村である。当該年度では財産区を持たず後に市町村合併を契機に財産区を新設した、あるいは過去に財産区を設置していたけれども現在は廃止したパターンの双方が考えられる。財産区を廃止する際は廃止の方法や廃止後の組織形態などを話し合わなければならない<sup>21</sup>。さらに、これらの話し合いを主導する人材が必要である。財産区による森林管理に限界を感じ、何とか現状を改善しようとする団体が財産区を廃止する傾向にあると考えられる。したがって、財産費（山林）なし型と比較して、財産区なし型は、森林管理への意欲があるといえる。

類型間の関係は次のようにまとめられる。財源構成からみると、支援活用型や支援依存型、他の財源型は、財政支援や他の財源に依存し、独立採算とはいえない。森林整備の観点から整理すると、支援活用型や支援依存型は造林補助金を受給し森林整備を継続しているという点で積極的である。財産収入型や他の財源型は、財産費（山林）を支出しているものの、森林の境界確認や草刈りだけなのか、それとも森林整備も併せて実施しているか否かは判断できない。財産費（山林）なし型については森林管理を放棄している可能性が高い。財産区なし型については、他の類型から財産区なし型に移行した時点では、森林管理への関心が推察されるものの、現行の森林管理水準は不明である。

### 4.3 結果

本節では財産区による森林経営にもとづき市町村を類型化した結果、財産区全体の森林経営の動向について得られた知見を示す。まず、初期の状態を確認するために1976年度における類型の構成について説明し、次にこの構成がどのように推移していったかを述べる。

#### 4.3.1 1976年度の類型構成

図4-1は財産区類型別にみた市町村数の推移を示している。1976年度に最も多い割合を占めているのは、財産売払と都道府県支出金を収入とし、財産費（山林）を支出する支援活用型である。支援活用型に分類される市町村は232市町村、51%を占める。次が財産売払を収入とし、財産費（山林）を支出する財産収入型であり、その数は158市町村、その割合は34%である。財産収入型と支援活用型のみで全体の85%を占めており、山林財産区を設置する市町村の85%において少なくとも一つの財産区は財産売払収入があり、財産費（山林）を支出したといえる。ただし、財産収入型が34%を占めることから分かるように、財政支援に依存しない自立した経営をしているものは3分の1に過ぎなかった。

支援活用型が多いという類型構成は、人工林資源や市場の状況、造林補助政策によって説明できる。1960年代、日本ではエネルギー源を石炭、薪炭から石油やガスに転換した。薪炭材生産は1957年をピークに急減し、薪炭林は経済的価値を急速に失うことになった。他方で高度経済成長により用材需要が拡大した。薪炭材需要の減少と用材需要の増大に対

<sup>21</sup> 財産の譲渡先として、個人、生産森林組合、認可地縁団体、市町村などがある（泉他 2011、佐々木 1980）。

応して山林所有者は雑木からスギやヒノキに林種転換を進めた。この時に造林したスギやヒノキの人工林は、1970年代半ばでは資源が成熟しておらず主伐することはできなかった<sup>22</sup>。森林所有者は保育費用を必要とする一方で主伐収入を得ることができなかったのである。戦後早くに造林が開始された地域においては、保育の一貫で除間伐を実施し、除間伐材を売却しその収入によって保育費用を賄っていたものもあった。しかし、1970年代に林業をめぐる情勢は大きな変化をみた<sup>23</sup>。外材が木材供給量の過半を越し、外材主導の市場の下、材価上昇が止まる一方で、労賃上昇が続いたため、両者の差である山元立木価格の低迷が決定的となったのである。価格低迷はそれまで好調だった中小径木に著しく、広範に除間伐材問題を発生するに至った。

造林補助政策については、1929年に私有林を対象とした本格的な造林補助事業が開始された<sup>24</sup>。1946年度以来、造林は公共事業として指定され補助造林が実施された。主な目的は戦後の濫伐により低下した治山治水機能の修復であった。1950年に勃発した朝鮮戦争による特需景気と軍需用材需要は木材需給を逼迫させ、材価は急騰した。これを受けて、造林事業は資源培養を目的として展開されるようになる<sup>25</sup>。

したがって、1976年度において、①人工林資源の未成熟による保育の必要性、②中小径木の価格低迷、③国や都道府県による造林への補助、という3つの外部条件がある。この外部条件により支援活用型が半分以上を占める構成を生み出したのである。

#### 4.3.2 森林経営の推移

1976年度から2008年度にかけて財産区による森林経営はどのように推移したのだろうか。まず1976年度から2008年度までの類型別にみた市町村数の推移と類型間の遷移を概略し、その後、時期区分に沿って説明する。

類型別にみた市町村数の推移は次の通りである（図4-1）。財産収入型は一時的な増減を含みつつも3割前後を推移した。支援活用型は1981年度までは逡増したものの、1982年度以降は減少基調となり、1990年度以降、減少のペースは加速することとなる。その結果、支援活用型は1976年度の232市町村から2008年度は114市町村になり、その数は約半分となった。支援活用型が減少した反面、その他の4類型は増加した。なかでも財産費（山林）なし型と財産区なし型は、1976年度と比較して2008年度にはそれぞれ50市町村弱増加し、その増加幅は大きかった。

類型間の遷移を示したのが表4-9である。例えば、1976年度が財産収入型、1977年度が

<sup>22</sup> 1970年の『世界農林業センサス』によると、財産区が保有する人工林面積のうち保育が必要となるVI齢級以下の人工林面積は86%を占めている（表4-8）。

<sup>23</sup> 福島（2000）pp. 170-171。

<sup>24</sup> 最初の補助は軍事的資源の確保のため1907年に創設された特用樹種奨励である。1929年は、公有、私有の別や水源涵養林か否か等に限らない全面的な国庫補助制度が実現した（石崎2008：64）。

<sup>25</sup> 石崎（2008）p. 64。

財産収入型となる市町村数は143である。

表4-9をみると、同じ類型で留まる市町村が圧倒的に多いことが分かる。前年度に財産収入型となったものの内、本年度も財産収入型となる確率は、全期間の平均で92%である。同様にみていくと、支援活用型の95%、支援依存型の77%、他の財源型の82%、財産費（山林）なし型の93%、財産区なし型の99%が前年度と同じ類型となる。相対的に支援依存型や他の財源型は他の類型に遷移する確率が高い。

それでは異なる類型に遷移する場合、どのようなパターンが多く見られるのだろうか。全期間の平均でみると、財産収入型の場合、支援活用品（3%）、他の財源型（3%）、財産費なし（2%）に遷移するパターンが多く見られる。1970年代後半は、財産収入型から支援活用品に遷移するものが多く、1990年代後半以降、他の財源型が多くなった。支援活用品は財産収入型に遷移するパターンが最も多い（4%）。とりわけ1990年代以降、支援活用品から財産収入型に遷移する数が増大した。

#### 4.3.3 森林経営からみた時期区分

各類型の市町村数の推移（図4-1）と類型間の遷移（表4-9）に着目すると、以下の3つの時期にわけられる。すなわち「経営再編期（1976～81年度）」、「支援集中期（1982～98年度）」、「他の財源期（1999～2008年度）」である。

#### 4.3.4 経営再編期（1976～81年度）

この期の特徴は、第1に財産収入型が支援活用品に遷移したことで、財産収入型が減少し、支援活用品が微増したこと、第2に財産収入型が財産費（山林）なし型に遷移したことで、財産費（山林）なし型が増加したことである。

今期における類型別にみた市町村増減数をみると、最も増加したのは財産費（山林）なし型（年平均3.0）であり、最も減少したのは財産収入型（年平均-4.8）であった。支援活用品は微増（年平均1.0）した。

財産費（山林）なし型の増加は、財産収入型から財産費（山林）なし型への遷移が多かったこと（年平均3.8）による。財産収入型の減少と支援活用品の微増は、主に財産収入型から支援活用品への遷移（年平均7.8）によって生じた。これは類型間遷移のうち最も多くみられたパターンであり、同パターンに該当する市町村年平均数は他の期と比較しても3以上大きい。

支援活用品の微増は、造林補助政策の拡充によって説明することができる。第1次石油危機を契機として日本は高度経済成長から低経済成長へと移行し、1976年度、政府は景気対策を目的とし国債の大量発行によって公共事業を拡大した<sup>26</sup>。日本は第1次石油危機から他国にないすばやい立ち直りを見せ輸出を拡大した。このことは貿易黒字による対外摩擦を悪化させ、政府は対外摩擦を緩和するため内需拡大の手段として公共投資の増加を図

<sup>26</sup> 金澤（2002）pp. 33-39。

らなければならなかった。この時期、山元立木価格は低迷した一方で造林事業費は高騰し、林業の収益性は低下した<sup>27</sup>。また、既植林地における手入れ不足による荒廃などの問題が広範に見られるようになった。1979年度、林野庁は森林総合整備事業を開始し、一定の要件を満たす地域に対して保育の助成対象林齢、補助率を引き上げることとした。公共事業の増額や造林補助事業の拡充は、造林補助事業費の増加をもたらした。同事業費は、1976年度の279億円から1981年度には500億円となり1.8倍となった<sup>28</sup>。物価上昇を考慮すると1.4倍である<sup>29</sup>。造林補助事業費の拡充は、支援活用型を微増させたのである。

他方で、先に述べたように本期において最も増加したのは財産費（山林）なし型である。財産収入型から財産費（山林）なし型に遷移した市町村では、財産売払収入がなくなったと同時に、財産費（山林）を支出しなくなった。植栽はしたものの、林業不況の到来とともに立木売払収入以外に収入源がなく、財政基盤がぜい弱な財産区が森林経営から脱落したと考えられる。

以上のように、1976～81年度間において、林業の低迷という条件のもと、都道府県支出金を活用し財産費（山林）支出を継続したものと、財産売払収入がなくなり財産費（山林）支出をしなくなったものの、2つの対応が観察された。財産区の森林経営が二極化した時期であるといえる。

#### 4.3.5 支援集中期（1982～98年度）

##### 4.3.5.1 特徴

本期の特徴は、財産収入型が増加し支援活用型が減少したことである（図4-1）。類型間の遷移（表4-9）に着目すると、前期と比較して財産収入型から支援活用型に遷移したものが減少し、逆に支援活用型から財産収入型に遷移したものは増大した。

1980年代、国の財政状況の悪化や新自由主義を背景とした民活重視により公共事業費は抑制され、造林補助事業費は一時的な増減を含みつつも一定であった。

1985年プラザ合意によってもたらされた急激な円高によっても日本の経常収支の黒字は解消されなかった。アメリカ政府は日本型社会経済システム攻撃による問題解決を狙って1990年に日米構造協議を開催した。日米構造協議では日本の経常収支の黒字解消を目的として公共投資の拡大が合意された。「公共投資基本計画」が閣議了解され、本計画により2000年度までに公共投資を430兆円の水準にすることが目指された。これは一般政府ベースで公共投資額を毎年6.3%のテンポで上昇することを意味する<sup>30</sup>。公共事業の一つ

<sup>27</sup> 佐々木（1979）。

<sup>28</sup> 自治省財政局指導課『都道府県決算状況調』。都道府県による市町村を除く諸団体への補助金を参考にした。国の造林補助事業は都道府県を通じて実施されているので、『都道府県決算状況調』を参照することで、国の動向も併せて把握できる。

<sup>29</sup> 持家の帰属家賃を除く消費者物価指数を用いて算出した。

<sup>30</sup> 金澤（2002）p. 48。

である造林補助事業は1993年度に480億円から600億円に著増し、1995年度には700億円弱となり、以降、600億円前後を推移するようになる(表4-7)。本期における造林補助事業費の特徴は、1980年代の事業費抑制段階を経て、1993年度以降の大幅な増額にあるといえる。

造林補助事業の制度に注目すると、前期に引き続き、国は補助対象を拡充していった。例えば、補助対象とする民有人工林の齢級を引き上げていった。しかしながら、本期においては、造林補助事業が増額したにもかかわらず支援活用型に区分される市町村の数は減少した。

支援活用型が減少する理由として、①林分の多くが一般造林事業の補助対象から外れる齢級となったこと<sup>31</sup>、②経営状況が悪化し、補助事業の実施に伴って求められる自己負担分の拠出が難しくなったこと、が考えられる。

財産区が保有する人工林の齢級別構成は、人工林面積のうちⅦ齢級以上の割合が1980年に15%、1990年に31%、2000年に67%となった(表4-8)。Ⅶ齢級以上は、利用間伐や主伐により販売機会が多いため、造林補助の対象外とされた。一部の財産区は保有する人工林がⅦ齢級以上となり、都道府県支出金を受給するような造林補助事業を実施しなくなったといえる。

2点目の理由として、間伐などが必要にも拘わらず、造林補助事業費の自己負担分が拠出できない事業体が出現したことが考えられる。本期におけるスギ山元立木価格は年平均4%で下落し、ヒノキは年平均3%で下がり、前期と比較してより厳しい経営環境となった。

ところで、販売機会が多いⅦ齢級以上の割合は大きくなったものの、「財産売払収入を得たもの(財産収入型と支援活用型の和)」は年平均1%で減少しており、伐り控えが広範に出現したことを示している。

今期において、公共事業の拡大要請や長引く林業の不振に対応して、林野庁は造林補助事業を拡充した。ところが、人工林の高齢化や林業の採算性の悪化などにより、造林補助事業費を受給する財産区は減少した。結果として、一部の財産区に手厚く造林補助事業費が交付されるようになったのである。

#### 4.3.5.2 初出の類型間の遷移

この期に初めてみられた類型間の遷移として、次の4つがあげられる。

1982年度 支援依存型 → 財産費(山林)なし型

1988年度 支援活用型 → 財産区なし型

支援依存型 → 財産区なし型

<sup>31</sup> 一般造林事業発足当初は、補助対象は新植が中心であった。その後、1976年度に保安林や施業計画認定森林の下刈り事業も補助対象に含まれるようになった(能勢2007:251)。一般造林事業の補助対象の林齢が徐々に長くなり、1990年に25年生まで、1996年に30年生までとなった(林野庁整備課2007)。

#### 1991年度 財産区なし型 →財産収入型

前者3つの遷移は、都道府県支出金収入により森林整備を続けていたものの、財産区としての経営が困難となり、休止状態あるいは解散したと考えられる。

後者の「財産区なし型→財産収入型」については、以前は市町村が財産区として把握していなかった部落有林が財産区有林として把握されたことによる。現在では、通常、市町村が廃置分合した時にのみ財産区は新設することができる。しかし、1993年度に当該市(新潟県旧塩沢町と旧六日町、現在の南魚沼市)は廃置分合をしていない。そのため、廃置分合による新設は考えられないので、当該市が財産区として把握してこなかった部落有林を財産区有林として把握したと考えられる<sup>32</sup>。

初出の類型間の遷移パターンにより、都道府県支出金収入だけでは財産区としての森林経営の継続が困難となったこと、現場では、なお部落有林が財産区有林か否かの判断が揺れ動いている様子が分かる。

#### 4.3.6 他の財源期 (1999～2008年度)

##### 4.3.6.1 特徴

今期の特徴は、①「財産売払収入あり(財産収入型と支援活用型の和)」の減少幅が大きかったこと、②他の財源型が増加したこと、③市町村合併による財産区の新設と解散がみられたこと、である。

「財産売払収入あり」の推移をみると、各期の年平均でみた増減数は、 $-3.8 \rightarrow -3.5 \rightarrow -5.7$ 、増減率は $-1.0\% \rightarrow -1.0\% \rightarrow -2.0\%$ で推移した。今期に最も「財産売払収入あり」の減少幅、減少率ともに大きかったことがうかがえる。これは、支援活用型の減少に加え、前期では増加傾向を示していた財産収入型が減少に転じたからである。

各期の他の財源型の増減数は $-0.8 \rightarrow 0.8 \rightarrow 2.0$ 、増減率は $-1.6 \rightarrow 3.9 \rightarrow 5.1$ と推移し、他の財源型に区分される市町村が累増した。

今期において類型間の遷移で最もよくみられたのは財産収入型から他の財源型への遷移であった。各期の年平均の増減数でも、 $4.4 \rightarrow 3.5 \rightarrow 7.1$ と推移しており今期が最も多い。また、財産収入型ではない型から他の財源型に遷移した数は、それぞれ年平均1前後と決して多くはないが、他の期と比較すると多い。したがって、今期は主に財産収入型が他の財源型に遷移し、財産収入型が減少し他の財源型が増加したといえる。

それでは、なぜ今期では財産収入型から他の財源型への遷移が多かったのだろうか。①スギおよびヒノキ山元立木価格の更なる下落、②造林補助事業の減額、③長期施業委託の拡大によると考えられる。

<sup>32</sup> 岡本(2010)が整理しているように、「共有入会地」と「旧財産区有地」の区別基準については未だ学会の中で見解は一致しているとはいえない。江渕(2004)では、旧村等名義を財産区有と解釈するか否か争った1998年と2004年の訴訟を紹介している。

1980年代末に①役物時代の終焉と②集成材時代の到来により国産材価格は下落<sup>33</sup>、スギ、ヒノキの山元立木価格は前期より更に下落のスピードが加速化した。今期におけるスギ山元立木価格の下落率は年平均10%、ヒノキは8%であった。

林業の苦境は明らかだったが、本期において政府が林業事業体を救済するために補助事業の増額することは、困難であった。財政状況の悪化により公共事業の縮減が求められていたからである。バブル経済の崩壊によって税収が減少したにもかかわらず景気対策のために公共事業の高水準が保たれた結果、1995年、政府は「これまで予算編成過程で財源対策として講じてきたさまざまな工夫も限界に突き当たりつつあ」として、いわゆる「財政危機宣言」を表明した<sup>34</sup>。1997年に提示された「財政構造改革五原則」では、公共事業についても「あらゆる長期計画（公共投資基本計画等）について、その大幅な削減を行う」と表明した<sup>35</sup>。造林補助事業は1976～81年度は年率12%で増加し、1982～98年度は年率2%の増加基調であったが、今期の1999～2008年度にはついに年率2%の下落となった。今期では、山元立木価格の下落と造林補助事業の縮減が同時期に進んだのである。採算に合うような主伐ができない財産区は増え、造林補助事業による森林整備を実施する財産区は減少し、他の自主財源により森林経営を継続している状況である。

「財産収入型→他の財源型」が増えた3点目の理由として、長期施業委託契約の拡大が考えられる。財産区が、長期施業委託契約に基づいて、市町村や森林組合に森林整備事業を委託する場合、受託事業者は総利潤のうち一部を財産区に支払う。市町村によっては、長期施業委託契約に基づく収入は、決算状況の「財産売却収入」ではなく「その他の収入」に計上される（補章）。このような場合、受託事業者の林業生産活動による収入と費用が発生していたとしても、決算状況からは詳細が分からない。2001年には森林法の一部改正により、長期施業委託契約を推進する法律が整備され<sup>36</sup>、2002年以降、長期施業委託契約が増加したと考えられる。したがって、今期の「財産収入型→他の財源型」の増加は、長期施業委託契約の増加によっても説明できる。

次に今期の3点目の特徴である「市町村合併による財産区の新設と解散」をみていく。他の期と比較して、財産区なし型から他の類型に遷移した数が多い。各期の年平均の数で見ると、0.2→0.2→0.8となっている。今期はちょうど平成の大合併の時期を含んでいる。昭和の大合併時と比較すると決して多くはないが、旧町村の財産を管理する目的で財産区を新設した市町村も存在した<sup>37</sup>。その結果、財産区なし型から他の類型への遷移が今期において多くみられたのである。

<sup>33</sup> 萩（2009）。

<sup>34</sup> 金澤（2002）p. 51。

<sup>35</sup> 金澤（2002）p. 52。

<sup>36</sup> 堀（2015）p. 126。

<sup>37</sup> 泉他（2011：57-58）では、山梨県旧勝山村の旧村有林が新設された財産区の財産区有林となった事例を紹介している。



逆に、他の類型から財産区なし型に遷移した類型も他の期に比べて多くみられた。各期の年平均の数は1.4→1.5→2.6と推移し今期が最も多かった。市町村合併を契機に財産区を解散させた市町村があったと考えられる<sup>38</sup>。なぜなら、市町村合併により財産区の管理者は旧市町村の首長から新市町の首長に代わり、予決算の監査は新市町の監査委員によって実施される。財産区議会を設置していない場合、予決算の審議は新市町の議会に付託される。財産区にとって規模が大きくなった新市町は、自らの意思がより反映しにくい構造である。市町村合併は既存の財産区運営のあり方に変化を迫る一つの契機となった。

今期において財産区なし型は年平均1.8の増加となり、財産区を有する市町村の数は純減した。平成の大合併では財産区を新設した市町村より解散した市町村が多かったからである。

#### 4.3.6.2 初出の類型間の遷移

今期における初出の類型は以下の通りである。

2000年度 支援活用型→他の財源型

他の財源型→支援活用型

2001年度 財産区なし型→支援活用型

2002年度 財産区なし型→他の財源型

2000年度、初めて支援活用型が他の財源型に遷移し、以来、継続してこのパターンが観察される。財産売払や都道府県支出金による収入がなくなり、他の財源に頼らざるを得ない財産区が増加したのである。他の財源型から支援活用型への遷移は、2001年度にのみみられた遷移であり、例外的なものといえる。

2001年度および2002年度にみられた、財産区なし型から他の類型への遷移は、前述した市町村合併による財産区の新設により生じたと考えられる。

#### 4.3.7 市町村別にみた類型の推移

本節では各市町村がどのような類型をたどってきたかを明らかにするために、市町村別にみた類型の遷移パターンについて検討する。理論的には、毎年度6つのタイプのいずれかになる可能性があるので、1976年度から2008年度までの33年間における1市町村の遷移パターンは6の33乗パターンがありえる。とはいえ、実際の遷移パターンを並べるとパターンには傾向があることが分かる。表4-13では、複数の市町村が該当するパターンに注目し、類似のパターンを示した市町村を一つのグループとし、グループ分けをした。例えば、「支援活用型→財産収入型」とは1976年度に支援活用型に区分され、1977年度から2008年度の何れかの年度で財産収入型となり、2008年度には財産収入型であった市町村を示す。まず全体の傾向について議論し、後に大きな割合を占めるパターンについて考察する。

<sup>38</sup> 泉他（2011）。

全体の傾向として①同類型の連続、②支援活用型を起点としたものは財産収入型に遷移、あるいは支援活用型で連続、③財産収入型を起点としたものは財産収入型で連続、あるいは他の財源型または財産費（山林）なし型に遷移、することが指摘できる。

第1点目についていえば、「支援活用型で全期間推移」や「財産収入型で全期間推移」では同じ類型の連続が認められる。また、「支援活用型→財産収入型」や「財産収入型→財産費（山林）なし型」においても、ほとんどの年度において同じ類型が連続し、他の類型に遷移したのは33年間に一度のみであった。以上から、前年度と同じ森林経営の動向を示す団体が多いといえる。

第2点目についていえば、「支援活用型で全期間推移」や「支援活用型→財産収入型」にみられるように、支援活用型を起点としたものは、継続して財産売払収入があり、財産費（山林）の支出をしている。このグループに該当するのは112市町村、約4分の1を占める。

第3点目として、最も様々なパターンを含んでいるのが、1976年度に財産収入型であった市町村である。財産費（山林）なし型となり森林の管理からは撤退しているグループもいれば、財産収入型で全期間推移し持続可能な森林経営を続けているグループもある。表4-13では財産収入型を起点とする市町村は44市町村（9.6%）を占める。

以上から、一旦、都道府県支出金（≒造林補助金）を受給し造林した場合、継続した財産費（山林）の支出が認められる。造林補助金を受給する財産区の場合、外部からの情報提供がある、あるいはある程度の面積を有しているなど条件に恵まれていると考えられる。林業不振の中、利潤最大化を求め林業事業から撤退し植林地を放棄するのではなく、森林管理を継続しているという意味で私的企業とは異なる原理により活動しているといえる。

1976年度に財産収入型であったものは、33年間、一度も造林補助金を受給しておらず、一部はすでに森林経営を放棄し、その他は独自財源で森林経営を継続している。前者の森林経営を放棄したパターンについては後に詳述するので、他のパターンについて本段落では議論する。「財産収入型→他の財源型」や、「財産収入型→他の財源型→財産収入型」は、森林経営を中心とした事業をしている場合、財源が安定していない可能性がある。しかしながら、長期にわたって弛まず財産費（山林）を支出してきたという点から、組織としては安定性を有する。

構成比が多いパターンの順にみていくと、次のようになる。最も多いパターンは、支援活用型で全期間推移した市町村であり、67市町村を数え、山林財産区を設置する市町村のうち14.6%を占めた。次が、「支援活用型→財産収入型」の45市町村（9.8%）、3番目が「財産収入型→財産費（山林）なし型」の14市町村（3.1%）であった。

支援活用型で全期間推移した市町村においては、毎年度、財政支援を受給し、森林経営を継続してきた。

「支援活用型→財産収入型」は、次のようなケースが多いと思われる。一斉造林期に植栽し、補助造林事業により保育し、主伐期に達した後は造林補助金に頼らずに森林管理を

継続する。後半の財産収入型期における財産売払収入を主伐収入ではないと判断した理由は、主伐をした場合、主伐後は、当然、造林補助事業による再造林を考えると考えられるけれども、「支援活用型→財産収入型」となった市町村の場合、財産収入型から支援活用型への遷移は観察できないからである。したがって、多くの「支援活用型→財産収入型」は伐り控えとなっていると考えられる。主伐するような木材生産活動を行っていないとはいえ、財産費（山林）なし型や財産区なし型に遷移するのではなく、財産収入型を継続していることから、林業不振の中でも財産費（山林）を支出し続けており、森林管理への意欲を有し、森林管理の継続を可能ならしめる財源および組織が存在していると評価できる。

「財産収入型→財産費（山林）なし型」は、当初は財産売払を収入とし財産費（山林）を支出していたものの、財産売払収入がなくなったと同時に、財産費（山林）を支出しなくなり、以降、財産費（山林）なし型が継続した。このような市町村の財産区では、森林管理が行き届かなくなっていることが予想される。このグループから明らかのように、いったん財産費（山林）なし型となると財産費（山林）なし型が継続する<sup>39</sup>。そのため、森林管理の放棄を防ぐためには、「財産収入型から財産費（山林）なし型」への遷移を長期の森林管理の放棄の開始とみなし、何らかの政策的措置が必要であるといえる。

#### 4.3.8 分析結果を解釈する上での留意点

資料の性質から、分析結果を解釈する上で次の3点を留意すべきである。第1に、単独の市町村が複数の財産区を設置する場合、類型ごとに現れる確率が異なる。第2に、山林以外の財産による収入が科目「財産売払」や「都道府県支出金」に計上される可能性がある。第3に、「財産区の決算状況」では収支を伴わない活動や制度金融による支援は観察できない。

第1点目の、市町村が複数財産区を設置する場合について説明する。2010年度を例にとると、「決算状況の対象となった財産区」数が1つであった市町村は108、複数となった市町村は261であった（図4-2）。

複数の財産区を設置している場合、財産区単位では各類型が現れる確率が同じでも、市町村単位で集計すると類型ごとに現れる確率が異なる。話を簡単にするために2つの財産区（財産区 $\alpha$ 、財産区 $\beta$ ）を設置する $i$ 市を想定する。財産区 $\alpha$ が財産収入型、財産区 $\beta$ が支援活用型ならば、 $i$ 市で集計された財産区収支は財産売払収入と都道府県支出金収入が正の値を示すので、 $i$ 市は支援活用型に分類される（表4-14）。2つの財産区を設置している市の場合、2つの財産区のタイプの組み合わせによって市の類型がどのように決まるか示したのが表4-15である。本表によると、市町村が2つの財産区を設置している場合、各類型の確率は、財産収入型は5分の1、支援活用型は25分の11、支援依存型は5分の1、他の財源型は25分の3、財産費（山林）なし型は25分の1となる。すなわち、 $i$ 市が支援

<sup>39</sup> 表4-9の遷移表では、財産費（山林）なし型となると次年度も財産費（山林）なし型となる確率が93%ときわめて高いことを示している。

活用型となる確率は大きく、他の財源型や財産費（山林）なし型となる確率は小さい。設置する財産区の数が多い市町村ほどこの傾向は顕著となる。

1 時点における財産区の森林経営の状況を各市町村の類型に基づいて評価する際、支援活用型が現れやすいというのは留意すべきである。しかしながら、市町村が設置する財産区数に変化がみられない場合、どの時点でも支援活用型の確率は高く、他の財源型や財産費（山林）なし型となる確率は低いという条件は同じなので、複数時点を比較する際は、影響は軽微である。

留意すべき第2点目は、類型する際に指標とした収入科目「財産売払」と「都道府県支出金」は、森林経営とは関連ない収入が計上される可能性があることである。財産区が山林以外の財産を所有する場合、他の財産の売払いによる収入が計上されたり、あるいは、複数財産区を設置する市町村の場合、山林を持たない財産区による収入が収入科目「財産売払」や「都道府県支出金」に反映されたりする可能性は排除できない。したがって、指標とする収入科目「財産売払」と「都道府県支出金」の一部は森林経営ではない収入が含まれている可能性があるため、財産収入型や支援活用型、支援依存型が現れる確率は森林経営由来の類型より高く表れていると考えられる。

留意すべき第3点目は、「財産区の決算状況」では収支を伴わない活動や制度金融による支援は把握できないことである。例えば、財産費（山林）を支出しない財産区であっても、構成員による共同作業によって森林整備をしている場合がある。そのため、森林整備の実績は過小評価される。

以上のように、本資料を用いる際は、①市町村の集計値では支援活用型の確率が高く他の財源型や財産費（山林）なし型の確率が低く現れる傾向を有すること、②他の財産由来の収入を排除しきれないので、財産収入型や支援活用型などが現れる確率が高いこと、③収支を伴わない活動や制度金融による支援は把握できないことに注意する必要がある。とはいえ、財産区が林業事業体という性格を有する以上、決算状況は財産区の森林経営を示す参照点となり得る。

#### 4.4 考察

本章では「財産区の決算状況」を用いて1976年度から2008年度までの財産区による森林経営の動向を明らかにした。本資料の特徴は、①連続的な長期系列を把握できること、②すべての財産区が対象になっていること、③都道府県支出金の収入や財産費（山林）の支出などが把握できることである。財産区の収支科目から森林経営に関連した科目を指標として選び、それらの指標が決算額に計上されているか否かを軸にして、山林財産区を設置している市町村を6類型した。

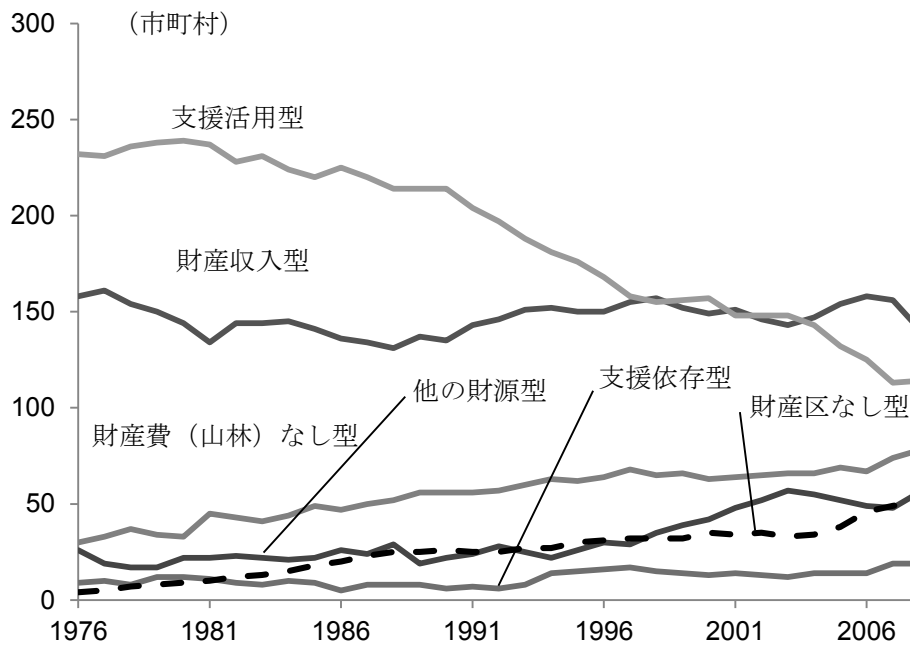
その結果、財産区による森林経営は3期に分けられた。経営再編期（1976～81年度）では財政支援の拡充を受けて造林補助金を受給し森林経営を継続する者が増え、他方で林業不振の影響を受けて長期にわたり財産費（山林）を支出しない者が出現した。支援集中期

(1982～98年度)では、引き続き財政支援は拡充されたものの、都道府県支出金を受給するものの数が増加から一転し減少するようになった。なぜなら、一部の財産区では、林業市況の悪化により伐り控えをするようになり、造林補助を受給するような造林補助事業を実施しなくなったからである。造林補助事業の資金はより少数の財産区に集中的に支給されることとなった。造林補助事業費の拡大基調は、政府の財政悪化により1990年代後半には終止符を打たれた。山元立木価格の更なる下落や造林補助事業費の減額により、他の財源期(1999～2008年度)が到来し、森林経営による収入以外に依存して森林経営を継続するものや、事業委託によって事業を実施するものが増加した。

市町村別に財産区による森林経営の推移を観察し複数市町村が該当するパターンを抽出すると、1976年度に支援活用型であり2008年度まで持続的な森林経営を実施したものが4分の1を占める。林業不振の中でも森林経営を継続したという意味で、持続可能な組織や財源が備わっていると評価できる。1976年度に財産収入型であったもののうち、「財産収入型→財産費(山林)なし型」に注目すると、いったん財産費(山林)なし型となるとその傾向が長期に続くことが分かる。財産費(山林)なし型に遷移した年度が森林経営の動向を変化させる画期となるので、政府はそういった財産区に対して、何らかの対応が必要であるといえる。

#### 4.5 小括

本章では、「財産区の決算状況」を用いて、財産区の森林経営の状況別に市町村を6類型した。各類型に相当する市町村の数の変化や類型間の遷移の動向から、財産区による森林経営の動向を「経営再編期(1976～81年度)」、「支援集中期(1982～98年度)」、「他の財源期(1999～2008年度)」に分けることができた。一つの市町村がどの類型を辿っていくか追跡すると、4分の1の市町村が支援活用型で全期間推移していた。



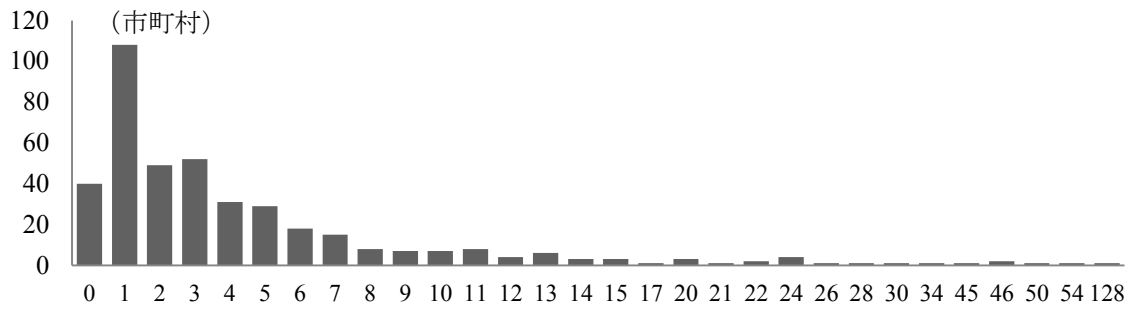
注：1) 5か年平均値に基づく。

2) N=458。

3) 奈良県山添村はデータに不備が認められたので、山林財産区を設置する市町村から除外した。すなわち「財産区の決算状況」によると、山添村は1982年度に財産収入型に分類され、その他の年度では財産区なし型であった。林野庁計画課（1978）や泉他（2008）の財産区一覧によると、山添村には財産区は設置されていない。以上から、1982年度の山添村についてはデータの不備であると判断し、考察対象からは外した。

出所：総務省（各年）「財産区の決算状況」より作成。

図 4-1 財産区類型別にみた市町村数の推移



(各市町村において決算状況の対象となった財産区数)

注：財産区数については訂正值を用いた。詳しくは表 4-2 の注を参照のこと。

出所：総務省（各年）「財産区の決算状況」より作成。

図 4-2 2010 年度における財産区数別にみた市町村数

表 4-1 財産区センサスの比較

実施主体	頻度	初回	公表手段	報告単位	回答項目
総務省自治財政局 財務調査課	毎年	1963	「財産区の決算状況」 『地方財政状況調査』	市町村	財産区の数、決算状況
総務省自治行政局 行政課	4年に 1回	1953	「財産区に関する調」 『地方自治月報』	県	財産区の数・機関、財産の種別など
農林水産省 大臣官房統計部	10年に 1回	1960	『世界農林業センサス』	旧市区町村	山林を保有する財産区の数 保有面積、作業面積、販売額など

注：1) 「財産区決算状況」：頻度を毎年としているが、1964年度と1973年度の間、実施の有無が確認できない年度があった。1963年度については、財産区の実態調査の一貫として財政状況の調査が実施された（自治省財政局調査課1963）。1963年度の調査項目は多岐にわたり、その調査結果は127頁にわたる報告書として公表されている。1964年度以来、総務省（旧自治省）によるこれほど詳細な調査は実施されていない。調査は、「財産区の数」、「財政状況」、「財産の種類」、「所有面積」、「財産の機関」に調査項目が絞られて、継続されている。

2) 「財産区に関する調」：調査頻度が4年に1度になったのは、1995年度以降である。それ以前は、1948年、1953年、1957年、1963年、1970年、1975年、1983年に実施された。

3) 『世界農林業センサス』：「旧市区町村」とは、1950年2月1日時点の市区町村をいう。2000年以降、頻度は5年に1回となった。



表 4-2 市町村数と財産区数の推移（1975年度～2010年度）

（単位：市町村、財産区）

	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010
市町村数	3,256	3,255	3,253	3,241	3,232	3,227	1,821	1,727
財産区を有する 市町村数	671 ~ <u>689</u>	666 ~ <u>674</u>	652 ~ <u>658</u>	641 ~ <u>648</u>	648 ~ <u>653</u>	631 ~ <u>642</u>	439 ~ <u>464</u>	431 ~ <u>439</u>
山林財産区を有する 市町村数	610	600	585	574	574	564	392	371
山林財産区を有する 市町村が設置する 財産区数	3,056 ~ <u>3,083</u>	3,024 ~ <u>3,048</u>	3,020 ~ <u>3,031</u>	3,048 ~ <u>3,073</u>	3,117 ~ <u>3,129</u>	3,052 ~ <u>3,065</u>	2,757 ~ <u>2,922</u>	2,921 ~ <u>2,953</u>
山林財産区を有する 市町村において 決算状況の対象となった 財産区数	2,042 ~ <u>2,122</u>	2,064 ~ <u>2,148</u>	2,048 ~ <u>2,136</u>	2,038 ~ <u>2,139</u>	2,049 ~ <u>2,130</u>	1,987 ~ <u>2,102</u>	1,766 ~ <u>2,076</u>	1,842 ~ <u>2,067</u>

注：下線を引いた値は、訂正後の値である。原資料では決算額を財産区数の項目に記載する、あるいは決算額が正にも拘わらず「財産区数」や「決算状況の対象となった財産区数」を0と回答する市町村がみられた。このような市町村については各市町村の前後の年の財産区数から財産区数を類推し訂正した。

出所：総務省自治財政局財務調査課（各年）「財産区の決算状況」『地方財政状況調査』より作成。

表 4-3 市町村が記入する「財産区の決算状況」の調査票

平成 n 年度

団体コード m 都道府県名 \_\_\_\_\_  
 表番号 48 団体名 \_\_\_\_\_

(単位：千円)

区分		行		決算額		
		0	1			
財産区数 (団体)	市町村の特別会計を設けて経理しているもの				(1)	
	市町村の一般会計の中で経理しているもの				(2)	
	一部を市町村の会計で経理し一部を財産区独自の会計で経理しているもの				(3)	
	すべて財産区独自の会計で経理しているもの				(4)	
	全く会計のないもの				(5)	
	合計			*	(6)	
	うち決算状況の対象となったもの				(7)	
収支	1 収入総額 ㉔				(8)	
	2 支出総額 ㉕				(9)	
	3 収入支出差引額 ㉔-㉕=㉖				(10)	
	4 翌年度に繰越すべき財源 ㉖				(11)	
	5 実質収支 ㉖-㉖				(12)	
収入内訳	1 都道府県支出金			*	(13)	
	2 財産収入				(14)	
	(1) 財産運用収入				(15)	
	(2) 財産売払収入			*	(16)	
	(3) 分収交付金				(17)	
	3 繰入金				(18)	
	(1) 市町村からのもの				(19)	
	(2) 積立金取崩し額				(20)	
4 その他の収入				(21)		
収入合計 (1~4) ㉗						
支出内訳	1 総務費 (議会費を含む。)	①人件費			(22)	
		②物件費			(23)	
		③建設事業費			(24)	
		④その他			(25)	
		合計①~④			(26)	
	2 財産費	①物件費				
		②建設事業費				
		③その他				
		合計①~③				
	(1) 山林	①物件費				(27)
		②建設事業費				(28)
		③その他				(29)
		合計①~③			*	(30)
	(2) その他	①物件費				(31)
		②建設事業費				(32)
		③その他				(33)
		合計①~③				(34)
	3 市町村財政への寄与	①物件費				(35)
		②建設事業費				(36)
		③その他				(37)
	合計①~③				(38)	
4 住民等への補助金				(39)		
5 積立金				(40)		
6 その他の支出				(41)		
支出合計	①人件費				(42)	
	②物件費				(43)	
	③建設事業費				(44)	
	④その他				(45)	
	合計①~④B					

注：紙幅に合わせて整形した。指標として利用した科目には\*を加筆した。n、m は任意の自然数。  
 出所：2007年8月総務省自治財政局財務調査課調査統計係提供。

表 4-4 「財産区の決算状況」の一部

決算 年度	団体 コード	県名	団体名	団体 区分	001:財産区数 (団体)・ 市町村の 特別会計を 設けて 経理して いるもの	002:財産区数 (団体)・ 市町村の 一般会計 の中で 経理して いるもの	003:財産区数 (団体)・ 一部を市町村の 会計で経理し 一部を財産区独自の 会計で経理して いるもの	004:財産区数 (団体)・ すべて財産区 独自の会計で 経理して いるもの	…
1974	11002	北海道	札幌市	1	0	0	0	0	…
1974	12025	北海道	函館市	3	1	0	0	0	…
1974	12033	北海道	小樽市	3	0	0	0	0	…
1974	12041	北海道	旭川市	3	0	0	0	0	…
1974	12050	北海道	室蘭市	3	0	0	0	0	…
1974	12068	北海道	釧路市	3	0	0	0	0	…
…	…	…	…	…	…	…	…	…	…

注：本表は、地方団体が提出した調査票に基づいて、総務省自治財政局財務調査課が入力したものであり、総務省への情報公開請求により得たデータの一部である。

出所：総務省（各年）「財産区の決算状況」より一部抜粋。

表4-5 「財産区の決算状況」のデータ加工方法

手順1 山林財産区を設置する市町村の地方公共団体コードを抽出

表4-5-1 山林財産区を設置する市町村の  
地方公共団体コード一覧

地方公共団体コード
111111
111112
111113

注：第1に、地方公共団体から一部事務組合など市町村以外の地方公共団体を除く。第2に、1974年度から2010年度までで一度でも「財産区の決算状況」で財産費（山林）を計上した市町村を抽出する。

手順2 表1を参考にして各年度の財政状況調から該当地方公共団体のデータを抽出

表4-5-2 1974年度の財産区の決算状況  
(単位：財産区、千円)

地方公共団体コード	団体名	財産区数	収入		支出
			財産売払	都府県支出金	財産費(山林)
111111	A市	$X_{A74}$	$x_{A74}$	$y_{A74}$	$z_{A74}$
111112	B町	$X_{B74}$	$x_{B74}$	$y_{B74}$	$z_{B74}$
111113	C村	$X_{C74}$	$x_{C74}$	$y_{C74}$	$z_{C74}$

表4-5-3 1975年度の財産区の決算状況  
(単位：財産区、千円)

地方公共団体コード	団体名	財産区数	収入		支出
			財産売払	都府県支出金	財産費(山林)
111111	A市	$X_{A75}$	$x_{A75}$	$y_{A75}$	$z_{A75}$
111112	B町	$X_{B75}$	$x_{B75}$	$y_{B75}$	$z_{B75}$

注： $X_{ij}$ の*i*は団体名である。*j*は調査年度であり1974から2010の値を示す。 $X$ 、 $x$ 、 $y$ 、 $z$ は財産区の森林経営の状況別に市町村を類型する時に、参考にする項目である。 $X$ は*i*が設置する財産区数、 $x$ は財産売払収入額、 $y$ は都府県支出金収入額、 $z$ は財産費（山林）支出額である。総務省が地方公共団体コードを改廃するので、毎年度、同じ地方公共団体コードがそろっているとは限らない。ここでは1975年度にC村がA市に編入され、C市の地方公共団体コード111113が廃止された状況を想定した。

手順3 表1の地方公共団体コードと各年度の地方公共団体コードが一致するように、各年度のシートに地方公共団体コードを加筆する

表4-5-2' 1974年度の財産区の決算状況  
(単位：財産区、千円)

地方公共団体コード	団体名	財産区数	収入		支出
			財産売払	都府県支出金	財産費(山林)
111111	A市	$X_{A74}$	$x_{A74}$	$y_{A74}$	$z_{A74}$
111112	B町	$X_{B74}$	$x_{B74}$	$y_{B74}$	$z_{B74}$
111113	C村	$X_{C74}$	$x_{C74}$	$y_{C74}$	$z_{C74}$

表4-5-3' 1975年度の財産区の決算状況  
(単位：財産区、千円)

地方公共団体コード	団体名	財産区数	収入		支出
			財産売払	都府県支出金	財産費(山林)
111111	A市	$X_{A75}$	$x_{A75}$	$y_{A75}$	$z_{A75}$
111112	B町	$X_{B75}$	$x_{B75}$	$y_{B75}$	$z_{B75}$
<b>111113</b>					

手順4 各年度の表を一枚のシートにする

表4-5-4 1974年度から2010年度までの財産区の決算状況

(単位：財産区、千円)

地方 公共団体 コード	団体名	1974年度				1975年度				…	2010年度	
		財産 区数	収入		支出	財産 区数	収入		支出		財産 区数	…
			財産 売払	都府県 支出金	財産費 (山林)		財産 売払	都府県 支出金	財産費 (山林)			
111111	A市	$X_{A74}$	$x_{A74}$	$y_{A74}$	$z_{A74}$	$X_{A75}$	$x_{A75}$	$y_{A75}$	$z_{A75}$	…	$X_{A10}$	…
111112	B町	$X_{B74}$	$x_{B74}$	$y_{B74}$	$z_{B74}$	$X_{B75}$	$x_{B75}$	$y_{B75}$	$z_{B75}$	…	$X_{B10}$	…
111113	C村	$X_{C74}$	$x_{C74}$	$y_{C74}$	$z_{C74}$							

手順5 地方公共団体コードの改廃を考慮する

例えば、1975年度、A市がC村を編入し、C村が廃止された場合、A'市を設定する。

表4-5-5 1974年度から2010年度までの財産区の決算状況

(単位：財産区、千円)

地方 公共 団体 コード	団体名	1974 年度				1975 年度				…	2010 年度		
		財産区数	収入		支出	財産区数	収入		支出			…	…
			財産 売払	都府県 支出金	財産費 (山林)		財産 売払	都府県 支出金	財産費 (山林)				
111111	A市	$X_{A74}$	$x_{A74}$	$y_{A74}$	$z_{A74}$	$X_{A75}$	$x_{A75}$	$y_{A75}$	$z_{A75}$	…	…		
<b>111111</b>	<b>A'市</b>	$X_{A74} + X_{C74}$	$x_{A74} + x_{C74}$	$y_{A74} + y_{C74}$	$z_{A74} + z_{C74}$	$X_{A75}$	$x_{A75}$	$y_{A75}$	$z_{A75}$	…	…		
111112	B町	$X_{B74}$	$x_{B74}$	$y_{B74}$	$z_{B74}$	$X_{B75}$	$x_{B75}$	$y_{B75}$	$z_{B75}$	…	…		
111113	C村	$X_{C74}$	$x_{C74}$	$y_{C74}$	$z_{C74}$								

A市とC村の行を削除する

表4-5-5' 1974年度から2010年度までの財産区の決算状況

(単位：財産区、千円)

地方 公共 団体 コード	団体名	1974 年度				1975 年度				…	2010 年度		
		財産区数	収入		支出	財産区数	収入		支出			…	…
			財産 売払	都府県 支出金	財産費 (山林)		財産 売払	都府県 支出金	財産費 (山林)				
<b>111111</b>	<b>A'市</b>	$X_{A74} + X_{C74}$	$x_{A74} + x_{C74}$	$y_{A74} + y_{C74}$	$z_{A74} + z_{C74}$	$X_{A75}$	$x_{A75}$	$y_{A75}$	$z_{A75}$	…	…		
111112	B町	$X_{B74}$	$x_{B74}$	$y_{B74}$	$z_{B74}$	$X_{B75}$	$x_{B75}$	$y_{B75}$	$z_{B75}$	…	…		

手順6 各項目の5か年の平均値を算出する

表4-5-6 1974年度から2010年度までの財産区の決算状況 (5か年平均値)

(単位：財産区、千円)

地方 公共 団体 コード	団体名	1976年度	…	j年度				…	2008年 度		
				財産区数	収入		支出			…	…
					財産 売払	都府県 支出金	財産費 (山林)				
111111	A'市	…	…	$\sum_{j=j-2}^{j+2} X_{A'j} / 5$	$\sum_{j=j-2}^{j+2} x_{A'j} / 5$	$\sum_{j=j-2}^{j+2} y_{A'j} / 5$	$\sum_{j=j-2}^{j+2} z_{A'j} / 5$	…	…		
111112	B町	…	…	$\sum_{j=j-2}^{j+2} X_{Bj} / 5$	$\sum_{j=j-2}^{j+2} x_{Bj} / 5$	$\sum_{j=j-2}^{j+2} y_{Bj} / 5$	$\sum_{j=j-2}^{j+2} z_{Bj} / 5$	…	…		

注：1974年度から2010年度の「財産区の決算状況」を用いて5か年平均値を計算し、中央年度の値として扱ったので、計算後の初年度は1976年度、最終年度は2008年度となる。

表 4-6 類型化の方法

類型	財産区の有無	収入		支出
		財産売払	都府県支出金	財産費（山林）
財産収入	n	n	0	n
支援活用	n	n	n	n
支援依存	n	0	n	n
他の財源	n	0	n	n
財産費（山林）なし	n	0 または n	0 または n	0
財産区なし	0	0	0	0

注：1) n は正の数を示す。「財産費（山林）なし」について山林以外の財産から収入を得ている場合があるので、収入科目を「0 または n」とした。

2) 北海道には財産区がないので、「都府県支出金」とした。

表 4-7 日本における林業関連指標の推移

年度	山元立木価格		造林補助金
	スギ	ヒノキ	
	円/m <sup>3</sup>	円/m <sup>3</sup>	百万円
1976	19,580	36,718	27,939
1977	19,631	36,573	32,675
1978	19,642	34,566	37,694
1979	19,087	36,576	46,901
1980	22,707	42,947	43,802
1981	20,214	39,977	49,962
1982	18,366	37,501	46,808
1983	17,076	35,461	43,803
1984	16,347	33,068	46,399
1985	15,156	30,991	42,044
1986	14,144	29,736	42,809
1987	13,623	29,627	44,023
1988	14,071	31,897	46,636
1989	14,282	32,384	46,721
1990	14,595	33,607	46,144
1991	14,206	33,153	47,959
1992	13,060	30,314	47,958
1993	12,874	30,102	60,208
1994	12,402	29,172	55,917
1995	11,730	27,607	69,561
1996	10,810	25,469	63,943
1997	10,313	24,603	59,517
1998	9,191	21,436	63,123
1999	8,191	19,840	59,713
2000	7,794	19,297	60,677
2001	7,047	18,659	60,500
2002	5,332	15,571	60,824
2003	4,801	14,291	55,714
2004	4,407	13,924	51,878
2005	3,628	11,988	50,349
2006	3,332	11,024	47,062
2007	3,369	10,508	53,261
2008	3,164	9,432	55,856
2009	2,548	7,850	56,213
2010	2,654	8,128	57,278

出所：『森林林業統計要覧』（各年）、『都道府県  
決算状況調』（各年）より作成。

表 4-8 財産区が保有する人工林の齢級別構成の推移

(単位：%)

年	I～II 保育	III～VI 保育間伐	VII～VIII 利用間伐	IX以上 主伐
1970	45	41	14*	
1980	13	72	7	8
1990	10	59	21	10
2000	5	27	29	38

注：\*VII以上。本表では『世界農林業センサス』で把握できる限りでの、財産区が保有する人工林面積の齢級構成をしめした。『世界農林業センサス』で調査対象となるのは、財産区のうち、1970年から1990年までは保有山林面積が1ha以上、2000年は保有山林面積が3ha以上のものである。さらに、入会慣行等の有無により「慣行共有」と「慣行共有等以外」に区分し、慣行共有はさらに底地の権限主体の名義により区分される。本表では、人工林のうち慣行共有（財産区）に区分される林業事業体が保有するものは含まれない。

出所：『世界農林業センサス』より作成。



表 4-9 財産区による森林経営別にみた類型の遷移（1977年度から2008年度まで）

（単位：市町村）

前年度の 類型	当年度 の類型	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08
財産	財産	143	143	138	135	124	127	129	134	132	129	122	122	122	127	128	137	138	141	137	137	138	144	141	139	139	139	132	133	137	144	139	131
財産	活用	10	11	11	4	3	3	11	2	4	8	6	4	5	4	1	2	3	4	4	4	4	2	5	5	2	3	4	2	1	2	2	7
財産	依存	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
財産	他	2	2	3	8	7	2	3	5	2	3	2	5	0	4	3	3	0	3	6	6	3	8	8	6	7	7	8	6	4	4	8	13
財産	費無	2	4	2	2	9	2	1	2	6	1	5	3	4	2	3	1	5	1	3	2	3	1	3	2	1	1	2	1	4	1	8	4
財産	区無	1	1	0	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	3	1	1
活用	財産	11	6	8	3	6	13	10	6	6	5	10	7	4	5	10	7	10	6	6	10	11	6	5	3	10	3	5	4	9	5	9	4
活用	活用	219	222	224	232	232	221	215	221	213	214	213	208	206	207	202	194	183	176	171	161	151	148	149	148	144	142	139	141	129	122	110	106
活用	依存	1	1	3	1	0	1	2	2	3	0	1	2	3	1	1	1	3	5	2	4	6	4	0	2	2	2	2	1	3	3	2	2
活用	他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	1	2	0
活用	費無	0	1	0	1	0	1	0	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
活用	区無	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	1
依存	財産	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
依存	活用	1	2	1	2	1	3	3	0	2	1	0	1	2	2	0	0	1	1	1	2	3	5	1	2	0	2	3	0	2	1	1	1
依存	依存	7	6	6	9	11	8	6	8	6	5	5	6	5	5	6	5	5	7	12	12	11	11	13	11	11	10	9	10	10	11	13	16
依存	他	1	2	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	2	0	0	1	0	1	0	1	1	1	2	1	1	2	1	0	1
依存	費無	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1
依存	区無	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他	財産	6	4	2	1	3	2	3	4	0	1	2	0	8	0	2	1	2	4	3	1	5	1	4	4	2	3	3	8	6	7	6	4
他	活用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
他	依存	2	1	2	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	3	1
他	他	15	13	13	13	15	19	18	16	19	21	22	22	18	17	19	22	24	19	18	23	24	25	29	33	39	42	46	46	44	42	37	39
他	費無	3	0	0	1	3	1	2	1	2	0	0	2	2	2	1	1	2	2	1	1	1	2	1	1	0	1	2	0	1	1	3	4
他	区無	0	1	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2	0	1	2	1	0	0
費無	財産	1	1	2	4	1	2	2	1	2	1	0	2	3	3	2	1	1	0	3	1	1	5	2	3	0	1	3	1	2	2	2	2
費無	活用	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
費無	依存	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	1	0	
費無	他	1	0	0	1	0	2	1	0	1	0	0	2	0	1	2	1	1	0	1	1	0	1	1	1	1	0	1	0	1	1	1	3
費無	費無	28	32	32	29	32	39	38	40	39	45	45	46	49	52	52	53	53	60	58	59	63	62	61	59	61	62	61	64	63	63	62	69
費無	区無	0	0	1	0	0	2	1	0	2	2	2	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0	3	1	0
区無	財産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区無	活用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
区無	依存	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区無	他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
区無	費無	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	0
区無	区無	4	5	7	8	8	10	12	13	15	18	20	23	24	25	25	24	25	27	27	30	31	32	32	32	33	32	33	32	33	38	45	48

注：表側の「財産」は財産収入型、「活用」は支援活用品、「依存」は支援依存型、「他」は他の財源型、「費無」は財産費（山林）なし型、「区無」は財産区なし型を示す。表頭は西暦を示す。

出所：総務省（各年）「財産区の決算状況」より作成。

表 4-10 時期区分別にみた各類型および各指標の増減数と増減率

(単位：市町村、%)

類型	年平均増減数			年平均増減率		
	1977-81	1982-98	1999-2008	1977-81	1982-98	1999-2008
財産収入	△4.8	1.4	△1.6	△3.2	1.0	△1.0
支援活用	1.0	△4.8	△4.1	0.4	△2.4	△3.0
支援依存	0.4	0.2	0.4	6.6	5.6	3.1
他の財源	△0.8	0.7	2.2	△1.6	3.8	5.5
財産費（山林）なし	3.0	1.2	1.3	9.5	2.3	1.9
財産区なし	1.2	1.3	1.8	20.6	7.3	4.8
指標	年平均増減数			年平均増減率		
	1977-81	1982-98	1999-2008	1977-81	1982-98	1999-2008
財産区あり	△1.2	△1.3	△1.8	△0.3	△0.3	△0.4
財産売払収入あり	△3.8	△3.4	△5.7	△1.0	△1.0	△2.0
都道府県支出金収入あり	1.4	△4.5	△3.7	0.6	△2.2	△2.4
財産費（山林）あり	△4.2	△2.5	△3.1	△1.0	△0.6	△0.9

出所：総務省（各年）「財産区の決算状況」より作成。

表 4-11 時期区別にみた市町村類型の遷移

(単位：市町村、%)

前年度の 類型	当年度 の類型	年平均市町村数			遷移確率		
		1977-81	1982-98	1999-2008	1977-81	1982-98	1999-2008
財産	財産	136.6	132.0	137.4	89.0	92.5	90.9
財産	活用	7.8	4.2	3.3	5.0	2.9	2.2
財産	依存	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
財産	他	4.4	3.4	7.1	2.9	2.4	4.7
財産	費無	3.8	2.6	2.7	2.5	1.9	1.8
財産	区無	0.6	0.3	0.7	0.4	0.2	0.5
活用	財産	6.8	7.8	5.7	2.9	3.8	4.1
活用	活用	225.8	194.4	133.0	96.4	94.6	93.5
活用	依存	1.2	2.4	1.9	0.5	1.3	1.4
活用	他	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.4
活用	費無	0.4	0.4	0.4	0.2	0.2	0.3
活用	区無	0.0	0.2	0.4	0.0	0.1	0.3
依存	財産	0.2	0.1	0.1	1.7	0.9	0.8
依存	活用	1.4	1.6	1.3	13.7	14.8	9.2
依存	依存	7.8	7.2	11.4	75.9	76.3	80.1
依存	他	0.8	0.4	1.1	8.7	4.5	7.9
依存	費無	0.0	0.2	0.3	0.0	2.0	2.0
依存	区無	0.0	0.1	0.0	0.0	1.5	0.0
他	財産	3.2	2.3	4.7	15.1	9.1	9.8
他	活用	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.3
他	依存	1.2	0.1	0.8	6.1	0.5	1.5
他	他	13.8	20.4	39.7	69.4	84.1	84.0
他	費無	1.4	1.4	1.4	6.2	5.6	3.0
他	区無	0.6	0.2	0.7	3.1	0.7	1.4
費無	財産	1.8	1.8	1.8	5.3	3.3	2.7
費無	活用	0.2	0.2	0.0	0.5	0.4	0.0
費無	依存	0.2	0.1	0.4	0.5	0.1	0.6
費無	他	0.4	0.8	1.0	1.3	1.6	1.5
費無	費無	30.6	50.2	62.5	91.8	93.2	94.0
費無	区無	0.2	0.7	0.8	0.5	1.5	1.2
区無	財産	0.0	0.1	0.0	0.0	0.2	0.0
区無	活用	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.6
区無	依存	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
区無	他	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.3
区無	費無	0.2	0.1	0.5	2.2	0.5	1.5
区無	区無	6.4	22.4	35.8	97.8	99.6	98.9

注：「財産」は財産収入型、「活用」は支援活用品、「依存」は支援依存型、「他」は他の財源型、「費無」は財産費（山林）なし型、「区無」は財産区なし型を示す。ここで遷移確率とは、ある類型から違う類型に遷移する確率である。例えば、（財産財産 1977-81）=89.0だが、これは、前年度に財産収入型の市町村は、89.0%の確率で当該年度に財産収入型に遷移することを意味している。

出所：総務省（各年）「財産区の決算状況」より筆者作成。

表 4-12 時期区分別にみた山元立木価格と造林補助金の変化率  
(単位：%)

		1977-81	1982-98	1999-2008
山元立木価格	スギ	1	△4	△10
	ヒノキ	2	△3	△8
造林補助金		12	2	△2

出所：林野庁（各年）『森林林業統計要覧』、総務省（各年）『都道府県決算状況調』より作成。

表 4-13 1976～2008年度間における市町村別にみた類型の推移  
(単位：市町村、%)

	市町村数	割合
支援活用型で全期間推移	67	14.6
支援活用型→財産収入型	45	9.8
財産収入型→財産費（山林）なし型	14	3.1
財産収入型で全期間推移	10	2.2
財産収入型→他の財源型	10	2.2
財産収入型→他の財源型→財産収入型	10	2.2
財産費（山林）なし型→財産収入型	2	0.4
合計	158	34.5

注：1) 複数市町村が該当したパターンのみを示している。

2) 「支援活用型→財産収入型」とは、初年度である1976年度に支援活用型に区分され、その後、1977年度から2008年度の何れかの年度で財産収入型となり、2008年度には財産収入型となる。

出所：総務省（各年）「財産区の決算状況」より作成。

表 4-14 i市が2つの財産区を設置している場合の類型  
(単位：千円)

	類型	収入		支出
		財産売払	都府県支出金	財産費（山林）
i市	支援活用	$x_{\alpha} + x_{\beta}$	$y_{\beta}$	$z_{\alpha} + z_{\beta}$
財産区 α	財産収入	$x_{\alpha}$	0	$z_{\alpha}$
財産区 β	支援活用	$x_{\beta}$	$y_{\beta}$	$z_{\beta}$

表 4-15 2つの財産区を設置する市町村において  
財産区のタイプの組み合わせによって決まる市町村のタイプ

財産区 $\alpha$ \ 財産区 $\beta$	財産収入	支援活用	支援依存	他の財源	財産費 (山林) なし
財産収入	財産収入	支援活用	支援活用	財産収入	財産収入
支援活用	支援活用	支援活用	支援活用	支援活用	支援活用
支援依存	支援活用	支援活用	支援依存	支援依存	支援依存
他の財源	財産収入	支援活用	支援依存	他の財源	他の財源
財産費 (山林) なし	財産収入	支援活用	支援依存	他の財源	財産費 (山林) なし

資料 4-1 2010年度「財産区の決算状況（48表）」の作成要領

1 調査団体

2011年3月31日現在の財産区について調査する。なお、財産区の事務を共同管理する一部事務組合の決算についても、この調査の対象となるものである。

2 調査期日

2010年度の決算について2011年5月31日現在で調査する。

3 調査表及び集計表の提出等

各市町村は管内の財産区分の調査表を取りまとめ、集計のうえ、集計表（調査表と同一様式のもの）2部を都道府県市町村担当課に提出する。この場合の「地方公共団体コード」は、調査表を取りまとめた市町村の「地方公共団体コード」を入力する。

なお、集計結果の計数は、財産区の数に大きな変動がない限り、前年度調査した決算額と大差がないものと考えられるので留意のこと。

4 調査表作成上の留意事項

(1) 「財産区」とは次に掲げるものである。

ア 市町村の一部で財産を有し、又は公の施設を設けているもの

イ 市町村の廃置分合又は境界変更の場合における地方自治法又はこれに基づく政令の定める財産処分に關する協議に基づき市町村の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けているもの

(注) 具体的事例について、財産区であるか否か明らかでないものについては、当該事例の歴史的沿革、登記の状況、会計経理の状況、所有財産に対する固定資産税の課税状況、所有財産から生ずる収益に対する市町村民税の課税状況等により判断すること。

なお、市町村の廃置分合又は境界変更の結果、財産区の区域が2以上の市町村の区域にわたることとなった場合において、市町村の廃置分合又は境界変更に伴う財産処分の一環として財産区が所有し、又は設置する財産又は公の施設の分割が行われていない財産区については、関係市町村の協議によって、そのいずれかの市町村において本調査表を作成すること。

(2) この調査表は、財産区が、2010年度分の当該財産区の収支の状況について入力すること。

この場合において、

ア 収入、支出とも市町村の予算に計上されているもののみでなく、財産区の財産又は公の施設からの収入の全部又は一部を慣習的に財産区独自で経理しているものをも含めて入力すること。

イ 1財産区に係る会計が2以上ある場合には、6頁「二普通会計の算定方法」の例によりこれらの会計の純計をしたものを入力する。

ウ この表においては、公営事業会計も含めて全会計を純計するものであること。

(3) 調査表各欄の入力は次によること。

ア 「収支」は、10頁「02表決算収支の状況」により入力すること。なお、財産区の財産又は公の施設からの収入の全部又は一部を慣習的に財産区独自で経理しているものについてもこれに準じて記入すること。

イ 「収入内訳」は、次に特記するものを除き、12頁「04表歳入内訳」により入力すること。

(ア) 「2財産収入」

(i) 「(1)財産運用収入」には、基金から生ずる収益、借地料、株式配当金、公社債利子等を計上すること。

(ii) 「(2)財産売払収入」には、普通財産として売却処分された財産に係るもの（土地及びその従物、建物及びその従物、立木竹、船舶、地上権等の売払処分に係るもの）、不用物品の売払収入、旅館等における土産物の売払収入、生産物の売払収入等を計

上すること。

- (iii) 「(3) 分収交付金」には、分収造林契約に基づく分収交付金を計上すること。
- (イ) 「3 繰入金」「(1) 市町村からのもの」には、当該市町村から財産区に支出された補助金等を入力すること。この場合において、財産区の建設事業費等の財源に充てるために市町村が起した地方債について、市町村から繰入れたものも含めて計上すること。
- (ウ) 「4 その他の収入」には、区分欄に掲げる他の収入科目に計上されない分担金、負担金、使用料、手数料、寄附金、繰越金等の一切の収入を計上すること。この場合において、
  - (i) 条例に基づかない使用料又は手数料であっても、使用料又は手数料的なものは、ここに計上すること。
  - (ii) 前年度の決算において剰余金を生じた場合、その剰余金のうち、基金に編入されたもの以外で、翌年度に繰越されたものは、ここに計上すること。なお、剰余金のみでなく事業の繰越しに伴う財源も含めて計上すること。
- ウ 「支出内訳」は、次の特記するものを除き18頁以下の「07表～13表歳出内訳及び財源内訳」の作成要領により入力すること。
  - (ア) 「1 総務費（議会費を含む。）」には、一般総務費のほか、財産区の総会、議会若しくは管理会に要した経費（報酬、費用弁償、会議費等）及び財産区又は組合の議会の議員の選挙費を計上すること。
  - (イ) 「2 財産費」「(1) 山林」には、造林又は林道用地の目的で山林を取得した経費並びに植林費、林道の開設、改良等の経費、立木伐採費、火災保険料、借地料、分収交付金、木材引取税等の山林の管理等に要した経費を計上すること。
  - (ウ) 「2 財産費」「(2) その他」には、山林以外の財産（原野、田、畑、宅地、家畜等）の取得管理等に要した経費（ただし、庁舎に係るものは、「1 総務費（議会費を含む。）」に計上すること。）及び公民館、公会堂、水道、旅館、火葬場等の営造物の運営管理等に要した経費を計上すること。
  - (エ) 「3 市町村財政への寄与」には、当該市町村に対する繰出金、寄附金、負担金、補助金、交付金等予算の支出項目の如何を問わず、直接的に支出したもの（財産区関係職員の人件費、財産区事務に係る需用費及び前記「(3) イ収入内訳」(イ)に記した地方債に係る元利償還金の財源として支出されたものを除く。）のみでなく、間接的に市町村財政に寄与した支出（市町村立学校、幼稚園、保育所等の備品購入費に充当するためPTA等に支出したもの、財産区が消防自動車購入のために支出したもの、市町村道を財産区が独自に改良、補修するため支出したもの等）をも併せて計上すること。
  - (オ) 「4 住民等への補助金等」には、予算の支出項目の如何を問わず、財産区の財産又は公の施設からの収益を関係住民に分配したもの、関係住民を社員とする社団法人又は財産区若しくは市町村の財源をもって設立した財団法人に支出したもの及び部落会、遺族会、婦人会等財産区住民を構成員とする団体に支出したもの等を計上すること。
  - (カ) 「6 その他の支出」には、前記「(3) イ収入内訳」(イ)に記入した地方債に係る元利償還金及び財産区が借入れた一時借入金の利子を含めて計上すること。

出所：総務省自治財政局財務調査課（2011）『平成22年度地方財政状況調査表作成要領（市町村分）（一部事務組合分）』pp. 49-51から転載。ただし、年号は西暦に変更した。

## 参考文献

- 赤羽武編（1992）『1990年世界農林業センサス分析—日本林業の生産構造—』農林統計協会.
- 泉 留維・齋藤暖生・浅井美香・山下詠子（2011）『コモンズと地方自治』日本林業調査会.
- 石崎涼子（2008）「森林政策の財政支出」遠藤日雄編『現代森林政策学』日本林業調査会, pp. 63-78.
- 石崎涼子（2012）「森林政策における政府間財政関係」諸富徹・沼津波子編『水と森の財政学』日本経済評論社, pp. 17-42.
- 内山節（2010）『共同体の基礎理論』農山漁村文化協会.
- 江渕武彦（2004）「表示登記における旧村等名義の性格—地方行政下の財産区問題に関連して—」『島大法学』48（3）, pp. 1-48.
- 大石嘉一郎（1990）『近代日本の地方自治』東京大学出版会.
- 大塚生美（2009）「非家族林業経営体の分析視点」餅田治之・志賀和人編『日本林業の構造変化とセンサス体系の再編—2005年林業センサス分析—』農林統計協会, pp. 115-121.
- 岡本常雄（2010）「「共有入会地」と「旧財産区有地」の区別基準について」『Law and practice』4, pp. 219-243.
- 荻大陸（2009）『国産材はなぜ売れなかったのか』日本林業調査会.
- 加藤富子（1973）「財産区とコミュニティ対策」『自治研究』49（11）, pp. 25-46.
- 金澤史男（2002）「財政危機下における公共投資偏重型財政システム」金澤史男編『現代の公共事業』日本経済評論社, pp. 25-70.
- 川島武宣・潮見俊隆・渡辺洋三編（1968）『入会権の解体Ⅲ』岩波書店.
- 興梠克久編（2013）『日本林業の構造変化と林業経営体—2010年林業センサス分析—』農林統計協会.
- 佐々木正一（1980）「財産区から生産森林組合へ」『中日本入会林野研究会会報』1, pp. 9-10.
- 佐々木行夫（1979）「森林総合整備事業の概要」『農林水産省広報』10（9）, pp. 30-33.
- 塩谷弘康（1997）「地域活性化と財産区—三島街西方地区調査から—」『行政社会論集』10, pp. 85-133.
- 志賀和人（2002）「山林保有と森林経営—林業事業体調査の分析—」餅田治之『日本林業の構造的変化と再編過程—2000年林業センサス分析—』農林統計協会, pp. 82-155.
- 志賀和人（2009）「2005年センサス体系の再編と林業経営体調査の枠組み」餅田治之・志賀和人編『日本林業の構造変化とセンサス体系の再編—2005年林業センサス分析—』農林統計協会, pp. 15-34.
- 志賀和人・成田雅美（2000）『現代日本の森林管理問題』全国森林組合連合会.



- 自治省（1977）『地方自治月報』42, pp. 628-633.
- 自治省財政局調査課（1963）『財産区の概況（昭和38年4月1日現在）』.
- 自治庁（1959）『地方自治月報』24, pp. 38-39.
- 森林総合研究所編（2012）『改訂 森林・林業・木材産業の将来予測』日本林業調査会.
- 財政調査会編（各年）『補助金総覧』日本電産企画.
- 総務省（2003）『地方自治月報』53（その他編）, pp. 1072-1076.
- 総務省（各年）『都道府県決算状況調』全国知事会.
- 総務省自治行政局行政課（2003）「記入要領—財産区に関する調（平成15年4月1日現在）—」（2007年2月総務省自治行政局行政提供）.
- 総務省自治財政局財務調査課（2007）『平成18年度地方財政状況調査表作成要領（市町村分）（一部事務組合分）』.
- 総務省統計局「市区町村名コード」（<http://www.e-stat.go.jp/SG1/hyoujun/initialize.do>）（2013年9月30日取得）.
- 田井順之（1967）「財産区」『自治研究』43（2）, pp. 112-114.
- 武井正臣・熊谷開作・神谷力・山中栄之佑（1965）『日本近代法と「村」の解体』法律文化社.
- 能勢誠夫（2007）「植える林業から育てる林業へ—1976年度の造林補助抜本改正を中心の一—」大日本山林会編『昭和林業逸史』大日本山林会, pp. 248-257.
- 農林省農林経済局統計調査部（1957）『昭和30年度公有林野調査報告書（昭和30年12月1日現在）』.
- 福島康記（2000）「構造行政」大日本山林会編『戦後林政史』大日本山林会, pp. 141-216.
- 堀康人（2015）「林業における協業」餅田治之・遠藤日雄編『林業構造問題研究』日本林業調査会, pp. 119-139.
- 牧野厚史（1998）「都市コミュニティにおける財産区の意味—資源管理主体としてのコミュニティのありよう—」『関西学院大学社会学部紀要』80, pp. 103-117.
- 室田武・三俣学（2004）『入会林野とコモンズ』日本評論社.
- 餅田治之（2009）「山林保有体調査から林業経営体調査へ」餅田治之・志賀和人編『日本林業の構造変化とセンサス体系の再編—2005年林業センサス分析—』農林統計協会, pp. 1-14.
- 餅田治之編（2002）『日本林業の構造的変化と再編過程—2000年林業センサス分析—』農林統計協会.
- 餅田治之・志賀和人編, 全国農林統計協会連合会編（2001）『2000年林業センサスにみる日本林業の構造と森林管理』全国農林統計協会連合会.
- 餅田治之・志賀和人編（2009）『日本林業の構造変化とセンサス体系の再編—2005年林業センサス分析—』農林統計協会.
- 森巖夫・熊崎實（1982）『センサスにみる日本の林業』全国農林統計協会連合会.

森巖夫・熊崎實（1992）『センサス（1990年）にみる日本の林業』全国農林統計協会連合会.

山下詠子（2011）『入会林野の変容と現代的意義』東京大学出版会.

林野庁（1989）『公有林実態調査報告書—都道府県有林,市町村有林,財産区有林,一部事務組合有林—』.

林野庁編（各年）『森林林業統計要覧』林野弘済会.

林野庁計画課監修（1978）『公有林の現況』公有林野全国協議会.

林野庁整備課（2007）『民有林森林整備施策のあらまし（造林間伐編）（平成18年度版）』日本造林協会.

渡辺洋三編（1974）『入会と財産区』勁草書房.

## 第III部 事例研究

### 第5章 森林経営からの撤退—神奈川県相模原市青根財産区—

#### 5.1 課題

本章では神奈川県相模原市青根財産区を事例として森林経営を撤退した財産区の史的展開を考察する<sup>1</sup>。

#### 5.2 方法

調査研究の方法は次の通りである。2004年から2012年に神奈川県を担当者に林業や環境施策について聞き取り調査を実施し、関係資料を収集した。10回ほど青根地区を訪問し、旧津久井町の担当者や、青根財産区と青根造林組合の役員に森林管理の歴史や現状、課題について聞き取り調査を実施した。同時に各団体の財務資料や保存文書を収集した。

#### 5.3 調査地の概要

##### 5.3.1 神奈川県

神奈川県における森林・林業分野の政策の特徴として、①保安林率が高い、②県林業費が多い、③1974年度以来、県が自然保護奨励金を交付している、ことがあげられる。神奈川県は、民有林の保安林率が高く治山事業が大規模に行われてきたうえ、相対的に豊かな一般財源等を活用して、森林・林業分野において独自の施策を展開してきた<sup>2</sup>。2008年時点の各都道府県における都道府県林業費を民有林面積で割ると、全国平均が1haあたり5万円弱に対して、神奈川県は20万円であり、突出して高い値を示している。県の民有林面積当たりの林業費支出は、長期にわたって全国首位を占めてきた。

県は、1974年度、自然環境を保全することを目的として「自然保護奨励金」制度を導入した<sup>3</sup>。県は、地域性緑地の山林等を保有する地権者に対して毎年1haあたり7千円から2万円を交付した。県民が費用負担し、地権者の保全費用を軽減する施策として、自然保護奨励金は、先駆的であった。財産区等の受給限度額は、毎年、800万円から1,500万円であった。地域性緑地の指定に対する補償の意味もあったので、用途については制限がなかった。

##### 5.3.2 神奈川県相模原市緑区青根地区

青根地区は、神奈川県の北西部の山麓に位置し、西側は山梨県南都留郡道志村が隣接し、北部には東京都八王子市が位置する。海拔380mで県における最も交通不便な地区の一つである<sup>4</sup>。山裾の傾斜地に耕作地及び部落が点在し、1955年当時において耕地は僅かに1%に

<sup>1</sup> 本章は浅井（2012）をもとに大幅に加筆修正したものである。

<sup>2</sup> 神奈川県の林業費の記述については、石崎（2012）pp. 30-32を参照した。

<sup>3</sup> 自然保護奨励金について詳しくは浅井（2012）を参照のこと。

<sup>4</sup> 林野庁林政部林政課（1956）p. 23。

過ぎなかった。

青根地区の人口は、1955年の1,306人をピークにして、2004年にはピーク時の約半分である671人となった<sup>5</sup>。2003年にはバス事業者から路線の不採算による路線の廃止、減便の申し出を受けた。現在、過疎化や住民の高齢化が課題となっている。

青根地区の林野は、①丹沢大山国定公園、②保安林、③県の水源の森林として指定されている。①について、青根地区の林野は丹沢大山国定公園の一角を占める。本公園は首都圏に位置し、日帰りでも本格的な登山が楽しめることで人気がある。1995年の調査は年間の公園全体の利用者を100万人と推計した<sup>6</sup>。②について、農林水産大臣または都道府県知事は、公益的利用の発揮を目指す森林として保安林を指定している。青根地区を含めた旧津久井町内の場合、95%の森林が保安林である<sup>7</sup>。③について、青根地区が位置する旧津久井町には3つの河川と3つのダム湖が存在しており、これらのダム湖が供給する上水道の水量は、県全体の52.6%を占める<sup>8</sup>。そのため、青根地区の林野は県の水源の森林として指定されている。

青根地区の総土地面積3,658haの内、林野は3,283haであり林野率は89.7%となる<sup>9</sup>。一般に森林は標高・傾斜と経済地帯区分によって平地林、山地林、山岳林に分けられる<sup>10</sup>。青根地区における森林の大部分は標高400メートル以上、山村地域に位置するため、山地林や山岳林に分類される。

1957年度の所有形態別にみた森林面積は表5-1のようになる。財産区有林が2,798ha、全体の85.9%を占め、残りが私有林であった。財産区有林2,798haは3つの財産区によって構成されており、青根財産区が所有する森林は1,137haである。青根財産区有林の内、99.2%は制限林である(表5-2)。制限林のほとんどが土砂流出防備保安林である<sup>11</sup>。青根財産区有地は、保有形態別にみると財産区が保有する直営林と、財産区と分収造林契約を交わした地上権者が保有する分収林、貸付林に分けられる(表5-3)。地上権者や借主は、緑資源機構などの公的機関、青根造林組合などの住民組織、製紙会社である。経営・樹種別にみると、直営林は広葉樹600ha、針葉樹162haの計762ha、分収林は針葉樹413haであった(図5-1)。

本章では、青根財産区に加えて青根造林組合を考察の対象とする。青根造林組合は上で述べた通り、青根財産区と分収造林契約を結び、財産区有地に造林した団体である。青根造林組合を考察対象に含めたのは、①設立の経緯が財産区の成立と深くかかわっていること、②当該地区における住民と財産区の間を把握するのに好適であるからである。

2つの団体の概要は以下の通りである。青根財産区は特別地方公共団体であり、住民福祉

<sup>5</sup> 神奈川県『神奈川県人口統計調査』。

<sup>6</sup> 丹沢大山総合調査調査団監修(2005)。

<sup>7</sup> 農林水産省大臣官房統計情報部編(2002)。

<sup>8</sup> 神奈川県(2004.8)p.1。

<sup>9</sup> 農林水産省大臣官房統計情報部編(2002)。

<sup>10</sup> 森林の分類については、青柳・山根(1991)p.266を参照した。

<sup>11</sup> 林業金融調査会(1960)p.26。

の増進を基本原則とする<sup>12</sup>。林野は1,000ha超に及び雑木が過半を占める。青根造林組合は、青根地区の世帯主の8割が組合員となる権利能力なき社団である。その目的は組合員の協同により森林経営を行なうことによって組合員の経済的地位の向上を期することである<sup>13</sup>。青根造林組合が保有する森林の面積は92haであり、森林の大部分は造林した針葉樹である。

## 5.4 森林経営の変遷

### 5.4.1 青根財産区

青根財産区有地の運営形態を時代別に示したのが表5-4である。徳川時代、青根地区の前身である青根村を含めた3か村の村民が共同で入会林野を無償で利用していた。自家用薪材の採取と製炭原木の採取、秣場、開墾畑としての利用が主であった。

明治維新に続き地租改正が実施され、1888年に3か村の共有林として地券が交付された。1920年、3か村はこの共有林を3等分し、それぞれの村有林とした。この時、千ha超の青根村村有林が誕生した<sup>14</sup>。

青根地区では、明治以降、木炭の市場への出荷量を増大させた<sup>15</sup>。1929年の『青根村村勢要覧』によると、林産物の生産額は15,161円であり、そのうち木炭の生産高は14,424円、用材の生産高は737円であった<sup>16</sup>。林産物の生産高のうち木炭の生産高が95%を占めており、青根地区の林業において木炭生産への依存が大きかったことが伺える。1934年には木炭が県北の特産物となった<sup>17</sup>。

戦前の旧大沢村は交通不便な土地だったので、運搬が容易な薪炭に比較優位があり、重くてかさばる商品である用材を生産する育成林業はほとんど発達しなかった。1938年に青根地区の中心に位置する東野部落にトラックが入るようになり、1947年に道路が完全に開通した<sup>18</sup>。

第2次世界大戦の間、スギやヒノキは乱伐され、マツも飛行機の燃料である松根油をとるために伐採された<sup>19</sup>。戦後は、戦中の乱伐によって、荒廃した土地への造林が大きな課題となった。

村有林に造林する際は、村議会議員のうち数名が山林委員を務め、その時の森林の状況を判断して村民に無償の共同作業を指示した<sup>20</sup>。この共同作業は年に1、2回実施された。1世帯につき1人の参加が義務付けられており、参加しない世帯は当時の日当に相当する「出不

<sup>12</sup> 地方自治法第296条の5。

<sup>13</sup> 青根造林組規約第1条。同規約は山崎・井上（2002）に所収。

<sup>14</sup> 津久井町郷土誌編集委員会（1987）p. 187。

<sup>15</sup> 林業金融調査会編（1960）p. 20。

<sup>16</sup> 津久井町郷土誌編集委員会（1987）p. 158。

<sup>17</sup> 津久井町教育委員会、津久井町郷土誌編集委員会編（1987）p. 611。

<sup>18</sup> 林野庁林政部林政課（1956）p. 39。

<sup>19</sup> 2004年12月3日の津久井町役場企画制作室町史編さん係YI氏への聞き取りより。

<sup>20</sup> 2004年11月24日の青根地区住民のFY氏への聞き取りより。

足金」<sup>21</sup>を支払わなければならなかった。

しかし、公有林は徐々に厳格な規制下におかれるようになり、村有林への青根住民の共同作業は、1950年ごろに終了する<sup>22</sup>。これ以降、青根村は、労働者を雇い、村有林の手入れをするようになる。

このような経営形態となると、造林投資のために、極めて大きな財源が必要となる。この問題を解決するために、推進されたのが分収造林契約である。分収造林契約をすると、青根財産区は、造林費用を負担しない。代わりに費用を負担するのが、分収造林契約を結ぶ造林者となる。分収造林契約では、青根村は、造林者に一定期間地上権を渡すことになり、その対価として、将来、立木を伐採する時の収入の一部を得ることができる。

1955年、青根村、串川村、中野町、鳥屋村、青野原村、および三沢村の三井地区が合併して津久井町となった。青根地区の住民は、旧青根村の村費で植林し、旧村民の労働力によって施業したので、森林が青根地区の財産であるという意識を強く持っていた<sup>23</sup>。そのため、旧青根村の村有林は、町有林ではなく財産区有林とされた。青根財産区では、地元の住民で構成される管理委員会が設置され、これが資源の管理・運営を行うことになった。同時に、財産区と当時の津久井町の申し合わせにより、財産区の産物収入は、地区公共福祉のためのみ使用を認め、町の一般歳入への充当は行わないこととした。

ところが、青根の住民から、財産区制度による森林の管理・運営に不安や不満が高まり、1961年には青根財産区解体論争が起こる。結局、この解体論争は、青根の住民の一部が反対し解体は頓挫したが、青根の公有林における森林経営に対して実質的な変革を促した。青根財産区の役割は、この論争を契機に、主体的な林業経営から土地の所有へと変化する。すなわち、青根財産区が造林することはなくなり、分収造林契約をした造林者が造林をするようになる。

1960年代の燃料革命は、製炭業に依存していた青根地区の林業経営に変革を迫った。1952年の調査によると、青根村の村直営林の用薪別面積は用材林 25 町歩、薪炭林 1,028 町歩であった。この他に官行造林地 23 町歩、県行造林地 48 町歩、本州製紙との分収林 265 町歩であった<sup>24</sup>。村直営林では 1,053 町歩のうち薪炭林が 97.6%を占め、青根村の林業経営にとって製炭業が重要な役割を果たしていたことがわかる。

1957年度の青根地区の自営製炭世帯は 62 戸、企業製炭者数は 1 事業体であった<sup>25</sup>。1955年度の青根地区の世帯数は 261 世帯なので、約 4 分の 1 の世帯が製炭に携わっていた。しかし、1969年には、自営製炭、企業製炭を合わせても 1 戸（事業体）に急減した。

他方、1950年代から 1960年代にかけては、木材資源の確保のため、政府の施策として拡

<sup>21</sup> 青根地区では共同作業に参加できない場合支払うお金を「出不足金」や「不参金」と呼ぶが、本稿では「出不足金」に統一した。

<sup>22</sup> 山崎・井上（2002）「覚書」。

<sup>23</sup> 2004年11月24日の青根地区住民のFY氏への聞き取りより。

<sup>24</sup> 林野庁林政部林政課（1956）p. 10。

<sup>25</sup> 農林省統計調査部編（1962）。

大造林が推進された。青根地区では、製炭業が重要産業であったため、スギやヒノキを本格的に造林し始めたのは、1955年度に青根財産区が成立して以降のことであった。当時、住民の林業への期待は大きく、畑を林地に転用した住民さえ出現した。

ところが、この造林ブームは長く続かなかった。1966年の台風によって整備途中であった林道が崩れたことをきっかけとして、青根地区ではパルプ用の立木運搬トラックがほとんどみられなくなる<sup>26</sup>。1986年には、青根地区を含む神奈川県県央地区では、豪雪による林業被害があり、以来、造林するものはほとんどいなくなった。1988年頃に、会計検査院から森林施業計画の中身について指導があり、以来、青根財産区を含めた津久井地域の林業事業体は森林施業計画を樹立しなくなった<sup>27</sup>。1995年以降、青根地区では伐採した木材を搬出しても採算が合わなくなった。

青根財産区の決算書を参考にして1961年度から2003年度までの青根財産区の歳入を項目別に示したのが図5-2であり、同期間における林業費<sup>28</sup>と公共支出の推移を示したのが図5-3である。

1961年度から1973年度までは、立木売払収入が収入の大部分を占めた。立木売払収入だけでは、財政状況が厳しく、青根財産区は財源調達のために不動産を売却していった<sup>29</sup>。

1974年度に神奈川県自然保護奨励金の交付が開始すると、立木売払収入に代わり自然保護奨励金による収入が大半を占めた。青根財産区の立木売払収入は1980年度まで間断的

<sup>26</sup> 2012年9月6日の津久井郡森林組合への聞き取りより。

<sup>27</sup> 会計検査院から、誰に対して、指導があったのは不明である。1988年以前に、青根財産区が森林施業計画を樹立していたか否かは不明である。1990年代以降は、樹立していないことは、確かである。

<sup>28</sup> 本章では、相模原市青根財産区の『特別会計歳入歳出決算書』を用いて、直営林の森林整備の実態を明らかにした。本章では、林業費は、直営林の森林整備費を意味し、公団分収造林事業費、山林調査費、林道整備費などは含まない。公団分収造林事業費を考察対象としなかったのは、同年度において、ほぼ同額の「公団分収造林費用負担金」収入が計上されており、公団分収造林事業については、当時の森林開発公団が費用負担し、意思決定したと推測されるので、青根財産区の森林経営を分析する指標として適当ではないと判断した。また、山林調査費や林道整備費は森林経営の点で重要な科目ではあるものの、本章では、適切な森林整備がされていないために森林が荒廃し環境問題が生じているという現代の課題を念頭に置き、森林整備費に焦点をあて分析した。

本章では青根財産区が第4章の財産区類型のどれにあてはまるのか厳密に議論することはできなかった。なぜなら、『特別会計歳入歳出決算書』は第4章の資料「財産区の決算状況」とは異なる資料だからである。『特別会計歳入歳出決算書』は青根財産区が市議会に提出する資料であり、「財産区の決算状況」は相模原市が総務省に提出する資料である。相模原市の「財産区の決算状況」は総務省に保存されているものの、相模原市青根財産区の「財産区の決算状況」が保存されているかは不明である。『特別会計歳入歳出決算書』から「財産区の決算状況」に集計し直す場合は、それぞれの表式が異なるため、さらなる調査や資料収集が必要となる。

『特別会計歳入歳出決算書』は、「財産区の決算状況」より詳細な科目が分かるという利点を持つので、本章では『特別会計歳入歳出決算書』を利用した。相模原市青根財産区が第4章の財産区類型の内、どれに当てはまるかについては今後の課題としたい。

<sup>29</sup> 2004年12月28日の津久井町への聞き取りより。

に計上された。1980年度に立木を伐採し273万円の立木売払収入を得て、次年度に1.5haの造林を実施した。伐採と造林はこれが最後となる。その後、青根財産区は森林整備を実施するも、1994年度の除間伐、枝打ちによって、森林整備は終了した。

1998年度に、財産貸付収入が前年度の25万円から226万円に増加したのは、神奈川県の水源整備協定による。水源整備協定とは、県が1997年度から始めた水源の森林づくり事業の一つであり、県が森林所有者に土地を借りて、森林整備を行う協定である<sup>30</sup>。契約期間は20年間、借地料は1ヘクタールあたり年間2万7,000円である。1999年度と2000年度に合わせて21万円の立木売払収入があったものの、宮ヶ瀬ダム建設に伴う県道建設を目的として国土交通省が買い上げたことによる<sup>31</sup>。

奨励金と歳出との関係でみると、奨励金は常に林業費を上回っている。1974年度から2003年度では、林業費として支出されたのは奨励金の3.1%のみである。残りは、主に公共支出である。青根財産区で受け取る奨励金に対して林業費の割合が少ない理由として次の3点があげられる。第1に、施業を必要としない雑木の割合が大きいこと、第2に、施業が必要となる人工林の大部分は分収林として他者に貸していること、第3に、1995年度以降、施業を実施しておらず林業費の支出がないこと、がある。

#### 5.4.2 青根造林組合

青根財産区と分収造林契約を結んだ青根造林組合の経営の沿革は次の通りである（表5-5）。造林ブームを受けて、1962年に、青根地区の世帯主の8割が組合員となり、任意団体である青根造林組合を設立した。設立契機の一つとして子孫に残すべき「家」の財産を形成したいという意欲があった。1960年代に家産形成のための造林が重視された背景として、当時の世帯数の増加傾向と雇用状況がある。戦後から1955年まで青根地区の世帯数は増加傾向にあった。他所から青根地区へ転入してきたり、長男以外の次男、三男が独立して新しく家を興したりしたからである。次男、三男は本家より独立して家を興すものの、本家のように財産となる山林が無い。当時、旧家などの有力者の子は公務員等にもなりやすかったが、それ以外の者は農林業以外の職場を見つけることが困難であった。このため、新しい世帯は、自分達の家を形成するために、造林することに強い意欲を示したのである。1962年に青根地区の住民は造林組合を設立し、92haの林地に対して青根財産区と分収造林契約を交わした<sup>32</sup>。設立時の組合員数は191名であった。組合員の資格は青根地区内に本籍を有し引続き居住する世帯主であった。1960年の世帯数は235世帯なので、約8割の世帯主が組合に加入したことになる。役員は理事13名、監事3名の16名から構成された。理事13名

<sup>30</sup> 神奈川県水源の森林づくり事業について詳しくは、志賀・成田（2000：388-404）や石倉（2015）を参照のこと。

<sup>31</sup> 2004年12月28日の津久井町への聞き取りより。

<sup>32</sup> 1962年に造林組合は、59.5haの林地に対して青根財産区と契約をした。1967年に32.8haが加わり、92.3haとなった。山崎・井上（2002）。



の内11名は各自治会から選任された<sup>33</sup>。

組合員の共同作業によって、年に2回ほど下刈りや間伐などの施業を実施した。1986年にはその共同作業は終了した。その理由として、①サラリーマン世帯の増加に伴い共同作業に合わせて休日がとれない組合員が増加したこと、②立木が20年生以上になると施業に高度な技術が必要となる上、作業に危険性が増すこと、などがあげられる。その後は、造林組合は役員に日当を支払い、役員が間伐、枝打ち、つる切りなどの施業や山林調査を実施し、作業道を設置した。例えば、2003年度の事業報告によると、枝打ちやつる切りなどの施業を2回、山林調査を1回行い、その経費として計42万円を支出した。2004年度以降は、チェーンソーを使うような施業はせず、山林調査のみを実施するようになった。造林組合が保有する森林は、1961年度前後に造林され、現在やっと伐期齢がきているものの、現在では立木売払収入より搬出費用が高くなると予想されるので伐採する予定はないという。

このように、造林組合は、2003年度まで施業をなんとか続けてきた。しかし、青根地区をおそう過疎高齢化の波は、造林組合の組織としての存続を困難なものとしている。以下に述べる2000年代に入ってから組合員資格に関する規約の変更は、造林組合の構成員の状況の変化を如実に表している。以前の規約では、青根地区の地区内に本籍を有し引続き居住する世帯主が組合員であり、組合員が住所を青根地区から他に移した場合は、組合員の資格を喪失するとした<sup>34</sup>。そのため、親たちが施業をしたとしても、青根地区に住んでいない彼らの子ども達は組合員資格を相続できず、将来、立木を伐採してもその売払収入を得られないことになる。現在、自分たちの子が青根地区に住んでいない世帯が多く、設立時の大きな目的のひとつである家産形成が果たされない危険性が認識された。そこで、青根地区に住んでいない人も組合員の権利を相続できるように、2003年頃に規約を改正した。

ところが、次の世代を担う若い人は森林への関心が薄い。80歳代の住民は、実際に共同作業に参加した経験を持つので、林業に関する知識や森林施業の技術を持っている。60歳代の住民は、森林は親達が残してくれた財産であると知っているので、森林への関心や愛着はある。しかし、それより若い世代は森林に関心を持っているとはいえない。青根地区に住む人々でさえ森林への関心は薄い。ましてや青根地区に住まない人々は森林を保有することに価値を見出さない。その結果、組合員資格の規約を改正したにも関わらず、青根地区に住まない者の中には、組合員資格の相続を希望しないケースもある。組合規約の変更をめぐるこの動向は、現在の運営者と次の世代との意識の乖離を明らかにした。このような状況のなか、現在まで造林組合を支えてきた役員の中にも、組合を続ける意欲が低下し、役員の仕事を負担に感じる者もでてきた。役員は高齢化し、任期も長期化した。2005年度はとうとう組合長並びに副組合長のなり手がおらず、これらの役職は不在の状況となった。2004年度の定期総会では、どのように造林組合を解散させるかが議題としてのぼった。2005年春には、造林組合が今まで徴収した組合費に相当する額を各組合員に返還し、14名が脱退し

<sup>33</sup> 2004年度に組合規約を改正し、役員は理事9人、監事2人の計11人となった。

<sup>34</sup> 青根造林組合規約第6条、第9条

た。

造林組合は1974年度から2005年度まで計2,142万円の奨励金を受け取り、奨励金が収入の過半を占めた(表5-6)。他方、枝打ちや間伐、山林調査や作業道設置などの造林手入れ事業費として1,750万円を支出した<sup>35</sup>。

現在まで主伐収入を得たことが無いにも関わらず、2003年度まで施業が続けられてきた。共同作業が終了した1986年以降も、造林組合は2003年度まで施業を継続しており、健全な森林が保たれてきた。奨励金による収入が前提となり施業が続けられたといえる。

## 5.5 小括

森林経営から撤退した財産区の事例として、神奈川県相模原市青根財産区を対象とし、その史的展開を考察した。青根財産区の森林経営の特徴は、①1980年代初頭の森林経営からの撤退、②公有林としての規制の強化である。

①の森林経営からの撤退は収支資料から明らかである。立木売払収入は、1973年度までは毎年計上されていたが、1976年度から1980年度まで間断的となり、1980年度の273万円を最後に、以降、まとまった額が計上されなくなった。林業費については、青根財産区は少額ながら1994年度まで継続して支出してきた。1976年度以降において、他年度より多く支出した年度に注目すると、1981年度は、前年度の立木伐採を受けて再造林費用110万円を支出した。この時、造林事業補助金として41万円を受給しているため、実質補助率は37%であった。その後、青根財産区は、1990年度と1994年度に、それぞれ除間伐、枝打ち事業として88万円、76万円を支出しているものの、100%の補助率といえる状況であり、費用を自己負担していない。1995年度以降は、青根財産区は森林整備事業を実施しなくなった。1997年度以降、神奈川県は水源の森林づくり事業を開始し、県が財産区から土地を借りて森林整備を実施するようになった。したがって、青根財産区については1980年代初頭以降、財産区が伐採収入を得て費用負担し森林整備を実施するというような、積極的な森林経営はされなくなったといえる。

森林経営からの撤退の理由として、1995年頃より「搬出することに収支があわなくなった」<sup>36</sup>ことがあげられる。青根財産区の場合、スギやヒノキを本格的に植林したのは1955年以降であり、現在、成林している人工林は第1世代である。植栽する時は苗なので人が運ぶことができるが、主伐する時は、林道を設置する、架線を通す、ヘリコプターで運ぶ必要がある。青根財産区の場合、第1世代の人工林を伐採する前に林業不況が訪れてしまい、搬出の目途が立っていない。これは戦後造林地に共通する特徴である。戦後造林地は、先進林業地と比較して、主伐し、技術や資金を蓄積する前に林業不況を迎えており、早い段階での撤退が想定できる。青根財産区の森林経営の撤退は、財産区制度に起因した撤退というよりは、参入時期に規定された撤退といえる。

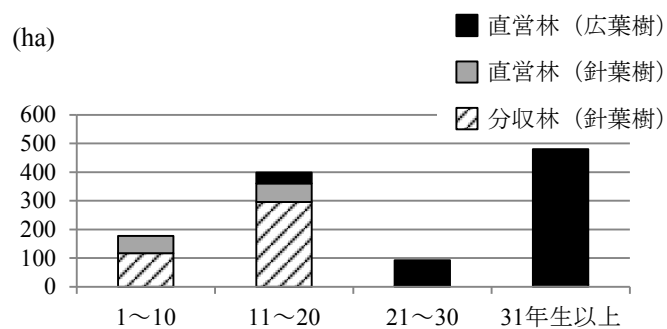
<sup>35</sup> 青根造林組合(2007)青根造林組合の運営状況について

<sup>36</sup> 2007年7月10日の青根造林組合元組合長への聞き取りより。

2点目の青根財産区の特徴として、3つの段階を経て公有林としての規制が強化されてきたことである。まず、1950年頃において地方自治制度が整備されるとともに、木材資源の価値が増大した結果、旧青根村では、入会地的慣行利用あるいは立木の福利厚生的な払い下げが許されなくなり、村民の共同作業も許可されなくなった<sup>37</sup>。

1955年に青根財産区が設置されると、管理処分行為に一層の規制が加えられ、法令により収入の用途が限定されることとなった。このような状況を打開するため、住民は造林組合を組織し、財産区有林のうち人工林として価値のある土地に対して分収造林契約を結ぶことを計画した。しかし、県から財産区を設置したまま、造林組合と分収造林契約を結ぶことは好ましくないと指導され、住民は、財産区を廃止し、財産区有地を町有地に変更した上で、造林組合と町が契約する方向で計画を進めていった。しかし、一部住民から、町有地への名義変更に対し反対意見が出て、結局、財産区の廃止は宙に浮くこととなった。この時、神奈川県旧津久井町では青根財産区の廃止手続きが進んでいたため、青根財産区がすでに廃止しているのか否か法的に曖昧な状態となった。1962年、造林組合は当初計画より狭い財産区有地を対象として分収造林契約を結ぶこととしたが、青根財産区の法人としての正当性が曖昧なままだったので本契約ではなく仮契約となった。2006年、旧津久井町が相模原市に編入されると、財産区の管理者は、津久井町から相模原市となった。2012年には青根造林組合は青根財産区との分収造林契約の期限を迎えるので、契約を延長したい意向であった。なぜなら、1986年まで組合員が共同作業し、その後は役員によって森林整備を続けたので、腕で抱えるほどのスギが育っていたからである。組合員の中には約50年にわたって造林組合にかかわってきた者もいた。造林組合としては、契約を延長できないまでも、2002年に本州製紙が分収造林契約を解除した時のように、青根財産区が立木を買い取る形で契約解除をし、その立木売払収入をもって組合員への労に報いることを希望していた。しかし、2011年現在、相模原市は境界が曖昧なことや契約が仮であることを理由として、無償での財産の返還を求めている。以上より、青根地区においては、財産区制度に内在した、公的規制によって地域住民による自律的な地域資源の管理が困難になったといえる。

<sup>37</sup> 利益分配については記述資料や聞き取り調査を中心に利用し、行政資料の利用は部分的にならざるを得なかった。利益分配については、旧津久井町、合併後は相模原市と関係財産区の間で何度か会議が持たれており、これら会議資料については部分的に収集したのみである。また、町や市と財産区との間の会議や財産区管理会での話し合いの結果、どのように財産区歳出決算書に反映されたかについて系統だっちは分析していない。なぜなら、①財産区による利益分配については三保（2006）という優れた研究業績があること、②本稿では財産区による森林管理に焦点をあてたこと、による。

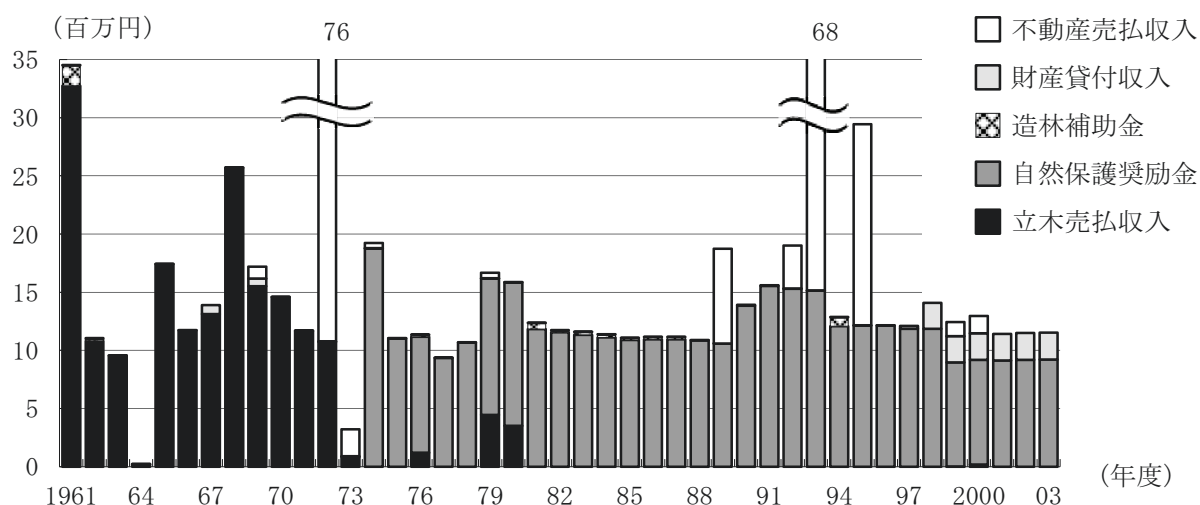


注：1) 1967年における青根財産区有地の総面積は1,175haである。

2) 表5-3と直営林面積の値が一致しないのは、1969年、森林開発公団と新たに契約したことによると考えられるが詳細は不明。

出所：山崎・井上（2002）より作成。

図5-1 1967年における青根財産区有地の年齢別森林面積



注：1) 消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合指数、2000年基準結果）を用いて、実質値にした。

2) 見易くするために、歳入のうち関連する項目のみを取り出した。未表記の項目は公団分収造林費用負担金、財政調整基金繰入金、前年度繰越金などである。

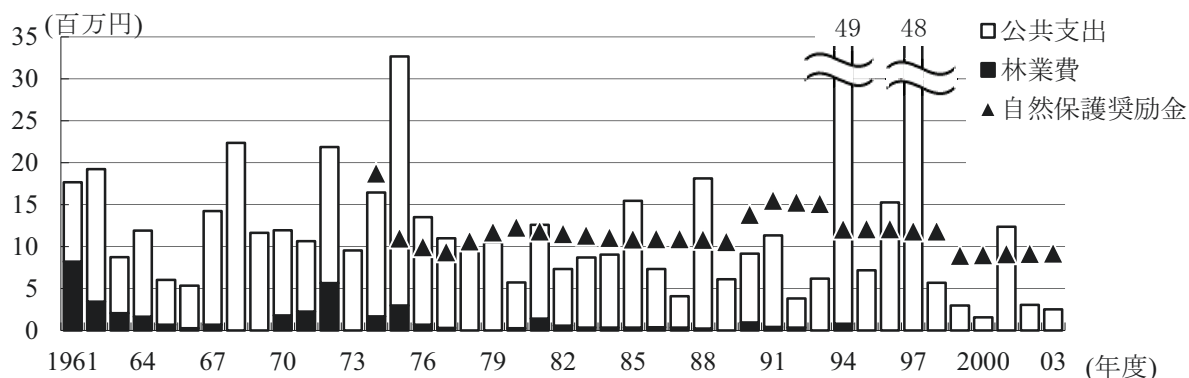
3) 1961年度、1962年度、1964年度に過年度立木売払収入があった。この場合、当該年度の「過年度立木売払収入」を前年度の「立木売払収入」に加算した。

4) 官行造林分収金は、立木売払収入に繰り入れている。

5) 「青根財産区」は、財産区解体論争を受けて、1963年10月1日から2006年3月19日まで「青根林野」と呼ばれていた。

出所：神奈川県津久井郡津久井町（各年）『青根林野特別会計歳入歳出決算書』より作成。

図 5-2 青根財産区における歳入額の推移



注：1) 消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合指数、2000年基準結果）を用いて、実質値にした。

2) 図を見易くするために、歳出のうち重要な項目のみを取り出して図示した。林業費：決算書では「一般事業費」。直営林での施業費が計上される。林道費は含まれない。公共支出：決算書では、「津久井町一般会計繰出金」。具体的な用途は、青根地区の施設整備費、青根地域振興協議会等の運営費、林道改良事業費への助成、に分類できる。未表記の項目は、山林調査費、総務費、財政調整基金積立金、造林奨励金など。造林奨励金は、自然保護奨励金の地上権者（任意団体）への再分配の役割を果たしているのみであり、財産区が森林の施業費として支出しているわけではない。

3) 1961年度、1965年度、1966年度に「過年度支出」の款目がある。扱いは図5-2、注3)の通り。

出所：神奈川県津久井郡津久井町（各年）『青根林野特別会計歳入歳出決算書』より作成。

図5-3 青根財産区における奨励金収入額および歳出額の推移

表 5-1 1957 年度の青根地区における所有形態別・樹種別森林面積

(単位：ha)

	計	針葉樹					広葉樹			竹林	未立木伐採跡	崩壊地	除地	
		スギ	ヒノキ	マツ	その他	クヌギ	ザツ	その他						
計	3,256	615	156	168	265	26	2,456	7	2,448	0	1	14	132	39
財産区	2,798	440	36	138	240	25	2,189	-	2,189	-	-	3	131	36
青根財産区	1,137	335	23	76	236	-	739	-	739	-	-	-	56	8
青野原財産区	866	63	12	23	3	25	731	-	731	-	-	3	53	16
牧野財産区	794	42	1	39	2	1	719	-	719	-	-	-	21	12
私有林	458	175	120	30	25	0	267	7	260	0	1	11	1	3

注：1) 青野原、牧野は青根地区に隣接する地区（旧村）名である。

2) 「-」とは、該当する値がないもの又は皆無のもの（以下、同じ）。

出所：神奈川県（1958）『市町村別森林資源構成表（追補）』より作成。

表 5-2 1957 年度の青根財産区の森林資源構成

(単位：ha、m<sup>3</sup>)

	計	針葉樹計	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	広葉樹（ザツ）	崩落地	除地
面積	1,137	335	23	76	236	-	739	56	8
制限林	1,128	335	23	76	236	-	56	56	8
普通林	9	-	-	-	-	-	9	-	-
蓄積	74,042	8,374	162	3,006	3,815	1,392	65,668	-	-
制限林	73,581	8,374	162	3,006	3,815	1,392	65,207	-	-
普通林	461	-	-	-	-	-	461	-	-

注：1) クヌギなど該当する値がない項目は記載していない。

2) 「その他の針葉樹」の蓄積について、面積の該当する数字がないにもかかわらず、正となる理由は、不明である。

3) 「制限林」とは、森林の公益的機能などを発揮させるため、法令などにより立木伐採などの森林施業、土地開発や林道開設などの林地現況の変更行為が制限される森林を意味する。これに対し、立木伐採に制限を受けない森林を「普通林」と呼ぶ（木平 2001：545）。

4) 蓄積は次のように定義される。「木材の容積を材積という。樹木の幹の部分の材積を幹材積というが、単に材積ということも多い。森林は立木によって構成されているが、ある森林についての立木幹材積の和を蓄積という（田中 2001：658）」

出所：神奈川県（1958）『市町村別森林資源構成表（追補）』より作成。

表 5-3 1970 年における青根財産区有地の保有形態別面積

(単位：ha)

保有者	面積	契約期間
計	1,148	
直営林	555	
分収林・貸付林計	592	
県行造林	48	1952-2017
公団分収林		
(2者)	77	1962-2015
(3者)	82	1966-2019
製紙会社	263	1951-1995
青根造林組合	92	1962-2012
部落等	23	伐採収穫まで
東野植林組合	4	1970-2015
個人(3名)	3	1951-2001

注：1) 実測面積。

2) 部落等は各部落、小学校、中学校、青年会、津久井町森林組合を含む。

3) 製紙会社との契約は、2002年、青根財産区が製紙会社に立木代金800万円を支払って終了。

4) 同じ団体と複数回契約している場合、契約期間は契約の最初と最後の年を記した。

出所：山崎・井上(2002)所収の「山林所有形態」および「仮契約書」より作成。



表 5-4 青根財産区の沿革

年	出来事
1888	地券が交付され、3か村の入会地が共有林となる。
1921	共有林を3分割し、青根村の村有林が誕生する。
1950頃	公有林として厳格な管理の下に置かれるようになり、村民への福利厚生的な立木の払い下げや村民による共同作業が行われなくなる。
1951	本州製紙と分収造林契約する。
1955	町村合併により津久井町が発足し、 <u>青根財産区を設置する</u> 。収入の用途の限定。
1958. 5. 7	青根造林組合、第1回設立準備委員会が開催される。以降、1962.6.29の設立まで、26回の委員会、会議、町との打ち合わせを重ねる。
1958. 11. 5	県から、青根造林組合設立懇談会において、青根財産区を設置したまま、青根造林組合と分収造林契約を結ぶことは好ましくないという意見が出された。
1961. 3.20	町議会総務常任委員会で財産区の廃止について審議。
1961. 3.26	青根財産区管理会は青根財産区財産全部が津久井町に帰属することについて同意。
1961. 3.27	町議会議案「第44号 青根財産区財産を津久井町に帰属することについて、議案第45号 財産処分について」上程。特別委員会に付託。 津久井町長は各人が所有意識を持ち造林意欲が出ると言い賛成の立場。
1961. 6. 5	町議会議案「第44号 青根財産区財産を津久井町に帰属することについて、議案第45号 財産処分について」可決。
1962. 3. 3	県「青根財産区財産処分の認可について（神奈川県指令津総第1200号）」通知。 地元から財産区廃止について反対の声が高まる。
1962. 6.29	青根地区の世帯主の8割が組合員となる青根造林組合が設立。 青根財産区は青根造林組合と分収造林の仮契約を結ぶ。
1963.10. 1	「暫定措置要綱」、「臨時青根林野管理委員会設置要綱」施行。名称が青根林野となる。
1965	丹沢大山国定公園が指定される。
1966～78	県と丹沢大山国定公園特別保護地区、第1種特別地域の買い上げを交渉する。
1974	神奈川県が自然保護奨励金を開始する。
1995	本州製紙との分収造林契約の期限を迎える。
1997	神奈川県が水源の森林づくり事業を開始する。
2002	本州製紙に840万円の立木費を支払い分収造林契約を解除。
2006	津久井町が相模原市に編入される。名称が青根林野から青根財産区になる。
2012	青根造林組合との分収造林契約の契約期限を迎える。

表 5-5 青根造林組合の沿革

年	出来事
1962	青根地区の世帯主の8割が組合を設立。組合員の共同作業の開始。 以降、年間2～5千円を組合費として徴収。
1967	出不足金の徴収（1967～1986年間で8年間のみ）。
1974	自然保護奨励金の開始。
1979	組合費の徴収の終了。
1986	組合員の共同作業を終了。次年度以降、労賃を受取った役員による施業となる。
2003年頃	組合員資格の規約の改正。労賃を受取った役員による山林調査が主な活動となる。
2005	徴収した組合費相当額を組合員全員に返還。14名が脱退。
2006	津久井町が相模原市に編入される。自然保護奨励金が造林組合に支給されなくなる。
2012	分収造林契約の契約期限を迎える。立木を無償で財産区に返還し、造林組合を解散（予定）。

表 5-6 1962年度～2005年度間の青根造林組合の収入累計額

（単位：千円、％）

	収入額	割合
自然保護奨励金	21,424	58.7
県補助金	5,462	14.9
組合費	6,450	13.0
出不足金	3,435	9.4
道路改良に伴う立木処分	857	2.3
預金利子	621	1.7
計	36,517	100.0

注：①各項目の和と「計」が一致しない、②「計」と0.13の積が組合費と一致しないが、原資料に従った記述である。

出所：青根造林組合（2007）より作成。

## 参考文献

- 青根造林組合（2004）「平成16年度青根造林組合定期総会」.
- 青根造林組合（2007）「青根造林組合の運営状況について」.
- 青柳みどり・山根正伸（1991）「都市近郊林地保全のための林地所有者の行動についての実証的研究」『造園雑誌』54（4）, pp. 266-272.
- 浅井美香（2012）「森林環境保全をめぐる制度設計と実態：神奈川県『自然保護奨励金』に関する事例研究」『林業経済』65（4）, pp. 1-17.
- 石倉研（2015）「神奈川県における水源環境保全・再生の取り組み」『森林科学』75, pp. 7-10.
- 石崎涼子（2012）「森林政策における政府間財政関係」諸富徹・沼津波子編『水と森の財政学』日本経済評論社, pp. 17-42.
- 神奈川県（1958）『市町村別森林資源構成表（追補）』.
- 神奈川県（2004.8）「水資源環境保全の課題と今後の対策の方向性—水を育む施策と税を考える県民集会資料」.
- 神奈川県（各年）『神奈川県人口統計調査』.
- 神奈川県津久井郡津久井町（各年）『青根林野特別会計歳入歳出決算書』.
- 神奈川県津久井郡津久井町企画制作室所蔵（2001）「裏丹沢開発促進協議会関係書類」.
- 木平勇吉（2001）「制限林」日本林業技術協会編（2001）『森林・林業百科事典』丸善株式会社, p. 545.
- 志賀和人・成田雅美（2000）『現代日本の森林管理問題』全国森林組合連合会.
- 田中和博（2001）「蓄積」日本林業技術協会編（2001）『森林・林業百科事典』丸善株式会社, p. 658.
- 丹沢大山総合調査調査団監修（2005）『アトラス丹沢第1集—丹沢大山総合調査』神奈川県環境保全センター.
- 津久井町教育委員会・津久井町郷土誌編集委員会編（1987）『津久井町郷土誌』津久井町教育委員会.
- 津久井町郷土誌編集委員会編（1987）『津久井町郷土誌—第1集青根編—』津久井町教育委員会.
- 農林水産省大臣官房統計情報部編（2002）『2000年世界農林業センサス（林業編）神奈川県統計書』農林統計協会.
- 農林省統計調査部編（1962）『1960年世界農林業センサス市町村別統計書（林業地域調査）No.16 神奈川』農林統計協会.
- 三俣学（2006）「市町村合併と旧村財産に関する一考察—環境保全・コミュニティ再考の時代の市町村合併の議論にむけて—」『日本民俗学』245, pp. 68-98.
- 山崎公明・井上進司編（2002）『青根造林組合の設立の経過記録』（私家版）.
- 林業金融調査会編（1960）『林業金融基礎調査報告（68）—薪炭編第8号—：神奈川県津久

井郡津久井町青根』全国森林組合連合会林業金融調査会.  
林野庁林政部林政課（1956）『昭和 30 年度山村経済実態調査書—公有林野篇代 13 号—（神奈川県津久井郡津久井町）』林野庁林政部林政課.

## 第6章 森林経営の再活性化—長野県佐久市大沢財産区—

長野県佐久市大沢財産区（以下、大沢財産区）の史的展開を明らかにすることで、財産区を代表する支援活用型に分類される大沢財産区にどのような可能性を見い出せたかを明らかにする。

### 6.1 課題

第4章では、「財産区の決算状況」を用いて、財産区の森林経営の状況別に市町村を6類型した。その結果、1976年度以降、山林財産区を設置する市町村のうち大きな割合を占めたのが財産収入型および支援活用型であった。2008年度ではこの両者を合わせると、山林財産区を設置する市町村の56%を占めた。

第4章で定義したように財産収入型は、「財産区の決算状況」の収入項目に「財産売払」、支出項目に財産費（山林）が計上される型である（表4-6）。すなわち、財産収入型に分類される財産区は、林産物などの財産を売り払い、森林を管理するために財産費を支出している。財産収入型と支援活用型との違いは、「都道府県支出金」収入の有無である。支援活用型は、財産売払収入に加えて、都道府県支出金、すなわち都道府県が交付する補助金などを活用して、森林を管理している。

山林財産区を代表する支援活用型において、森林経営がどのように展開してきたのかを明らかにし、その可能性を検討することが本章のねらいである。

### 6.2 方法

研究方法は次の通りである。第1に、事例とする財産区を選ぶために候補となる36市町村に電話調査をした（補章）。第2に、電話調査をもとに現地調査先を3財産区に絞り、2014年8月にこの3財産区を対象として現地調査を実施した。第3に、現地調査をもとに利用可能な資料が相対的に豊富な大沢財産区を選択し、2014年9月、2015年4月、7月に追加調査をした。聞き取り先は、東信管理署業務グループ、長野県林務部森林づくり推進課、長野県佐久地方事務所林務課、佐久市耕地林務課、佐久市大沢財産区、NPO法人信州そまびとクラブ、NPO法人森のライフスタイル研究所、佐久市大沢地区地家部落の任意団体である「むめい会」および旧大沢森林組合である。これらの関係者に大沢財産区の森林経営の歴史的変遷と現況について聞き取りをするとともに、関係資料を収集した。

### 6.3 調査地の概要

大沢財産区のある佐久市は群馬県と接し、長野県の東の玄関口である。中山道と佐久甲州街道の交点だったことから古くは宿場町として栄え、現在は上信越自動車道や長野新幹線など高速交通網に恵まれている。市の中央を千曲川が南北に流れ、その流域には佐久平が広がっている。北に浅間山、南に八ヶ岳連峰や蓼科山を望み、東に妙義荒船佐久高原国定公園を抱える標高700mの高原都市である。

大沢地区は佐久市の南西部に位置し、中間農業地域の田畑型に指定されている<sup>1</sup>。2010年時点の世帯数は516世帯、人口は1,422人である<sup>2</sup>。人口は1990年代半ば以降、減少している(図6-1)。ただし、減少傾向を示しているとはいえ、過疎地域の人口要件を満たすほど、急減しているわけではない。

土地面積は853ha、うち林野は414ha、林野率は49%である(表6-1)。1964年のデータによると、森林の保有形態別の割合は、財産区が76%、次いで個人が23%であった。個人所有の森林が23%を占めているとはいえ、複数の個人が森林を所有しているため、1個人あたりの面積は小規模である。2010年代において大沢財産区が448haを保有するのに対し、その他の林業経営体が保有する山林面積は1経営体あたり5ha未満に過ぎない<sup>3</sup>。大沢地区には516世帯が居住し、そのうち家族林業経営体は3経営体のみである。大沢地区において大沢財産区が保有する山林面積の割合は大きく、1経営体当たりの面積も突出している。したがって、大沢財産区が地区の森林管理に果たす役割は大きいといえる。

大沢財産区有林は蓼科山(標高2,530m)の山麓にやや帯状に東北面する1団地である<sup>4</sup>。東西8kmにわたり、標高750m~1,100mの比較的単調な地ぼうを示している<sup>5</sup>。大沢財産区が経営する森林は、所有林に加え、国が土地を所有し大沢財産区が造林する分収林から構成される。

所有林の面積は266ha、樹種別構成はカラマツ82%、ヒノキ7%、アカマツ7%、広葉樹4%である<sup>6</sup>。分収林の面積は182haである。現在の分収林の樹種別構成は明らかではないものの、1964年ではすべてカラマツだった<sup>7</sup>。したがって、大沢財産区の保有林の多くはカラマツ人工林であるといえる。

2004年における針葉樹の齢級別構成を図6-2に示した。大沢財産区が保有する針葉樹の齢級別構成は、全国の傾向と類似しており、5齢級以下の幼齢林が少なく、8から9齢級が頂点となり、12齢級以上の老齢林が少ない山型を示している。齢級別構成が山型となる傾向は高度経済成長期に造林し、1970年代以降の林業の市況悪化や造林適地の不足にともない、伐り控えや造林控えとなったことによる。

<sup>1</sup> 大臣官房統計部管理課「農業地域類型区分について」を参考にした。「農業地域類型」として、都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域が設定されている。このうち佐久市大沢地区が該当する中間農業地域は、次の基準指標を満たす地域である。耕地率が20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市区町村。耕地率が20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市区町村。

<sup>2</sup> 「2010年度国勢調査」

<sup>3</sup> 大沢財産区の面積は佐久市大沢財産区(2014a)を、山林保有面積規模別林業経営体数は「2010年世界農林業センサス」を参照した。上で述べた大沢地区の林野面積414haで、大沢財産区の所有林が448haとなり、大沢地区内にあるはずの大沢財産区有林の方が、大沢地区の林野より大きい理由は、出所の違いによるものと思われる。

<sup>4</sup> 佐久市大沢財産区(1964)p.1。

<sup>5</sup> 佐久市大沢財産区(1964)p.4。

<sup>6</sup> 佐久市大沢財産区(2014a)。

<sup>7</sup> 佐久市大沢財産区(1964)の手書きのメモによる。

ただし、大沢財産区有林は全国と比べて11 齢級の割合が大きい。この理由として、第1 に大沢地区は明治年間に勃興した林業地であり、戦後の拡大造林期に形成された林業地と比較すると早い時期から人工林の植栽が進んだこと<sup>8</sup>、第2 に林業不況のためカラマツの標準伐期である8 齢級となっても伐採できない伐り控えが1990 年代頃より進んだこと<sup>9</sup>があげられる。

大沢地区では財産区を設置して以来、議会制を採用しており、大沢財産区の議決機関は財産区議会となる。議員は選挙権のある大沢地区住民によって4年に1度、12名が選出される。大沢地区は6部落から構成されており、慣例により各部落から2人が選ばれてきた。議員は2期8年間務めるものが多く、1981年度から2013年度までの実績では平均任期は5.9年であった<sup>10</sup>。議長は基本的に1期4年間務める。2014年現在、議員12人の中に職業として林業を経験したものはいない。8割が兼業農家か勤め人、2割が自営業である<sup>11</sup>。60歳が定年の時代は定年退職者が議員を務めることが多かったが、現在では大半の議員が他に職を持っている。大沢財産区は、財産区議員の他に、週に3日勤務する専従職員を1人雇っている。

#### 6.4 森林経営の変遷

本節では、大沢財産区による森林経営の史的展開を把握するため、1975年度以降の森林経営を対象として時期区分を行う。1974年度以前の森林経営については、前史として1975年度以降の森林経営を理解するのに必要な情報に限って概説する。時期は収支および積立金の動向を参考にして第I期から第V期に区分した。

##### 6.4.1 前史（1974年度以前）：カラマツ人工林造成と財産区の起こり

大沢財産区有林は、明治期に勃興した林業地である。1877年頃、現在の長野県佐久市でカラマツ人工育苗法が確立した。1880年、旧大沢村は村民の共同作業で原野にカラマツを造林しはじめ、カラマツ需要が増大する1910年代にカラマツ材の供給体制が整い、先行者の利益を得ることができた。以下、その経緯について概説する。

徳川時代には4,660町歩に及ぶ西山43か村入会地があった<sup>12</sup>。入会用益の内容は、農業生

<sup>8</sup> 大井（1976）pp. 465-491。

<sup>9</sup> 大沢財産区は1988年度から2011年度まで皆伐をしていない（佐久市大沢財産区2014c）。1994年度には、分収林の伐期延長を申請している。2010年には、財産区議長であるTAは「当財産区のすでに伐期がきている立木も安くて販売できません。」と発言している（佐久市大沢財産区2012.7）。1990年代と2000年代は、収穫期を迎えた立木が収穫できない状況であったことがわかる。

<sup>10</sup> 佐久市大沢財産区（2014c）。

<sup>11</sup> 2014年8月18日の佐久市大沢財産区前議長TA氏への聞き取りより。

<sup>12</sup> 佐久市志編纂委員会編（1996）p. 243。別資料では、「台帳面積2500町歩に近い…42ヶ村の入会地」であったという記録もある（佐久市大沢公民館・佐久市大沢財産区編1980：2）。

産のための緑肥用刈敷や牛馬飼料用稜、生活のための家作用材や燃料材の採取であった<sup>13</sup>。山はほとんど植林されておらず、自然に生えた雑木の林と草の深い原だけであった<sup>14</sup>。

明治維新前後の大沢村の生活は、経済的発展条件を欠如する上、1742年の大洪水の深刻な影響もあって、「山間にして農の外余業なし」といわれる停滞状況であった<sup>15</sup>。大沢村は田野口藩中3大難村の1に数えられていた。地租改正に伴う1874年の「改正地所名称区別」の判定で西山43か村入会地は官有となり、村民は入山を差し止められたり、柴稜を入手するためには料金を支払ったりしなければならなくなった。

大沢村は旧入会地の用益権を確保し村財産を造成するために部分林制度を活用した<sup>16</sup>。部分林とは、立木のない官有地に民間で木を植え育て、木を売った時の収益を民間と政府で分け合うという造林方法である。当時の政府は入会地の多くを官有地としたものの、原野も多く植林する必要が生じていた。植林のための十分な資力がなかった政府は民衆の力を借りるために、1878年に「部分木仕付条例」を公布し、部分林を推進することとしたのである<sup>17</sup>。

長野県林政の発端は、1881年の「山林保育の達」（乙第17号）、「長野県植林奨励規則」にある。この訓令は空文に終わり、県内の山林は1900年ぐらいまで荒廃状況に置かれた<sup>18</sup>。

県内の造林が停滞する一方で、大沢村の造林事業は部分林制度を活用し急速に進められた。1877年頃、大沢村から北西約10キロメートルに位置する長野県北佐久郡協和村（現在の佐久市）でカラマツ人工育苗法が確立した<sup>19</sup>。その3年後の1880年、大沢村では最初のカラマツ植林が村民の共同作業により行われた。初年の植林は村有林に行われ、次の年には部分林へと広がった。1883年に大沢村会は「山林植栽栽培規約書」を作りその第1条で「無立木山林原野ハ悉皆之ニ植栽スヘシ」<sup>20</sup>と定めた。大沢村の造林事業は村民の共同作業により「破竹の勢を以て進行し」<sup>21</sup>、1903年頃には植林面積がおよそ339町歩となった<sup>22</sup>。1907年に発行された『信濃山林誌』では大沢村の造林事業を「本邦有数の完全なるもの」として

<sup>13</sup> 佐久市大沢公民館・佐久市大沢財産区編（1980）p. 2。

<sup>14</sup> （1967）『郷土の学習資料 大沢の森林開発』。発行年は、「1884年7月（83年前）」（p. 6）の記述より推算した。

関係町村が数十に上り、入会村から入会地への往復距離の長さを考え合わせると、入会山は、水源地帯一帯を共同管理の下に置く「用水入会」の意義も有していたと思われる。用水入会について詳しくは島田（1941）pp. 316-319を参照のこと。

<sup>15</sup> 大井（1976）p. 466。

<sup>16</sup> 佐久市志編纂委員会編（1996）p. 246。

<sup>17</sup> 1984年の国有林野法の一部を改正する法律で「部分林」の名称は「分収造林」にあらためられた。

<sup>18</sup> 大井（1976）p. 465。

<sup>19</sup> 佐久市大沢公民館・佐久市大沢財産区編（1980）p. 5。

<sup>20</sup> 木内（1903）p. 141。

<sup>21</sup> 信濃山林会（1907）p. 114。

<sup>22</sup> 佐久市大沢公民館・佐久市大沢財産区（1980）p. 10。



紹介している<sup>23</sup>。大沢村は、カラマツ人工林の先進地となったのである。

大沢村の森林経営は1891年に黒字に転換し<sup>24</sup>、1911年には「間伐の収入のみにも、既に一切の村費を償ふて餘りあり」<sup>25</sup>という状況となった。かつての「難村」は「比隣郷郡ヨリ富楽ノ郷ヲ以テ目セラルルニ至」<sup>26</sup>だったのである。

カラマツ材は、1910年代に坑木や鉄道の枕木、電柱に用途が広がった。1923年の関東大震災後には建築物の土台として油っこく腐りにくい有効材として声価を高めた<sup>27</sup>。第2次世界大戦後は建築材の他に東京湾埋立地用の杭材や高原野菜等の木箱の原材料として使われた<sup>28</sup>。林業に長年たずさわった高畑博文によると、大沢地区は「山の傾斜が緩やかなので木がうまく育つ。木の育ちが良いので製品にしても質が良かった。東信地方、とりわけ大沢地区のカラマツは有名であり、いくらでも注文が入った」<sup>29</sup>という。大沢地区のカラマツ材の好景気は1960年代半ばまで続いた<sup>30</sup>。

1954年に大沢村を含む1町4村が合併し野沢町が発足した際には、旧大沢村の村有林を対象として大沢財産区が設置され、地区から選出された12名の議員によってなる財産区議会が設立された。以降、大沢地区は2度の合併を経験するが、2015年現在まで大沢財産区議会による財産区有林の管理が続くこととなる。

1961年には野沢町を含む2町1村が合併し佐久市が発足した。1962年、大沢財産区は、財政難に苦しむ佐久市から市有林60haを購入し、直営林を320haに増やし、森林経営面積を拡大していった<sup>31</sup>。

1964年に作成された区有林経営計画書では、森林蓄積の減少とそれに伴う将来の財政状況の悪化が問題点として指摘された<sup>32</sup>。県が観光開発を推進していたこともあり、1968年、

<sup>23</sup> 信濃山林会（1907）p. 113。

<sup>24</sup> 大井（1976）p. 481。原資料は『樹種別統計表』。

<sup>25</sup> 読売新聞社出版部（1911）p. 46。

<sup>26</sup> 木内（1903）p. 150。

<sup>27</sup> 佐久市大沢公民館・佐久市大沢財産区（1980）p. 9。

<sup>28</sup> 大沢地区文化財保存会（2014）p. 17。

<sup>29</sup> 2014年10月18日の旧大沢森林組合元職員HT氏からの聞き取りより。

<sup>30</sup> 大沢地区文化財保存会（2014）p. 17。

<sup>31</sup> 佐久市大沢財産区（1964）p. 3。1962年、佐久市は、合併による負債処理のため地方財政再建特別措置法の準用団体の指定を受け、8か年の財政再建計画を自治省から承認を受け、職員80人の人員整理を実施した（長野県佐久市総務部秘書広報課2003）。

<sup>32</sup> 佐久市大沢財産区（1964：11）では、経営目標の中で森林蓄積と財政状況の関係について次のように述べている。

…財産区の収入源である立木売払代金の中60%を占めていた部分林が昭和41〔1966〕年度をもって伐採が全部終るため、直営林とみなされてくる。現在の直営林の資源内容は、前述のごとく、令級配置は不整で、今までのような財政規模（年5000万円）で進むならば、10年後には、全然伐採できる立木がなくなってしまう現状にあるため、今後は諸経費の節約、森林資源の増成と令級配置の正整による安定した保続経営を営めるように導かなければならない。

又67haの薪炭林についても財産区では薪炭林の必要もないため、逐次用材林に転換し、

大沢財産区は一部の財産区有地を県に提供し、県は別荘の分譲等による観光開発の推進を決めた。観光開発の経緯については後に詳述する。

以上、明治期から1974年までの大沢村の森林経営をまとめると、1880年に大沢村はカラマツ造林をいち早く始めたので、日本経済が工業化の道を進みカラマツ需要が増大した時期にカラマツ材を供給することができた。1960年代半ばまでカラマツ材の好景気は続き、財産区は森林経営を拡張していった。1960年代半ば以降、森林経営を継続する一方で、森林の一部を開発し別荘の分譲を開始した。

#### 6.4.2 第I期（1975年度～1986年度）：林業不況の端緒

第I期は、市場メカニズムによる森林資源管理が限界を示し始めた中で、大沢地区では、財産区制度を活用した共同社会による森林資源管理の領域が拡大させた。第I期の大沢財産区の森林経営は、安定した立木売払収入と林業部門の人員削減によって特徴づけられる。

##### 6.4.2.1 安定した立木売払収入

第I期は、その後の4半世紀と比較すると最も安定して立木売払収入があった時期である。連年、立木売払収入があり、立木売払収入の年平均額は1,573万円であった<sup>33</sup>。資料で確認できる1981年度以降の造林事業に注目すると、1980年代前半、大沢財産区は立木を伐採しその跡地に造林する再造林を実施していた<sup>34</sup>。年によって変動はあるものの、植林面積は年平均6haであった。

##### 6.4.2.2 林業部門の人員削減

林業の不振を受けて、林業部門における人員削減が進んだ。大沢財産区では毎年の立木売払収入を確保していたものの、大沢地区内の製材工場の閉鎖にみられるように、林業不況の端緒はすでに現れていた<sup>35</sup>。

戦後、大沢森林組合は地区内から出材される原木を製材する工場を運営していた。1961年には大沢森林組合を含めた5つの森林組合が広域合併し佐久市森林組合が発足した。旧大沢森林組合の組合員約200名は中小企業基本法に則り「大沢林業協業組合」<sup>36</sup>を設立し、製

---

資源の増成を計る。併せて年々増加してきている人工植栽地についても、下刈除伐等の撫育事業の適期に完全に実施することにより林木の早期育成にも努める。

<sup>33</sup> 「立木売払収入」は『大沢財産区会計歳入歳出決算事項別明細書』各年度版の節「区有林売払収入」と節「分収林売払収入」を合算した額である。

<sup>34</sup> 佐久市大沢財産区（2014c）。

<sup>35</sup> 製材工場の閉鎖の経緯は特に断りがない限り、2014年10月18日と2015年7月10日に実施した旧大沢森林組合元職員HT氏への聞き取りによる。

<sup>36</sup> 大沢地区文化財保存会（2014）より。大沢地区文化財保存会（2014：17）では、「大沢林業協業組合」を「大沢林業協同組合」と呼んでいる。しかし、『大沢財産区歳入歳出決算事項別明細書』各年度版では「大沢林業協業組合」としているため、本稿では『大沢財産区歳入歳出決算事項別明細書』の記述にしたがった。

材工場の運営を続けた。旧大沢森林組合の職員 8 名のうち 1 名は佐久市森林組合に移り、残り 7 名は農業に携わることから製材工場の運営に従事した。往時は臨時従業員 3 名を雇い入れるほど景気が良かった。

1970 年代半ばごろ、外材輸入が増加するとともに経営環境は厳しくなっていた。地区の森林蓄積は徐々に貧弱となり、製材品がとれるような太い原木も少なくなっていた。職員は製材業を専業としていなかったため、原木調達や技術面で他の業者との競争に勝つことが難しくなっていた。1979 年、大沢林業協業組合は「最終的にまっかっかにならないうちに清算」された<sup>37</sup>。直接のきっかけは工場沿いの国道敷設であり、大沢林業協業組合は工場用地を売却し、その売却金で組合を清算した<sup>38</sup>。

大沢財産区でも林業部門の人員削減が進んだ。1980 年代初頭より佐久地方の財産区はカラマツ価格の低迷により財政難となった<sup>39</sup>。大沢財産区は次の 5 点を理由として財政状況が悪化した。①材価の低迷や労賃の高騰により林業経営の採算性が悪化したこと、②1968 年に造成した別荘地が期待通りには売れなかったこと、③簡易水道、有線放送、大沢産業会館などに維持管理費用が必要であったこと、④財産区有林の面積が小さく、県による短伐期の指導があり主伐できる木のほとんどを伐採していたこと、⑤伐採跡地への植林や植林後の施業費が必要になったことである<sup>40</sup>。

大沢財産区は、支出削減のため、各戸に助成していた衛生活動費と管理協力費を 1 万 2 千円から 7 千円に減額し、作業後に提供していた作業員への酒食のもてなしを廃止した<sup>41</sup>。

1982 年、大沢財産区は山の巡視などを担っていた山林管理員制度を休止した。山林管理員は、財産区が発足した 4 年後の 1958 年に設けられ、各区長に推薦された 6 名の山林管理員によって構成され、大沢財産区の森林管理の実務を担っていた<sup>42</sup>。

1980 年代半ばには、佐久市林務課や佐久市森林組合でも人員削減が進んだ。以前は、「大沢財産区は大沢森林組合の大株主だったので、大沢財産区と大沢森林組合は相携えて〔大沢財産区の森林経営を〕やってきた」<sup>43</sup>。大沢森林組合が広域合併した後も、佐久市林務課と佐久市森林組合は、大沢財産区の 5 か年の施業計画を作成したり、毎年の作業案を提案したり、森林組合職員は毎日、山を見まわって財産区の相談に乗ったりしていた<sup>44</sup>。

人員削減により佐久市林務課と森林組合による経営指導は徐々に減じていった。1983 年

<sup>37</sup> 2015 年 7 月 10 日旧大沢森林組合元職員 HT 氏の聞き取りより。カッコ内は引用者が加筆。

<sup>38</sup> 『大沢財産区歳入歳出決算事項別明細書 昭和 54 年度』によると、1979 年度に大沢林業協業組合への出資がゼロになっている。

<sup>39</sup> 信濃毎日新聞（1982a）。

<sup>40</sup> 2014 年 10 月 18 日旧大沢森林組合元職員 HT 氏の聞き取りより。

<sup>41</sup> 信濃毎日新聞（1982a）。

<sup>42</sup> 「佐久市大沢財産区山林管理員規則（昭和 49 年 4 月 1 日施行、昭和 53 年 2 月 24 日改定）」

<sup>43</sup> 2015 年 7 月 10 日旧大沢森林組合元職員 HT 氏の聞き取りより。

<sup>44</sup> 2015 年 7 月 10 日佐久市大沢財産区前職員 YT 氏の聞き取り、2015 年 7 月 10 日旧大沢森林組合元職員 HT 氏の聞き取りより。

当時の大沢財産区議長市川次郎は、「現在の森林組合労務が質的にも老<sup>(マア)</sup>劣弱化し、班員数も少ない…」<sup>45</sup>と述べた。1980年代半ば、佐久市は財政難のため林務課職員を削減した<sup>46</sup>。佐久市林務課と森林組合の職員が山を見てまわり財産区を指導し、山林管理員が日常的な山林管理をする体制は終わりを告げたのである。

#### 6.4.2.3 共同社会（コミュニティ）と森林

彼らに代わり森林管理に主導的役割を果たすようになったのは財産区議員であり、山林管理員の不在を補ったのは財産区議員と区民であった。

後の資料となるが、2003年度の「林務委員会」資料は財産区議員がどのような山林作業を担ってきたかを示してくれる（表 6-9）。林務委員とは12名の財産区議員のうち5名が務める委員名である<sup>47</sup>。本資料によると、2003年4月から12月までの9か月間で財産区議員は16日、林務委員は39日、登山手当の対象となる作業を実施した。「山の手入れの基」<sup>48</sup>と呼ばれる山廻りを例に挙げると、財産区議員全員で7日間実施した。山廻りを通じて、山の林相が分かるので、この先、この山をどうすれば良いか財産区議員の間で決められる<sup>49</sup>。地形によって植えた木が上手く育っているところとそうではないところがあり、上手く育っていない場合は補植をしなければならない。あるいは「ここは立ちが良いから早く間伐しなければ駄目だ」ということが分かる。財産区議員の任期である4年の間に分収林を含めたすべての財産区有林を廻り、どういう作業が必要かを確認している。80年代初頭までこの山廻りは佐久市林務課や森林組合職員、山林管理員が担っていた。財産区議員が山廻りを実施するようになり、財産区議員がどのような作業が必要か認識するようになったのである。

1982年には、財産区民による共同作業が見直された。大沢地区では、植林を開始した1880年より、村民の共同作業によって、植林、下草刈りなどを実施してきた<sup>50</sup>。1970年以降、お金で作業を免除してもらった「出不足」組が増え共同作業の参加者が減少した<sup>51</sup>。先に述べた

<sup>45</sup> 市川（1983）。

<sup>46</sup> 2015年7月10日佐久市大沢財産区前職員YT氏の聞き取りより。

<sup>47</sup> 佐久市大沢財産区（2012.7）。

<sup>48</sup> 2015年7月10日佐久市大沢財産区元議長AA氏の聞き取りより。

<sup>49</sup> 以下、山廻りについては2015年7月10日佐久市大沢財産区元議長AA氏、前議長TA氏、議長KA氏への聞き取りに基づく。

<sup>50</sup> 2014年8月18日佐久市大沢財産区前財産区議長TA氏への聞き取りより。

<sup>51</sup> 1982年以前の共同作業の有無については新聞記事によって異なる。信濃毎日新聞（1982b）では、「共働き家庭がふえたため、区民総出の植林、下草刈りの行事は（昭和）45年からやめたが、地区の婦人会や大沢小学校、新田地区などは、いまでも毎年、植林と下草刈りをし、山の恩恵と植林の重要さをわすれていない」と報道した（年号は引用者加筆）。他方、読売新聞（1982）は「同地方では昔から“おてんま”と呼ばれる無料奉仕で地区共有林を育て、守ってきたが、戦後はお金で労働を免除してもらった“出不足”組が増え、木材価格の低迷もあって、山は次第に荒れてきた」と報道した。前議長のTAによると「大沢地区では、植林を開始した1880年より、村民の共同作業によって、植林、下草刈りなどをしてきた（2014年8月18日同氏への聞き取りより）」。

ように、1982年には大沢財産区は山林管理員制度を休止し、林業労働力が減少した。同年、台風により被害を受け、森林の復旧作業が必要となった<sup>52</sup>。そこで、財産区が「自分たちの手で山を守ろう」と区民に参加を呼びかけ、加盟約200戸から全戸1人ずつの共同作業が実現することとなった<sup>53</sup>。なお、区民総出の共同作業に加えて、大沢小学校のPTAによる山林作業も実施されてきた<sup>54</sup>。第I期の大沢小学校PTAの山林作業の詳細は不明なので、本節ではこれ以上言及しない。

#### 6.4.2.4 大沢みどりの少年団

1981年には大沢小学校の生徒を対象として「大沢みどりの少年団」が設立された。以前より「〔大沢〕小学校に入ると、必然的に植林、草刈、つる切り、そういう作業を〔年に2、3回〕して、皆が山に親しんでいた」<sup>55</sup>。1980年代、全国的にみどりの少年団を作ろうという動きがあり<sup>56</sup>、長野県立科町で開催される全国育樹祭をきっかけとして、大沢地区でもみどりの少年団の設立が図られた<sup>57</sup>。

1981年、「大沢みどりの少年団に対し、物心両面の指導援助を行いその育成運営に努める」ことを目的とした「大沢みどりの少年団育成会」が組織された。2014年現在、育成会の会長は財産区議長、育成会は財産区の下部組織となっている<sup>58</sup>。育成会の構成員は、大沢父母会、区長会、育成推進委員、民生児童委員および財産区議員である<sup>59</sup>。

1981年、大沢みどりの少年団は、「活動を通じて緑を愛し、緑を守り育てる心を養う」ことを目的として設置された<sup>60</sup>。1983年に大沢小学校が野沢小学校と統合し、廃校となった後も、大沢みどりの少年団の活動は続いた。団員の構成は、発足時は大沢小学校の全学年、2014年現在は大沢地区に住む4年生以上である<sup>61</sup>。記録が残る1982年から1997年の団員数は、毎年35名から139名であり、16年間で延べ1,068名であった。

長野県みどりの少年団連盟(1998)は大沢みどりの少年団の活動を次のようにまとめている。

<sup>52</sup> 佐久市大沢財産区(2014b)、読売新聞(1982)。

<sup>53</sup> 読売新聞(1982)。

<sup>54</sup> 旧大沢村では1901年に学有林30町歩を設置した(大井1976)。1950年度や1983年度の資料は、大沢小学校PTAによる学有林での共同作業について言及している(市川1983、大沢地区文化財保存会2014:13)。大沢小学校が廃校となって後は、大沢小学校PTAから大沢父母会と改称し、毎年の共同作業を続けてきたようである(佐久市大沢財産区2004)。

<sup>55</sup> 2015年7月10日佐久市大沢財産区元財産区議長AA氏の聞き取りより。会話文中の〔 〕は言葉の補足である。以下同じ。

<sup>56</sup> 2015年4月18日佐久市大沢財産区前職員YT氏の聞き取りより。

<sup>57</sup> 2015年4月18日佐久市大沢財産区前職員YT氏の聞き取りより。

<sup>58</sup> 2015年4月17日佐久市大沢財産区財産区議長KA氏への聞き取りより。

<sup>59</sup> 大沢みどりの少年団育成会(2014)。

<sup>60</sup> 以下、大沢みどりの少年団の記述は断りがない限り、長野県みどりの少年団連盟(1998)による。

<sup>61</sup> 2014年8月18日佐久市大沢財産区前財産区議長TA氏への聞き取りより。

大沢地区では、親たちも子供の頃から毎年、森林作業にたずさわってきた。このような、森林活動に違和感のない環境に置かれている少年団であるから、毎年の団活動でも「植林」や「下草刈」は欠かせない行事であり、また同時に「少年団」の森林活動の場も財産区有林が主体となっている。

…一方、財産区有林にかかわる団活動の行事は、「育成会」を通じて財産区の行事と一体化されている傾向があるため、親達（大人の区民）と一緒に実施する機会が多く、従って団活動は、親達の理解も得られ、地区をあげての積極的な支援・協力という、めぐまれた条件のもとで実施されており、この点も「少年団」の特徴といえる。

#### 6.4.2.5 まとめ

第Ⅰ期の大沢財産区の森林経営には変わらなかったものと変わったものがある。変わらなかったものは、計画の作成、労務配分、人材育成である。大沢財産区は、1915年に公有林施業計画を樹立して以来、計画の名称を変えつつも計画を策定してきた<sup>62</sup>。労務配分については、技術的に高度で危険度の高い主伐や間伐事業などは林業事業体に委託し、植林、下刈り、枝打ち、15から20年生以下の腕より細い立木の間伐は区民の共同作業により実施した。区民は大沢みどりの少年団や共同作業を通じて森林整備を経験し、財産区議員となる人材が育っていった。

変わったものは、大沢財産区議員による森林経営への関わり方である。旧来、財産区の森林経営を主導してきた佐久市林務課や森林組合、山林管理員の関与は減少ないし消滅した。彼らに代わって、森林経営への関与を強めたのは財産区議員や区民であった。議員は、山を見廻り、森林経営方針を決めるようになった。区民は、財産区の呼びかけを通じて森林の価値や価値を実現するための施業の必要性を再認識し、より多くの区民が共同作業に参加するようになった。

#### 6.4.3 第Ⅱ期（1988年度～1993年度）：バブル経済に後押しされた観光開発

第Ⅱ期は、国、県、市、企業が観光開発を推進する中、大沢地区では観光開発がもたらす社会的利害が議論された時期である。第Ⅱ期の大沢財産区における収入の三本柱は立木売払、観光開発ならびに利子及び配当金であった（表 6-3、表 6-4）。

##### 6.4.3.1 西山還元金収入

当時の長野県東信事務所次長猪飼繁知の以下のインタビュー記事に象徴されるように、第Ⅱ期は全県的に、林業不況の中、財産区運営の活路をリゾート開発に見いだそうとした。

—今後の財産区運営はどうあるべきか。

<sup>62</sup> 「大正4〔1915〕年…には223haの『公有林施業計画』を樹立し大正6〔1917〕年から実施し、昭和33〔1958〕年には第Ⅰ期経営案5ヶ年計画を樹立し以後5ヶ年毎に樹立し、昭和53〔1978〕年からは森林施業計画を樹立し、計画に基づいて施業を実施しております（市川1983）」。

答え 財政の苦しさは当分続くと思う。…収入源確保の一つの方策として、財産を観光やレジャーと結びつけた別荘地、ゴルフ場などにするのも手だ。これから、財産区が本来、財産区として成り立ってきた運営だけでは難しいと思う(信濃毎日新聞 1982a)。

大沢財産区の観光開発による収入は次のような経緯によりもたらされた。1960年代、長野県は過疎対策の一環として「菅平方式」による観光開発を進めた<sup>63</sup>。「菅平方式」というのは地域開発をおこなう方式のひとつで、最初に長野県上田市菅平高原の開発にあたって採られたのでこの名がついた<sup>64</sup>。地元が山林を県に無償で提供し、県はこの山林を別荘地に造成し第三者に分譲して剰余金を得る。この剰余金を県と地元で分け、県はこれを地元に還元投資する方式である。菅平方式では、別荘地の分譲が終了するまでは分譲される度に地元は還元金を受け取ることができる。

1960年代、地元(佐久市岸野・前山・大沢・野沢)は県に開発を要望し、県企業局は菅平方式による佐久高原美笹保健休養地の開発を決めた<sup>65</sup>。1968年、大沢財産区を含めた3団体は約100haの土地を佐久市に寄付し、市はこの土地を更に長野県企業局に寄付した<sup>66</sup>。このうち大沢財産区の提供分は約32haであった<sup>67</sup>。当時の大沢財産区の所有林は192haなので、17%の所有林が観光開発の対象となったのである<sup>68</sup>。1973年の第1次オイルショックにより日本の景気が後退し別荘分譲地の売り出しは一時取り止めとなり<sup>69</sup>、1978年によりやく開始された<sup>70</sup>。当初は売却がなかなか進まず<sup>71</sup>、1986年に始まるバブル経済により分譲地の売却が進んだ<sup>72</sup>。1968年に始まる佐久高原美笹保健休養地の開発は、4半世紀を経た1993年をもって完了した<sup>73</sup>。

このような動向を反映して、財産区収入の「西山還元金」は増減した(表6-3)。西山還元金は、菅平方式による開発で地元に還元された剰余金である。1975年度から1993年度まで断続的に西山還元金収入が観察され、とりわけ、バブル経済の最中および直後には多額の西山還元金収入があった。

大沢財産区では、西山還元金収入をどのように区民へ還元するかが議論されるようになった。大沢財産区は市からの助言に従い、西山還元金収入の一部を合併処理浄化槽への補助

<sup>63</sup> 前田(1997) pp. 3-14。

<sup>64</sup> 「菅平方式」については、佐久市志編纂委員会(2003: 540-542)を参考にした。

<sup>65</sup> 佐久市志編纂委員会(2003b)では「佐久高原西山地区保養林休養地開発」と呼んでいるが、本稿では佐久市大沢財産区(2014b)の呼び名である「佐久高原美笹保健休養地」に統一した。

<sup>66</sup> (1990)「佐久高原美笹保健休養地概況(平成2年2月現在)」佐久市大沢財産区所蔵

<sup>67</sup> 佐久市志編纂委員会(2013) p. 542、佐久市大沢財産区(2014b)。

<sup>68</sup> 所有林の面積は『佐久市大沢財産区歳入歳出決算事項別明細書』各年度版を参考にした。

<sup>69</sup> 佐久市志編纂委員会(2003b) p. 542。

<sup>70</sup> 佐久市志編纂委員会(2003a)。

<sup>71</sup> 信濃毎日新聞(1988)。

<sup>72</sup> 佐久市大沢財産区(2014b)。

<sup>73</sup> 佐久市大沢財産区(2014b)。

として用いることを決めた<sup>74</sup>。1990年、合併処理浄化槽の工事が開始した<sup>75</sup>。1992年、「佐久市大沢財産区生活環境整備事業還元金交付規則」、1993年、合併処理浄化槽の補助について「佐久市大沢財産区内規」が施行された。2008年まで合併処理浄化槽への補助は続いた<sup>76</sup>。

#### 6.4.3.2 利子及び配当金収入

西山還元金収入と高金利は、利子及び配当金収入の増加をもたらした。利子及び配当金収入の推移をみると、1988年度から1993年度間では1千万円を超える年度も多く他の期間より多かった(表6-3)。分析対象期間(1975年度から2013年度まで)の利子及び配当金収入の平均が348万円だったのに対し、1988年度から1993年度の平均は986万円であり全期間の平均の2.8倍であった。当該期間に利子及び配当金収入が多くなった理由として、①多額の西山還元金収入により積立金が増加したこと(表6-8)、②全国的に過熱した景気を引き締めるため政策金利が高く設定され、資産運用の利益率が高かったこと、が考えられる。

#### 6.4.3.3 ゴルフ場開発計画の断念

佐久高原美笹保健休養地の開発が終わりに近づいた1986年、大沢財産区は新たな開発計画を検討することになる<sup>77</sup>。大沢地区を含めた西山地域では東都自動車株式会社がゴルフ場を含めた観光開発を計画した。この計画は大沢地区全体を巻き込んだ話し合いとなったが、1990年、住民からゴルフ場で散布される農薬による水源汚染を懸念する声が大きくなり、計画は中止された<sup>78</sup>。

その経緯は以下の通りである。1980年代後半、長野県ではバブル経済や高速交通網の整備をきっかけとしてリゾート開発が目白押しとなった<sup>79</sup>。大沢地区では、東都自動車株式会社が山林や農地など計約200haに、会員制ゴルフ場(18ホール)や貸別荘125戸、テニスコート10面、スキー場などを造成する計画を立てた<sup>80</sup>。予定地200haの67%余にあたる135haは大沢財産区有であった。分収林を除いた財産区の所有山林面積は270haなので、財産区の所有山林面積の半分が観光開発の対象となったのである。

<sup>74</sup> 2014年8月18日佐久市大沢財産区前議長TA氏への聞き取りより。佐久美笹高原保健休養地を売買する以前、すなわち1968年以前から住んでいる世帯、220戸を補助対象とした。佐久美笹保健休養地の売却金は約1億6,000万であり、そのうち6,600万円が合併処理浄化槽への補助として支出された。

<sup>75</sup> 佐久市大沢財産区(2014c)。

<sup>76</sup> 佐久市大沢財産区(2014c)。

<sup>77</sup> 年は佐久市大沢財産区(2014b)を参考にした。

<sup>78</sup> 佐久市大沢財産区(2014b)、信濃毎日新聞(1988)。

<sup>79</sup> 信濃毎日新聞(1987)は、ゴルフ場の増加を次のように報道した。県内の「ゴルフ場を例にとると、54年から60年までは45カ所の固定状況だったが、61年に3カ所、62年にはさらに3カ所がオープン予定だ。計画・構想段階のものまで入れると、現状の7割増、80カ所(増設を含む)にもものぼる」。

<sup>80</sup> 信濃毎日新聞(1988)。



財産区議会は、立木価格が下がっているのに、材木だけで生計を立てるのではなく違う方面で収入を得たいという意向があった<sup>81</sup>。財産区議員の多くはゴルフ場計画に賛成であった<sup>82</sup>。佐久市長神津武士も地域経済の活性化を期待できるゴルフ場開発に賛成の姿勢を示した<sup>83</sup>。1987年8月、大沢地区区長会会長が代表を務める佐久市大沢西山地区総合開発推進委員会会長と東都自動車株式会社代表取締役は基本覚書を締結した<sup>84</sup>。

1988年3月、大沢財産区は、東都自動車株式会社から開発断念の通告を受けた。理由は不明である。すぐに別の3つの企業が開発に名乗りを上げ、同年6月には大沢西山地区総合開発推進委員会は、交渉相手として東山観光株式会社を選定した<sup>85</sup>。

しかし、契約方法をめぐり地元意見が一致しなかった。当初、用地の全面貸付ということを進めてきたが、東山観光株式会社からは是非用地を買い付けたいとの申し入れがあった<sup>86</sup>。金利を4%と想定した場合、貸付収入が年間4,386万円、売却収入が年間7,548万円であり、売却の方が有利であった<sup>87</sup>。財産区議会は売却に同意した。一方、住民は「所有権が移れば、将来、業者に要望を出しても応じてくれないのでは…」<sup>88</sup>と懸念し、賃貸を要望するものが

<sup>81</sup> 2014年8月18日佐久市大沢財産区前財産区議長 TA氏の聞き取りより。

<sup>82</sup> 2015年7月10日佐久市大沢財産区前職員 YT氏の聞き取りより。

<sup>83</sup> 佐久市長 神津武士（1988）。

<sup>84</sup> 「基本覚書（1987年8月6日）、甲 佐久市大沢西山地区総合開発推進委員会会長市川彌四郎、乙 東都自動車株式会社代表取締役宮本市郎、立会人 長野県佐久市長 神津武士、立会人 鹿島建設株式会社 専務取締役土木本部長 山本安一」。

<sup>85</sup> 佐久市大沢財産区（1988）。大沢西山地区への開発に対する、企業の関心の高さは次の報道からも分かる。「佐久市の企画調整課には連日、業者が開発計画の打診に訪れている。重点整備地区の一つ「佐久西部高原地区」に含まれる西山地区を対象にしたものが多くあいさつ程度のものを含めると2、30社になると担当者（信濃毎日新聞（1990b））。」

<sup>86</sup> 佐久市大沢財産区（1987）、信濃毎日新聞（1988）。

<sup>87</sup> 京都東山観光株式会社の提示案を参考に試算した。

#### イ. 賃貸借では

土地代金 51万坪×70円=3,570万円

\*面積については、伸び率をみて財産区所有170haとして算出

\*賃貸借料については周辺ゴルフ場の相場価格を使用

木の補償 51万坪×400円=2億400万円

#### ロ. 売却では

1) 売却時に 土地代金 51万坪×3,300円=16億8,300万円

木の補償 51万坪×400円=2億400万円

合計 18億8,700万円

2) 毎年の利子（金利4%として）18億8,700万円×0.04=7,548万円

（佐久市大沢財産区1988）

原資料では賃貸借と売却の経済性の比較が難しいので賃貸借にした場合、年間どれくらいの収入が見込めるかを試算した。木の補償による収入によって得られるだろう毎年の利子は、2億400万円×0.04=816万円である。それに土地の賃貸料3,570万円を合わせた額、4,386万円が賃貸借をした場合、得られるだろう収入である。

<sup>88</sup> 信濃毎日新聞（1988）。

多かった。1988年8月、賃貸を支持する約30人は「西山開発研究会」を組織し、財産区有権者の約半数にあたる570名の署名を集め、佐久市長や財産区議長に陳情した<sup>89</sup>。この陳情を受けた大沢財産区は、陳情書を提出した住民組織との話し合いを4回、重ねた<sup>90</sup>。加えて、「村の財産だから、地区の財産だから、村の人たちに意見を聞かないといけないということで、〔財産区議員は〕各部落に回って説明会をして、それで賛成とか反対とか聞い」<sup>91</sup>た。

地元での話し合いが長引く中、ゴルフ場に対する世間の評価に変化の兆しが現れた。長野県ではゴルフ場開発が乱立し、開発による水源の枯渇や農薬による水源の汚染が問題視され始めた。1989年12月8日、県はゴルフ場開発の総量規制について指導要綱を施行した<sup>92</sup>。1990年2月6日、国土、建設など6省庁は、総合保養地域整備法に基づき、長野県が提出した東信地方18市町村の「フレッシュエア信州・千曲川高原リゾート構想」の基本構想を承認した。環境庁は構想承認に当たって「ゴルフ場が水道水源に影響を与えないかを検討し、事業の可否を判断すること」を条件としてつけた<sup>93</sup>。大沢地区の開発予定地は基本構想の重点整備地区に含まれていた。すなわち当時の国と県の姿勢としては開発を推進しつつも、水道水源の保全への配慮を求めたのである。

大沢地区住民からゴルフ場開発は「自分たちでつちかっただけきれいな水」を汚染するのではないかという意見があがるようになった<sup>94</sup>。財産区有林は大沢地区を貫流する居川の上流部に位置し、地区の水源林としての役割を担ってきた。山から湧き出る水は水田を潤すだけでなく、飲用や酒造用として利用されてきた<sup>95</sup>。大沢地区の6部落の一つである地家部落を例にあげると、総会で話し合った結果、全員がゴルフ場開発に反対となり、地家部落として反対の立場をとることになった<sup>96</sup>。1990年2月27日、大沢西山地区総合開発推進委員会は、各部落の意向を受けて、ゴルフ場開発計画の中止を決断した<sup>97</sup>。この決断はバブル経済が崩壊する1年前になされた。その後も他の土地利用が模索されたが、区民を巻き込んだ話し合いにまでは発展しなかった<sup>98</sup>。

#### 6.4.3.4 まとめ

第Ⅱ期は、立木価格の低下、バブル経済、高速交通網の整備、総合保養地域整備法により、

<sup>89</sup> 信濃毎日新聞（1988）、佐久市大沢財産区（1989）。

<sup>90</sup> 佐久市大沢財産区（1989）。

<sup>91</sup> 2015年7月10日佐久市大沢財産区前職員YT氏の聞き取りより。

<sup>92</sup> 信濃毎日新聞（1989）。

<sup>93</sup> 信濃毎日新聞（1990b）。

<sup>94</sup> 2014年8月18日前財産区議長TA氏の聞き取りより。

<sup>95</sup> 大沢地区文化財保存会（2014）、p. 27、p. 30、p. 62。

<sup>96</sup> 2015年4月17日むめい会会員MA氏の聞き取りより。

<sup>97</sup> 2014年8月18日前財産区議長TA氏の聞き取り、大沢西山地区総合開発推進委員会（1990）。

<sup>98</sup> 1990年、西山リゾート開発対策委員会が発足（佐久市大沢財産区2014c）。1992年、日本オリンピック委員会により五輪選手の強化センターの建設構想の発表（信濃毎日新聞1992）。1995年、一部の区民により産業廃棄物処理場の計画の提案（佐久市大沢財産区2014c）。

長野県では観光開発が注目された。大沢財産区では1968年から開発し始めた別荘地がバブル経済に後押しされ売却が進み、西山還元金ならびに利子及び配当金による収入が増えた。積立金は1988年度1億3,000万円だったのが、年々増加していき1993年度には2億9,000万円となった(表6-8)。

区民を巻き込んで論議を呼んだのはゴルフ場開発計画であった。経済的利害を考慮すると、ゴルフ場用地を賃貸ではなく売却すれば、賃貸に比較し年間3,162万円以上の収入増であった。1980年代後半当時、大沢財産区の財政規模は年間2,573万円から4,879万円であり、3,162万円の収入増は無視できないものだった。しかし、大沢地区では、広範な人々に関係する社会的利害<sup>99</sup>、すなわち売却による将来の土地利用の不確実性や水源地の農薬汚染、が検討され、計画は中止された。

佐久市大沢地区では、財産区制度の下、ゴルフ場開発を単なる経済的な問題としてではなく、社会的な問題として捉えることができたといえる。この計画は、官民挙げて推進の姿勢を示したので、不在地主であったら容易に進んだ計画であった。あるいは、議員の多くが賛成だったので、財産区議会で多数決を取り計画を推進することもできた。議員は「村の財産だから、地区の財産だから、村の人たちに意見を聞かないといけない」<sup>100</sup>と考え、情勢が動く度に、各部落におもむき説明会を開催した。例えば1988年3月の東都自動車株式会社が撤退した時や、1988年10月に土地売却反対の陳情書が提出された時、財産区による説明会は各部落にて開催された<sup>101</sup>。財産区は部落との話し合いを経ることにより、計画がもたらす社会的利害を勘案することができたといえる。

この経緯から、財産区が内包する2つの性格を指摘できる。第1に、財産区は土地所有者であると同時に、土地の形状変更により影響を受ける住民を代表する機関である。貨幣的利害と非貨幣的利害を得る主体の重なりが社会的利害の評価を意思決定に反映させたといえる。第2に、「生ける法」では、財産区議員の権能は区民の負託によって生じる管理事務に限定され、財産処分は部落に改めて諮るべき事項だった。なぜなら、財産区議員を含めた区民が「総有的所有観」<sup>102</sup>、すなわち山林が公有でありながらも部落総有のものであるという観念を持ち、区民もまた財産所有の当事者であったからである。

#### 6.4.4 第Ⅲ期(1996年度～2002年度)：「開かれた地元主義」の胎動

大沢財産区の経営が厳しくなった一方で、山仕事に興味がある人を対象とした「愉快的な山仕事」講座が開始された。「開かれた地元主義」に向かって大沢財産区が動き始めた時期である。

<sup>99</sup> 「社会的利害」の概念については若森(2015:99-103)を参考にした。

<sup>100</sup> 2015年7月10日佐久市大沢財産区前職員YT氏の聞き取りより。

<sup>101</sup> 佐久市大沢財産区(1989)。

<sup>102</sup> 「総有的所有観」については廣川(2012)を参照した。

## 6.4.4.1 収入の減少

観光開発による収入が消滅し、利子及び配当金ならびに立木売払による収入が減額し、大沢財産区の経営は厳しくなった。

1990年にゴルフ場開発計画が中止となるとともに、1993年に佐久高原美笹保健休養地の開発が完了した。以後、観光開発による収入がなくなり収入科目「還元金」は零となった<sup>103</sup>。

バブル経済が崩壊し、日本銀行は景気高揚を目的に政策金利を大幅に引き下げたので、資産運用の利回りが下がった。大沢財産区の利子及び配当金収入は、1993年度の1,011万円から1996年度の222万円へと4分の1弱となった。

1990年代、全国的に林業不況がさらに悪化した<sup>104</sup>。大沢財産区では林業不況に伴い、伐り控えるようになり立木売払収入が減少した。1994年度には37haの分収林が伐期を迎えたものの、大沢財産区は主伐しても採算が合わないと判断し、国に対して伐期延長を申請し契約期間を50年から80年に延長した<sup>105</sup>。1981年度以降の32年間で立木公売がなかった年度は1998年度と2001年度の第Ⅲ期中の2年間のみである。第Ⅲ期は主伐による収入はなく間伐によって出材した立木を売払い年平均268万円というわずかな立木売払収入を得ただけであった。

主伐しないので跡地に植林する必要はなく、植林は主に大沢みどりの少年団が活動の一環で実施するものだけとなった<sup>106</sup>。植栽樹種の記録が残る1981年度以降、1993年度にはじめてカラマツやヒノキではない緑化木を植えることとなった<sup>107</sup>。

バブル期の後半や直後には、別荘分譲地の好調な売れ行きや利子及び配当金収入に支えられて、第Ⅱ期の収入額は3,941万円から9,338万円の間となった(表6-3)。これに対して第Ⅲ期の収入額は2,000万円前後で推移した。前期の第Ⅱ期の収入に大きな割合を占めていた科目は「還元金」と「利子及び配当金」であり、これらの年平均の構成比は56%であった(表6-4)。第Ⅲ期ではこれらの収入に代わり科目「積立金取崩し」が収入の42%を占めるようになった。したがって、平均収入額は前期比35%となり、主な収入科目は積立金取り崩しとなったのである。

## 6.4.4.2 林業費と積立金支出の減額

第Ⅲ期、とりわけ1991年度から1997年度まで林業費支出は低水準となった(表6-5)。1993年度の林業費は1,360万円と例外的に大きな値を示したものの、これは作業道の設置(489万円)と山林の購入(286万円)という臨時支出があったためである<sup>108</sup>。第Ⅲ期の林

<sup>103</sup> 資料がないため、1994年度と1995年度の収入構成は不明である。

<sup>104</sup> 林業経済学会編(2006) p. 89。

<sup>105</sup> 面積は佐久市大沢財産区(2014c)、「分収造林一覧表(3官7民)」による。契約期間は佐久市大沢財産区(2010.7)を参考にした。

<sup>106</sup> 2015年4月18日佐久市大沢財産区前職員YT氏の聞き取りより。

<sup>107</sup> 佐久市大沢財産区(2014c)

<sup>108</sup> 1993年の林業費は13,597千円で例外的に大きい値だが、これは作業道の設置(4,894千円)

業費の年平均額は 468 万円であり、全期間の年平均 580 万円より少なく、他のすべての期間と比較しても少ない。

財政状況が厳しくなり以前のように積立金への支出はなくなった。第Ⅱ期は支出に占める科目「積立金」の年平均割合は 58%であった（表 6-6）。第Ⅲ期に入った 1996 年度以降、雑入が例外的に多かった 2005 年度を除いて 2009 年度まで支出科目「積立金」がない状態が続いた。積立金を取り崩す一方で積立金に支出しない状況が続いていたので積立金は 2005 年度を除き毎年減っていった（表 6-8）。1993 年度には 2 億 8,705 万円であったのが 2002 年度には 2 億 1,808 万円となった。

ただし、積立金の減少分の半分は合併処理浄化槽の補助によって説明できる<sup>109</sup>。第Ⅲ期と同じペースで積立金が減少していったとしても積立金がなくなるのは 37 年後のことであり<sup>110</sup>、合併処理浄化槽の設置が終わったならば積立金の減少ペースが遅くなると予想された。第Ⅲ期の大沢財産区は財政状況が悪化したとはいえ、すぐに財産区の廃止を検討するような状況ではなく、現在の財政状況でどのように財産区を運営し森林を管理していくかが問われていたといえる。

#### 6.4.4.3 山林の荒廃

一部の山林の荒廃が目立つようになった。信州大学元教授の島崎洋路は 1999 年当時の大沢財産区有林を振り返って「…おとし〔1997 年に〕手入れをした山は、どこから手をつけていかかわからないという山だった」<sup>111</sup>、「実際、奥の山をずっと回ってみると、…大部分はまだまだひどいことになっている」<sup>112</sup>と述べている。前財産区議長は「〔2014 年の〕今、〔財産区有林の一部である〕MAEDA の森<sup>113</sup>でやっている林は、まるっきり手をつけていなかった。昭和 50 何年にゴルフ場ができるという話が出て、昭和 61〔1986〕年に伐って、それから何も手をつけていなかった。雑木林というか、多少、スギを植えたみたい

と山林の購入（2,864 千円）があったためである（佐久市大沢財産区（2014c））。これらの事業を除いた林業費は 4,894 千円である。

<sup>109</sup> 試算方法は次の通り。桁は千円である。以下、同じ。

$$\frac{\text{合併処理浄化槽への補助の合計}}{\text{積立金の変化分の絶対値}} = \frac{22,800}{41,797} = 0.55$$

<sup>110</sup> 試算方法は次の通り。

$$\text{積立金の変分の年平均値} = \frac{218,081 - 259,877}{7} = -5,970 = x$$

$$\text{第Ⅲ期の最終年度である 2002 年度時点の積立金}/|x| = 218,081/5,970 = 36.5$$

<sup>111</sup> 島田（2010）p. 79。

<sup>112</sup> 島田（2010）p. 80。

<sup>113</sup> MAEDA の森とは、2011 年に前田建設工業株式会社が長野県「森林（もり）の里親促進事業」を活用して大沢財産区有林 16ha に設置した森である（佐久市大沢財産区 2011.3）。

だけれど、ほとんど良くなかった」と語った<sup>114</sup>。

このように1990年代に一部の山林が荒廃した理由として、①1980年代後半以降、佐久市林務課、森林組合、山林管理員など、大沢財産区にかかわる技術職員の数が減少したこと、②薪炭林の跡地に造林した用材林が間伐の時期を迎え要間伐林分の割合が増加し必要とされる作業量が増えたこと<sup>115</sup>、③バブル経済の最中は、林地を森林経営以外の目的に利用することが模索されたこと、④バブル経済が崩壊した後は、財政状況が厳しかった上に、全国的に林業の採算が悪化したので積極的な林業投資がためらわれたこと、が考えられる。

#### 6.4.4.4 愉快的山仕事講座

山林が荒廃しつつあった時代に新たな展開の萌芽が生まれた。1997年に島崎洋路を講師とし、浜田久美子がコーディネーターとなる「愉快的山仕事講座」が始まったのである<sup>116</sup>。

その経緯を一言で述べるなら、財産区議員の問題意識が呼び水となり、全国的な山林荒廃の進展に対して問題意識を持つ外部者と財産区議員がつながり、講座が具体化したということになる。具体的には、1996年、5名の財産区議員が佐久地方事務所主催の間伐講習会に参加した。財産区議員は講師として来ていた島崎に「山を一度見てもらって何かアドバイスをいただけんか」と頼み、島崎を大沢財産区有林へと招いた<sup>117</sup>。島崎は財産区有林を見てまわった上で、「今、手入れをしなければ、手遅れになるよ」と言った<sup>118</sup>。この時、島崎は自らが講師を務めるKOA森林塾の塾生である浜田と松下裕子を同行していた。彼女らは自分達で講座を開催したいと考えていたので財産区議員に財産区有林での講座開催を提案した。財産区議員の反応は芳しくなく、「そんなよその人が来て山を荒らしちゃ困る」、「都会の人が来て木が伐れるわけがない」と発言した<sup>119</sup>。しかし、財産区職員の「一度、試しにやってみたらどうか」という声や県職員のすすめもあり財産区議員は講座の受け入れを決定した<sup>120</sup>。

本講座の目的は次の3点であった<sup>121</sup>。

- ①山仕事や森づくりの技術と知識を学びたいという人に、文字どおりその具体的なノウハ

<sup>114</sup> 2014年8月18日前財産区議長TA氏の聞き取りより。

<sup>115</sup> 佐久市大沢財産区(1964)によると、1964年当時の経営目標の1つは、「…67haの薪炭林についても財産区では薪炭林の必要もないため、逐次用材林に転換し、資源の増成を計る(pp.11-12)」ことであった。2014年時点の広葉樹林の面積は11haなので、1964年以降、およそ人工林56haを開発したといえる(佐久市大沢財産区2014a)。1983年には、「カラマツ全面積の89%で3~6令級が59%を占める。要間伐林分のウェイトが高(市川1983)」かった。

<sup>116</sup> 浜田(1999)。

<sup>117</sup> 島崎(2010)p.76。

<sup>118</sup> 2015年7月10日、佐久市大沢財産区前職員YT氏への聞き取りより。

<sup>119</sup> 2015年4月18日、佐久市大沢財産区前職員YT氏への聞き取りより。

<sup>120</sup> 2015年4月18日、佐久市大沢財産区前職員YT氏への聞き取りより。

<sup>121</sup> 浜田(1998)p.202。

ウと森や山の見方、さらに楽しさを、広い視野に立って提供すること

②遠くから講座に参加してくる人たちの“やる気”を開催する土地の人たちに伝染させる  
「地元巻き込み型」をめざすこと

③放置されていた森に手が入ること

本講座は1997年度から2009年度まで毎年1、2回、1回あたり1日から3泊4日の日程で開催された<sup>122</sup>。大沢財産区は共催団体となり山林や宿泊場所を提供し、財産区議員は講座に参加し講座に全面的に協力した。2003年度を例にあげると、財産区議員のうち林務委員5名は登山手当が支給される業務を年間39日間実施し、その5分の1にあたる8日間は本講座に関連するものであった(表6-9)。2005年度は、地元佐久市や東京都、埼玉県などから14名が参加し、財産区議員や地元の人たちと交流しながら、2日間にわたって間伐技術や集材過程を学んだ<sup>123</sup>。食事は皆の当番で作って財産区の施設に寝泊りし、大人の修学旅行のようで大変楽しかったという<sup>124</sup>。財産区議員も「[講座を]始めて良かった」と言うようになった<sup>125</sup>。

1999年度から、当時、佐久森林組合に勤めていた工藤孝一が「愉快的山仕事講座」に参加するようになった<sup>126</sup>。工藤は2003年にはNPO法人信州そまびとクラブを立ち上げ、以後、林業事業を受託したり市民に林業の技術指導をしたりするようになった。

2008年頃、募集対象を都会から地元に変更したことや県でも類似の講座が開かれるようになったことで応募者が集まらなくなり、2009年度に本講座は休止することとなった<sup>127</sup>。ただし、2008年度には企業とパートナーシップを結ぶ「森林の里親契約」を締結し、2009年度には新宿発着の森づくりツアーが始まり、本講座で始まった外部者の受け入れは違う形に発展していった。2008年度以降の動向については後に詳述する。

#### 6.4.4.5 むめい会

2000年頃、むめい会による財産区有林の草刈作業が始まった<sup>128</sup>。むめい会は、大沢地区地家部落<sup>ちげ</sup>の住民を中心とした任意団体である。2015年現在、地家部落の世帯数は83世帯を数え、むめい会の会員数は32名である。会員の年代は40代から80代である。

<sup>122</sup> 佐久市大沢財産区(2014c)、佐久市大沢財産区(2011.1)。2007年度に「愉快的山仕事講座」は「おおさわ山守塾」に改名している。

<sup>123</sup> 全国林業改良普及協会編(2009)p.209。

<sup>124</sup> 2015年4月18日、大沢財産区前事務職員YT氏への聞き取りより。

<sup>125</sup> 2015年4月18日、大沢財産区前事務職員YT氏への聞き取りより。

<sup>126</sup> 2015年4月17日NPO法人信州そまびとクラブ代表KK氏への聞き取りより。

<sup>127</sup> 2015年4月18日NPO法人信州そまびとクラブ代表KK氏、2015年4月18日、大沢財産区前職員YT氏の聞き取りより。2010年度にも「愉快的山仕事講座」の後継である「おおさわ山守塾」が開催されたが、林業技術を習うより森林整備を体験することに主眼が置かれたものとなった。したがって、旧来の形式の講座は2009年度に終了したので、「愉快的山仕事講座」の終了を2009年度とした。

<sup>128</sup> 本節は2015年4月17日むめい会会員MA氏への聞き取りによる。

むめい会発足の経緯は以下の通りである。ゴルフ場開発問題が起こる前から、地家部落に住む4、5名で大沢地区について考えようという話が出ていた。ゴルフ場開発問題に接し、山を守ろうとしたことがきっかけで、むめい会の前身が設立された。「ゴルフ場開発に反対しているだけではいけない、財産区の手助けになることはないか」と思っている時に、仲間から財産区議員が出た。その財産区議員と相談して、2000年頃から財産区有林の草刈を始めた。むめい会と名乗るようになったのはこの頃のことである。

2015年現在、むめい会は財産区有林の草刈作業に対して財産区から報酬をもらい、運営費としている。毎年の草刈に加え、財産区議員が山林の生育状況を見て必要と判断すれば、適宜、植林や下刈りも請け負っている。むめい会の活動は、大沢地区の問題を話し合うことや山林作業に加えて徐々に広がっていった。毎年、むめい会は大沢地区の住民を対象とした登山や里山ウォーキングを主催し、地家部落の小学生がしめ縄飾りを集めてきて燃やす「どんど焼き」を手伝っている。むめい会は、地域資源の管理に貢献しつつ、構成員の作業奉仕によって組織の運営費を賄ったのである。

#### 6.4.4.6 部落と大沢父母会への委託

財産区は財政難により地域への直接補助を減額していった(表6-7)。代わりに、地域団体に下刈り事業などを委託し地域団体を間接的に支援するようになった<sup>129</sup>。

第Ⅱ期の年平均の地域への補助金交付額は4,931万円だったが、第Ⅲ期は1,000万円以上減額し3,813万円であった。この3,813万円のうち83%にあたる3,171万円は合併処理浄化槽への補助であり、合併処理浄化槽以外への補助、すなわち区長会役員、部落運営、公民館への補助は減額せざるを得ない状況となった。そのため、財産区は地域団体に森林整備を委託することにより、地域団体を間接的に助成するようになったのである。

第Ⅲ期において森林整備事業の委託先となった地域団体は各部落、大沢父母会、むめい会である。2003年度資料によると、部落に4.85haの除間伐、父母会に1.83haの枝払いを委託した<sup>130</sup>。次年度も2団体にほぼ同量の作業を、むめい会には1haの枝払いを委託する予定であった<sup>131</sup>。ただし、財産区の資料庫で確認できた林務委員会資料は2003年度のものだけであり、いつ頃から委託に代わったかは確かではない。

大沢財産区は委託料を森林整備事業の補助金の受給額の範囲内と決めている<sup>132</sup>。委託料を補助金の範囲内と定めることができるのは森林整備事業が標準単価方式だからである(資料6-1)。通常の公共事業では実行経費に基づいて補助金額を算定する。森林整備事業の場合、一件当たりの事業規模が著しく零細で件数が多いことから事業毎に経費を把握することは行政効率の上から困難となる。そこで、「都道府県が施業の種類毎に単位面積当た

<sup>129</sup> 2015年4月18日大沢財産区前職員YT氏の聞き取りより。

<sup>130</sup> 大沢財産区(2004)。

<sup>131</sup> むめい会の受託については鉛筆でのメモによる。

<sup>132</sup> 2015年7月10日佐久市大沢財産区元議長AA氏の聞き取りより。



りの標準的な事業費単価（標準単価）を定め、これに基づいて補助金額を算定<sup>133</sup>する。事業の内容が同じであれば、実行経費がいくらになろうと支給される補助金額は一定となるのである。なお、造林関係法規によると補助率は、条件によって異なるが、下限は36%、上限は90%である<sup>134</sup>。

互酬関係から交換関係への転換は次の3つの効果をもたらした。第1に、財産区は委託料を国や県から受け取る補助金額の範囲内に収め積立金を崩さないことで、財政面の維持可能性を担保できた。第2に、財産区は必要作業量により委託量を増減できるので、後に造林や下刈り面積を拡大することができた。第3に、互酬関係の時、森林整備をする団体はすべての区民に便益があるような団体に限られていた。交換関係になると、むめい会のようにすべての区民がかかわっていない団体も委託先となり、財産区が間接的に補助する団体は多様化していった。

地域内の団体は、作業を受託することによって、①活動資金の確保による団体の維持、②地域自然資源の保全、③構成員相互の親睦が可能となった。財産区が経済活動を組織することにより、地域を構成する共同体（財産区、部落、大沢父母会など）の維持可能性が増大したのである。

#### 6.4.4.7 まとめ

第Ⅲ期は財政状況が悪化し山林の荒廃が顕在化した一方で、財産区議員の問題意識が呼び水となり林業技術講座の開催や地域団体への委託が実現した。

林業技術講座の開催は財産区に次の効果をもたらした。①財産区は市民を受け入れ森林づくりに協力してもらうという仕組みを学び、②地元NPO法人「信州そまびとクラブ」が育ち、③財産区とNPO法人信州そまびとクラブの間には信頼関係が培われた。「開かれた地元主義」<sup>135</sup>の胎動期であったといえる。

財産区によるむめい会などへの山林作業の委託は、労働と労賃の交換であり、財産区からむめい会などへの利益分配でもあった。草刈りや枝打ち事業の委託先はむめい会など、大沢地区を構成する「小さな共同体」<sup>136</sup>に限られ、委託料は林野庁や県が支給する補助金額の範

<sup>133</sup> 福田（2014）。

<sup>134</sup> 2015年6月1日林野庁整備課への聞き取りより。

<sup>135</sup> 「開かれた地元主義」とは、「地域住民が外部者との協力を視野に入れた地元主義」のことである（井上2004）。

<sup>136</sup> 内山（2010）は「多層的共同体」という概念を提起している。内山によると「共同体とは共有された世界をもっている結合であり、存在のあり方（p.82）」である。「小さな共同体がたくさんある状態が、また共同体（p.76）」であり、このような共同体を「多層的共同体」と呼ぶ。共同体の内部に共同の関心を追求する組織体（アソシエーション）が作られたとしても、メンバーが共有された世界をもちはじめると、アソシエーションは共同体に変わる（p.81）。内山は、小さな共同体が多様に展開し、多様な「精神の習慣」が存在することが、共同体を健全にすると指摘する（pp.83-89）。

…多層的共同体においても、小さな共同体間の精神の習慣の違いは存在する。たとえ

囲内に収められた。財産区の作業委託の目的は、交換を通じて財産区の資産形成をめざすとともに、利益分配を通じて共同体を維持することに置かれていたといえる。

#### 6.4.5 第Ⅳ期（2003年度～2008年度）：森林経営への回帰

第Ⅲ期の枠組みを受け継ぎつつ、第Ⅳ期は長野県の林業施策重点化により大沢財産区が森林経営を拡大した時期である。

2001年、田中康夫知事は「脱ダム宣言」をし、これに伴って県の造林関係予算は拡大した<sup>137</sup>。県の造林関係予算は2000年度と比べると2003年度は1.7倍となった<sup>138</sup>。大沢財産区は「〔県の〕予算〔の拡大〕がどれくらい続くかあてにならないので、あるうちに実施しようとして…山の作業に手をつけた」<sup>139</sup>。2003年度の収入科目「県支出金」は前年度の2.3倍に当たる764万円となった。第Ⅳ期の年度平均でみると、県支出金は収入の31%を占めるようになり、前期と比較し倍増した。第Ⅰ期から続いた県支出金の構成比の通増は第Ⅳ期に頂点を示したのである。

大沢財産区は2003年度に前年度の2倍の面積に相当する除間伐33haを実施し、2004年度に除間伐面積を46.6haに拡大し、以降、これらの林班に樹下植栽していくこととなる。1991年度以来、低調となっていた植林は2006年度から再開されることとなったのである。

第Ⅲ期の年度平均と比較すると、第Ⅳ期の植林面積は4.8倍、販売材積は6.7倍、立木売払収入は1.2倍、県支出金収入は2.8倍、林業費支出は1.4倍となった。

ところで、スギ人工林の場合、植栽から50年生まで平均で約248万円/haの費用が必要となる<sup>140</sup>。この6割に当たる約150万円/haが植栽後10年間に投資される。一方、植林したスギ人工林で間伐や主伐による収穫が期待できるのは30年後になる。このように林業では投資回収期間は長期に及ぶのが通常である。林業の見通しが不透明な現在、造林・保育費の負担を懸念して、伐り控えをする、あるいは伐採後に再造林しない林業事業体も多い<sup>141</sup>。再

---

ば集落のメンバーとしてはこう考えるが、村全体のメンバーとしてはこの立場をとり、さらに地域づくりをするグループの一員としてはこの考え方が正しいというような食い違いは、たえず生まれてくるのである。そして、そのような場面で、今回はどのように折り合いをつけるのがいいかを考えるのが共同体に暮らす人間の精神の習慣である。小さな共同体が多様に展開する以上、こういう問題はつねに起こるし、またそういう問題が起こるからこそ共同体の健全さも保証されるのである（p. 88）。

内山の議論を援用すると、大沢地区、大沢財産区、むめい会、大沢父母会のすべてが共同体である。大沢財産区は、利益分配を通じて、むめい会や大沢父母会など小さな共同体を存続させることに寄与してきたと評価できる。

<sup>137</sup> 「森林造成事業については、森林所有者等が行う森林整備に対する補助事業として、平成13〔2001〕年度から、補助率の嵩上げや予算の拡充などにより、県政の重要施策として事業展開を図ってきた…（佐久地方事務所長2004）」。

<sup>138</sup> 田中（2004）。

<sup>139</sup> 2015年7月10日佐久市大沢財産区元議長AA氏の聞き取りより。

<sup>140</sup> 林野庁（2010）p. 12。

<sup>141</sup> 例えば、愛知県豊田市賀茂財産区では、2007年度、8.5haの皆伐地が地上権者から返還され

造林するかどうかは、林業事業体の将来見通しを示す一つの指標といえる。大沢財産区の場合、植林面積を前期より増加させたので、第Ⅳ期は森林経営に対してより積極的な姿勢に転換したと評価できる。

#### 6.4.6 第Ⅴ期（2009年度以降）：「開かれた地元主義」の確立

第Ⅴ期は、森林経営が拡大するとともに、地元からの住民参加、企業の社会的責任による活動、都会からの市民参加が増えた時期である。

##### 6.4.6.1 堅調な森林経営

第Ⅴ期は森林経営の拡大基調が維持された時期である。立木売払収入の年平均額は、第Ⅲ期の268万円、第Ⅳ期の321万円、第Ⅴ期の436万円となり、バブル崩壊後の第Ⅲ期を底にして逡増していった。年平均販売材積は前期の1.7倍にあたる1,371 m<sup>3</sup>となった。林業費支出の年平均額も類似の傾向を示しており、第Ⅲ期の468万円、第Ⅳ期の646万円、第Ⅴ期の809万円と推移した。

県支出金が減少傾向を示した一方で、市支出金や企業による寄付金が増加し、森林整備を助成する主体が多様化した。第Ⅴ期の県支出金年平均額は第Ⅳ期と同水準を示したものの、それは2010年度と2011年度に森林整備拠点施設整備のための臨時の県支出金を算入したからである。このような臨時の県支出金収入があった年度を除くと、第Ⅴ期の県支出金年平均額は、第Ⅳ期と比較して減額した。すなわち、2010年度と2011年度を除く第Ⅴ期の県支出金年平均額は478万円であり、第Ⅳ期の60%であった。他方で、1984年度以来、零を示していた収入科目「市支出金」は正に転じ、新たに科目「寄付金」が計上されるようになり、財産区有林の整備を財政支援する主体は県の他に市と私企業が加わり多様化した。ただし、収入構成でみると「県支出金」23%、「市支出金」3%、「寄付金」4%となり、依存財源のうち「県支出金」が大きな割合を占める構造は変化しなかった。

山林作業は除間伐と枝打ちから地拵え、植林、下刈りへと重心を移していった。第Ⅴ期の植林の年平均面積は2.3haとなり第Ⅳ期と比べ0.5ha減少した。しかし、植林は樹下植栽も含むので面積のみで状況を判断することはできない。植栽本数を参考にすると、第Ⅴ期の年平均本数は6,658本であり、第Ⅳ期の1.4倍であった。地拵えの年平均面積は0.4ha増加し2.8ha、下刈りの年平均面積は倍増し16.8haとなった。他方で除間伐や枝打ちの年平均面積は半減した。以上より、山林作業が植林をはじめとした保育作業へと重心を移していった様子が分かる。

保育作業へと移行したのは、市況の影響というより、間伐が一巡したため、これに次いで人工林として健全に成林していない山林を再造林する計画にとりかかったことによる。

2010年当時の財産区議長は「木材需要は〔リーマンショックによる〕不況の影響で低迷

---

たものの、造林の採算性が見込めず伐採跡地に造林しなかった（2014年8月26日豊田市賀茂財産区への聞き取りより）。

が続いています。当財産区のすでに伐期がきている立木も安くて販売できません。…木材の販売は間伐材のみです」<sup>142</sup>と述べた。2014年に就任した財産区議長も次のように記した。

…木材の価格は相変わらずの低迷を続けており、当財産区もすでに伐期が来ている立木があまりの安価のため販売できず、伐期を先に延ばさざるを得ない状況にあることもまた事実です。

2009年頃より、将来、良質な木材を収穫するために、林相の改善を目的とした造林が図られるようになった。

〔直営林〕270町歩というと、100年の計をたてたととしても年間2.7町歩、約3町歩、植林する必要がある。しばらく植林するという考えがなかった。私が就任してから〔2009年度から〕、木が安かろうが高かろうが悪いところをまずやってみましょう。それをまわしていかないと、100年後に逆に汚点を残してしまう。できるだけ回転していくやり方をしましょうという考えを…〔2014年度に就任した現在の〕議長に引き継いでもらっている<sup>143</sup>。

その元には、山は手を入れても山、手を入れなくても山。残していくためには手を入れなくてはいけない。それが大沢財産区の基本的なものとなると思う<sup>144</sup>。

歴代の財産区議長のこのような認識の下、第V期において大沢財産区は植林・保育作業に重点を移しつつ森林経営を拡大していったのである。

#### 6.4.6.2 積立金の増加

2011年度、積立金が増加基調に転じた。1992年度から続いた合併処理浄化槽への補助は2008年度に終了し、次年度以降、合併処理浄化槽への補助が計上される科目「負担金補助及び交付金」は減額した。すなわち「負担金補助及び交付金」の平均額は第IV期の507万円から第V期の69万円となったのである。

2010年度以降、支出科目「積立金」は零から正に転じた。2010年度は森林整備拠点を建設するため積立金取り崩しが大きかったため積立金は減少したものの、2011年度からは毎年、積立金が増加していった。先に述べたように合併処理浄化槽への補助は別荘地の分譲収入によって積み立てた資金で工面する計画だったので、合併処理浄化槽の設置が続く間は積立金を取り崩さざるを得ないことは想定内ではあった。とはいえ、2008年度に合併処理浄化槽への補助が終了し、2011年度に森林経営が拡大する中で積立金の減少に歯止めがか

<sup>142</sup> 佐久市大沢財産区（2010.7）。

<sup>143</sup> 2014年8月18日佐久市大沢財産区前議長 TA氏の聞き取りより。

<sup>144</sup> 2015年7月10日佐久市大沢財産区元議長 AA氏の聞き取りより。

かったことは積立金に重きを置く財産区経営にとって明るい兆しであったといえる<sup>145</sup>。

#### 6.4.6.3 植林・下刈りに参加する共同体

第V期には部落の要望を受けて大沢財産区は分収林の再契約を決め、新たな共同体が植林・下刈りに参入した。

2010年頃、下刈り対象地が減少し、各部落が毎年行っていた共同作業が将来、継続できなくなることが問題視された<sup>146</sup>。区長から大沢財産区に「一旦、途切れてしまうと継続が難しくなる。継続して欲しい」という要望があがった。そこで、財産区は各部落の共同作業の場所を確保するために、2012年に分収林9.9haを主伐し2015年に森林管理署と再契約し、伐採跡地にカラマツを造林した<sup>147</sup>。分収林の主伐は大沢財産区にとって1987年度以来の4半世紀ぶりであった<sup>148</sup>。

東信森林管理署管内では分収造林契約を満了した後、再度、分収造林契約する主体はほとんどいない。東信森林管理署は309件の分収造林契約を担当し2010年度から2015年度まで大沢財産区を除いて再契約した主体はいなかった<sup>149</sup>。2015年、中部森林管理局局長はこの再契約に対して大沢財産区に感謝状を贈呈した<sup>150</sup>。

植林の後は下刈りがおよそ7年間必要になるので、分収林の再契約に伴い、将来の下刈り面積の増加が予想された<sup>151</sup>。2013年頃より消防団関係者から大沢財産区有林の森林整備に関与したいという要望が出ていた。2015年4月に大沢地区在住の現役の消防団員とOB10数名が中心となり「大沢みどりの青年団」を結成し、大沢財産区の森林整備事業を受託することとなった。大沢みどりの青年団は結成の趣旨を次のように説明している。

郷土に愛着を持ち、大沢の山と川と緑にいそしみ、後世に大沢の素晴らしいところを継承していくために活動するとともに、団員相互の親睦を深めていくことを目的とする<sup>152</sup>。

同様に、大沢財産区議員OB13人は「森を守る会」を結成した。前財産区議長によると在任時に造林の拡大を決断したので造林に伴う過重な負担を現職議員に負わせないためにOBが応援することにしたという<sup>153</sup>。会の目的は「大沢財産区の所有する山林の手入れをす

<sup>145</sup> 2014年8月18日佐久市大沢財産区前議長KA氏は「基金〔積立金〕を減らさないように」財産区運営していると発言した。

<sup>146</sup> 2014年8月18日佐久市大沢財産区前議長TA氏の聞き取りより。

<sup>147</sup> 2014年8月18日佐久市大沢財産区前議長TA氏の聞き取りより。

<sup>148</sup> 佐久市大沢財産区(2014c)。

<sup>149</sup> 2015年7月9日東信森林管理署の聞き取りより。伐採面積については大沢財産区との2015年の契約面積を参考にした(中部森林管理局2015)。

<sup>150</sup> 2015年12月5日に佐久市大沢財産区議長KA氏の聞き取りより。

<sup>151</sup> 2015年7月10日佐久市大沢財産区前議長TA氏の聞き取りより。

<sup>152</sup> 大沢みどりの青年団(2015)

<sup>153</sup> 2015年7月10日佐久市大沢財産区前議長TA氏の聞き取りより。

ることにより緑と環境を保全し、合わせて会員相互の親睦を図ること」<sup>154</sup>である。財産区有林を知悉し、経験豊かな元財産区議員が森林整備に関与することとなったのである。

2009年には大沢財産区が大沢保育園にアスレチック修理用木材を寄贈したことをきっかけにして、園長の依頼により、園児による植林が始まった<sup>155</sup>。その目的は園児が①アスレチックの素材がどのように育っているか知ること、②大沢地区がどのような地域なのか知ること、③山に親しむこと、にある<sup>156</sup>。以来、毎年、大沢財産区は園児と保護者の植林を受け入れており、2013年度には13人ほどが参加した<sup>157</sup>。

大沢財産区は、地域で生み出したカネを地域に還元するために、住民ができる作業は地域団体に委託してきた<sup>158</sup>。各部落を1団体と数えると、第V期には財産区有林に関与する団体は4団体から6団体に増えた。

#### 6.4.6.4 多様で継続的な外部者の参加

第V期は、2010年の「大沢森の分教場」の建設に象徴されるように、大沢財産区の外部者の受け入れが本格化した時期である。

大沢財産区は、2010年、財産区事務所とは別に森林整備体験教室の場所として「大沢森の分教場」を建設した。旧大沢新田分教場は、財産区事務所のある地区中心部より約4km上流の部落に1926年に建設され、2007年頃よりその老朽化が問題となっていた<sup>159</sup>。政府は2008年のリーマン・ショックによる不況から脱出するため、経済対策として2009年度第1次補正予算で30の基金を新設し16の基金を積み増した<sup>160</sup>。新設された基金の一つが森林整備加速化・林業再生基金であった。大沢財産区は森林整備加速化・林業再生基金活用事業を利用し、旧大沢新田分教場を解体し、「大沢森の分教場」を建設した。事業費は3,500万円、うち6割を国と県の補助金で賄った<sup>161</sup>。敷地面積は1,430 m<sup>2</sup>、建築面積は190 m<sup>2</sup> (58坪)、使用材は68 m<sup>3</sup>、うち82%は大沢財産区材で占めた。2013年度には大沢財産区は300万円強の追加の設備投資をし、屋根にソーラーパネルを設置した<sup>162</sup>。大沢森の分教場の建設は、市民や住民が森林整備を体験する場所として、森林を提供するという大沢財産区の姿勢

<sup>154</sup> 大沢財産区OB会 (2015)

<sup>155</sup> 佐久市長三浦 (2009)、2015年4月17日佐久市大沢財産区職員AN氏の聞き取りより。

<sup>156</sup> 2015年4月17日佐久市大沢財産区職員AN氏、2015年7月10日佐久市大沢財産区議長KA氏の聞き取りより。

<sup>157</sup> 2015年4月17日佐久市大沢財産区職員AN氏の聞き取りより。

<sup>158</sup> 植林・下刈りをなぜ森林組合に委託しないのか」という筆者の質問に対し、大沢財産区前議長TA氏は、次のように回答した。「できるだけ、この地区内でお金を落とした方が良い。…同じお金を払うのであれば、他人に払うより、地域の人に還元した方が良い」(2015年7月10日佐久市大沢財産区前議長TA氏への聞き取りより)。

<sup>159</sup> 佐久市大沢財産区 (2011?)。以下、断りが無い限り、大沢森の分教場に関する記述は本資料を参照にした。

<sup>160</sup> 藤井 (2015) pp. 95-96。

<sup>161</sup> 2014年8月18日佐久市大沢財産区前議長TA氏への聞き取りより。

<sup>162</sup> 2014年8月18日佐久市大沢財産区前議長TA氏への聞き取りより。

を鮮明にした出来事であったといえる。

長野県では田中康夫知事が着任した後の2003年から「森林の里親促進事業」を開始した。本事業は、県が仲介し、企業が森林整備の資金や労働力を森林所有者に提供し、森林所有者が企業にフィールドを提供する契約を勧めるものである。

2008年頃、「森林の里親契約」を県から打診された時、大沢財産区議員の間では反対するものはいなかった<sup>163</sup>。なぜなら、10年以上の「愉快的山仕事講座」の経験から「他の団体も受け入れるという大沢財産区の地盤ができて」<sup>164</sup>いたからである。また、当時の財産区議長時代の認識も「森林の里親契約」の受け入れにつながった。

…〔以前は〕山自体が木材生産の場所だったが、木材は外から入れてくれば良い。〔山に〕環境的な役割が備わってきた。そうすれば、地元だけでは山の仕事が賄いきれなくなるから、外から〔ヒトとカネが〕入ってくれば良いのではないかと思った<sup>165</sup>。

大沢財産区は2008年の長野朝日放送を皮切りにして、2009年にソネットエンタテインメント株式会社<sup>166</sup>、2011年に前田建設工業株式会社と「森林の里親契約」を結んだ。長野朝日放送は1年契約を2回結び、その他2つの契約は5年契約であった。5年契約の事例に注目すると、ソネットエンタテインメント株式会社は約40ヘクタールの森林を対象に年間88万円を5年間寄付する契約を締結した。この契約に関する各主体の役割分担については図6-7に示した。社員は年に数回、大沢財産区に通い、財産区議員とNPO法人信州そまびとクラブの指導のもと、森林整備やジャガイモの栽培などを体験した。2013年度、社員およびその家族は5回訪れ、1回あたり18人から41人、延べ人数は約130人であった(表6-10)。

2011年からは大沢財産区は前田建設工業株式会社と森林の里親契約を結んだ。対象面積は16ha、資金援助は5年間で300万円であった。2013年度、「MAEDAの森」と名付けられたフィールドでは、新入社員86人が新入社員研修に参加し、社員とその家族44人が灌木の間伐と地拵えを体験した<sup>167</sup>。

MAEDAの森の一部ではNPO法人森のライフスタイル研究所も活動している。同法人は森づくりバスツアーを企画する独自色あふれる法人である。同法人は2009年4月から新宿発着の日帰りバスツアーを始め、東京近郊に暮らしながら、森づくりに興味がある人の森づくりへの参加を促している。NPO法人森のライフスタイル研究所はNPO法人信州そまびとクラブの紹介により大沢財産区と知り合い、2009年11月から大沢財産区有林をフィールドとし3つのプロジェクトを進めてきた(表6-11)。これらのプロジェクトは、バスツアー

<sup>163</sup> 2015年7月10日佐久市大沢財産区元議長AA氏の聞き取りより。

<sup>164</sup> 2015年7月10日佐久市大沢財産区前職員YT氏への聞き取りより。

<sup>165</sup> 2015年7月10日佐久市大沢財産区元議長AA氏の聞き取りより。

<sup>166</sup> 2013年7月1日にソネットエンタテインメント株式会社はソネット株式会社に社名を変更した。本稿では混乱を避けるため社名をソネットエンタテインメント株式会社に統一した。

<sup>167</sup> NPO法人森のライフスタイル研究所(2014)p.12。

参加者や協賛企業の社員が地拵え、植林、下刈りをし、ヒノキやコナラの森を作るというものである。2010年、「ヒノキの経済林プロジェクト」を始めたことで面積や参加者が増えNPO法人森のライフスタイル研究所だけではプロジェクトを遂行することが難しくなり、スポンサーとして前田建設工業株式会社を勧誘した。これをきっかけとし、大沢財産区と前田建設工業株式会社は森林の里親契約を結んだ。

NPO法人信州そまびとクラブがこれらのプロジェクトに大きな役割を果たしてきた。NPO法人森のライフスタイル研究所には林業の就業経験者はおらず、その本部を長野県伊那市、事業所を東京都新宿区に置く。他方、NPO法人信州そまびとクラブの中心メンバーは佐久地方の森林組合で技能職を経験したIターン者であり、その事業所は佐久市に開設している。NPO法人信州そまびとクラブは技能と地の利を生かして、大沢財産区有林で市民が森林整備する際の、事前の準備や作業の完了、技術指導や安全面に責任を負っている。大沢財産区は両法人が組んでいることで、安心して山の仕事を任せられるという<sup>168</sup>。2013年度の大沢財産区へのツアーでは、計5回、1回あたり18から41人の参加があり、参加者は約130人日であった。関係団体の役割をまとめたのが図6-8である。

森林の里親契約地とプロジェクト対象地を合わせると58.4haとなり、大沢財産区が保有する山林の13%に相当する。外部関係団体は11団体であり、先に述べたように多様な役割を果たした。例えば、ボランティア、NPO法人へのフィールドの提供、バスツアーの企画、技術指導、助成などである。2つの企業と2つのNPO法人は5年以上の長期にわたり財産区有林にかかわってきた。第V期は、多様な外部者が継続的に財産区有林の整備にかかわりはじめた時期である。

#### 6.4.6.5 まとめ

第V期の大沢財産区は、森林経営を拡大しつつ積立金を増加させ経営状況を改善させた。保育作業の担い手は、小さな共同体、都市住民、企業の社員へと拡大していった。2013年度の実績をみると、森林整備にかかわったのは14団体、延べ54回、1,640人日強であった。このうち地元は6団体、延べ36回、958人日、外部は8団体、延18回、687人日であった。

この14団体をその特徴別に整理すると4つに分けられる。

a) 小さな共同体（各部落、大沢父母会、大沢地区地家部落の有志団体「むめい会」、消防団関係者、財産区議員OB）：大沢財産区が各団体に作業を委託した。各団体は、地域資源の管理に貢献しつつ、構成員の作業奉仕によって組織の運営費を賄い、活動を通して団員相互の親睦を深めた。

b) 大沢みどりの少年団、大沢保育園など：大沢財産区は、幼児や児童に、植林を体験し、森林・林業の仕組みや地域の特徴を学ぶ機会を提供した。

c) 企業（ソネットエンタテインメント株式会社、前田建設工業株式会社など）：財産区は、長野県やNPO法人を仲介とし、企業と契約した。企業は寄付金を支払い、森づくりを

<sup>168</sup> 2015年7月10日佐久市大沢財産区前議長TA氏の聞き取りより。



組み込んだ新入社員研修や社員によるボランティア活動を実施した。企業は社会的責任（CSR）活動を実施し、社員は自然環境や環境経営への理解を深め、社員や家族相互が親睦を深める機会となった<sup>169</sup>。

d) 都会のボランティア：NPO 法人森のライフスタイル研究所は、毎回、一般から森づくりツアーへの参加を募り、新宿発着の日帰りのバスツアーを実施した。森づくり参加者は森や自然に触れ合い身体を動かす機会を得るとともに、社会に貢献した<sup>170</sup>。

これらの森林整備は、財産区の森林経営計画にしたがって行われており、林野庁や県から森林整備事業の補助金を受給している。財産区にとって、財政的に負担のない形で市民を受け入れるとともに、参加者の福祉を増大させる形で、森林経営を活性化させたといえる。

## 6.5 小括

本章は財産区を代表する、立木売払や補助金によって収入を得つつ森林整備を続ける支援活用型に注目し、同類型に分類される財産区の森林経営がどのように展開してきたかを考察した。対象期間は林業不況がはじまり、森林管理に構造変化が迫られた1970年代後半以降である。

事例とした大沢財産区は、本研究の対象期間において一貫して支援活用型に分類されてきた。財務資料をもとに時期区分すると5期に分けられる。第Ⅰ期は林業部門の人員が削減され、財産区議員が森林経営の当事者となった時期、第Ⅱ期はバブル経済に後押しされ土地利用の転換が検討された時期、第Ⅲ期は経営状況が最悪となる一方で、都市住民が参加する林業技術講座が始まった時期、第Ⅳ期は県の林業施策重点化に呼応して森林経営が復調した時期、第Ⅴ期は多様な主体が継続的に森林整備に関与するようになり植栽本数が増加した時期である。

大沢財産区がもし経済的利害のみに従い森林管理をしていたら、林業不況が深化していった1970年代後半から1980年代にかけて、森林整備を止めていてもおかしくはなかった。実際、『世界農林業センサス』をみると、1970年代には全国的に森林整備が低調となり、森林整備を放棄した団体が多数観察される<sup>171</sup>。

第Ⅱ期のバブル経済の時代には、不在村の地主であったら所有林の半分をゴルフ場に転用していても不思議ではない状況であった。

第Ⅲ期には大沢財産区では一部の山林において間伐遅れによる荒廃が顕在化した。経営状況や市況を踏まえれば、荒廃林を放置するという選択肢もあり得たし、実際、そのような選択をした財産区も多く観察された。すなわち、1990年以降、財産区決算が支援活用型に該当しない市町村が増加したので、間伐などの森林整備事業を実施しない財産区が増加し

<sup>169</sup> 前田建設工業株式会社の社員の声による（渡辺 2015）。

<sup>170</sup> NPO 法人森のライフスタイル研究所が2013年と2014年年のツアー参加者に実施したアンケート調査による。設問は「森づくりツアーへの参加理由」で最も回答数が多い3つをここでは記載した。「NPO 法人森のライフスタイル研究所（2014 p. 18 : 2015 p. 18）。

<sup>171</sup> 第2章を参考のこと。

たとみられる。

ところが、大沢財産区の場合、第Ⅳ期には間伐面積を増やし森林経営を復調させ、第Ⅴ期には植栽本数を増やし新規投資を拡大していった。第Ⅳ期の間伐面積の拡大は県がけん引したものであったが、第Ⅴ期の造林拡大は財産区議員が各種団体と交渉した結果、実現したものであった。1970年代後半から2015年現在までの大沢財産区の森林経営の展開に着目すると、1990年代前半を底としたV字回復を辿ったといえるのである。

このような経営展開の基底にあったものは、共同体の維持を目的とするという大沢財産区の基本的性格と森林経営に対する議員の当事者意識であった。

共同体の維持を目的とする場合、貨幣的利害は社会的利害を構成する一要素に過ぎない。ゴルフ場開発を断念した背景には、水源地の農薬汚染の可能性や所有権移転に伴う将来の土地利用の不確実性の認識があった。水源地の農薬汚染は共同体成員の農業生産と生活を脅し、広大な林野の売却は将来の不確実性を増大させる可能性があった。大沢財産区は共同体の維持を目的とし、非貨幣的利害を含む社会的利害を意思決定の議論の俎上に載せることができたので、バブル経済の最中にもかかわらず、ゴルフ場開発を断念することができたといえる。

山林作業のうち植林や下刈り、腕より細い木の間伐は、基本的に、財産区議員、地域団体、都市住民や企業の社員によって担われてきた。林業事業体は技能面、安全面からこれらの団体が実施できない間伐、主伐作業に限って実施してきた。地域団体は、大沢地区という共同体を構成する小さな共同体と言い換えることができる。大沢財産区は、大沢みどりの少年団や各部落に作業を配分することで、将来の財産区議員の人材育成に努めるとともに、活動費を間接的に助成することで小さな共同体の維持に貢献したといえる。大沢財産区は、地域のカネを地域で回すことにより共同体の維持を目指したのである。

第Ⅳ期に県からの助成を受けたり、第Ⅴ期に様々な団体を受け入れたりすることができたのは、財産区議員が当事者意識を持って森林管理に関わり、山林の状況と必要となる作業、潜在的な作業の担い手を把握していたからである。

佐久市の大沢財産区担当者は大沢財産区をめぐる役割分担について次のように述べた。

佐久市は林務係という名前だが、プロパーがない。…市町村だどこに異動するか分からない。耕地林務課も概ね3年で異動する。大沢財産区の場合、〔財産区の〕議員さん自ら動いてくれている。山がどこにあるかも把握してくれている。行政がお手伝い、例えば法的なことはアドバイスするが、それ以外の草を刈るや、間伐をやるというのは議員さんたちの間で決まっていく<sup>172</sup>。

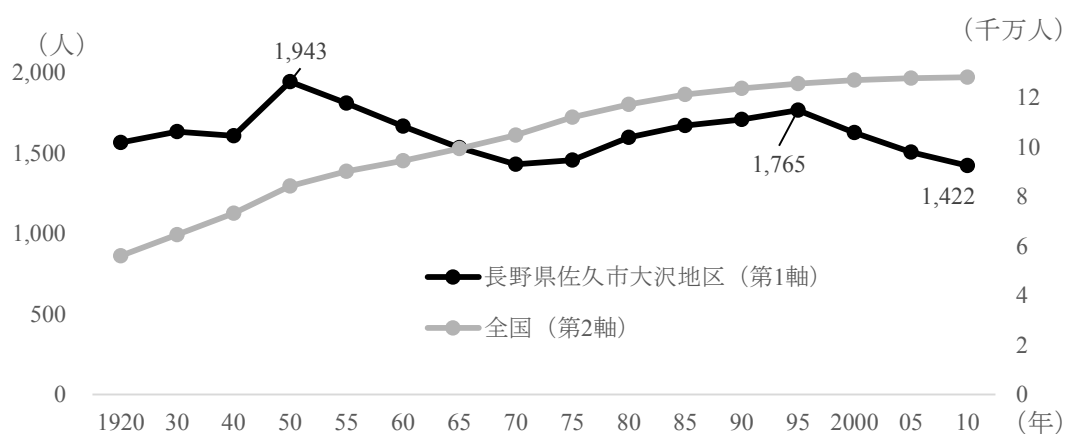
財産区議員は、林業の就業経験はないものの、議員になる前は大沢みどりの少年団や部落の共同作業等を通して山林作業を経験している。議員になると、通常2期8年務め、その

<sup>172</sup> 2014年8月18日佐久市経済部耕地林務課林務係への聞き取りより。

間、何度も財産区有林に足を運ぶ。記録が残るだけでも2013年度に財産区議員が山林作業をした回数は22回に及んだ。財産区議員は、山林の状況を把握し将来の展望を持っているので、様々な団体の要望に応じて山林作業を配分し、外の人やカネを受け入れることができたのである。

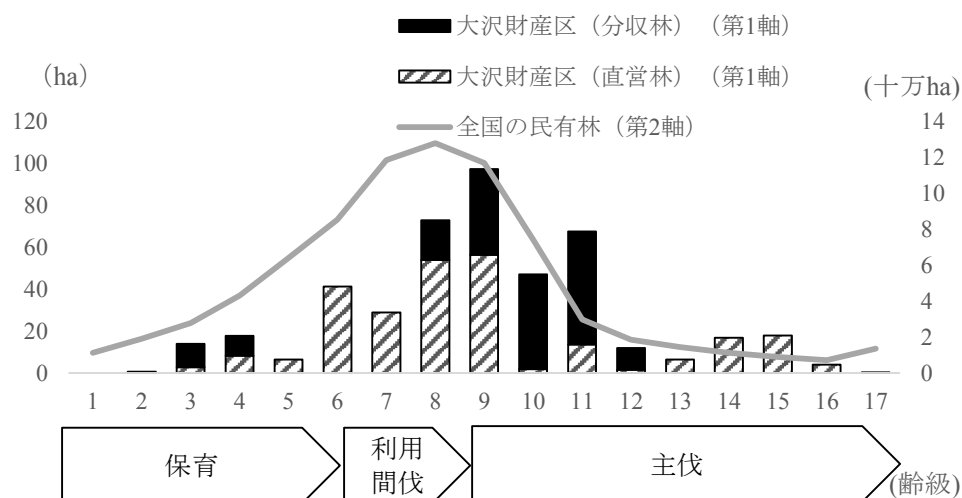
財産区議員は、退任後も区民として山林に係わり、過去の山林作業がどのような結果をもたらしたかを伝え聞く場合が多い。このような長期の係わりが、自らの行動とその結果への見通しを良くし、第Ⅴ期には森林の時間軸で考え、100年後の収穫のために造林することができたといえる。

以上をまとめると、大沢財産区民は所有者かつ地域住民であるという二重の性格を持ち、土地転用の意思決定に社会的利害の評価を反映させることができた。共同作業や利益分配の仕組みが地域住民に森林管理への当事者意識を持たせ、地域住民から輩出された財産区議員が作業配分をすることで、大沢財産区は森林経営を再活性化できたといえる。



出所：「国勢調査」各年版

図 6-1 人口の推移



注：1) 大沢財産区とは長野県佐久市大沢財産区を意味する（以下、同様）。

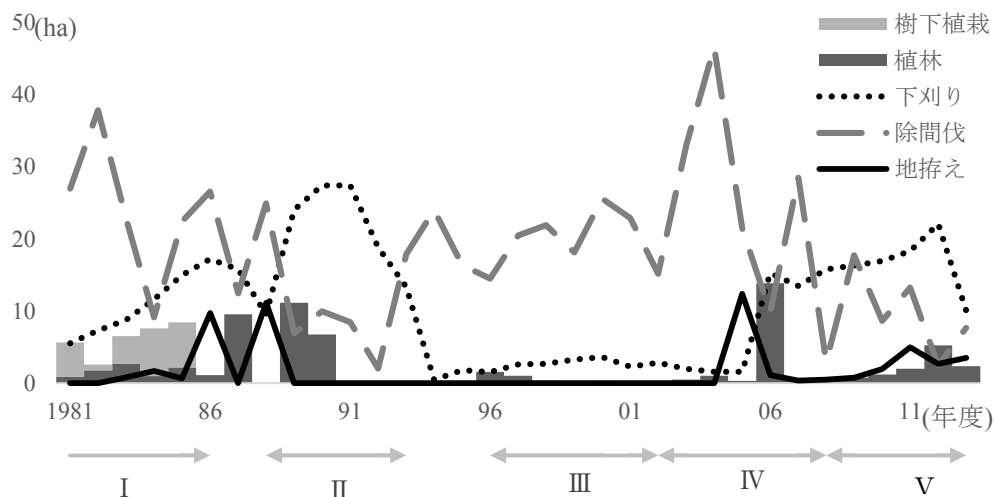
2) 齢級の幅は5年間である。例えば、1 齢級とは1～5年生を意味する。

3) 大沢財産区有林は、広葉樹を除いた針葉樹を対象としている。ただし、部分林の樹種はすべて針葉樹であると想定した。合計面積は452.23haである。調査時点は2004年3月31日。

4) 全国の私有林は2005年2月1日時点の人工林を対象としたものである。

出所：「大沢財産区所有林の状況」、「佐久市大沢財産区部分林（3官7民）」、「2005年農林業センサス」。

図 6-2 2000年代中葉における大沢財産区有林の齢級別構成



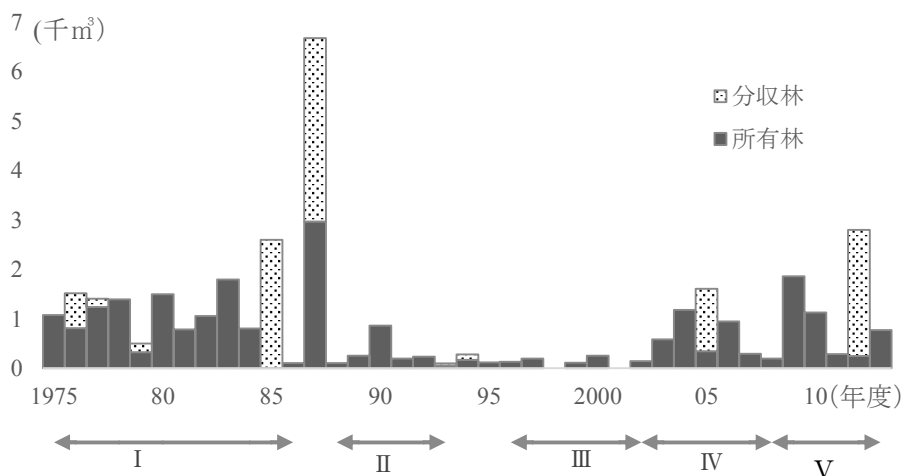
注：1) 佐久市大沢財産区（2014c）では植林と樹下植栽を区別せず記入していると思われる年度がある。例えば2006年度では「渡場地区 10.55ha（地区は引用者加筆）」の植林とあるが、実際は樹下植栽であったと考えられる。植林以前に当該面積が皆伐されたことを示す立木公売の記録はみつからないし、植林面積 10.55ha に対し植林本数 15,850 本も標準的な植林本数の約半分である（標準的な植林本数については「佐久市森林整備計画書」を参考にした）。このことから、2006年度の渡場地区では、植林と記録されているが、厳密には間伐跡地への樹下植栽がされたと推測される。したがって、本図では植林と樹下植栽の合計値については信頼性が高いものの、植林面積は過大に、樹下植栽面積は過小に表現されている。

2) 補植、追加植えおよび緑化木の植林は植林に含めていない。ただし、1989年度の「分収林 109-り 11.15ha からまつ補植」は、前後の作業内容から判断して、植林と補植をしたと判断し、植林面積に含めている。

3) 2004年度の植林の一部は、植林面積はなく、植林本数のみが記録されていた。竹原地区の1,600本の植林は、後年度の下刈り面積から推測して植林面積は0.52haであると試算した。

出所：佐久市大沢財産区（2014c）を基に筆者作成。

図 6-3 佐久市大沢財産区の山林作業



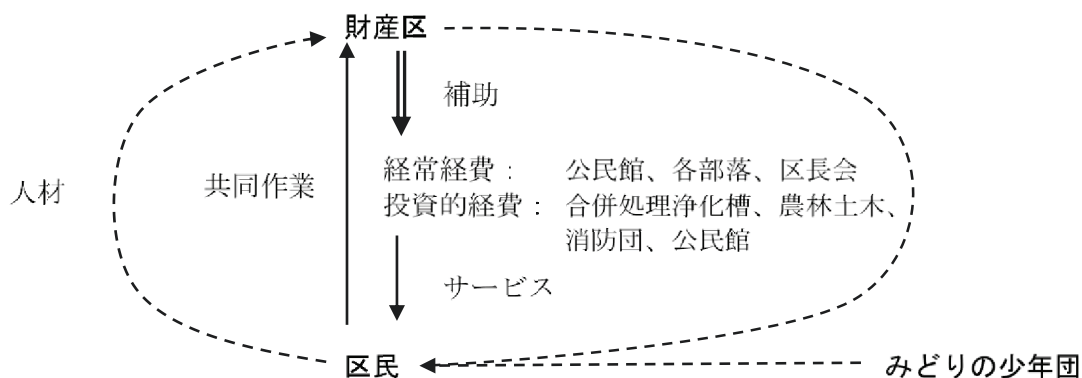
注：1) 原資料では事業によっては収入額のみ記し材積を記載していない。このような事業の販売材積は把握できないので、本図の販売材積は実際の販売材積より過小となっている。

2) 単位が「石」の場合は、1石を 0.278 m<sup>3</sup>と換算した。

3) 1997年度「中ノ入 101.75ha」は、他の資料（『佐久市大沢財産区歳入歳出決算事項別明細書』）を参考にし、ha はm<sup>2</sup>の誤記であると判断し修正した。

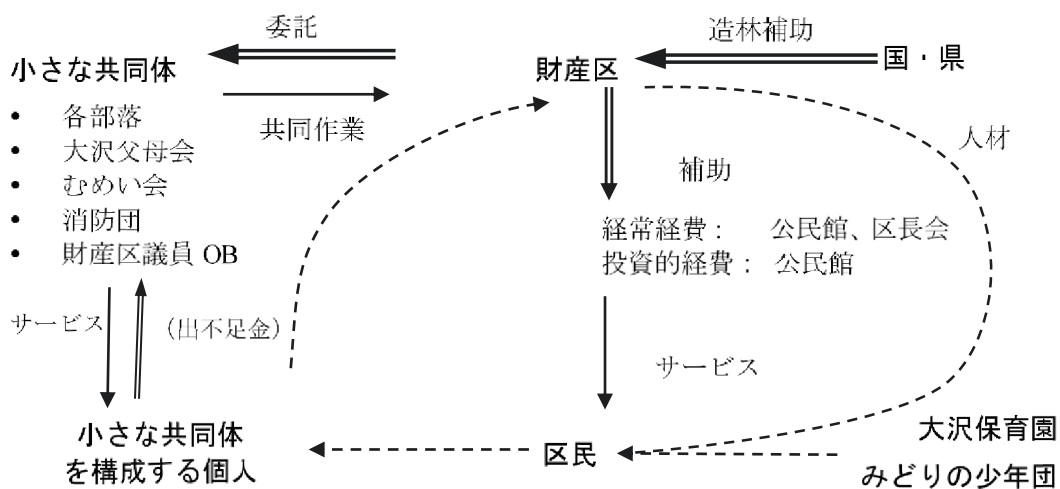
出所：1975年度から1981年度までは佐久市大沢財産区（各年版）を参照し、1982年度からは佐久市大沢財産区（2014c）を参考にした。2012年度の分収林の販売材積は、「平成23年度収穫調査箇所」（佐久市大沢財産区提供）を参考にした。

図 6-4 大沢財産区の販売材積の推移



- 注：1) ⇒はお金の流れ、→はサービスの流れ、点線の→は人の流れを示す。以下、同じ。
- 2) 経常経費、投資的経費については、1981年度から2013年度までで補助額の多い順に項目を並べ、総額が700万円以上のもののみを取り上げた。
- 3) 農林土木は内実が不明なので、便宜的に投資的経費に含めた。公民館は、毎年の運営費および施設整備費に補助しているため、経常経費と投資的経費の両者に含め

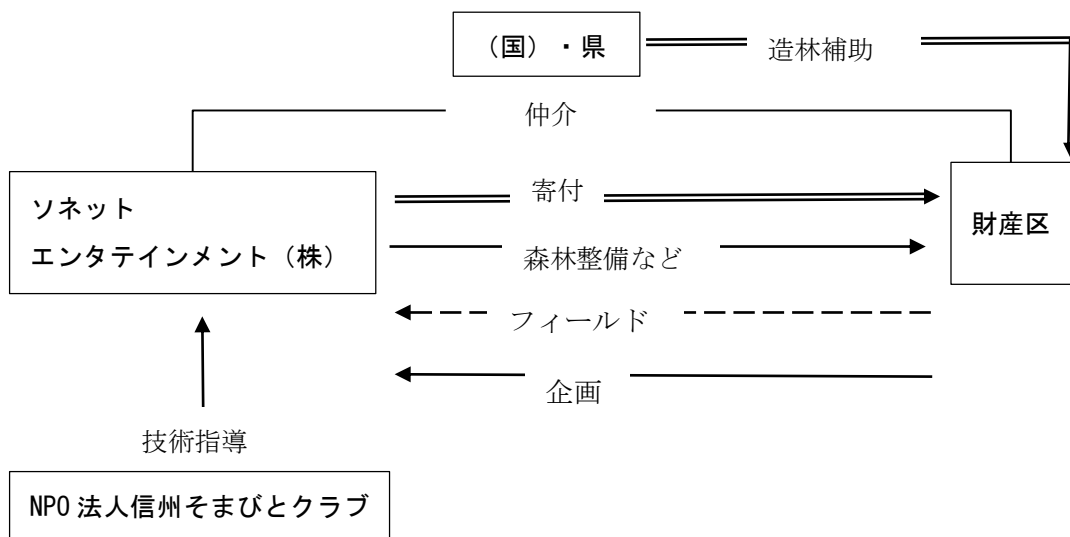
図 6-5 大沢財産区による地域社会への利益分配と人的資源形成システム  
(2000年代頃まで)



注：経常経費と投資的経費は2009年度から2013年度までの実績を参考にした。出不足金があるのは各部落の共同作業のみである。出不足金とは共同作業に参加できなかった場合支払うお金である。

図 6-6 大沢財産区による地域社会への利益分配と人的資源形成システム  
(2000年代頃から)





注：1) 国が括弧でくくられているのは、国は造林補助をするが仲介はしていないからである。2013年7月1日にソネットエンタテインメント株式会社はソネット株式会社に社名を変更した。

2) 本表では点線の矢印はフィールドの提供を示している。以下、同じ。

図 6-7 大沢財産区とソネットエンタテインメント株式会社との森林の里親契約

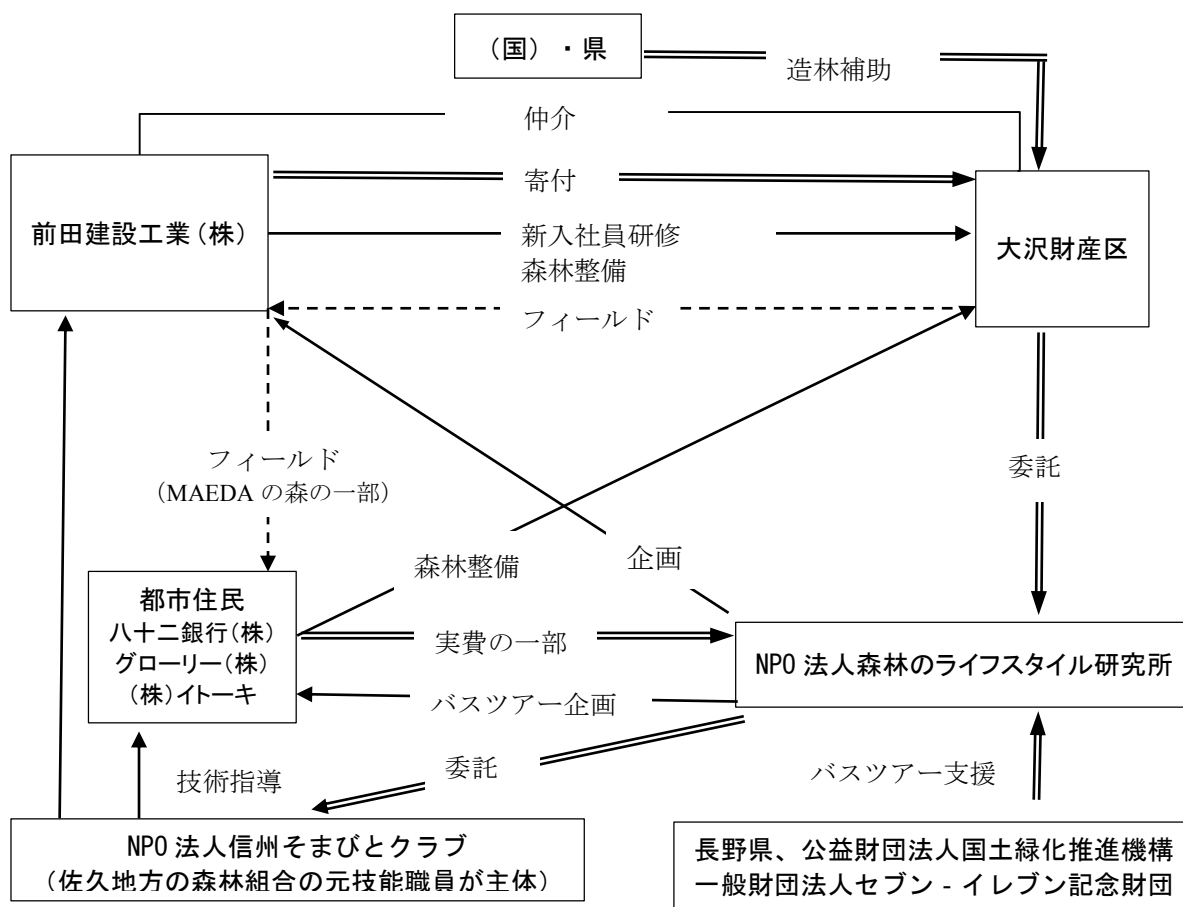


図 6-8 MAEDA の森における関係団体

表 6-1 長野県佐久市大沢地区における土地利用の状況

(単位：ha、%)

調査年	種別	農地			牧野・採草地	森林								その他	総計
		田	畑	計		国有	公有		私有				計		
						分収林	財産区	部落	社寺	団体	個人	小計			
1964	面積	105	113	218	7	200	320	1	4	2	160	166	684	275	1,184
	割合	9	10	18	1	17	27	0	0	0	14	14	58	23	100
2010	面積	62	16	78	…	…	…	…	…	…	…	…	414	…	853
	割合	7	2	9	…	…	…	…	…	…	…	…	49	…	100

注：「…」は該当数値が不明であることを示す。2010年の森林面積の合計値414haは森林と草生地を合わせた林野面積である。分収林の造林者は大沢財産区である。

出所：1964年の値は佐久市大沢財産区（1964）を、2010年の値は「2010年世界農林業センサス」を参照した。

表 6-2 佐久市大沢財産区の沿革

年	出来事
1874	西山 43 か村入会地が官有になる。
1880	カラマツの植林の開始。
1954	大沢村を含む 1 町 4 村が合併し野沢町が発足。大沢財産区の設置。
1961	野沢町を含む 2 町 1 村が合併し佐久市が発足。
1968	佐久高原美笹保健休養地の開発が始まる。
1981	大沢みどりの少年団の設立。
1986	ゴルフ場開発計画が持ち上がる。
1990	ゴルフ場開発計画の中止。
1992	合併処理浄化槽設置への補助が開始。
1993	佐久高原美笹保健休養地の開発が終わる。
1997	「愉快的な山仕事講座」が始まる。
2005	(旧) 佐久市が 2 町 1 村と合併して (現) 佐久市が発足。
2008	合併処理浄化槽設置への補助が終わる。 長野朝日放送「森林の里親契約」(単年度を 2 回)。
2009	「愉快的な山仕事講座」が終わる。 ソネットエンタテインメント株式会社「森林の里親契約」(5 年間)。 NPO 法人森のライフスタイル研究所による「分教場の裏山づくりプロジェクト」が始まる。
2010	「大沢森の分教場」の建設。
2011	前田建設工業株式会社「森林の里親契約」(5 年間)。

表 6-3 佐久市大沢財産区の収入（1975年度～2013年度）

(単位：千円)

年度	収入													
	立木 売払	土地 売払	還元金	財産 貸付	水道	利子・ 配当金	償還金	県 支出金	市 支出金	寄付金	積立金 取崩	前年度 繰越金	その他	
1975	39,873	17,849	234	0	236	0	2,413	0	482	0	0	13,388	5,271	
1976	40,849	12,703	0	5,000	260	7,636	2,799	0	300	0	0	11,352	798	
1977	52,183	20,539	186	0	273	0	3,257	0	299	0	20,454	6,377	800	
1978	45,899	21,609	0	15,000	260	0	2,117	0	634	99	0	4,697	1,483	
1979	46,301	6,753	0	0	260	0	2,633	22,680	865	317	0	11,770	1,023	
1980	37,757	10,952	0	0	260	0	3,235	0	840	453	0	19,345	2,672	
1981	43,616	13,591	0	6,572	263	0	5,467	0	678	39	0	16,542	464	
1982	40,138	19,513	0	2,117	270	0	4,105	0	1,284	905	0	10,732	1,213	
1983	43,467	21,388	90	7,623	406	0	4,617	306	872	500	0	7,509	157	
1984	27,075	12,858	0	0	399	0	4,823	0	521	0	2,000	5,959	515	
1985	39,746	15,287	0	2,173	384	0	5,437	0	1,452	0	10,500	3,600	913	
1986	25,703	1,513	0	2,173	377	0	2,707	0	626	0	6,000	11,999	308	
1988	39,411	1,916	0	1,823	402	0	14,728	0	2,135	0	11,887	6,151	370	
1989	48,799	7,054	0	18,648	446	0	3,410	0	3,468	0	12,900	2,274	599	
1990	43,906	14,232	1,079	4,488	421	0	11,278	0	1,452	0	3,000	4,766	3,189	
1991	47,640	4,478	0	15,020	470	0	13,786	0	1,895	0	4,274	7,379	338	
1992	55,597	5,785	0	32,094	496	0	12,970	0	1,641	0	0	2,339	272	
1993	93,383	4,468	0	58,946	1,173	0	10,114	0	1,966	0	12,227	4,151	337	
1996	23,166	2,400	0	0	511	0	2,222	0	1,451	0	13,509	1,844	1,229	
1997	18,241	3,998	0	0	639	0	1,677	0	1,884	0	5,746	3,045	1,251	
1998	18,885	59	0	0	552	0	1,285	0	3,149	0	9,810	3,721	308	
1999	20,020	3,311	623	0	691	0	884	0	2,528	0	8,465	2,133	1,386	
2000	18,793	5,805	0	0	627	0	388	0	2,681	0	5,355	3,655	281	
2001	18,155	1,029	0	0	576	0	470	0	4,735	0	8,421	2,830	93	
2002	17,427	2,130	0	0	606	0	489	0	3,345	0	6,000	2,991	1,866	
2003	41,879	5,291	0	0	354	0	255	0	7,639	0	25,278	2,896	166	
2004	28,472	5,260	0	0	245	0	255	0	11,606	0	0	11,058	48	
2005	35,047	2,865	0	0	192	0	250	0	6,040	0	5,475	9,935	10,289	
2006	25,765	1,380	0	0	1,060	0	550	0	8,865	0	5,923	7,980	7	
2007	17,928	1,761	0	0	283	0	1,390	0	3,429	0	0	11,041	24	
2008	18,426	2,674	0	0	176	0	1,451	0	10,248	0	2,136	1,606	136	
2009	19,904	2,880	2	0	994	0	1,351	0	3,452	1,083	880	6,813	2,323	126
2010	64,344	1,824	0	0	234	0	1,217	0	21,901	1,290	3,880	31,469	2,515	14
2011	22,870	1,628	0	0	265	0	614	0	3,262	709	880	0	15,311	201
2012	22,917	8,920	2,296	0	1,050	0	247	0	5,562	0	880	0	3,835	128
2013	23,065	6,549	0	0	341	0	371	0	5,511	761	880	2,640	5,886	126
I : '75-'86	40,217	14,546	43	3,388	304	636	3,634	1,916	738	193	0	3,246	10,273	1,301
II : '88-'93	54,789	6,322	180	21,837	568	0	11,048	0	2,093	0	0	7,381	4,510	851
III : '96-'02	19,241	2,676	89	0	600	0	1,059	0	2,825	0	0	8,187	2,888	916
IV : '03-'08	27,920	3,205	0	0	385	0	692	0	7,971	0	0	6,469	7,419	1,778
V : '09-'13	30,620	4,360	460	0	577	0	760	0	7,938	769	1,480	8,184	5,974	119
75-'13	35,185	7,563	125	4,769	457	212	3,480	639	3,575	171	206	6,119	6,804	1,067

注：(1) 1987年度、1994年度、1995年度の資料の所在は不明。(2) 「還元金」は西山地区の観光開発で地元に戻元された剰余金である。(3) 「寄付金」は長野県「森林の里親促進事業」で大沢財産区有林の里親となった企業からの寄付金。(4) 「その他」に計上したのは、次の通り。鍵括弧内は、款、項、目、節の順に示している。「財産収入、財産売払収入、不動産売払収入、西山売払収入」、「財産収入、財産売払収入、不動産売払収入、苗木売払収入」、「諸収入、雑入、雑入、雑入」、「諸収入、雑入、雑入、滞納繰越」、「諸収入、雑入、雑入、過年度収入」、「使用料及び手数料、使用料、施設使用料、施設使用料」。(5) 行「I : '75-'86」は第I期における各科目の年度平均を表した。以下同じ。

出所：佐久市（各年）『佐久市大沢財産区歳入歳出決算事項別明細書』より作成。

表 6-4 佐久市大沢財産区の収入の構成（1975年度～2013年度）

(単位：%)

年度	収入													
	立木 売払	土地 売払	還元金	財産 貸付	水道	利子・ 配当金	償還金	県 支出金	市 支出金	寄付金	積立金 取崩	前年度 繰越金	その他	
1975	100	45	1	0	1	0	6	0	1	0	0	0	34	13
1976	100	31	0	12	1	19	7	0	1	0	0	0	28	2
1977	100	39	0	0	1	0	6	0	1	0	0	39	12	2
1978	100	47	0	33	1	0	5	0	1	0	0	0	10	3
1979	100	15	0	0	1	0	6	49	2	1	0	0	25	2
1980	100	29	0	0	1	0	9	0	2	1	0	0	51	7
1981	100	31	0	15	1	0	13	0	2	0	0	0	38	1
1982	100	49	0	5	1	0	10	0	3	2	0	0	27	3
1983	100	49	0	18	1	0	11	1	2	1	0	0	17	0
1984	100	47	0	0	1	0	18	0	2	0	0	7	22	2
1985	100	38	0	5	1	0	14	0	4	0	0	26	9	2
1986	100	6	0	8	1	0	11	0	2	0	0	23	47	1
1988	100	5	0	5	1	0	37	0	5	0	0	30	16	1
1989	100	14	0	38	1	0	7	0	7	0	0	26	5	1
1990	100	32	2	10	1	0	26	0	3	0	0	7	11	7
1991	100	9	0	32	1	0	29	0	4	0	0	9	15	1
1992	100	10	0	58	1	0	23	0	3	0	0	0	4	0
1993	100	5	0	63	1	0	11	0	2	0	0	13	4	0
1996	100	10	0	0	2	0	10	0	6	0	0	58	8	5
1997	100	22	0	0	4	0	9	0	10	0	0	32	17	7
1998	100	0	0	0	3	0	7	0	17	0	0	52	20	2
1999	100	17	3	0	3	0	4	0	13	0	0	42	11	7
2000	100	31	0	0	3	0	2	0	14	0	0	28	19	1
2001	100	6	0	0	3	0	3	0	26	0	0	46	16	1
2002	100	12	0	0	3	0	3	0	19	0	0	34	17	11
2003	100	13	0	0	1	0	1	0	18	0	0	60	7	0
2004	100	18	0	0	1	0	1	0	41	0	0	0	39	0
2005	100	8	0	0	1	0	1	0	17	0	0	16	28	29
2006	100	5	0	0	4	0	2	0	34	0	0	23	31	0
2007	100	10	0	0	2	0	8	0	19	0	0	0	62	0
2008	100	15	0	0	1	0	8	0	56	0	0	12	9	1
2009	100	14	0	0	5	0	7	0	17	5	4	34	12	1
2010	100	3	0	0	0	0	2	0	34	2	6	49	4	0
2011	100	7	0	0	1	0	3	0	14	3	4	0	67	1
2012	100	39	10	0	5	0	1	0	24	0	4	0	17	1
2013	100	28	0	0	1	0	2	0	24	3	4	11	26	1
I:'75-'86	100	21	0	8	2	1	9	1	13	1	1	19	22	3
II:'88-'93	100	36	0	8	1	2	9	4	2	0	0	8	27	3
III:'96-'02	100	13	0	34	1	0	22	0	4	0	0	14	9	2
IV:'03-'08	100	14	0	0	3	0	5	0	15	0	0	42	15	5
V:'09-'13	100	11	0	0	1	0	3	0	31	0	0	18	29	5
75-'13	100	18	2	0	3	0	3	0	23	3	4	19	25	1

出所：佐久市（各年）『佐久市大沢財産区歳入歳出決算事項別明細書』、佐久市大沢財産区『大沢森林整備拠点・交流体験施設 大沢森の分教場』より作成。

表 6-5 佐久市大沢財産区の支出（1975年度～2013年度）

（単位：千円）

年度	支出	議会費	総務費	林業費	森林整備 拠点施設 整備費	産業 会館費	有線 管理費	簡易 水道 管理費	負担金 補助 交付金	積立 金	その他
1975	28,521	1,869	4,557	4,450	0	1,216	270	2,235	4,524	9,128	272
1976	34,472	2,124	4,439	4,190	0	1,540	266	4,031	7,222	10,660	0
1977	47,486	2,501	3,893	4,402	0	2,101	289	0	26,328	7,880	93
1978	34,129	2,989	2,656	5,494	0	1,774	620	0	8,856	11,739	0
1979	26,956	2,839	2,792	5,225	0	1,903	381	0	6,603	7,214	0
1980	21,216	2,833	2,881	4,973	0	2,059	763	0	5,763	1,944	0
1981	32,884	2,988	2,768	5,390	0	2,332	913	0	8,208	10,285	0
1982	32,629	3,242	2,892	5,915	0	1,883	799	0	6,996	10,902	0
1983	37,498	3,008	5,106	5,231	0	1,669	781	0	4,780	16,924	0
1984	23,535	2,965	3,485	4,632	0	2,252	786	0	4,887	4,527	0
1985	27,747	2,849	2,592	4,521	0	1,583	882	0	5,154	10,171	0
1986	23,360	3,310	2,674	5,740	0	1,592	998	0	4,956	4,089	0
1988	37,137	4,205	5,369	6,475	0	1,425	671	0	2,724	16,267	0
1989	44,033	3,737	2,493	6,909	0	1,531	815	0	3,520	25,027	0
1990	36,527	5,527	2,397	4,652	0	1,199	864	0	2,899	18,989	0
1991	45,301	5,317	2,272	1,797	0	1,731	684	0	5,669	27,831	0
1992	51,446	3,521	1,970	3,230	0	1,389	716	0	5,579	35,042	0
1993	91,984	3,722	2,017	13,597	0	1,320	694	0	8,388	62,246	0
1996	20,121	3,594	1,916	3,599	0	1,315	2,000	0	7,697	0	0
1997	14,520	3,324	1,905	3,396	0	1,305	0	0	4,589	0	0
1998	16,752	3,003	2,093	5,642	0	1,349	0	0	4,665	0	0
1999	16,365	2,928	4,066	4,174	0	1,283	0	0	3,914	0	0
2000	15,962	2,858	2,042	5,010	0	1,418	0	0	4,634	0	0
2001	15,164	2,838	2,028	6,762	0	1,342	0	0	2,194	0	0
2002	14,532	2,997	2,174	4,167	0	546	0	0	4,648	0	0
2003	30,821	2,498	10,796	6,630	0	7,034	0	0	3,863	0	0
2004	18,537	2,558	2,744	9,085	0	0	0	0	4,150	0	0
2005	27,066	2,563	2,281	8,011	0	0	0	0	4,212	10,000	0
2006	14,724	2,892	2,429	6,339	0	0	0	0	3,064	0	0
2007	16,323	2,293	1,966	4,556	0	0	0	0	7,508	0	0
2008	16,103	2,303	2,038	4,154	0	0	0	0	7,608	0	0
2009	17,388	2,345	2,872	7,977	2,027	0	0	0	2,168	0	0
2010	49,033	2,510	2,209	6,565	32,612	0	0	0	368	4,770	0
2011	19,034	2,297	2,159	8,786	0	0	0	0	308	5,484	0
2012	17,032	2,321	2,377	6,623	0	0	0	0	308	5,403	0
2013	18,151	2,303	2,386	10,514	0	0	0	0	308	2,640	0
I : '75-'86	30,869	2,793	3,395	5,014	0	1,825	646	522	7,856	8,789	30
II : '88-'93	51,071	4,338	2,753	6,110	0	1,432	741	0	4,797	30,900	0
III : '96-'02	16,202	3,078	2,318	4,679	0	1,223	286	0	4,620	0	0
IV : '03-'08	20,596	2,518	3,709	6,463	0	1,172	0	0	5,067	1,667	0
V : '09-'13	24,128	2,355	2,401	8,093	6,928	0	0	0	692	3,659	0
75-'13	28,736	2,999	2,993	5,800	962	1,280	394	174	5,257	8,866	10

注：「森林整備拠点施設」は、森林整備を体験する市民を受け入れる目的で建設され、研修室や会議室、用具収納庫等を備えた施設である。「大沢森の分教場」と名付けられた。「その他」は、1975年度繰出金272千円、1977年度補償補填及び賠償金である。

出所：佐久市（各年）『佐久市大沢財産区歳入歳出決算事項別明細書』、佐久市大沢財産区『大沢森林整備拠点・交流体験施設 大沢森の分教場』より作成。

表 6-6 佐久市大沢財産区の支出の構成（1975年度～2013年度）

(単位：%)

年度	支出	議会費	総務費	林業費	森林整備 拠点施設 整備費	産業 会館費	有線 管理費	簡易 水道 管理費	負担金 補助・ 交付金	積立金	その他
1975	100	7	16	16	0	4	1	8	16	32	1
1976	100	6	13	12	0	4	1	12	21	31	0
1977	100	5	8	9	0	4	1	0	55	17	0
1978	100	9	8	16	0	5	2	0	26	34	0
1979	100	11	10	19	0	7	1	0	24	27	0
1980	100	13	14	23	0	10	4	0	27	9	0
1981	100	9	8	16	0	7	3	0	25	31	0
1982	100	10	9	18	0	6	2	0	21	33	0
1983	100	8	14	14	0	4	2	0	13	45	0
1984	100	13	15	20	0	10	3	0	21	19	0
1985	100	10	42	16	0	6	3	0	19	4	0
1986	100	14	11	25	0	7	4	0	21	18	0
1988	100	11	14	17	0	4	2	0	7	44	0
1989	100	8	6	16	0	3	2	0	8	57	0
1990	100	15	7	13	0	3	2	0	8	52	0
1991	100	12	5	4	0	4	2	0	13	61	0
1992	100	7	4	6	0	3	1	0	11	68	0
1993	100	4	2	15	0	1	1	0	9	68	0
1996	100	18	10	18	0	7	10	0	38	0	0
1997	100	23	13	23	0	9	0	0	32	0	0
1998	100	18	12	34	0	8	0	0	28	0	0
1999	100	18	25	26	0	8	0	0	24	0	0
2000	100	18	13	31	0	9	0	0	29	0	0
2001	100	19	13	45	0	9	0	0	14	0	0
2002	100	21	15	29	0	4	0	0	32	0	0
2003	100	8	35	22	0	23	0	0	13	0	0
2004	100	14	15	49	0	0	0	0	22	0	0
2005	100	9	8	30	0	0	0	0	16	37	0
2006	100	20	16	43	0	0	0	0	21	0	0
2007	100	14	12	28	0	0	0	0	46	0	0
2008	100	14	13	26	0	0	0	0	47	0	0
2009	100	13	17	46	12	0	0	0	12	0	0
2010	100	5	5	13	67	0	0	0	1	10	0
2011	100	12	11	46	0	0	0	0	2	29	0
2012	100	14	14	39	0	0	0	0	2	32	0
2013	100	13	13	58	0	0	0	0	2	15	0
I : '75-'86	100	10	14	17	0	6	2	2	24	25	0
II : '88-'93	100	10	6	12	0	3	2	0	9	58	0
III : '96-'02	100	19	14	29	0	8	1	0	28	0	0
IV : '03-'08	100	13	17	33	0	4	0	0	27	6	0
V : '09-13	100	10	14	17	0	6	2	2	24	25	0
75-'13	100	12	13	24	2	5	1	1	20	21	0

出所：佐久市（各年）『佐久市大沢財産区歳入歳出決算事項別明細書』より作成。



表 6-7 佐久市大沢財産区の補助金・交付金

(単位：千円)

年度	補助金・交付金									
	農林土木	区長会 役員	部落 運営費	公民館	消防	合併処理 浄化槽	財産管理 協力費	衛生・ 体協	その他	
1981	6,189	2,000	340	717	700	0	0	1,304	1,127	0
1982	6,600	3,408	320	728	0	120	0	725	150	1,150
1983	4,432	1,700	320	864	0	160	0	534	150	390
1984	4,885	2,509	320	528	352	0	0	526	150	500
1985	5,037	1,929	470	584	356	0	0	648	150	900
1986	3,101	479	340	539	359	0	0	1,129	255	0
1987	3,029	870	360	541	557	0	0	451	250	0
1988	2,672	626	360	684	577	0	0	60	250	115
1989	3,037	586	360	692	1,144	0	0	0	255	0
1990	4,638	611	449	698	631	0	0	0	250	2,000
1991	5,598	655	460	707	577	3,000	0	0	200	0
1992	5,534	1,154	450	240	510	0	3,000	0	180	0
1993	8,107	517	450	244	2,517	0	4,200	0	180	0
1994	6,745	227	300	238	501	0	5,400	0	80	0
1995	1,118	211	300	145	387	0	44	0	30	0
1996	7,657	309	300	0	418	0	6,600	0	30	0
1997	4,130	1,300	150	0	250	0	2,400	0	30	0
1998	4,530	1,100	120	0	280	0	3,000	0	30	0
1999	3,880	1,100	100	0	250	0	2,400	0	30	0
2000	3,880	1,100	100	0	250	0	2,400	0	30	0
2001	2,230	0	150	0	250	0	1,800	0	30	0
2002	4,550	0	50	0	200	0	4,200	0	0	100
2003	3,850	0	50	0	200	0	3,600	0	0	0
2004	4,150	0	50	0	200	0	3,900	0	0	0
2005	4,150	0	50	0	200	0	3,900	0	0	0
2006	2,950	0	50	0	200	0	2,700	0	0	0
2007	7,450	0	50	0	200	0	7,200	0	0	0
2008	7,550	0	50	0	200	7,000	300	0	0	0
2009	2,110	0	50	0	2,060	0	0	0	0	0
2010	250	0	50	0	200	0	0	0	0	0
2011	250	0	50	0	200	0	0	0	0	0
2012	250	0	50	0	200	0	0	0	0	0
2013	250	0	50	0	200	0	0	0	0	0
I: '75-'86	5,041	2,004	352	660	295	47	0	811	330	490
II: '88-'93	4,931	692	422	544	993	500	1,200	10	219	353
III: '96-'02	3,813	314	79	0	221	0	3,171	0	13	14
IV: '03-'08	5,017	0	50	0	200	1,167	3,600	0	0	0
V: '09-'13	622	0	50	0	572	0	0	0	0	0
75-'13	4,085	679	216	247	458	312	1,729	163	116	156

注：(1) 「農林土木」には木場整備と用水改修を含む。(2) 「財産管理協力費」や「衛生」・「体協」の定義は不明。ただし、1982年の信濃毎日新聞の記事において佐久市大沢財産区の話として「一戸あたり年額7千円助成している衛生活動・管理協力」という記述がある。「財産管理協力費」や「衛生」は地区活動への対価として各戸に支払ったと思われる。(3) 「その他」は1982年度災害150千円、閉校記念1,000千円、1983年度災害35千円、三百田220千円、ステージ85千円、保育園50千円、1984年度新田テレビ500円、1985年度体育館900千円。(3) 四捨五入しているため、各項目の和が補助金・交付金と一致しない場合もある。(4) 1983年度の補助金・交付金は4,432千円、各項目の和は4,118千円となり一致しない。原資料にしたがった。

出所：佐久市大沢財産区(2014)『事業報告』、信濃毎日新聞(1982)「財政難—財産区も“行革作戦”」『信濃毎日新聞』1982年1月25日より作成。

表 6-8 佐久市大沢財産区の積立金と債券（1975年度～2013年度）

(単位：千円)

年度	積立金	債券					
			県林業 センター	佐久市 森林組合	大沢林業 協業組合	農村集団 電話債券	ピンク 電話債券
1975	36,826	23,334		300	54	22,680	300
1976	47,486	23,534	200	300	54	22,680	300
1977	34,912	23,534	200	300	54	22,680	300
1978	46,651	23,534	200	300	54	22,680	300
1979	53,865	800	200	300			300
1980	55,809	800	200	300			300
1981	66,093	800	200	300			300
1982	76,995	800	200	300			300
1983	93,919	500	200	300			
1984	96,446	500	200	300			
1985	96,118	500	200	300			
1986	94,207	500	200	300			
1988	150,314	500	200	300			
1989	162,441	500	200	300			
1990	178,430	500	200	300			
1991	201,986	500	200	300			
1992	237,029	500	200	300			
1993	287,048	500	200	300			
1996	259,877	500	200	300			
1997	254,131	500	200	300			
1998	244,321	500	200	300			
1999	237,856	500	200	300			
2000	232,502	500	200	300			
2001	224,081	500	200	300			
2002	218,081	500	200	300			
2003	192,803	500	200	300			
2004	192,803	500	200	300			
2005	197,328	500	200	300			
2006	191,405	500	200	300			
2007	191,405	500	200	300			
2008	189,269	500	200	300			
2009	182,457	500	200	300			
2010	155,757	500	200	300			
2011	161,241	500	200	300			
2012	166,644	500	200	300			
2013	166,644	500	200	300			

出所：佐久市（各年）『佐久市大沢財産区歳入歳出決算事項別明細書』より作成。

表 6-9 2003 年度における大沢財産区林務委員の山林作業

作業	回数	日にち
測量	3	4/1、 <span style="border: 1px solid black;">9/28</span> 、11/21
区分け	1	<span style="border: 1px solid black;">4/12</span>
植林	1	<span style="border: 1px solid black;">4/29</span>
山廻り	7	<span style="border: 1px solid black;">5/11、5/27、7/20、9/22、9/23、12/7、12/21</span>
草刈り	2	<span style="border: 1px solid black;">6/29、7/13</span>
毎木	5	<span style="border: 1px solid black;">8/10、8/16</span> 、9/30、10/16、12/25
間伐	1	<span style="border: 1px solid black;">9/27</span>
ひのき起こし	1	<span style="border: 1px solid black;">6/8</span>
山案内	7	7/9、9/6、10/7、10/20、11/7、11/29、11/24
父母会立会い	2	8/31、11/2
雑木調査	1	6/5
愉快的山仕事関係	8	4/26、4/27、9/19、9/20、9/21、11/22、11/23、11/24
計	39	

注：日にちのうち線で囲ったのは、財産区議員 12 人全員が参加する日。佐久市大沢財産区議会は、議長 1 人、副議長 1 人、総務委員 5 人、林務委員 5 人により構成される。  
 出所：佐久市大沢財産区（2004）より転載。

表 6-10 2013年度に大沢財産区有林において森林整備した団体

(単位：回、人、人日、年)

主催	開始	森林整備	森林整備以外	回数	1回の延べ 人数	人日	協力	内容
財産区議員	1954	地拵え、植林、下刈り、除間伐、枝打ち	山廻り、測量、立木調査、案内板修理、害獣駆除、林道の清掃など	22	12*	264*	林野庁・県・市**	助成
大沢みどりの少年団	1981	植林、下刈り	きのこ教室、そば打ち体験、花炭づくり、空き缶拾い	5	20 ～ 27	119	大沢みどりの少年団育成会 県、野沢小学校 県みどりの少年団連盟	共催 参加 助成
各部落	1880	下刈り		6	39～ 261*	516*	林野庁・県**	助成
大沢父母会	1954 頃	枝打ち		1	30*	30*	林野庁・県**	助成
むめい会	2000 頃	植林		1	16*	16*	林野庁・県**	助成
大沢保育園	2009 頃	植林		1	13*	13*		
小雀保育園	2011	下刈り		1	?	?		
(特非) 森のライフスタイル研究所	2009	地拵え、植林、下刈り、除間伐	チェーンソー講習会	6	10 ～ 81	301	(特非) 信州そまびとクラブ 前田建設工業(株) 都市住民、(株)八十二銀行、グローリー(株)、イトーキ(株) (公財)国土緑化推進機構 林野庁・県**	森林管理、技術指導 フィールド、助成 参加 助成 助成
ソネットエンタテインメント(株)	2010	地拵え、植林、下刈り、枝打ち	小径の補修、じゃが芋の栽培	5	18 ～ 41	127 ～ 130	(特非) 信州そまびとクラブ 林野庁・県**	技術指導 仲介、助成
前田建設工業(株)	2011	伐採、地拵え、歩道づくり		2	53、 86	139	(特非) 森のライフスタイル研究所 (特非) 信州そまびとクラブ 林野庁・県**	企画、運営 技術指導 仲介、助成
川崎市宮前区	2000	間伐	そば打ち体験、花炭づくり	1	58	58	飛森谷戸の自然を守る会	参加
ソロモン諸島の南太平洋大学	2013	枝打ち	文化交流	1	24	24	外務省 新田部落 林野庁・県**	企画、助成 文化交流 助成
台湾国立大甲高級工業職業学校	2013	枝打ち		1	15	15	林野庁・県**	助成
パプアニューギニア大学	2013	枝打ち	炭焼き体験、箸作り、文化交流	1	20	20	外務省 大沢保育園 林野庁・県**	企画、助成 文化交流 助成
合計	14***			53	6～261	1,642～1,645	18	

注：(1) 下草刈、下草刈りを下刈りに用語を統一した。(2) \*は、推計値である。議員の場合は議員数、財産区民の場合は世帯数を参考にした。各部落の共同作業にすべての世帯主は参加していないので、各部落の推計値は実績値より大きい。むめい会は2014年度の値である。その他は原資料に約何名、何名余という記載だった。(3) 「林野庁・県\*\* (あるいは林野庁・県・市\*\*)」はいわゆる造林補助金を意味し、受給者は大沢財産区である。(4) 6部落を1団体と数えたが、各部落は別々に作業している。(5) むめい会とは大沢地区地家部落の有志を中心とした住民団体である。(6) 飛森谷戸の自然を守る会は川崎市宮前区で活動する住民団体である。(7) 議員活動の例として、大沢みどりの少年団のきのこ教室のためのしいたけ原木採り、議会、定例会、行政懇談会、林政懇談会、市長との懇談会などがある。これらの活動の回数および人数は合計値に含めていない。(8) 前田建設工業(株)の53人はスタッフ9人を加えた数である。(9) この他の団体として財産区と共同で森林経営計画を策定し搬出間伐事業などを受託する佐久森林組合やS材木店があげられる。(10) 大沢父母会は大沢小学校が廃校する前は大沢小学校PTAとして活動していたと思われる。

出所：NPO 法人信州そまびとクラブ(2014)、NPO 法人森のライフスタイル研究所(2014)、大沢地区文化財保存会(2014)、大沢みどりの少年団育成会(2014)、グローリー株式会社(2014)、佐久市大沢財産区(2013.7)、佐久市大沢財産区(2014.1)、So-net Cooperation(2014)、飛森谷戸の自然を守る会(2013)、2015年2月15日NPO 法人森のライフスタイル研究所代表理事所長HT氏、2015年4月17日佐久市大沢財産区事務職員AN氏、2015年4月17日NPO 法人信州そまびとクラブ代表KK氏、2015年4月17日地家部落のむめい会会員MA氏への聞き取りより。

表 6-11 大沢財産区有林における NPO 法人森のライフスタイル研究所によるプロジェクト

(単位：年、回、ha、人、人日、円)

名称	期間	回	面積	樹種	主な活動	1回 の 人数	延べ 人日	参加 費	協力	内容
分教場の 裏山づくり プロジェクト	2009~ 2010	4	0.4	ヒノキ	雑木の伐採 地拵え 植樹 下刈り	12~ 38	90	0	(特非) 信州 そまびとクラブ	森林管理 技術指導
									(特非) 信州 そまびとクラブ	森林管理 技術指導
ヒノキの 経済林づくり プロジェクト	2010~	21	3	ヒノキ	雑木の伐採 地拵え 植樹 下刈り	31~ 90	1,103	0~ 5,000	前田建設工業 (株)	フィールド提供 新入社員研修 社員ボランティア 助成
									八十二銀行 (株) グローリー (株) (株) イトーキ	社員ボランティア
									長野県 (公財) 国土緑化 推進機構 (一財) セブン- イレブン記念財団	助成
<sup>たきぎ</sup> 薪の森づくり プロジェクト	2014~	2	2	コナラ	雑木の伐採 地拵え	20~ 39	59	3,000	(特非) 信州そま びとクラブ 長野県 (公財) 国土緑化 推進機構	森林管理 技術指導 助成
合計	2009~	27	5.4	ヒノキ コナラ	雑木の伐採 地拵え 植樹 下刈り	12~ 90	1,252	0~ 5,000	8 団体	

注：2009年から2014年までの実績値である。ただし、前田建設工業（株）による新入社員研修と社員ボランティアは実績に含めていない。なぜなら、新宿発の森づくりバスツアーとは別に実施されており NPO 法人森のライフスタイル研究所 HP からはその詳細が不明だった、またヒノキの経済林プロジェクトとは別のフィールドで活動している可能性があるからである。前田建設工業（株）は大沢財産区に寄付し、その寄付金は委託料として NPO 法人森のライフスタイル研究所に支払われたので、厳密には間接的な助成である。

出所：NPO 法人信州そまびとクラブ HP、NPO 法人森のライフスタイル研究所の HP から作成。

資料 6-1 森林整備事業

1. 概要

- 1.1. 森林整備事業（民有林補助）は、個人に対する補助であることなど、土木工事により施設整備を行う通常の公共事業とは大きく異なる。
- 1.2. 標準単価方式、事後申請方式、査定係数制度、交付申請委任を採用。

2. 特徴

- 2.1. 個人に対する補助である
- 2.2. 一件当たりの事業規模が著しく零細で件数が多い
- 2.3. 森林所有者に対する誘導によって事業を実施する
- 2.4. 植物の育成を主な内容とする
- 2.5. 事業目的の達成までに超長期を要し、同一箇所に繰り返しの投資を必要とする
- 2.6. 季節制約性が強い

3. 仕組み

3.1. 標準単価方式

- 都道府県知事が施業の種類毎に単位面積当たりの標準的な事業費単価（標準単価）を定め、これに基づいて補助金額を算定（\*通常は実行経費）。
- 標準単価の設定に当たっては、国が定めた作業工程に基づいて直接費を算出した上で、共通仮設費 7.5%を加算。
- 国の作業工程は、先進地域におけるコストの把握分析等により適宜見直し

3.2. 事後申請方式

事業主体が、事業の完成後に、都道府県知事に対して補助金の交付を申請（\*通常は事前申請）。ただし、森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐、森林作業道整備については、事前計画の提出が必要。

3.3. 査定係数制度

- 「査定係数」とは、施業の種類や実施地域、実施主体等の違いにより定めた、政策上のウェイト付けの係数。
- 補助金額の算定に当たっては、標準経費（事業量×標準単価）に査定係数を乗じた金額を補助対象経費としており、実質的に、補助率を嵩上げ。

4. 交付申請委任

事業主体は都道府県知事に対する補助金の交付申請及び受領を第3者に委任することが可能（\*通常は事業主体自らが申請）。

出所：福田（2014）。

## 参考文献

- 泉留維・齋藤暖生・浅井美香・山下詠子（2011）『コモンズと地方自治』日本林業調査会。
- 市川次郎（1983）「昭和58年度 全国林業経営推進行事参加申込書」（佐久市大沢財産区所蔵）。
- 井上真（2004）『コモンズを求めて』岩波書店。
- 井上由扶（1974）『森林経理学』地球社。
- 内山節（2010）『共同体の基礎理論』農山漁村文化協会。
- NPO 法人信州そまびとクラブ（2014）「信州そまびとクラブ活動ブログ」  
<http://kishino.sub.jp/somawp/>（2014/11/20 アクセス）。
- NPO 法人森のライフスタイル研究所（2014）『森ライ白書 2013』  
<http://www.slow.gr.jp/pdf/morilife-whitepaper2013.pdf>（2014/11/10 アクセス）。
- NPO 法人森のライフスタイル研究所（2015）『森ライ白書 2014』  
<http://moridukuri.or.jp/common/pdf/hakusho2014.pdf>（2015/12/26 アクセス）。
- NPO 法人森のライフスタイル研究所 HP <http://www.slow.gr.jp/>（2015/12/26 アクセス）。
- 大井隆男（1976）「公有林造成の一形態—長野県大沢村有林の場合—」『徳川林政史研究所研究紀要』昭和50年度, pp. 465-491。
- 大沢財産区 OB 会（2015）「大沢財産区 OB 会の結成について」（佐久市大沢財産区所蔵）。
- 大沢地区文化財保存会（2014）『大沢ドンドン』大沢地区文化財保存会。
- 大沢西山地区総合開発推進委員会（1990）「大沢西山地区開発について」（佐久市大沢財産区所蔵）。
- 大沢みどりの少年団育成会（2014）「平成26年度総会議案」（佐久市大沢財産区所蔵）。
- 大沢みどりの青年団（2015）「大沢みどりの青年団の結成について」（佐久市大沢財産区所蔵）。
- 木内幸治郎（1903）「南佐久郡大澤村造林及保護法成蹟」『信濃山林会報』2, pp. 136-150。
- グローリー株式会社（2014）『グローリーCSR 報告書 2014』  
<http://www.glory.co.jp/csr/download/>（2015/11/2 アクセス）。
- 佐久市大沢公民館・佐久市大沢財産区編（1980）『大井隆男先生講演 大沢村有林の成立と発展』（佐久市大沢財産区所蔵）。
- 佐久市大沢財産区（1964）『大沢財産区有林経営計画書 自昭和39年4月1日 至昭和44年3月31日』（佐久市大沢財産区所蔵）。
- 佐久市大沢財産区（1987）「大沢西山開発について」（佐久市大沢財産区所蔵）。
- 佐久市大沢財産区（1988）「大沢西山開発について」（佐久市大沢財産区所蔵）。
- 佐久市大沢財産区（1989）「大沢西山開発について」（佐久市大沢財産区所蔵）。
- 佐久市大沢財産区（2004）「林務委員会 平成16年1月16日」（佐久市大沢財産区所蔵）。
- 佐久市大沢財産区（2010.7）「大沢財産区通信 第15期1号」（佐久市大沢財産区所蔵）。

- 佐久市大沢財産区 (2011.1) 「大沢財産区通信 第15期2号」 (佐久市大沢財産区所蔵) .
- 佐久市大沢財産区 (2011.3) 「大沢財産区通信 第15期3号」 (佐久市大沢財産区所蔵) .
- 佐久市大沢財産区 (2012.1) 「大沢財産区通信 第15期4号」 (佐久市大沢財産区所蔵) .
- 佐久市大沢財産区 (2012.7) 「大沢財産区通信 第15期5号」 (佐久市大沢財産区所蔵) .
- 佐久市大沢財産区 (2013.7) 「大沢財産区通信 第15期7号」 (佐久市大沢財産区所蔵) .
- 佐久市大沢財産区 (2014.1) 「大沢財産区通信 第15期8号」 (佐久市大沢財産区所蔵) .
- 佐久市大沢財産区 (2011?) 「大沢森林整備拠点・交流体験施設 大沢森の分教場」 (佐久市大沢財産区所蔵) .
- 佐久市大沢財産区 (2014a) 「佐久市大沢財産区概要」 (佐久市大沢財産区所蔵) .
- 佐久市大沢財産区 (2014b) 「大沢財産区の動き (平成26年4月現在)」 (佐久市大沢財産区所蔵) .
- 佐久市大沢財産区 (2014c) 「昭和56年度～平成25年度 事業報告」 (佐久市大沢財産区所蔵) .
- 佐久市大沢財産区 (2014d) 「森林の村大沢」 (佐久市大沢財産区所蔵) .
- 佐久市大沢財産区 (各年) 『大沢財産区会計歳入歳出決算事項別明細書』 (佐久市大沢財産区所蔵) .
- 佐久市志編纂委員会編 (1996) 『佐久市志 歴史編 (四) 近代』 佐久市.
- 佐久市志編纂委員会 (2003a) 『佐久市志 歴史年表』 佐久市.
- 佐久市志編纂委員会 (2003b) 『佐久市志 歴史編 (五) 現代』 佐久市.
- 佐久市長神津武士 (1988) 「西山地域リゾート開発の推進について」 (佐久市大沢財産区所蔵) .
- 佐久市長三浦大助 (2009) 「感謝状」 (佐久市大沢財産区所蔵) .
- 佐久地方事務所長 (2004) 「平成16年度森林造成事業の執行について (16佐地林第106号)」
- 信濃山林会 (1907) 『信濃山林誌』 信濃山林会.
- 信濃毎日新聞 (1982a) 「財政難—財産区も“行革作戦”—」 『信濃毎日新聞』 1982年1月25日.
- 信濃毎日新聞 (1982b) 「大沢地区の植林事業」 『信濃毎日新聞』 1982年7月30日.
- 信濃毎日新聞 (1987) 「県内の新たなリゾート開発構想 高速交通網整備引き金」 『信濃毎日新聞』 1987年1月1日.
- 信濃毎日新聞 (1988a) 「契約方法めぐり住民対立 佐久市のリゾート開発用地」 『信濃毎日新聞』 1988年12月3日.
- 信濃毎日新聞 (1988b) 「佐久高原の美笹別荘地 個人向けは完売」 『信濃毎日新聞』 1988年12月24日.
- 信濃毎日新聞 (1989) 「県のゴルフ場開発規制 “玉虫色” 批判も」 『信濃毎日新聞』 1989年12月5日.
- 信濃毎日新聞 (1990a) 「自然と調和 大きな課題」 『信濃毎日新聞』 1990年2月6日.



- 信濃毎日新聞（1990b）「『千曲川高原リゾート構想』承認 ゴルフ場建設には条件」『信濃毎日新聞』1990年2月6日。
- 信濃毎日新聞（1992）「五輪選手の強化センター 佐久市西山に建設構想」『信濃毎日新聞』1992年10月14日。
- 島崎洋路（2010）『増補版 山造り承ります』川辺書林。
- 島田錦蔵（1941）『森林組合論』岩波書店。
- 全国林業改良普及協会編（2009）『日本の記録 林業人列伝 vol.2』全国林業改良普及協会。総務省「国勢調査」。
- 総務省（各年）「財産区の決算状況」『地方財政状況調査』。
- So-net Cooperation（2014）「So-net の森」  
<http://www.so-net.ne.jp/corporation/csr/kankyo/mori/>（2014/11/12 アクセス）。
- 大臣官房統計部管理課「農業地域類型区分について」  
[http://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki\\_ruikei/setsumei.html](http://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsumei.html)（2014/11/5 アクセス）。
- 田中康夫（2004）「田中県政下における森林行政の展開」『林業経済』57（2）, pp. 25-26。
- 中部森林管理局（2015）「『山の日』制定記念分収造林契約調印式について」  
<http://www.rinya.maff.go.jp/chubu/press/kouhou/150818.html>（2015/12/19 アクセス）
- 飛森谷戸の自然を守る会（2013）「8/24-25：佐久市子ども自然体験交流会」  
<http://tonmori.216.jp/topics/2013/824-25.html>（2014/11/20 アクセス）。
- 長野県佐久市（2014）『佐久市森林整備計画書—計画期間 自 平成26年4月1日 至 平成36年3月31日—』（佐久市大沢財産区所蔵）。
- 長野県佐久市総務部秘書広報課（2003）『佐久市勢要覧 2003』長野県佐久市。
- 長野県みどりの少年団連盟（1998）『みどりの少年団調査報告書—大沢みどりの少年団の活動を振り返って—』長野県みどりの少年団連盟。
- 西山リゾート開発対策委員会（1990）「西山リゾート開発対策委員会だより NO2（1990年12月12日）」（佐久市大沢財産区所蔵）。
- 農林水産省大臣官房統計部（2007）『2005年農林業センサス』農林統計協会。
- 農林水産省大臣官房統計部（2013）『2010年世界農林業センサス』農林統計協会。
- 浜田久美子（1998）『森をつくる人びと』コモンズ。
- 浜田久美子（1999）「オトナの林間学校“愉快的な山仕事”講座」『現代農業 8月増刊号』45, pp. 124-130。
- 廣川祐司（2012）「環境保全に寄与する『総有的所有観』による公共的土地利用秩序の形成」『千葉大学 公共研究』8（1）, pp. 138-170。
- 藤井亮二（2015）「基金制度の沿革と課題（2）基金が多用された3つの時期」『立法と調査』367, pp. 90-104。
- 福田淳（2014）「（3）森林整備事業の仕組み」『森林整備事業の概要（平成26年度流域管理国有林森林総合監理士フォローアップ研修資料）』。

- 前田征三（1997）「観光開発と地域集団の意思形成—長野県諏訪地方の事例を中心に—」『立正大学人文科学研究所年報 別冊』11, pp. 3-14.
- 読売新聞（1982）「おてんま復活 佐久市大沢」『読売新聞 長野版』1982年12月26日.
- 読売新聞社出版部編（1911）『模範町村の現況』読売新聞社.
- 林業経済学会編（2006）『林業経済研究の論点—50年の歩みから—』日本林業調査会.
- 林野庁計画課監修（1978）『公有林の現況』公有林野全国協議会.
- 林野庁編（2010）『森林・林業白書 平成22年版』日本林業協会.
- 若森みどり（2015）『カール・ポランニーの経済学入門』平凡社.
- 渡辺千尋（2015）「MAEDAの環境教育—知識と経験、どちらも重要！—」（エコプロダクツ2015企業向けセミナー講演資料）  
[http://www.eco-lead.jp/archives/news\\_eco/seminar2015/](http://www.eco-lead.jp/archives/news_eco/seminar2015/)（2015/12/31アクセス）
- （2004?）「大沢財産区所有林の状況」（佐久市大沢財産区所蔵）.
- （1987）「基本覚書（1987年8月6日）甲 佐久市大沢西山地区総合開発推進委員会会長 市川彌四郎、乙 東都自動車株式会社代表取締役宮本市郎、立会人 長野県佐久市長 神津武士、立会人 鹿島建設株式会社 専務取締役土木本部長 山本安一」（佐久市大沢財産区所蔵）.
- （1967）『郷土の学習資料 大沢の森林開発』（2014年10月16日高畑博文氏提供）.
- 「佐久市大沢財産区部分林（3官7民）」（佐久市大沢財産区所蔵）.
- 「分収造林一覧表（3官7民）」（佐久市大沢財産区所蔵）.
- 「平成23年度収穫調査箇所」（佐久市大沢財産区提供）.

## 補章 予備調査

### 補.1 概要

本章では、第 6 章の事例を選択するために実施した電話調査の手順とその結果および予備的な現地調査について述べる。2008 年度に財産収入型と支援活用型に該当する市町村は 155 を数えた。このうち次の何れかの条件を満たす市町村を選択し、電話調査を行った。条件とは、ウェブページの情報検索を通じて財産区による森林経営が確認できる、あるいは 1 つの市町村に 1 つの財産区が設置される市町村である。後者の条件を付したのは次の理由による。市町村が複数の財産区を設置している場合、複数の市町村職員によって財産区業務が分掌され、1 人の担当者が市町村内すべての財産区の実態を把握していないことも多い。電話調査の便宜から、1 市町村内に 1 財産区という条件を付け加えた。どちらかの条件を満たす市町村数は 36 であった。

この 36 市町村の財産区担当者に電話でたずねた項目は次の 3 つである。

- ① 財産売払収入の内容は何か。
- ② 財産区は間伐等の森林整備をしているか。
- ③ 財産区史などは編纂しているか。

このような質問を設定した理由は、財産区による森林経営の活動の有無と資料の利用可能性を把握したかったからである。

2014 年 7 月に実施した電話調査の結果をまとめたものが表補 - 1 である。電話調査により、36 市町村のうち 21 市町村において財産区は立木売払による財産売払収入があり、森林整備を実施していることがわかった。これらのうち資料が豊富であると予想され、かつ財産費（山林）支出額が大きい 3 財産区に絞って予備的に現地調査を実施した。予備調査の結果、「財産区歳入歳出決算事項別明細書」各年度版の保存が確認できた長野県佐久市大沢財産区について本調査を実施した。大沢財産区は、第 4 章の分析対象期間である 1976 年度から 2008 年度まで一貫して財産売払と県支出金による収入があり、財産費（山林）の支出がある支援活用型であった。

### 補.2 電話調査を通じて明らかにされた財産収入型と支援活用型の特徴

電話調査を通じて明らかになった財産収入型と支援活用型の特徴について付言したい。

先に述べたように財産収入型は、「財産区の決算状況」の収入項目に都府県支出金を計上しない型である。電話調査によると、財産収入型は都府県支出金を計上しない理由別に大きく 3 つに分けられる。

第 1 に、他に十分な収入があり補助が必要ない。

第 2 に、委託により森林整備を実施している。市や森林組合が事業主体となり、事業主体が補助を受給し、財産区は間接的に補助を受給している。事業主体は森林整備事業によって得た立木売払収入や補助金の合算額から費用を控除した収益の一部を財産区に還元している。このような還元金は「都府県支出金」ではなく「その他」の収入項目に計上している。

したがって、第3者が受給した補助金は、財産区有林の整備事業に用いられたとしても、財産区の決算状況からは把握できない。

第3に、森林整備をしていない。草刈りなどを使途として財産費（山林）を支出しているものの、補助の対象となる森林整備をしていない。

ほとんどの支援活用型は、立木を売払い、林野庁の補助事業により森林整備を実施している。このような森林経営に該当する財産区を設置する市町は16のうち14市町であった。

財産収入型は、都道府県支出金収入に依存する必要がない、事業を委託している、森林整備をしていないと、3つのタイプが混在している。対して、支援活用型は、立木を売払うとともに、補助を受給し、森林整備を継続する経営体が圧倒的であった。

2008年度の「財産区の決算状況」によると、財産区の6種類のうち最も多いのが財産収入型で141市町村、30.8%、次に多いのが支援活用型で114市町村、24.9%であった。前述の通り、財産収入型には3つのタイプが混在するのに対し、支援活用型の経営形態は相対的に均質である。支援活用型は数の上では財産収入型に劣るものの、財産区による森林経営の一つの典型を表わしているといえる。従って、大沢財産区という支援活用型を示す事例を分析することにより、財産区による持続可能な森林経営の性格を把握することができるといえる。

表 補-1 類型別にみた森林経営の特徴  
(単位：市町村)

	財産収入	支援活用	合計
財産収入			
立木	11	14	25
不動産	7	2	9
採石	1	1	2
不明	1	0	1
財産費（山林）			
森林整備	13	16	29
草刈など	5	0	5
不明	2	0	2
造林補助			
受給	7	16	23
受給なし	11	0	11
不明	2	0	2
合計	20	16	36

出所：2014年7月2日から10日までの間に筆者が36市町村の財産区担当者に2008年度の状況を電話で照会した結果による。

## 終章 総括

本稿では、低経済成長期における自然資源管理の展望を描く手掛かりとして、財産区による森林管理に焦点を絞り、その持続可能性条件について考察した。低経済成長期を迎え自然資源管理をめぐる問題構造が変化したにもかかわらず、北米コモンズ研究では経済の趨勢の変化に応じた主体形成や制度を跨るリンケージの議論が限られていたからである。本稿の第Ⅰ部において市場や政策という森林管理を規定する外生要因を整理し、第Ⅱ部では統計分析、第Ⅲ部では事例研究から、課題に接近した。以下、第Ⅱ部の統計分析の成果を整理した上で、協治論の観点から第Ⅲ部の事例から得られた知見をまとめたい。

### 終. 1 統計分析からみた森林経営の動向

第3章を参考にして、1970年代後半から現在までの林業事業体による森林経営を振り返ると、次の2点が指摘できる。第1に、1970年代から1980年代までは森林経営の再編期であった。『農林業センサス』<sup>1</sup>によると、1970年代から1980年代にかけて、林業生産活動が縮小に転じ、人工林を成立させるのに不可欠となる下刈りや良質な木材を生産するのに必要となる間伐を実施しない林業事業体が増加した。この理由として、①間伐によって生産されていた小径木が、輸入拡大により外材と競合し売れなくなったこと。②戦後造林した立木はいまだ伐期を迎えていなかったため主伐できなかったこと。③さらに、①と②の結果、林業事業体の収入が減少し、森林整備費用を負担できなくなった林業事業体が増加したことがあげられる。

第2に、2000年代後半、林産物を販売する林業経営体<sup>2</sup>の数は増加した。1960年から2000年まで、林産物を販売する林業事業体は、減少していった。1970年代や1990年代は、とりわけ減少幅が大きかった。2000年代後半になると、人工林資源が成熟し、国際的に資源需給がひっ迫し、加工業の規模拡大が進んだ。その結果、山元立木価格は依然、低位に推移していたが、国内の素材生産量が増大し、林産物を販売する林業経営体の数が増加した。

それでは、財産区の森林経営状況はどうだったのだろうか。第4章を基に総括すると、1970年代から1980年代初頭は他の林業事業体と同様に経営の再編が進んだ。しかしながら、2000年代後半は、他の林業経営体と違い、財産区による森林経営の改善が観察することができない。収入科目「財産売払」が正となる財産区を設置する市町村が減少し、支出科目「財産費（山林）」が0となる財産区を設置する市町村が増加した。ただし、全体として森林経営が悪化したものの、一定数は、分析対象期間を通じて支援活用型に分類され、自然資源管理を維持してきた。

<sup>1</sup> 2005年の統計の再編により、『世界農林業センサス』の中間年に実査される『農林業センサス』においても、林業分野が調査されるようになった。ここでは、『世界農林業センサス』と2005年の『農林業センサス』を総称して、『農林業センサス』と呼んでいる。

<sup>2</sup> 2005年の統計の再編により、実査対象が林業事業体から林業経営体となった。両者の定義については第2章を参照のこと。

そこで、2000年代後半に、財産区にみられた森林経営の悪化要因を探るために、第5章では、森林経営から撤退しつつある財産区を事例として取り上げ、財産区制度に固有の要因がどのように森林経営の撤退に影響を与えたかについて分析した。第6章では自然資源管理を維持する財産区を事例とし、人的資源の形成や制度を跨るリンケージの観点から、その持続可能性条件を導き出した。両者を比較することで、財産区制度固有の要因がどのように自然資源管理の成否につながってきたか、分析することができる。

ただし、森林経営の動向を解釈する上で2つの注意点がある。第1に、森林経営の動向を図る指標は、山林作業の状況、下刈り・間伐の実施水準、林産物販売、収入科目「財産売払」、支出科目「林業費」など、多数、存在し、林業事業者と財産区では異なる指標を用いたことである。第2に、『農林業センサス』は、実査対象の保有山林面積の下限値を設定している上に、その下限値は、年次を重ねていくにつれ、上昇していった。2005年以降は、さらに森林経営計画の樹立や過去5年間の山林作業の実施などが要件となった。つまり、『農林業センサス』では、経営には不利な小規模経営や、山林作業を実施していない林業経営体は、統計の対象から外れていったのである。他方で、「財産区の決算状況」の場合、すべての財産区が対象となった。したがって、財産区の場合、社会経済情勢によって影響をうける不動産などの財産売払収入や小面積を保有する財産区の動向が結果に影響を与えた可能性がある。

## 終.2 事例からみた森林経営の動向

### 終.2.1 事例の位置づけ

第5章で事例分析した神奈川県相模原市青根財産区は、1980年代に森林経営から撤退したグループの代表であり、第6章で事例分析した長野県佐久市大沢財産区は2000年代後半以降、森林経営を活性化したグループの代表である。両者とも県支出金収入が潤沢だった点は共通しているものの、森林経営への共同体の当事者意識や第3者（政府・会社・NPO法人・個人など）の関与のあり方には大きな違いがみられる。両者の管理体制や森林資源の状況を比較したのが表終-1である。

青根財産区は、現時点では県からの支出金が多額であるという点は特殊である。しかし、今後、森林所有者以外が森林管理のために費用を負担するという傾向はますます強くなると考えられるので、青根財産区は先行事例と位置付けられる。また、森林経営以外の多額の恒常的収入がある財産区も多いので、そのような財産区の代表事例ともいえる。

大沢財産区は、第3者からの支援が多いという点では現時点では突出しているかもしれないが、森林ボランティアが増加し、企業による社会的責任が重視されている現在、第3者支援を活かした森林整備の構築のあり方を考察するためには好適な事例といえる。大沢財産区と同じシステムを構築しないまでも、地域社会に当事者意識があれば、外生条件の変化に対応して地域社会が柔軟にシステムを変え、森林管理の持続可能性を追求すると考えられる。

青根財産区と大沢財産区は、第3者からの財政移転という点は共通しているが、当事者意

識の有無や森林整備の実施の有無という点では両極にある。多くの財産区はその間の何れかの場所に位置しており、今後の対応次第では、青根財産区のように当事者意識が薄れ、森林整備をしなくなったり、大沢財産区のように当事者意識が維持され、森林整備を維持したりする可能性がある。確かにどの要因が結果に効いてきたかという議論を慎重に進める必要があるが、青根財産区と大沢財産区を事例とすることで財産区による森林管理の両極を分析でき、財産区制度の可能性を活かすための政策対応を議論する上で有意義であるといえる。

## 終. 2.2 1980年代に森林経営から撤退

青根財産区の事例を見る限り、1990年代以降、森林経営が活性化しなかった理由は、①財産区有林が条件不利な地域に立地していること、②戦後に造林し収穫期を迎える前に林業が不振となったこと、③地域住民が当事者意識を持ちづらかったこと、④、②と③の結果、人的資源が持続的に形成できなかつたこと、による。

①について、青根地区の場合、人家に近い山林、すなわち搬出しやすく林業地としては条件が有利な山林は、個人有林となり、標高が高く山頂に近い山林が財産区有林となっている<sup>3</sup>。青根財産区は、地理的配置から、搬出経費が高額になることが予想される。そもそも丹沢山地の地形は急峻でかつ地質はぜい弱である。中・高標高域は傾斜35度以上の斜面が多く、このようなエリアでは高密度の路網整備は適当ではない<sup>4</sup>。青根財産区は、丸太を搬出するために索道を設置しなければならない上に、その索道は個人有林を通らざるを得ない。林業という点からは、財産区有林は、条件不利な地域に立地しているのである。

②について、青根地区は、1960年代まで製炭が盛んであり、本格的に造林を開始したのは1955年以降であった。吉沢（1984：148-149）は、公有林の造林時期を基に、公有林経営を成熟型と未成熟型に類型化した。成熟型とは、町村が、戦前に基本財産の収入によって歳出を賄い、税収入に頼る必要がない「不要公課村」を目指し造林し、戦後に林木資産を持つ型である。未成熟型とは、戦前は薪炭林、採草地利用を中心とした林野利用で、戦後の林業投資を中心とした型である。青根財産区は、未成熟型の典型であるといえる。青根財産区は、初代の人工林が成熟した頃に、林業の採算性が悪化し、伐り控えたので、人工林の間伐や主伐を通じて収入を得た経験がほぼない。

③については、4つの段階を経て、青根地区の地域社会は、財産区有林の管理に対して当事者意識を失った。

1950年頃、地方自治制度が整備されるとともに、天然林を人工林に樹種転換することが求められた。そのため、青根財産区では、地域住民による共同作業が中止され、薪炭原木の住民への安価な払い下げが認められなくなった<sup>5</sup>。

<sup>3</sup> 2012年9月6日津久井郡森林組合への聞き取りより。

<sup>4</sup> 神奈川県（2014）p.9。

<sup>5</sup> 山崎・井上（2002）所収の「覚書」より。

1955年には、津久井町の発足に伴い、青根村が廃止され、旧青根村の村有林を管理する目的で、青根財産区とその機関である管理会が設置された。この時、青根財産区に関する条例などの議決機関は、村議会から、津久井町議会へと移行した。地域住民の代表によって構成される管理会は、同意権を持つのみとなった。山崎・井上（2002）は、「…財産区となるに及び、その性格から運営の面においても複雑となり、管理処分行為に一層の規制が加えられ、法令により収入の使途が限定されることとな」ったと述べている。

地域住民は、これに不満を感じて、青根財産区を廃止し、青根財産区の地盤は津久井町に譲与し、毛上の財産について、地域住民が中心となる組合が津久井町と分収造林契約を結び、管理することを目指した。4年にわたる話し合いの末、1962年、約8割の世帯主191名が組合員となり、青根造林組合を設立し、青根造林組合は青根財産区と分収造林契約を結んだ。この時より、地域住民にとって、青根財産区が土地所有者、青根造林組合が森林経営者という役割分担が明確になった。1975年当時、青根財産区有地1,662haの内、青根財産区が直営する人工林は30ha、青根造林組合が造林する分収林は92haであった。

青根財産区は、1980年代初頭に1.5haの立木を伐採し、その跡地に再造林した後は、自己負担での森林整備を止めた。遅くとも1990年代には、森林施業計画を樹立しなくなり、森林経営については長期的な見通しを失いつつある。

青根造林組合は、道路改良のために、立木を伐採した他は、立木伐採経験はない。青根造林組合は、1986年まで地域住民の共同作業が続き、2003年頃まで役員による森林整備を続けていた。2006年に津久井町が相模原市に合併すると、地方自治法の規定にしたがい、青根財産区の管理者は津久井町町長から相模原市市長に変わった。2012年に青根造林組合が分収造林契約の期限を迎えるにあたり、青根造林組合は契約の延長を希望していた。しかし、①相模原市から青根財産区との間の分収造林契約の書類に不備があると指摘されたこと、②再契約するにしても境界確認のために多額の費用が必要となることから、青根造林組合は無償で分収林を青根財産区に返還することが相模原市から期待されている。

以上、4つの段階を経て、青根財産区に対する、地域社会の当事者意識は減退していったといえる。まとめると、①1950年頃の地方自治制度の整備により、村民による共同作業が中止され、利益分配の方法に規制を受け、②1955年の財産区の設置に伴い、管理会制に変わり、地域社会の自主性が低下し、③1962年の青根造林組合の設置により、青根財産区は土地所有者としての役割を担うようになり、④2012年に青根造林組合は市へ立木を無償で譲渡するように求められ、住民は森林整備が報われなかったと感じたのである。

地域住民の共同作業の対象となることが多い20年生以下の人工林が減少し、資源状況から共同作業が必要でなくなり、青根財産区の山林や森林経営についての知識や技術を伝達することが困難になりつつある。すなわち、図6-6で示したような人的資源形成システムが成立していない状況なのである。

現在の青根財産区の管理体制は、以下の通りである。青根財産区の機関は、管理会は各部落を代表する7名から構成されている。管理会は、法律上、執行権や議決権を持たず、同意



権のみを有する。青根財産区は、遅くとも 1961 年度からは毎年度、特別会計の歳入歳出決算書を作成しているが、その決算書を審議、議決するのは、津久井町議会、2006 年の合併後は、相模原市議会である。したがって、財産区管理会は、議決権を有する財産区議会と比較すると、市町村の介入の余地が大きいのである<sup>6</sup>。

市の財産区事務局は青根出張所長となる。地域に密着しているという利点はあるものの、①2006 年の合併に伴い、職員数が削減され、出張所を空け、山に入ることが困難となり、②林業の専門知識がない、ことから森林経営に関して指導することは難しい状況である。そのため、青根財産区の森林経営について助言するのは主に津久井郡森林組合の職員である。2012 年 9 月の津久井郡森林組合の職員への聞き取りによると、津久井地域では、主伐や間伐は、採算が合わず、1990 年代以降、森林所有者が森林施業計画を樹立したり、戦後造林した立木を搬出したりしたことはほとんどないという。津久井郡森林組合の職員は、青根財産区に対しても、立木売払収入より搬出経費が高くなると見込まれるので、主伐や間伐を勧めていない<sup>7</sup>。なお、津久井郡森林組合の事業の大半は、森林所有者からの事業受託ではなく、公共事業の受注となっている。

以上のように、青根財産区は、歴史的な利用形態から①条件不利な地域に立地し、②第 1 世代の人工林が伐期を迎える前に林業不振となった。加えて、財産区は、「公」に近い「共」であり、市町との関係が青根財産区の管理体制に影響を与え、青根財産区は、地域住民が当事者意識を持ちづらかった。そのため、山林を「資源」としてとらえ、資源に内在する「働きかけの対象となる可能性の束」<sup>8</sup>を認知し、吟味する主体が地域社会に育ちづらい状況となった。以上のような財産区固有の歴史的、制度的条件も、青根財産区における森林経営の不振の一因であると考えられる。

### 終. 2.3 1990 年代以降、森林経営を活発化

大沢財産区は、①小学生の森林作業体験、②住民の共同作業および③利益分配システムにより、人的資源が持続的に形成され、住民から選出された財産区議員が様々な第 3 者から様々な支援を受け入れ、森林経営を活性化させた。1990 年代後半頃には大沢財産区の森林経営も厳しい状況に置かれたが、そこから徐々に回復し、2013 年現在では、植林しつつも、積立金を増やすことができる状況となった。以下、活性化の推移について概説する。1990 年代後半は、バブル経済の崩壊により観光地開発収入や利子運用収入を得ることができなくなった。また、需要の変化により立木価格が下落した結果、林業収入も減少し、積立金を取

<sup>6</sup> 議会制と管理会制の違いについて、詳しくは、室田・三俣（2002）や山下（2011：75-77）を参照のこと。室田・三俣（2002：485）は、両者を比較して、「…コモンズの権限や主体性を制度的に色濃く残しているのが議会制であり、半ば公有的、つまり市町村の権限がコモンズに対して介入する余地の多くあるのが管理会制である」と評価する。なお、2014 年時点で、財産区は 4,004 団体存在し、機関別に見た内訳は、議会が 653 団体（16.3%）、管理会が 1,807 団体（45.1%）、総会が 16 団体（0.4%）、なしが 1,528 団体（38.2%）である（総務省 2015）。

<sup>7</sup> 2012 年 9 月 6 日津久井郡森林組合への聞き取りより。

<sup>8</sup> 佐藤（2011）p. 17。

り崩さないと経営できない状況であった。継続的に林業費は支出していたものの、一部の山林で荒廃が目立つようになった。2000年頃より、財産区は、財政難のため、地区への直接給付補助金を減少させ、国や県から造林補助金を受給し、小さな共同体へ作業委託をするようになった。これは、地域に2つの意義をもたらした。第1に、資源管理のための人的資源形成システムを維持できたこと。第2に、小さな共同体は、作業受託を通じて①地域資源の管理に寄与し、②構成員の親睦を図り、③財政面から組織の持続可能性を高め、多様なサービスの充実を図ることができたこと、である。

大沢財産区では、財産区議員が間伐遅れを問題として認識していたので、長野県の林業施策重点化を契機に、2003年度以降、より多くの補助金や寄付金を受け入れ、間伐を進め、山林の状況を改善することができた。2009年度以降は、大沢財産区は企業や一般市民の受け入れを本格化し、企業から寄付金を受け取るとともに、そうした企業の社員や一般市民が植林・下刈り作業を体験することで、植林作業を拡大していった。以上のように、大沢財産区では、地域住民に当事者意識があったからこそ、市況の悪化や国や県の補助事業の充実、市民社会の変化に対応して、より望ましいシステムへと改革できたのである。

この時、政府の役割は①財政支援、②専門知識、③仲介であった。①の財政支援については、国・県が税金や寄付金を受け入れ、それらを財産区が実施する森林整備補助事業の事業費として支給したものである。②の専門知識は、財産区議員は山林の状況、関係団体の要望、林業知識を総合して、経営方針を決めている。この林業知識について、財産区議員は、経験により得られた知恵や自分たちの山についての在地の知識はある。しかし、林業技術者ではないので、日々進歩する林業の専門知識は習得していない。そのため、長野県の林業普及員が林業指導をし、財産区議員の林業知識を補完することで、財産区議員は専門知識を習得できるのである。③の仲介については、「森林の里親事業」で果たした長野県の役割がある。当初、財産区は、ソネットエンタテインメント株式会社や前田建設工業株式会社とは顔の見えない関係であり、信頼が醸成されていなかった。財産区議員にとって、契約なしに、知らない相手に、5年間、森林という財産を預け、財産の改変を認めるには抵抗がある。長野県は、契約の履行を強制する権力を有しており、企業と財産区は、長野県への信頼があるから、契約の履行を期待できる。以上より、地域住民や財産区議員の当事者意識だけではなく、①財政支援、②専門知識、③仲介という3側面からの政府支援があったからこそ、森林経営を活性化できたといえる。

### 終. 3 協治論 (collaborative governance)

以上の観察事実は、「協治 (collaborative governance)」（井上 2004）の概念を実証し、その実効性を議論する上で有効である。井上真は『焼畑と熱帯林』（1995年）で、日本の林政学関係では最初に「コモンズ論」を展開した<sup>9</sup>。井上は、インドネシア共和国における森林管理・利用の現地調査を基に、2004年に協治という概念を生み出した。井上（2014：255）

<sup>9</sup> 三井（2008a）p. 180。

は図終-1 を描き、協治論を説明している。

主要な利害関係者の全体像として、具体的な場所で生活する地域の人々がいて、その上にいわば抽象的な国家・市場・市民社会という 3 つのセクターが乗っている図式を描定したい。議論や政策や行動の際の基盤はあくまでも地元で生活する個人である<sup>10</sup>。

北米コモンズ論と協治論の違いは、北米コモンズ論がコモンズを共同利用する組織の持続可能性条件の解明に力点を置いたのに対し、協治論では外部との協働を前提としたコモンズを構想したことである<sup>11</sup>。したがって、農林水産業の縮小に伴い、外部との連携の重要性が増している日本では、井上の協治論がより現実問題に即しているといえる。

事例研究で述べたように、財産区の場合、地域社会の当事者意識が持続可能な資源管理の必要条件であった。地域社会が当事者意識を持っていたからこそ、地域社会は自然資源の状況や必要な管理を理解し、多様な団体による多様なかかわり方を受け入れることができた。そのかかわり方は、単なる市場経済における労働と労賃の交換ではなく、非商品化経済部門を拡大し、関係者の福祉を増大するような形で、構築されたのである。

#### 終. 4 残された課題

本稿に残された課題として、次の 4 点があげられる。

第 1 に、本稿で得られた持続可能性条件が他の事例にも妥当するかどうか、他の事例で検証することである。

第 2 に、相模原市青根財産区と佐久市大沢財産区の場合、立地条件や樹種などが異なり、どの条件が結果に影響したかについては推測の域は出ていない。より厳密な議論をするためには、一つの条件を除いてすべての条件が共通する 2 事例を選択し、異なる一つの条件が結果にどのような影響をもたらしたかを実験経済学的に分析する必要がある。

第 3 に、本稿では林業事業体全体と財産区、あるいは財産区同士は比較できたものの、他の林業事業体との比較は課題として残った。今後比較すべき対象として、財産区と同様に入会林野を由来としつつも異なる所有形態となった林業事業体（例えば、記名共有、生産森林組合、認可地縁団体、市町村など）があげられる。なぜなら、他の入会林野由来の林業事業体と比較することで、財産区という法人格が入会林野の管理にどのような影響を及ぼしたか、分析することができるからである。林業センサスを用いたり、何らかの評価軸や評価項目を設定したりし、財産区とこれらの林業事業体を比較することで、財産区制度の特徴を整理し、財産区制度の可能性をめぐる研究を発展させることができる。

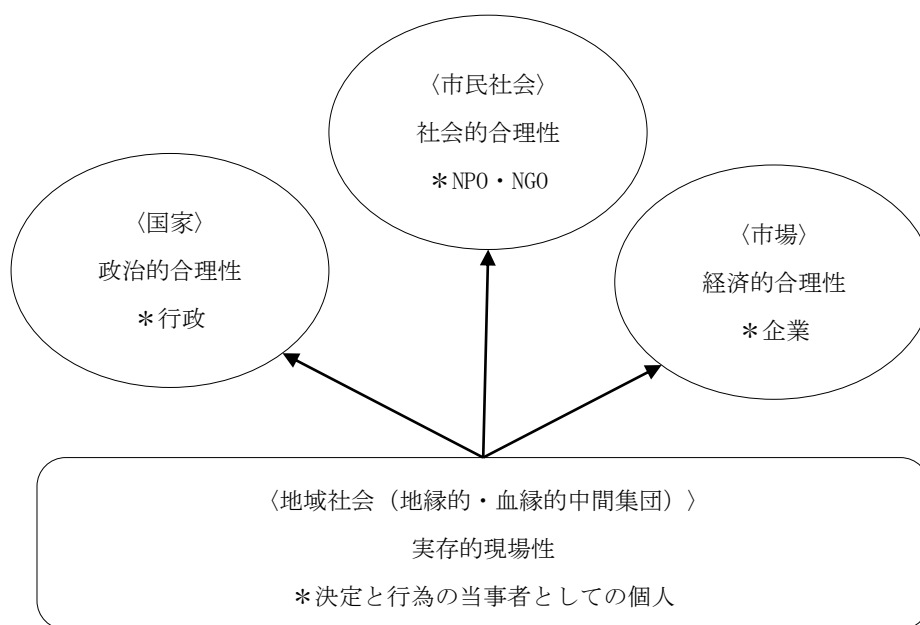
第 4 の課題は、本稿の研究成果が林政学分野にどのような貢献をできるか検討することである。本稿では、財産区を主題とした論文については渉猟することができたものの、林政

<sup>10</sup> 井上（2014）p. 255。

<sup>11</sup> 井上（2009）。

学的コモンズ論<sup>12</sup>については部分的にしか取り上げることができなかった。林政学分野では財産区を主題としないまでも、入会林野研究や公有林野研究の文脈で財産区について言及していることがある。今後、入会林野研究や公有林野研究の成果と本稿の研究成果を統合することで新しいことがいえるかどうかの思考実験が必要となる。

以上、①他の事例での持続可能性条件の検証、②同じ条件の事例の検証、③他の林業事業者との比較、④林政学分野における本研究の貢献の検討を通じて、本研究はより発展することができる。



出所：井上（2015）p. 255。

図 終-1 地域社会と3つのセクター

<sup>12</sup> 「林政学的コモンズ論」をレビューした文献として、例えば、岡田・佐々木（2006）、三井（2008b）がある。

表 終-1 相模原市青根財産区と佐久市大沢財産区の特徴

(単位：ha)

		相模原市青根財産区	佐久市大沢財産区
	財産区機関	管理会	議会
	財産区職員	なし	1名(週3日)
	市事務局	出張所	耕地林務課
	技術の助言	森林組合	県の林業普及員
森林経営計画		1990年代以降なし	継続して策定
管	直営林の森林整備	伐り控えのため、1995年度以降、実績なし	植林、下刈り、細い木の間伐は、住民や市民。その他の間伐や主伐は、他の林業事業体。
理	地域社会	財政支援 分収造林契約や貸付	財政支援 財産区委託による 各団体の共同作業 保育園児・小学生による作業体験
	市民社会	なし	企業の寄付 社員、市民、他の地区の保育園児・小学生による作業体験
人口		1955年 1,306人 2010年 602人	1955年 1,810人 2010年 1,422人
森 林 (1975年)	自己所有地	1,662	270
	直営林 A	995	270
	契約地	667	0
	公団造林	225	0
	県行造林	57	0
	会社分収	265	0
	住民分収	93	0
	住民貸付	27	0
	国有地に分収 B	0	192
	保有森林 A+B	995	462
人工林	30	440	
制限林	土砂流出防備保安林など 995	0	
戦後の資源		未成熟型	成熟型
地況		傾斜35°以上の斜面で 高密度路網は困難	1963年時点で 地位上、地利1

注：1) 成熟型とは、戦前から「不要公課村」を目標に経営努力して林木資産をもつ経営、未成熟型とは、戦前は薪炭林、採草地利用を中心とした林野利用で、戦後の林業投資を中心とした経営を意味する(吉沢1984:148-149)。

2) 地位とは林地の材積生産力を示す指数、地利とは木材の搬出・輸送距離の長短による搬出難易度等経済的位置の有利不利の度合いを示すものである。

出所：人口は、相模原市青根財産区が『住民基本台帳』、佐久市大沢財産区が『国勢調査』による。その他は、神奈川県(2014)、佐久市大沢財産区(1964)、山崎・井上(2002)、林野庁計画課(1978)より作成。

参考文献

- 井上真 (2004) 『コモンズ思想を求めて—カリマンタンの森で考える—』 岩波書店.
- 井上真 (2009) 「自然資源『協治』の設計指針—ローカルからグローバルへ—」 室田武編『グローバル時代のローカル・コモンズ』 ミネルヴァ書房, pp. 3-25.
- 井上真 (2015) 「農山村の自立と連携のための『協治』」 岡本雅美監修・寺西俊一・井上真・山下英俊編『自立と連携の農村再生論』 東京大学出版会, pp. 253-264.
- 神奈川県 (2014) 『神奈川の林業再生の取組【平成 26 年 2 月版】』  
<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/701342.pdf> (2016/5/9 アクセス).
- 佐久市大沢財産区 (1964) 『大沢財産区有林経営計画書 自昭和 39 年 4 月 1 日 至昭和 44 年 3 月 31 日』 (佐久市大沢財産区所蔵).
- 佐藤仁 (2011) 『「持たざる国」の資源論』 東京大学出版会.
- 総務省 (2015) 『地方自治月報』 57,  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/bunken/geppou57.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/geppou57.html) (2016/5/7 アクセス).
- 三井昭二 (2008a) 「林政学的コモンズ論の源流—入会林野論の 100 年とその時代背景—」 井上真編『コモンズ論の挑戦』 新陽社, pp. 20-31.
- 三井昭二 (2008b) 「コモンズ論における市民社会と風土」 井上真編『コモンズ論の挑戦』 新陽社, pp. 176-196.
- 三俣学 (2014) 「多様に広がるコモンズ論—人間社会の修復・再生・創造に向けて—」 三俣学編『エコロジーとコモンズ—環境ガバナンスと地域自立の思想—』 晃陽書房, pp. 1-22.
- 室田武・三俣学 (2002) 「地域の森林保全における財産区制度の現代的意義—岩手県葛巻財産区と静岡県白根と財産区の事例から—」 経済学論叢 53(4), pp. 480-505.
- 山崎公明・井上進司編 (2002) 『青根造林組合の設立の経過記録』 (私家版).
- 山下詠子 (2011) 『入会林野の変容と現代的意義』 東京大学出版会.
- 吉沢四郎 (1984) 「山村社会構造と公有林野」 筒井迪夫編『公有林野の現状と課題』 公有林野全国協議会, pp. 143-177.
- 林野庁計画課監修 (1978) 『公有林の現況』 公有林野全国協議会.

## 謝辞

本研究を進めるに当たり、多数の方からご指導やご協力を賜りました。寺西俊一先生、山下英俊先生、佐藤正広先生は、ゼミナールの指導教員として、辛抱強く指導していただきました。高柳友彦先生からは、研究会や講義で、資料の扱い方や研究の進め方など、折に触れて有益な助言を賜りました。上記の4人の先生方には本論文の審査員も引き受けていただきました。学外からは、石崎涼子先生（森林総合研究所）に審査員として加わっていただき、先生の森林政策分野における研究経験に裏打ちされた、貴重なコメントをいただくことができました。西條辰義先生（高知工科大学）は、私の研究に興味を持っていただき、研究会等で多数のコメントをして下さいました。永田信先生（東京大学）、古井戸宏通先生（東京大学）は、林政学研究室のゼミナールへの参加を快く引き受けて下さいました。林政学分野の研究蓄積に触れることができ、大変参考になりました。御厨貴先生（東京大学）、清水唯一朗先生（慶應義塾大学）からは、オーラル・ヒストリーの手法を学ぶことができました。諸先生方に深くお礼申し上げます。

泉留維氏（専修大学）、齋藤暖生氏（東京大学）、山下詠子氏（恵泉女学園大学）とは、財産区の共同研究を進め、財産区について議論を深めることができました。山下氏には、本稿の最終稿の一部を読んでいただき、適切なコメントをいただきました。また、傳詰氏、藤井康平氏、吉村武洋氏、石倉研氏、松尾紘子氏からも、最終稿について丁寧なコメントをいただきました。平田昭子氏や竹内久美子氏には、現地調査の出張手続きや論文の印刷の際など、様々な場面で研究が順調に進められるように気を遣っていただきました。改めてお礼申し上げます。

ここに全ての方のお名前を挙げることはできませんが、ゼミナールやコモンズ研究会、自然資源経済研究会では、参加者から研究について様々な角度からコメントをいただき、自分の研究を深める良いきっかけとなりました。

現地での資料収集や聞き取り調査では、多数の方にご協力を賜りました。現地調査は、新しい視点で資料を読むきっかけになりました。誠にありがとうございました。

なお、あり得べき誤りはみな筆者に帰すべきであることを、お断りします。

資料収集に当たり、一橋大学社会科学統計情報研究センター資料室や小林記念林業文献センターの皆様の特にお世話になりました。

最後に、本研究を行うに当たりご支援をいただいた、丹沢大山総合調査、科学研究費補助金・特定領域研究「持続可能な発展の重層的環境ガバナンス」、損保ジャパン環境財団「学術研究助成金」、一橋大学・農林中央金庫寄附講義「自然資源経済論プロジェクト」に厚くお礼申し上げます。

2016年5月

浅井美香